

平成25年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成25年3月 1日 開会

）

平成25年3月22日 閉会

吉田町議会

## 平成25年第1回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月1日)

○町長あいさつ	1
○開会の宣告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	3
○議会閉会中の委員会活動報告	1 3
○議案第3号～議案第37号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 5
○散会の宣告	8 1

### 第 2 号 (3月4日)

○開議の宣告	8 2
○議事日程の報告	8 2
○議案第38号の上程、説明	8 2
○散会の宣告	8 5

### 第 3 号 (3月6日)

○開議の宣告	8 6
○議事日程の報告	8 6
○議案第19号の質疑、討論、採決	8 6
○議案第33号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第34号の質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第38号の質疑、討論、採決	1 3 1

○散会の宣告	1 3 2
--------	-------

第 4 号 (3月14日)

○開議の宣告	1 3 3
--------	-------

○議事日程の報告	1 3 3
----------	-------

○一般質問	1 3 3
-------	-------

佐藤正司	1 3 4
------	-------

増田剛士	1 4 7
------	-------

平野積	1 5 9
-----	-------

山内均	1 7 4
-----	-------

藤田和寿	1 8 8
------	-------

○散会の宣告	2 0 0
--------	-------

第 5 号 (3月22日)

○開議の宣告	2 0 1
--------	-------

○議事日程の報告	2 0 1
----------	-------

○委員会活動報告	2 0 1
----------	-------

○第35号議案訂正の件	2 0 4
-------------	-------

○議案第9号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 0 5
------------------------------	-------

○議案第6号～議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 2 0
------------------------------	-------

○議案第3号の質疑、討論、採決	2 2 7
-----------------	-------

○議案第4号の質疑、討論、採決	2 2 8
-----------------	-------

○議案第5号の質疑、討論、採決	2 2 8
-----------------	-------

○議案第7号の質疑、討論、採決	2 2 9
-----------------	-------

○議案第8号の質疑、討論、採決	2 3 0
-----------------	-------

○議案第10号の質疑、討論、採決	231
○議案第11号の質疑、討論、採決	232
○議案第12号の質疑、討論、採決	239
○議案第13号の質疑、討論、採決	239
○議案第14号の質疑、討論、採決	242
○議案第15号の質疑、討論、採決	247
○議案第16号の質疑、討論、採決	255
○議案第17号の質疑、討論、採決	255
○議案第18号の質疑、討論、採決	256
○議案第35号の質疑、討論、採決	257
○議会閉会中の継続調査について	258
○町長あいさつ	258
○議長あいさつ	261
○閉会の宣告	262

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成25年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

定例会を前にして、議員の皆様の方で健やかなお顔に接してうれしく思っております。

私、3年ほど前から花粉症にかかりまして、この時期になりますと鼻が詰まってのどが詰まって、最後は頭が詰まって本当に困っております。

そんなことを考えながらある新聞のコラムを読んでおりましたら、こんな文がございました。当然今の時期は杉でございますので、「ああ杉よ、杉よ、杉の木め」こんなふうになっている。こんちくしょうということなんでしょうか。「ああ杉の木よ、杉の木よ、杉の木め」。

今定例会にひるがえって考えますと、「ああ議会よ、議会よ、議会め」に、そういうこんちくしょうにならないように、ぜひとも町民の利益を考えまして、大所高所から御判断されて、「ああ議会よ、議会よ、議会様」と、こういうふうな落ちになりますように、ぜひとも皆様の活発なる御議論をお願いしたいと思っております。

それでは、ひとつよろしく申し上げます。

---

### ◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、3番、山内 均君、4番、平野 積君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月22日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

本年1月28日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第3回政策研修会が静岡市で開催され、公共施設やインフラの老朽化にどのような対処をしていくのか、シティマネジメントの可能性について、「朽ちるインフラ問題は解決できるか」と題した、東洋大学経済学部教授の根本祐二氏による講演がありました。

2月15日金曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、初めに、第27回町村議会広報全国コンクール表彰伝達式があり、フォトグランプリ賞として長泉町議会が表彰されました。

次に、町の当面する諸問題について、静岡県経営管理部自治局長、齋藤和裕氏による説明がありました。

引き続き、審議に入り、平成25年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について、原案のとおり可決されました。

報告事項では、平成24年度全国町村議会議長会自治功労者表彰者について、議員在職15年以上として長泉町議会議員3名の表彰報告と、本会の平成25年度年間行事予定についての報告があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針について申し上げます。

東日本大震災から2年が経過しようとしておりますが、その爪跡は深く、被災地の現状を見ますと、いまだ復興にはほど遠い状況でございます。特に、東北の沿岸部を襲った大津波は、沿岸部に壊滅的と言える甚大な被害をもたらし、私たちを恐怖のどん底に陥れるものであります。

この東北の沿岸部に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発災を機に、当町は、津波による災害から町民の皆様の生命、財産を守り、そして企業の皆様が安心して生産活動を継続できるための施策を、迅速かつ強力に推進することを第一義として、平成23年11月に町独自で作成した「100年に一度の大津波を想定した津波ハザードマップ」に基づき、具体的な対策案を策定して、国・県の支援のもとで新たな視点に立った安全・安心を、町民の皆様方に提供する取り組みを進めているところでございます。

その一環としまして、目下、津波避難タワーの建設を急いでおり、これまでに15基のタワー設置を目指す中で、3基のタワー建設につきましては既に工事を発注しております。残りの12基につきましては、本年1月11日に閣議決定され2月26日に成立しました「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を実施するために編成されました国の補正予算を活用し、この取り組みをさらに加速させ、完成時期の大幅な前倒しを図り、平成26年3月までに完成させるべく、平成24年度一般会計補正予算（第4号）を編成したところでございます。

また、今回の補正予算には、21億3,800万円の都市防災総合推進事業補助金を計上してございましたが、このほど成立しました国の補助予算では、満額の内示を受けたところでございます。この補助金は、都市防災総合推進事業補助金の交付を受けている全国の自治体の中で最も多い交付額となっております。ちなみに国の大型補正予算の中で、国土交通省関連では、防災安全交付金、これは今後の国土強靱化に基づくものでございますが、それと従来の社会資本整備総合交付金、この2つを合わせたもので、単独の市町村では全国で第7位でございます。1番から6番は全て政令市。吉田町のような風が吹けば飛ぶような3万人の町が、全国第7位となっております。



また、静岡県を含めて、静岡県の35市町に、この防災安全交付金と社会資本総合整備交付金の2つを合わせた額のうち、吉田町だけで11.1%、群を抜いた交付金の額を受け取っております。これは、東日本大震災以降、当町が強力に進めてまいりました津波対策に対しまして、確たる根拠を持った対策であり、国が支援することに値する事業であると評価していただいたものと認識しております。これも議員各位を初め、町民の皆様の強力な御支援、御協力の賜物であると思っております。

この機を逃すことなく、一日も早い施設の整備を行い、町民の皆様の安心度を高められるよう、前倒しで事業を実施してまいります。

今議会定例会には、これまでの町の勢いを継続しつつ、さらに発展させるべく、さまざまな重要な施策を盛り込んだ一般会計の平成24年度補正予算（第4号）及び平成25年度当初予算を議案として上程をさせていただきましたので、議員各位を初め、全ての町民の皆様に、御理解と御協力を賜りたく存じます。

上程いたしました一般会計における平成24年度補正予算は45億2,900万円、平成25年度当初予算は96億8,900万円であり、この2つの予算を合算いたしますと142億1,800万円となります。このうち、国の緊急経済対策に呼応した町の補正予算は約47億7,000万円であり、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算に含まれる普通建設事業費総額は約64億7,600万円となりますが、財政の健全性を保ちつつ、こうした大規模な事業予算を編成することができますのも、国・県との密接な連携を保つことができているためであると自負をしております。

平成24年度補正予算に計上しました事業の大半が、平成25年度に繰り越されることとなりますことから、平成25年度におきましては大規模な予算を適正に執行することにより、着実な成果を上げるために、総力を結集して取り組んでまいり所存でございます。

また、平成25年度当初予算編成におきましては、今年度からスタートさせました「吉田町まちづくりステップアップ行政評価」を活用し、計画と行政評価と予算との連動を初めて実現させました。まず、平成23年度における実施計画事業ごとの決算をもとに、全事業の行政評価を行い、各事業の方向性を定め、それを踏まえて平成25年度から平成27年度までの新たな実施計画を作成した上で、それらの内容を基礎条件として平成25年度予算を編成するようにしてでき上がった最初の予算でもあります。

予算編成過程で、国の緊急経済対策が決定されるという状況のもとで、一般会計の平成24年度補正予算（第4号）と平成25年度当初予算を同時期に編成することになりましたことから、行政評価と実施計画と予算を見比べますと、予算だけが連動を実感できにくいものとなりましたが、このシステムの中で最大の効果を生むように編成した予算であることには変わりはありません。

今後、このシステムの制度をさらに向上させる努力を続けることにより、皆様方に御理解いただけるよう健全な財政運営に心がけ、最少の経費で最大の効果を生む予算編成を行ってまいりたいと考えております。

一方、静岡県との関係でございますが、県が提唱し、全県を対象として進めております「内陸のフロンティア」を開く取り組みについて、当町のかかわり方などを申し上げますが、県では「内陸のフロンティア」を開く取り組みの全体構想を進める方策の一つとして、この構想に沿った取り組みを、具体的に進めようとするアイデアを有する市町の区域を、総合特別区域法に基づく地域活性化総合特別区域、いわゆる総合特区の指定を受け、このモデル区域における取り組みを県全体に波及させようとしております。

このため、県では県内の各市町にアイデアを募集し、総合特区指定の対象案件を把握するとともに、速やかに総合特区指定申請を行うことができるようアイデアを有する市町や団体などと協力しながら、規制緩和等の内容を取りまとめ、内閣府との調整を進めてまいりました。

この県の内陸のフロンティア構想は、新東名高速道路が開通したことから、津波災害が懸念される沿岸部から、都市機能や住民を新東名高速道路沿線の内陸部に移動させ、沿岸部には緑地や農地などを配していくような内容であり、まさに沿岸部の空洞化を危惧しなければならぬものでありました。このため当町は、内陸部も沿岸部もバランスよい発展を遂げるように構想することが適当であることを主張し、方向性の修正を図るとの指摘を行ったところ、県当局におきましても当町の提案に沿った内容での軌道修正を図っていただき、広く参加者を募るよういたしましたことから、同じコンセプトを共有することができるようになりました。このため、沿岸部に所在する町として「防災減災・地域成長モデル総合特区」を目指すこの構想に参加することとしたものであります。

この総合特区の指定に向けましては、当町は県と一体になりまして、みずからヒアリング等に臨み、平成25年2月15日に内閣府の第3次指定を受けることができました。ただし、内閣府ではかねてから当町が危惧したと同じ印象を抱いたものではないかとおもんばかれるように、この指定の決定を行うに際し、「内陸部と沿岸部の関係（沿岸部の空洞化に留意する等）」との留保条件が付されました。

当町の提案は、万が一被災し仮設住宅を設置しなければならないような事態が発生した場合に、仮設住宅の設置場所を容易に確保でき、かつ設置した仮設住宅等に居住される皆様の生活が困らないように、物資供給が円滑に行われる仕組みをつくりながら、地域活性化の促進を達成しようとするものでございます。決して、沿岸部の空洞化を招くような構想とならないよう、県と協力して、ただいま進めております「津波防災まちづくりによる安全・安心なまち」の実現のためにも、前向きに取り組んでまいります。

それでは、吉田町の将来都市像であります「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」を目指し、平成25年度に予定しております事業展開の概要につきまして御説明申し上げます。

まずは、当町の最重点課題であります津波防災まちづくり事業におけるハード事業についてでございます。

当町の津波防災まちづくり事業におきまして、町民の皆様最初に提供すべきものは、命を守る津波避難タワーでございます。現在、住吉地区に2基、川尻地区に1基の計3基の工事を実施しております。特に、住吉地区に設置いたします津波避難タワーは、全国にも例を見ない道路上に設置するタワーでございます。今後実施する12基のうち、住吉地区にあと3基、道路上にタワーを設置する計画でございます。津波避難タワーの完成を心待ちにしてくださる多くの町民の皆様の期待に沿うべく、15基の強固で安全な津波避難タワーを完成するために、引き続き事業を進めてまいります。

また、津波による浸水被害や地震災害に遭われた方々の避難地として、北区地区に防災公園を設置することは、津波避難タワーと同様に重要な防災対策と考えております。この北区防災公園は、被災時の仮設住宅の建設や被災者の生活支援の場として活用するために、北区防災公園へ通ずる富士見幹線の道路改良とあわせて整備をしております。

このほかにも、地域の防災拠点の一つであります消防団詰所の建て替えや、吉田漁港津波堤の強化など、町が単独で行える事業については、前倒しで実施をしております。しかしながら、大井川から坂口谷川までの防潮堤の整備や堤防のかさ上げ、海拔15メートルのスーパー津波堤建設、坂口谷川の河口における水門の設置などは、当町では整備ができないものでございますので、今後も引き続き国や県に働きかけを強め、新たな安全を町民の皆様へお届けしたいと考えております。

このように、目に見える防災施設整備等につきましては、行政が責任を持って整備いたしますが、町民の皆様が防災対策に対して無関心であったり、防災意識が低かったりすれば、助かる命も助からない事態が生ずる可能性もございます。そして、町民の皆様お一人お一人が「津波防災まちづくり」の主役であることを理解していただくために、今後はソフト事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

平成25年度におきましては、自治会役員の皆様や自主防災会の皆様、御自分の目で被災地を見て、実際に災害を経験した方からお話を聞く機会を提供するための「被災地視察研修」や、災害時に地域のリーダーとして地元住民を守ることができるように「地域防災指導者養成講座」を開催することで、地域の防災意識や防災力の向上を高めるための事業を実施してまいります。

また、実際に災害が発生した際の情報伝達の充実や強化を図るために、携帯電話を活用した防災メール配信システムの構築や、ふじのくに防災情報共有システムの整備の強化を図り、町民の皆様へいち早く情報を伝達できるよう整備を行ってまいります。

また、この防災メールは、災害情報だけではなく、町からのさまざまなイベント情報やお知らせにも活用できるものでございますので、広く町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

ただいま「津波防災まちづくり」における主な事業について申し上げましたが、この「津波防災まちづくり」は、町が責任を持って行うべきものと、町民の皆様とともに作り上げ

ていくもののが車の両輪のようにうまく回ることで、本来の「津波防災まちづくり」へと前進していくものと考えております。

今後も、引き続きスピード感を持って着実に事業を進めてまいりますので、皆様方の御理解、御支援をよろしくお願い申し上げますところでございます。

続きまして、平成25年度において実施をする主な事業の概要につきまして、第4次吉田町総合計画に沿いまして、御説明申し上げます。

まず、「健康でいきいき暮らせるまちづくり」を目指す、「健康・福祉」関連事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、健康づくり事業でございます。

当町では、誰もが健やかに暮らせる社会を実現するために、さまざまな年代の方を対象に、健康運動事業や生活改善事業などの健康づくり事業を積極的に進めております。しかしながら、全国的に悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肺炎が主要な死因を占めており、当町におきましても、医療機関への受診状況を見ましても、高血圧症、糖尿病、心疾患等が上位を占めておりますことから、健康を維持・増進させるためには、病気の早期発見と早期治療、そして予防が重要な鍵になるものと考えております。

そのため、病気の早期発見と早期治療につなげるために、平成25年度からは、新たに1回の受診で複数のがん検診ができる「総合がん検診」や「複合がん検診」の導入、若年層の罹患が増加していると言われる「子宮頸がん」及び受診率が伸び悩む「乳がん」「大腸がん」の検診において、一定の年齢の方に無料クーポン券を配布するなど、受診しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、予防事業といたしましては、生活習慣病予防施策である特定健康診査等の受診結果から、生活習慣病の予防に向けた生活習慣改善指導をきめ細かく実施し、健康運動事業とともに、より積極的な健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業でございます。

子供が健やかに育つ環境をつくるための施策として整備を進めております「すみれ保育園建設事業」につきましては、国の都市防災総合推進事業を活用することにより、救護室や倉庫、そして幼い子供を擁護する保護者のための母子専用避難センターなどの防災機能をあわせ持った保育園建設を進めているところでございます。

保育機能といたしましては、子育て世代の保育ニーズに合わせた保育園を目指し、10カ月児、11カ月児の受け入れに余裕を持たせた保育室を確保するとともに、町内の保育園では初となる病後児の受け入れ専用の部屋を設け、病気回復期の子供を保育する働く親が、安心して生活できるように支援してまいりたいと考えております。

また、発達が気になる子への支援につきましても、その子に合わせた保育が必要とされておりますので、新たに建設するすみれ保育園には、小集団での保育が可能な発達支援施設を併設し、子供の健やかな成長の一助となるよう努めてまいります。

この取り組みを進めるに当たりまして、園長と園長補佐を除く保育士を、発達支援事業を実施している施設へ派遣しスキルアップを図ってまいりましたので、すみれ保育園以外の保育園につきましても、通常の保育に加え、発達が気になる子が集団から離れて小集団で療育する場を設け、個別に支援できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

この事業は、各保育園において新しい試みでありますことから、保護者の皆様の御理解をいただきながら実施してまいり所存でございます。

次に、高齢者福祉事業でございます。

平成25年2月1日現在の吉田町の高齢化率は20.60%、65歳以上高齢者人口は6,263人ございまして、昨年8月に高齢化率が20%を超え、高齢化率は上昇しております。当町の年齢別人口の状況から見ますと、これは団塊の世代が65歳に到達する平成28年度まで続くものと思われま。

このように高齢化が進む状況下におきましては、平成24年9月に閣議決定されました「高齢社会対策の大綱について」の中で述べられておりますように、意欲と能力のある高齢者は「支えられる側」から「支える側」に回っていただき、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティや生活環境のあり方等の仕組みを転換させていく必要があると考えております。

当町は「65歳からの平均自立期間」いわゆる「お達者度」が高い町でありますことから、この地域特性を生かし、今後ますます「支える側」の高齢者力アップを目指した高齢者社会参加推進事業や介護予防事業を展開してまいりたいと考えております。中でも、平成25年2月1日現在で会員数275人、年度当初会員数205人から会員数が1.34倍に増加しております一般社団法人シルバー人材センターにつきましても、元気な高齢者が活躍する場として、家事援助、子育て支援など、地域に根差した事業展開を推進していただくための後方支援を行ってまいります。

介護予防事業につきましては、筋力が低下して通常の運動教室等に参加する体力がない高齢者を対象に、新たに「自立体力向上トレーニング事業」を開始する予定でございます。この事業は6カ月ごとに参加者の体力を測定し、必要な体力がついたと判断できたら、次のステージを目指していく方式を取り入れ、参加者が達成感を味わいながら効果を上げていきたいと考えております。

このほか、平成25年度は、第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定に係る実態調査を実施することから、高齢者が暮らしやすい環境を整備するため、特に増加している「ひとり暮らし世帯」や「高齢者のみの世帯」の生活の実態について、詳細に調査してまいります。地域のつながりが希薄化していると言われる中でも、高齢者の皆様がいつ

までもいきいきと暮らすことができるための施策を、今後も推進してまいりたいと考えております。

続きまして、「安全で安心、快適なまちづくり」を目指す、「生活環境」の整備について申し上げます。

まずは、上水道事業でございます。

上水道の施設整備につきましては、大幡地区に新たな水源を築造するために測量設計業務委託を計画しております。新たな水源が完成すれば、水量比率の平準化が図られ予備水源の確保にもつながりますことから、安全で安定した水の供給が今以上に可能となります。老朽管の布設替え及び管路の耐震化とあわせて計画的に事業を推進してまいります。

次に、下水道事業でございます。

まず、管渠整備につきましては、住吉地区と片岡地区におきまして、約2.3キロメートルを施工する計画でございます。

下水道施設の耐震化につきましては、平成21年度から下水道総合地震対策事業を進めておりますが、平成25年度におきましては、吉田浄化センターの汚泥処理棟などの耐震化工事を実施するほか、供用開始から18年が経過しております電気設備につきまして、長寿命化計画を策定する予定でございます。

また、避難地であります住吉小学校の下流において管渠の耐震化を図るほか、同じく避難地として指定されております吉田中学校に、災害時に利用できるトイレの設置を進めてまいります。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す、「教育・文化・交流」事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、自彊小学校に開設を計画しております通級指導教室でございます。

町の将来を担う子供たち一人一人の個性を伸ばしながら、学力向上に向けた教育環境の整備を行うことは、大変重要なことであると認識をしております。特に小学校におきましては、児童の成長のスピードに個性が見られることから、集団で学習指導するには難しい一面もございます。そこで、発達が気になる児童に対しきめ細かな対応を行うとともに、児童の学習意欲の向上や生活習慣の改善を図るため、通級指導教室を開設する準備を進めております。この新たな取り組みは、平成26年度の開設を予定しておりますので、平成25年度におきましては、自彊小学校1階会議室の改修工事や、通級指導教室を実施するための専門家チームの設置を進めてまいります。

次に、住吉小学校の校舎補強についてでございます。

町内の小・中学校の校舎や体育館などの建物につきましては、補強工事や建て替えを実施し、全ての建物について建築基準法に定める耐震基準を満たしているところでございます。特に住吉小学校につきましては、学校に通う児童や周辺住民のための避難施設として、平成23年度に校舎屋上に避難するための避難階段及び避難フェンスの設置を施し、災害時の避難施設としての整備を行ってまいりました。しかしながら、東海地震が懸念される本県において、県が独自に定めました耐震診断基準からは、中央小学校の校舎一部と住吉小学校の校舎本館及び校舎特別教室棟について、「耐震性能がやや劣る」との判定になりました。この結果を受けまして、災害時の施設避難としての耐震性能を高めるべく、住吉小学校の補強工事を早急に実施してまいります。

続きまして、「自然と調和した人にやさしいまちづくり」を目指す、「都市整備」事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、避難道路整備事業についてでございます。

災害時において、町民の皆様がいち早く安全な場所に避難できるよう、都市防災総合推進事業を活用して避難路整備事業を実施しております。この事業につきましても、津波避難タワーと同様に、早期に安全・安心を提供できるように、新たに中瀬北原1号線、西の坪大浜1号線、東向2号線、平島8号線を避難路として決定をし、工事計画を前倒しして予算を計上いたしました。町民の皆様を支障をきたすことのないよう、一日も早い完成を目指し事業を進めてまいります。

また、町道舞台民附線でございますが、平成24年度に測量調査が完了いたしましたので、平成25年度末までには、都市計画道路住吉幹線から町道馬場東村線までの延長500メートルの区間の全ての用地を取得する計画でございます。

次に、幹線道路整備事業でございます。

平成25年度末の完成を目指して事業を進めております都市計画道路榛南幹線、東名川尻幹線の2路線につきましては、国や県の協力を得て、供用開始に向けて事業を推進してまいります。

榛南幹線につきましては、町の事業区間であります旧あやめ保育園南側の町道新田西の坪線から海岸幹線までの延長355メートル区間におきまして、順調に工事が進んでおりますことから、平成25年度におきましては、道路改良工事、排水路工事、舗装工事と、着実に実施してまいります。

次に、東名川尻幹線の整備でございますが、町の事業区間であります町道高畑高島線から国道150号までの区間の舗装工事や、国道150号との交差点の改良工事を実施してまいります。

また、その工事区間から北側に位置します富士見幹線から国道150号までの区間につきましては、島田土木事務所が主体となって整備を進めております主要地方道島田吉田線バイパ

すでございますが、既に本格的な道路工事に着手し、平成25年度の完成に向けて、引き続き用地取得並びに改良工事を強力に推し進めていくと伺っております。当町にとりましても重要な主要幹線でございますので、完成を期待するものでございます。

続きまして、「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」を目指す、「産業振興」事業について御説明申し上げます。

初めに、地域活性化に向けた吉田町産業振興事業補助金でございます。

活気ある町づくりは、商工、農業、漁業などの地域産業の活性化が必要不可欠であると考えております。このため町では、さらなる地域産業の活性化を図るため、高付加価値化や新技術の導入など、創意工夫に満ちた取り組みを行う町内の団体に対しまして、事業の2分の1以内で最大100万円を限度として補助金を交付する吉田町産業振興事業補助金制度を創設いたしました。

この制度を手段として、当町の地域資源を生かした商品の研究開発やサービスを提供する事業、また地域ブランド化の育成など、町の産業振興に貢献する事業等を町内の団体が実施することによりまして、その歩みが地域に広がり、そして町全体へと波及しながら、町の産業振興に大きく貢献するものと期待するものでございます。町といたしましては、多くの団体がこの補助金を活用してくださるよう広く周知を図るとともに、地域産業を育成・支援してまいります。

最後に、「基本計画推進に向けて」の取り組みについて御説明申し上げます。

私が町長に就任した際に取り組んだ事業の一つでございます「日曜開庁」の事務も、平成15年から数え10年が経過をいたしました。この業務は、住民のニーズが高い住民異動手続や各種証明書の発行、納税相談等の業務に対応し、平日役場に来ることができない方や、落ち着いて相談をしたい方に、大変御好評をいただき、町民の皆様には既に定着した事業であると考えております。

役場の窓口にお越しいただく町民の皆様の御用件は、お一人お一人の御事情が異なり、それに加え平成20年5月1日からは、住民票の写し等の交付の際には本人確認が義務づけられましたことから、繁忙期には長時間お待たせする事態になっております。そのため、窓口の混雑緩和を図り、さらなる町民サービスの向上を目的として、夜間や休日に証明書が取得できる「自動交付機システム」を、平成25年秋ごろを目指して導入をする予定でございます。

今後は詳細な検討を重ね、町民の皆様へのサービス向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、平成25年度を迎えるに当たり、国の緊急経済対策に呼応して加速させる津波防災まちづくり予算の方針や、概要並びに基本姿勢でございますが、平成25年度は、平成24年度の一般会計補正予算及び平成25年度一般会計からおわかりのとおり、額及び事業量ともに



過去最大の編成となっております。

先人から受け継がれた豊かで勢いのあるこの町を、今後も持続していくための、まさに正念場の年であると思っております。

こうしたことから、議員各位におかれましては、当町の津波防災町づくりに対しまして、ともに前進し、あすの吉田町の礎を築くため、今後も格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（八木 栄君） 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

7番、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 総務文教常任委員会から、議会閉会中の調査活動について報告をいたします。

委員会は、所管事務調査の「町と自主防災会との連携について」を調査しました。

平成25年1月24日、25日に、三重県美浜町、熊野市、大樹町に委員7名、事務局1名で、所管事務調査の委員会視察を行いました。2月8日委員会を開催し、視察のまとめを行い報告書を作成しました。美浜町議会と熊野市の防災担当課は、昨年当町の津波防災まちづくりの視察に見えた経緯があり、両市町では快く受けいただきました。

美浜町は、自主防災会組織の活動の活性化を促進すると同時に、住民の防災意識の向上を図るため、昨年5月に自主防災組織の育成強化のため、全庁的プロジェクトとして取り組み、全職員が自主防災組織担当を公務として、住民と職員相互が顔見知りになり、前向きな関係が築かれ、自主防災組織のレベルアップのための全職員が支援を行っていました。また、三重大学の准教授を招き、職員の防災教育の研修を実施しておりました。

熊野市は、昨年4月から防災対策推進課を立ち上げ、担当職員による防災講話を約50回、2,000人が受講され、また担当課職員が地域に入り、自主防災会と対話し、地域住民とともにタウンウォッチングや防災マップの作成、津波避難計画の作成、津波避難訓練の実施とまとめを実施しておりました。

委員の感想として、自主防災組織の活性化、地域住民の防災意識向上には、目的を達成させるための、当局及び職員の使命感と情熱が必須である。住民とのかかわりについては、命令ではなくともに考える姿勢が大切であること。また熊野市の担当職員は、昨年4月から福祉部門から防災担当に変わり、初めは防災対策に何を取り組めばよいかわからなかったが、昨年吉田町の津波防災まちづくりを視察した後、当町の津波ハザードマップを参考にし、熱意を持って取り組んでいるという話を聞きました。他の自治体を参考にすることも大切であるとの意見が出されました。

まとめでは、住民の命を守るハード面の整備とともに、ソフト面として「自分の命は自分で守る」という意識づけと、町と住民と一緒に防災対策の強化に努めていく姿勢の発信が、町として必要であるとの結論に達しました。

次回委員会は、3月7日に開催し担当課の説明を受けることを決め、委員会を閉会。

以上、総務文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成24年12月17日午前11時10分、役場4階第2会議室におきまして、委員7名、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

所管事務調査に係る委員会視察の件について協議を行いました。視察先の候補地3カ所を選定、視察先へ依頼していくことを決定し、委員会を閉会しました。

平成25年1月21日午後1時30分より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

所管事務調査に係る委員会視察の件については、視察先の事情で中止となりました。これまで調査内容をまとめ、資料に基づき報告書を作成することにしました。また、3月議会開会中に報告書の確認をし、議長に報告書を提出し、当委員会の調査活動を終了することを決定し、委員会を閉会しました。

以上で、当委員会の議会閉会中の調査活動報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第3号～議案第37号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第5、第3号議案から、日程第39、第37号議案までの35議案を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について8件、条例制定について8件、補正予算について7件、当初予算につきまして7件、都市公園の区域の決定について1件、用地の取得について1件、規約の変更について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件の合計35件でございます。

なお、今回上程いたします第4号議案から第9号議案まで、第11号議案、第12号議案、第14号議案から第18号議案までの13議案につきましては、国と地方自治体の関係を対等な立場で対話のできる新しいパートナーシップへの関係と転換を図るため、これまで国が一律に決定し地方自治体に義務づけをしてきた基準や施策等の見直しを図り、各地方自治体が条例の制定等により地域の自主性、自立性を高めることを目的としました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）、いわゆる地域主権一括法が平成23年5月2日及び平成23年8月30日に、それぞれ公布されましたことに伴いまして、条例の一部改正、または新たに条例を制定する必要が生じたことから、今議会におきまして議案上程をさせていただくものでございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第3号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成20年法律第51号）が、平成24年6月27日に公布された「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されましたことに伴いまして、本条例中で引用している法律の名称を変更する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第4号議案は、吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、都市公園法の一部が改正されましたことに伴いまして、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を、新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第5号議案は、吉田町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、下水道法の一部が改正されることに伴いまして、都市下水路の構造及び維持管理に関する技術基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における都市下水路の構造の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を、新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、下水道法の一部が改正されたことに伴いまして、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する技術基準等、条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する技術基準等を、新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、一般廃棄物処理施設の技術管理に係る資格要件を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における一般廃棄物最終処分場の技術管理者の資格要件を、新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして、公営住宅の入居収入基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における町営住宅の入居収入基準を、新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業の指定の基準並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護サービス事業の指定の基準並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、新たに規定する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害者保健福祉施設を講ずるための関係法律と整備に関する法律（平成24年法律第51号）が平成24年6月27日に公布され、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されましたことに伴いまして、本条例中で引用している法律の名称等を変更する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、介護保険法等の一部が改正されたことに伴いまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を、新たに規定する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、介護保険法等の一部が改正されたことに伴いまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、新たに規定する内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、吉田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

本議案は、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼす恐れのある新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が平成24年5月11日に公布されたことに伴いまして、同法第37条の規定に基づき、新型インフルエンザ等に対する迅速な対策を講ずる体制を構築するため、新たに吉田町新型インフルエンザ等対策本部を設置する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律、いわゆるバリアフリー法の一部が改正されたことに伴いまして、都市公園に設置する管理事務所、トイレ等の特定公園施設に係る設置基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における特定公園施設の設置基準を、新たに規定する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律、いわゆるバリアフリー法の一部が改正されたことに伴いまして、道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法等に係る設置基準を条例で規定する必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、町が管理する道路の構造の技術的基準及び道路標識等の寸法基準を、新たに規定する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、吉田町が管理する準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、河川法の一部が改正されたことに伴いまして、河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、町が管理する準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を、新たに規定する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、吉田町営住宅等整備基準に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴いまして、公営住宅等の設備基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、町が管理する町営住宅を整備するに当たっての整備基準を、新たに規定する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権一括法により、水道法の一部が改正されたことに伴いまして、水道の布設工事の基準及び布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における水道の布設工事の基準及び布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格基準を、新たに規定する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成24年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45億2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億614万7,000円とするとともに、すみれ保育園建設事業費、富士見幹線整備事業費、北区公園整備事業費、津波避難タワー設置事業費、住吉小学校校舎補強事業費など28の事業費に係る、合計59億9,791万8,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を23億700万円追加する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成24年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,624万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ863万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,914万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,808万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,022万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,599万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ16億1,257万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,596万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9,732万9,000円とするとともに、地方債の限度額を1,710万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の規定額から143万円を減額し、総額を5億4,662万1,000円に、収益的支出の既定額に1,822万4,000円を追加し、総額を5億2,710万5,000円とするとともに、資本的収入の既定額に214万1,000円を追加し、総額を6,567万1,000円に、資本的支出の既定額から4,294万5,000円を減額し、総額を3億6,418万5,000円にする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、平成25年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本予算は、平成25年度一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,900万円と定めるとともに、1の事業の債務負担行為の限度額を1億3,065万3,000円、14の事業につ



きまして、総額13億4,010万円を限度する地方債を起こすこと及び一時借入金の最高額を10億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、平成25年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成25年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,500万5,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成25年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ26億5,619万9,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第29号議案は、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成25年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,319万6,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、平成25年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成25年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ17億1,630万1,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第31号議案は、平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成25年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,922万2,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして、総額1億9,720万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第32号議案は、平成25年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成25年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億4,784万6,000円とし、収益的支出の総額を5億1,508万4,000円とするとともに、資本的収入の総額を1億5,530万8,000円とし、資本的支出の総額を5億2,928万6,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億7,397万8,000円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,153万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,244万3,000円で補填するものと定め、限度額1億3,120万円の企業債を措置するほか、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどを内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第33号議案は、都市公園の区域の決定についてでございます。

本議案は、吉田町神戸地内に計画をしております北区防災公園につきまして、都市公園としての区域を1万3,969.68平方メートルに決定することにつきまして、都市公園法第33条第5項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

第34号議案は、北区防災公園事業用地の取得についてでございます。

本議案は、北区防災公園の事業用地としまして、吉田町神戸地内の10筆、5,854平方メートルを6名の地権者から、合計7,814万3,000円で取得することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第35号議案は、榛原総合病院組合格約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、榛原総合病院の経費の指定方法につきまして、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すこととされており、平成24年度がその最終年度に該当しているため、平成21年度から平成23年度までの3年間を利用率判定基準とする変更を行い、また前3年間の利用率により算定しました関係市町の負担割合の格差を平準化させるため、年度ごとの漸増漸減方式により負担調整を行うための経過規定を附則で定める内容の規約変更を行うことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、町道大幡川幹線の一部供用開始及び片岡地内の開発行為に伴いまして、川尻地内の2路線、片岡地内1路線の道路区間を変更する必要がありますことから、一旦この3路線を廃止することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第37号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、町道大幡川幹線の一部供用開始及び片岡地内の開発行為に伴いまして、道路区間が変更された道路及び宅地分譲による開発道路を、町道として再度認定する必要がありますことから、川尻地内の2路線及び片岡地内の5路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

なお、第19号議案の平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について、第33号議案都市公園の区域の決定について及び第34号議案 北区防災公園事業用地の取得についてにつきましては、日本経済再生に向けた緊急経済対策を主とする国の補正予算を受けまして、公共工事を迅速かつ円滑な事業実施を行う必要がありますことから、議会開会後の早期の議決をお願いするものでございます。

以上が、上程いたします35議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時30分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

最初に、総務課長、田村政博君。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

第3号議案、第20号議案及び第27号議案の計3議案について御説明申し上げます。

初めに、第3号議案 消防団員等非常勤公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんください。

本議案は、本条例中に引用しております法律名が変更されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

施行期日は、法改正の施行日と同様に平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、第3号議案 消防団員等非常勤公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に

ついでの内容でございます。

続きまして、第20号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

今回の補正は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,624万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

1款財産収入でございますが、土地開発基金の預金利子総額の見込み額が2万4,000円となりますので、今回2万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

3款繰越金でございますが、前年度繰越金が1万3,000円となりますので、今回1万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費の1項1目一般管理費に、歳入で増額補正いたしました預金利息の2万2,000円と前年度繰越金の1万2,000円を全額計上し、土地開発基金への積立金を増額補正させていただくものでございます。

以上が、第20号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

続きまして、第27号議案 平成25年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の216ページから218ページをごらんください。

平成25年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,500万5,000円とし、款項ごとの金額は218ページ第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、平成25年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ209ページの次に、土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、その事項別明細書に沿って説明させていただきます。

1ページ、総括の歳入をごらんください。

1 款財産収入は、前年度より 9 万 1,000 円少ない 3,000 円。2 款繰入金は、前年度より 1 億 3,111 万 2,000 円少ない 1,500 万円。3 款繰越金及び 4 款諸収入は、いずれも前年度と同額の 1,000 円とし、歳入合計 1,500 万 5,000 円を計上いたしました。

次に、歳出につきましては、1 款総務費に前年度より 1 億 3,120 万 3,000 円少ない 1,500 万 5,000 円を計上いたしました。

なお、今回の歳入歳出ともに、前年度と比べ大きく減額となりました理由は、平成 24 年度におきまして総合運動公園整備用地買収に係る償還が終了したためでございます。

次に、2 ページから 4 ページをごらんください。

歳入についての詳細でございますが、1 款財産収入の 3,000 円は、土地開発基金の預金利子 1,000 円と土地売却収入 2,000 円でございます。

2 款繰入金の 1,500 万円は、土地開発基金からの繰入金 1,500 万円でございます。

3 款繰越金は 1,000 円でございます。

4 款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子 1,000 円でございます。

次に、5 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費の総務管理費の 1,500 万 5,000 円でございますが、土地開発基金への積立金に 3,000 円、財産取得費に 1,500 万円、土地開発基金への繰出金に 2,000 円を計上いたしました。

6 ページには、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書がございますが、平成 24 年度中に総合運動公園整備用地買収での用地先行取得債への償還が終了しましたことから、平成 24 年度末及び平成 25 年度末については、地方債の残高はない状況でございます。

以上が、第 27 号議案 平成 25 年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての内容でございます。

以上が、総務課からの 3 議案につきましての御説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第19号議案と第26号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第19号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45億2,900万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億614万7,000円にしようとするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条につきましては、平成24年度の歳出予算のうち、年度内に事業が終わらない見込みであるものとしたしまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、5ページから8ページまでに掲げる第2表、繰越明許費のとおり28の事業につきまして、総額59億9,791万8,000円をお認めいただくとするものでございます。

なお、繰越明許費となります事業のうち、すみれ保育園建設事業と津波避難タワー設置事業につきましては、事業進捗に関する詳細資料を議案とともにお届けをさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、第3条でございますが、地方債の補正をお認めいただくとするものでございまして、内容につきましては、9ページから13ページまでに掲げる第3表、地方債補正のとおりでございます。まず9ページと10ページに掲げております追加でございますが、今回新たに地方債を発行することをお認めいただくとするものでございます。

起債の目的に記載してございますが、追加をお願いいたします全ての事業が平成25年2月26日に成立いたしました国の補正予算を受けた事業でございます。今回起債の追加として、国補正対応分の15の事業につきまして、総額で23億9,070万円を限度とする借り入れをお認めいただくようお願いを申し上げます。

次に、11ページと12ページでございますが、変更につきまして掲げてございます。

これは、これまでお認めいただきました地方債につきまして、限度額を変更するものでございますが、12の事業について、総額12億9,140万円の限度額から7,000万円を減額いたしまして、総額12億2,140万円の限度額に変更することをお認めいただくとするものでございます。

また、13ページに掲げました廃止でございますが、これまでお認めいただきました地方債につきまして、起債を措置することを取りやめようとするものでございます。起債を取りや

めようとする事業につきましては2事業でございますが、住吉幹線整備事業につきましては、事業の実施年度を平成25年度に移行させることから取りやめとするものでございます。また、吉田中学校空調設備設置事業につきましては、全体の財源調整の中で一般財源を充てることが可能となりましたことから、起債を取りやめるものでございます。

以上の内容が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を、別冊の説明書に沿って御説明を申し上げます。

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、2款地方譲与税につきましては、300万円の減額でございます。また7款自動車取得税交付金につきましては、370万円の増額でございます。いずれも、これまでの状況から決算額を見込んで補正するものでございます。

次に、4ページの11款分担金及び負担金につきましては、486万3,000円の増額、5ページの12款使用料及び手数料につきましては、221万4,000円の減額でございますが、これはいずれもこれまでの実績を勘案した補正でございます。

6ページの13款国庫支出金でございますが、21億5,152万5,000円の増額でございます。これは、4目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金事業の道路ストック事業を、国の補正予算を受けて実施いたしますことから増額となるものがございます。また、5目教育費国庫補助金の教育総務費補助金の学校施設環境改善交付金につきましても、国の補正を受けまして、住吉小学校校舎補強事業を行うことといたしますことから増額をしております。また、小・中学校補助金の理科教育整備等補助金につきましても、国の補正を受けまして理科教育備品を購入することといたしましたことから増額となるものでございます。また6目都市防災総合推進事業補助金につきましても、国の補正を受けまして、津波避難タワーの建設などの都市防災総合推進事業を前倒しして実施することといたしますことから、21億3,800万円を追加計上することとなったものでございます。

これら以外の国庫支出金は、事業の実績などに応じて補正するものでございます。

次に、8ページからの14款県支出金でございますが、2,291万7,000円でございます。この補正は、ほとんどがこれまでの事業実績等に応じたものとなりますが、10ページの4目農林水産業費県補助金の水産業費補助金の漁港施設整備事業費につきましては、国の補正を受けて追加事業として漁港施設整備事業等を実施いたしますことから増額となるものでございます。

12ページの16款寄附金につきましては、14万6,000円の増額でございます。このうち、指定寄附金の9万6,000円につきましては、津波避難タワー建設のために御寄附いただいたものでございます。

17款繰入金でございますが、3,680万円の増額でございます。今回の補正は、通常補正と緊急経済対策に伴う国の補正に対応した補正をあわせて行っておりますが、追加事業計上に当たりまして不足する財源が生じたことから、財政調整基金繰入金を3,800万円見込む一方で、事業実績に応じて教育振興基金からの繰り入れを120万円取りやめるという内容でございます。

13ページからの19款諸収入でございますが、事業実績などに応じまして726万3,000円増額するものでございます。

次に、20款町債でございますが、第3表の地方債補正のところでも申し上げましたとおり、追加、変更、廃止をそれぞれ予定させていただきまして、23億700万円の増額を計上するものでございます。

以上が歳入の内容でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げますが、19ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款議会費でございますが、事業実績などに応じまして90万3,000円の減額となっております。

20ページの2款総務費でございますが、101万1,000円の減額でございます。1項総務管理費につきましては、ほとんど事業実績に沿って減額する内容でございますが、一般管理費において退職手当負担金の増額がありますことから、全体として増額となるものでございます。

23ページの2項徴税费と24ページの3項戸籍住民基本台帳費につきましては、職員人件費の補正の内容でございます。4項の選挙費につきましては、衆議院議員選挙費の精算に沿った補正となっております。

26ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費でございますが、5,880万7,000円の増額でございます。1項社会福祉費につきましては、事業実績に伴う補正となりまして、ほとんどが減額となっているものでございますが、29ページの5目心身障害者福祉費の心身障害者自立支援につきまして、不足すると見込まれる事業費を今回増額しているものでございます。

次に、30ページの2項児童福祉費につきましては、事業実績などに伴う補正のほか、国の補正予算を受けまして前倒しいたします都市防災総合推進事業対象分のすみれ保育園建設事業費を追加計上する補正が含んでおります。

33ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございますが、1,290万7,000円の減額でございます。衛生費につきましても



事業実績などに沿って減額する補正がほとんどでございますが、34ページの災害時医療救護対策事業費の医療器具類の備品購入につきましては、都市防災総合推進事業の対象として、国の補正に対応する事業となっております。

37ページをごらんいただきたいと思います。

5款労働費でございますが、1万4,000円の減額でございます。

次に、38ページの6款農林水産業費でございますが、3,234万1,000円の増額でございます。事業実績に沿った通常の補正のほかに、国の補正を受けまして、3項水産業費の水産基盤整備事業費に、漁港内の護岸工事と航路浚渫工事のための事業費として、合計8,000万円を追加計上させていただいております。

40ページをごらんいただきたいんですが、7款商工費につきましては、事業実績などに沿って176万2,000円を減額しております。

次、41ページでございますが、8款土木費につきましては、2億8,007万8,000円の増額でございます。2項道路橋梁費につきましては、ほとんどが国の補正を受けて事業費を追加計上するものでございます。3項河川費につきましては、事業実績に応じて減額するものでございます。4項都市計画費につきましては、事業実績に応じた補正を行うほか、国の補正を受けて前倒しをいたします都市防災総合推進事業として、3目街路事業費の富士見幹線整備事業費と、6目公園費の北区公園整備事業費について、追加計上させていただいております。

50ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費でございますが、39億9,346万円の増額でございます。これは国の補正を受けまして、3目消防設備費に第1分団と第2分団の消防団詰所の整備を計上しております。また5目災害対策費に、合計15基の津波避難タワー建設に向けて必要となります、5基分の設計委託料と12基分の設置工事費を追加計上することによって増額となっているものでございます。

次、53ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費につきましても、1億7,985万6,000円の増額でございます。これまでの事業実績に沿った補正を行うほか、56ページの住吉小学校維持管理費に、校舎補強のための調査業務委託料、設計監理委託料並びに工事費を計上するとともに、3小学校と中学校の維持管理費に、理科教育設備購入のための備品費をそれぞれ計上しております。また58ページの自彊小学校特別支援学級費に、4月から使用する特別支援教室の改修費などを計上させていただいております。

最後に、66ページの13款諸支出金でございますが、これは返還されました奨学金を教育振興基金に積み立てるための基金費を105万5,000円増額するものでございます。

以上のとおりの内容が、平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）案の概要でございます。

御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、この補正につきましては、町長からも説明がございましたが、通常の補正以外に、緊急経済対策に伴う国の補正予算に対応した追加の事業を措置させていただいておりますことから、一日も早く事業着手させていただきたいというものが含まれております。国の補正目的に沿った事業効果を上げるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、早期議決をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第26号議案 平成25年度吉田町一般会計予算について御説明を申し上げます。

議案つづりの205ページをごらんいただきたいと思います。

議案つづりの205ページから、25年度当初予算の予算編成がありますが、この中の第1条でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億8,900万円といたしまして、また、この款項区分ごとの金額は、206ページから212ページまでに掲載しております第1表、歳入歳出予算のとおりにお認めいただくとするものでございます。この総額は、前年度と比べますと0.5%の減少となります。

第2条につきましては、213ページに掲げました第2表、債務負担行為のとおりに、静岡地域消防救急無線デジタル化整備につきまして、平成26年度から平成27年度までの期間で1億3,065万3,000円を限度額として債務負担することをお認めいただくとするものでございます。

第3条につきましては、214ページから215ページに掲げました第3表、地方債のとおりに、総額13億4,010万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第4条につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を10億円と定めることにつきましてお認めをいただくとするものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございまして、同一款内の各項に計上した経費のうち、人件費相互間において流用することができることをお認めいただくとするものでございます。

それでは、206ページからの第1表歳入歳出予算について、御説明を申し上げたいと思いますが、説明につきましては、別冊の予算に関する説明書によって行わせていただきたいと思います。

それでは、予算に関する説明書の3ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

まず、1款町税でございますが、52億7,661万6,000円を計上しております。対前年度比で

は1,935万2,000円、0.4%の増加となります。歳入総額に占める割合は54.5%となっております。1項町民税でございますが、19億6,057万9,000円で対前年度比につきましては2,004万6,000円、1.1%減という内容でございます。これは、最近における景気動向や徴収実績を勘案いたしまして、個人町民税では対前年度比3.8%の増を計上いたしております、法人町民税においては対前年度比12.1%減の5億2,174万8,000円を計上するものでございます。

3ページから4ページにかけましての、2項固定資産税でございますが、対前年度比で0.6%増の27億8,547万6,000円を計上するものでございます。これは、土地につきまして下落幅を見込み、対前年度比約3,800万円減額する一方で、家屋につきまして新築家屋の増加を見込み、対前年度比約3,200万円、償却資産については約1,700万円の増額を見込みましたことから、固定資産税全体といたしましては、昨年度と比較して1,680万4,000円の増額を計上するものでございます。

3項軽自動車税でございますが、6,635万6,000円で対前年度比182万2,000円、2.8%の増でございます。4項町たばこ税でございますが、2億1,716万3,000円で対前年度比2,280万5,000円、11.7%の増でございます。これは、たばこの売り渡し本数の減少はございますけれども、法人税に係る税の権限移譲分を見込んだことから結果として増額を計上することとしております。

5ページをごらんいただきたいと思います。

5項都市計画税でございますが、2億4,704万2,000円で対前年度比203万3,000円、0.8%の減でございますが、これは償却資産を除く固定資産税の見込みを反映したものでございます。

次に、5ページから6ページにかけまして、2款地方譲与税でございますが、9,680万1,000円でございます。対前年度比420万円、4.2%の減でございます。これは、平成24年度決算見込み額及び地方財政計画の伸び率などを勘案いたしまして、1項地方揮発油譲与税を2,700万円、2項自動車重量譲与税を6,900万円、3項地方道路譲与税を1,000円計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金につきましては890万円、対前年度比40万円、4.3%の減となるものでございますが、これは、個人県民税収入決算額の合計に対する割合の前年度以前3年分の平均値で算定した額となりますことから、景気動向を勘案して計上したものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。4款配当割交付金につきましては、県民税として一括して徴収されるものでございますが、その徴収額の一部が、市町村に配当割交付金として配当されるものでございます。今回対前年度比110万円、16.2%増となる790万円を計上させていただきました。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、150万円の前年度と同額でございます。

8ページをごらんいただきたいと思いますが、6款地方消費税交付金につきましては、県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございますが、今回3億800万円を計上するものでございます。対前年度比では1,500万円、4.6%の減となっております。

7款自動車取得税交付金につきましては3,840万円、対前年度比340万円で9.7%の増でございます。これは、県の自動車取得税収入のうち、市町村分収入額から県における徴税経費を差し引いて交付されるものでございます。

次、9ページの8款地方特例交付金でございますが2,300万円、対前年度比700万円、43.8%の増でございます。これは、住宅借入金等特別控除に伴う個人町民税の減収額の補填等を見込み、交付されるものでございます。

以上の6ページから9ページにかけての、3款利子割交付金から8款地方特例交付金まででございますが、これにつきましては、平成24年度決算見込み額及び平成25年度の地方財政計画を勘案して、それぞれ額を決定したものでございます。

次に、9款地方交付税でございますが、2億5,000万円、対前年度比5,000万円と16.7%減でございます。これは、基準財政収入額を上回る基準財政需要額が見込まれるために、平成25年度におきましても引き続き交付団体と推定しております。このため普通交付税を1億5,000万円計上するとともに、特別交付税につきましても1億円を計上することとしております。

10ページをごらんいただきたいと思いますが。

10款交通安全対策特別交付金でございますが、対前年度比50万円、9.1%減の500万円を計上するものでございます。

11款分担金及び負担金につきましては1億3,843万3,000円と、対前年度比692万9,000円、5.3%の増となっております。1項分担金でございますが、5.6%増でございます。これは、水産基盤整備事業費の財源の一部になっているため、吉田町漁港建設分担金徴収条例に基づいて徴収する金額を計上してございます。2項負担金でございますが、5.2%増でございますが、臨時数の増加や吉田町立保育所保育料徴収規則の平成24年度改正内容等を加味して増額計上することとしたものでございます。

11ページから12ページをごらんいただきたいと思いますが、12款使用料及び手数料でございます。6,313万7,000円と、対前年度比43万6,000円、0.7%の減でございます。1項使用料でございますが、0.6%の増でございます。これは、占用料や各公共施設、町営住宅の使用料につきまして、平成24年度の状況を勘案いたしながら見込んだものでございます。

12ページから13ページにかけての2項手数料につきましては、4.8%の減となるものでございます。これは、平成24年度の状況を勘案いたしまして、総務手数料、衛生手数料、農林

水産手数料、土木手数料の減額を見込んだものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思いますが、13款国庫支出金でございます。8億4,764万6,000円と、対前年度比2億2,541万9,000円、21%の減という内容でございます。1項国庫負担金でございますが、5億8,228万8,000円、2.7%の増でございます。これは、心身障害者自立支援事業費の扶助費の増額に合わせまして、国の障害者自立支援給付費負担金を増額したことが主な要因でございます。また、新たな国庫負担金といたしまして、2目衛生費国庫負担金がございます。内容につきましては、県から事務の移譲を受けて実施いたします未熟児療育医療の給付に対する国の補助2分の1と、子宮がん、乳がん、大腸がんの検診率向上を目的として行う国の事業を活用する無料クーポン事業に伴う国の補助金を、新規で計上しているものでございます。

14ページから16ページにかけての2項国庫補助金でございますが、2億5,851万5,000円で48.2%の減でございます。これは、6目都市防災総合推進事業補助金に係る事業、国の緊急経済対策に呼応いたしまして、前年度に前倒しをいたしましたことから、対前年度当初比2億3,670万4,000円、68.8%減となる1億746万8,000円にとどまったことが大きく影響したものでございます。このほかの国庫補助金でございますが、1目民生費国庫補助金につきましては、相談支援事業、地域活動支援強化事業、日常生活用給付などを行うための財源であります地域生活支援事業の増額を見込んでおるところでございます。

次に、16ページの3項国庫委託金でございますが、684万3,000円で2.1%の減でございます。これは、1目総務費国庫委託金の中長期在留者住居地届出等事務費でございますが、昨年7月の法改正により、外国人登録事務費から変更されましたことに伴う減額があるほか、2目民生費国庫委託金につきましては、平成24年度の事業の実績などを勘案した結果でございます。

17ページから22ページをごらんいただきたいと思いますが、14款県支出金でございます。5億4,778万3,000円と、対前年度比768万1,000円、1.4%の増でございます。1項県負担金でございますが、2億2,365万4,000円で6.6%の増となります。これは、1目民生費県負担金において、心身障害者自立支援事業費の扶助費の増額に合わせまして、県の障害者自立支援給付費負担金を増額したことが主な要因となっております。

18ページから20ページにかけての2項県補助金につきましては、2億5,072万9,000円で対前年度比2,702万6,000円で9.7%の減となっております。これは、3目衛生費県補助金において、ワクチン接種事業費補助金の対象となっておりました子宮頸がん、ヒブ小児用肺炎球菌のワクチン接種につきまして、平成25年度以降定期接種化されることになりましたことから、他の予防接種法に基づく定期接種と同じように、公費負担の対象を普通交付税措置されるように変更されるほか、妊婦健康診査支援事業費助成補助金につきましても、同じく妊婦健診の公費負担について普通交付税措置となりますことから、減額となるものでございます。また、6目土木費県補助金について、榛南幹線水路事業費の水路設置、樋門設置工事終了に伴う減額があることが大きな要因でございます。

その他の補助金につきましては、1目総務費県補助金において、コミュニティ広場整備に向けました事業量の増加により、空港隣接地域振興事業費を増額するとともに、2目民生費県補助金において、放課後児童クラブ指導員の増員に伴って増額するほか、4目農林水産業費県補助金、5目商工費県補助金、7目消防費県補助金で増額計上を行っております。

また、8目教育費県補助金につきまして、小・中学校に配置される支援員について、従来県の人員配置の中で措置されておりましたものが、平成25年度から、その配置について各市町の負担で行うようになり、各市町で理科支援員を配置した場合には、その理科支援員に係る経費の2分の1を県で補助する方針が出されましたことから、その補助額16万8,000円を新規に計上しております。

20ページから22ページにかけての県委託金は39.4%の増でございます。主な増額要因でございますが、総務費県委託金において、参議院議員選挙費と静岡県知事選挙費の新規計上があるものでございます。

23ページから24ページをごらんいただきたいんですが、15款財産収入でございます。1,340万7,000円と、対前年度比で121万4,000円、10%の増でございます。これは、2項財産売払収入で、不動産売払収入につきまして、平成24年度の状況を勘案し14.3%の増を見込むこととしたものでございます。

16款寄附金につきましては100万円と、前年と同額を見込んでいます。

25ページでございますが、17款繰入金でございます。4億6,132万6,000円と、対前年度比1億円、27.7%の増でございます。これは、2項基金繰入金において歳入不足となる財源を財政調整基金から4億6,000万円繰り入れるほか、奨学金制度に充当する財源として教育振興基金繰入金を120万円見込んだものでございます。

18款繰越金でございますが2億円と、対前年度比4,000万円、16.7%の減で見込んでおります。これは、過去の決算状況等を勘案いたしましたものでございます。

26ページから31ページをごらんいただきたいと思いますが、19款諸収入でございます。6,005万1,000円と、対前年度比1,252万1,000円、17.3%の減でございます。これは、1項延滞金加算金及び過料、3項貸付金元利収入について増を見込んでおりますが、2項町預金利子、4項受託事業収入、5項雑入で減を見込むことにしたことによるものでございます。5項雑入につきましては、5,467万1,000円で20.8%の減でございますが、これは、総務費雑入におきまして、財団法人自治総合センターからの助成を受けて行うコミュニティ助成事業が予定されていないこと、それと静岡県後期高齢者医療広域連合への派遣者の終了に伴いまして、その派遣職員負担金収入がなくなるなどが主な要因として挙げられます。

31ページから33ページをごらんいただきたいんですが、20款町債でございます。町債は13事業を対象とする起債と臨時財政対策債、合わせまして13億4,010万円を予定させていただきたいと思っております。これは、対前年度比でいきますと1億5,780万円、13.3%の増で

ございます。主な起債事業といたしましては、すみれ保育園建設事業に6億9,600万円、津波避難タワー建設事業に7,010万円などがございます。また、臨時財政対策債につきましては、前年度より700万円増額となる3億5,700万円を見込んでおります。

以上が収入の概要でございますが、続きまして、歳出について、34ページから御説明をさせていただきますと思います。

まず、1款議会費でございますが、1億285万2,000円と、対前年度比199万8,000円、1.9%の減でございます。この減額につきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、平成25年度に地方公共団体が負担すべき額が減額となりましたことを受けての減額でございます。

36ページをごらんいただきたいと思いますが、2款総務費でございます。10億4,499万1,000円と、対前年度比1億593万3,000円、9.2%の減でございます。1項総務管理費につきましては、7億9,082万8,000円で対前年度比8,535万1,000円、9.7%の減となっております。これは、5目財産管理費の自動交付機導入に伴う設置工事、6目企画費の町立コミュニティ整備工事、8目防犯対策費の安全施設点検調査業務委託料などを新たに計上する中で、1目一般管理費の工場跡地取得に係る起債償還が、平成24年度で終了したことが大きく影響いたしております、全体として減額となったと、こういう内容でございます。

57ページから60ページをごらんいただきますと、2項徴税費でございます。1億5,695万5,000円でございます、対前年度では4,907万6,000円、23.8%の減でございます。これは、1目税務総務費の過年度分徴税還付金の計上を減額していることによるものでございます。

60ページをごらんいただきたいと思いますが、3項戸籍住民基本台帳費につきましては、6,437万3,000円で対前年度比811万9,000円、14.4%の増でございます。これは、1目戸籍住民基本台帳費において新たに導入いたします自動交付機の借上料や、戸籍副本データ管理システム委託料を新規計上することが主な増加要因でございます。

62ページから65ページでございますが、4項選挙費でございます。2,963万円で対前年度比1,937万7,000円、189%の増というふうになっております。これにつきましては、平成25年度に執行されます参議院議員選挙費及び県知事選挙費を計上したことによるものでございます。

66ページから67ページをごらんいただきたいと思いますが、5項統計調査費につきましては、215万5,000円でございます。これは対前年度比でいきますと100万4,000円、87.2%増というものになりますが、これは、25年度に5年に1度実施いたします住宅土地統計調査があることが増の要因となっております。

67ページをごらんいただきたいと思いますが、6項監査委員費でございます。105万円でございます、対前年度では6,000円、0.6%の減という状況でございます。

68ページの3款民生費でございますが、30億9,927万6,000円と、対前年度比6億7,238万4,000円、27.7%の増でございます。1項社会福祉費でございますが、10億4,170万3,000円で対前年度比1億468万円、11.2%の増となっております。これは、5目心身障害者福祉費の障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス利用者の増、7目介護保険費の要介護認定者の増をそれぞれ見込むことなどが増額要因となっております。

83ページをごらんいただきたいと思いますが、2項児童福祉費でございますが、20億5,736万1,000円で対前年度比5億6,770万4,000円、38.1%の増となっております。これは、3目保育所費におきまして、すみれ保育園建設事業費が増加したこと、また、4目児童館費の放課後児童クラブのサービスの充実を図るための指導員の増員を予定することなどが、増額の要因となっております。

98ページの3項生活保護費でございますが、前年度と同額の20万9,000円でございます。

また、99ページの4項災害救助費につきましても、前年度と同額の3,000円を計上しております。

99ページをごらんいただきたいと思いますが、4款衛生費でございます。16億6,715万3,000円と、対前年度比9,748万5,000円、5.5%の減でございます。これは、1項1目保健衛生総務費の榛原総合病院負担金などの減額、2目予防費の予防接種委託料の減額、3目環境衛生費の吉田町牧之原市広域施設組合負担金のごみ処理費の減額、7目老人保健事業費の後期高齢者医療事業事務費の減額などの影響によるものでございます。

114ページから115ページにかけましては、5款労働費でございますが、291万3,000円と、対前年度比2万8,000円、1%の減でございます。

116ページは6款農林水産業費でございますが、2億1,121万2,000円と、対前年度比2,382万6,000円、10.1%の減となっております。まず、1項農業費でございますが、7,486万円に対前年度比5万2,000円、0.07%の減となっております。これは、3目農業振興費において3年間で整備いたしました水田台帳の電算化が終了したことによる減額が主なものでございます。

122ページの2項林業費でございますが、1,008万円でございますが、対前年度比4万1,000円、0.4%の減でございます。ここでは、平成24年度と同様、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を活用した保安林等保護環境整備事業委託料を計上しているところでございます。

123ページの3項水産業費でございますが、1億2,627万2,000円に対前年度比2,373万3,000円、15.8%の減となっております。これは、2目水産振興費におきまして、平成24年度に計上した吉田漁港の船揚げ場の維持修繕を行うための水産業共同施設整備補助が終了いたしましたことや、水産基盤整備事業費などの事業量減によりまして減となっております。ただ、新規計上といたしましては、3目漁港管理費に吉田漁港津波堤基本設計業務委託料が計上されておるところでございます。



128ページをごらんいただきたいと思いますが、7款商工費でございます。商工費につきましては、7,810万1,000円と対前年度比で2,028万9,000円、35.1%の増でございます。これは、1項2目商工業振興費におきまして、地域の資源を生かした新しい産業の創出など、産業の活性化に向けた活動を支援する産業振興事業費補助金制度を創設するほか、内陸のフロンティア関連経費として測量調査委託料という名目で計上されておりますが、実質的には企業誘致可能性調査委託を行うことができる経費を計上したことが、増額につながっているものでございます。

133ページには、8款土木費でございますが、土木費につきましては、14億6,611万8,000円と、対前年度比2億1,721万6,000円、12.9%の減でございます。このうち、1項土木管理費につきましては、1億773万8,000円で対前年度比7,030万4,000円、187.8%の増でございます。これは、職員人件費につきまして、2項1目道路橋梁総務費、2項3目道路新設改良費、3項3目河川新設改良費、4項3目街路事業費を、1項1目土木総務費の人件費に集約して計上することとしたことによる増額でございます。

135ページの2項道路橋梁費につきましては、9,195万4,000円で対前年度比2億462万2,000円、69%の減でございます。これは、3目道路新設改良費におきまして、地方特定道路整備事業、大幡川幹線改良事業の終了に伴う減や、都市防災総合推進事業の一環の避難所整備事業の多くを、平成24年度事業として前倒ししたことなどが減額の要因でございます。

137ページの3項河川費でございますが、8,306万円で対前年度比1億8,809万5,000円、69.4%の減でございます。これは、3目河川新設改良費におきまして、大窪川改良事業費の減や、榛南幹線水路事業費の水路及び樋門設備工事の減額が主な原因でございます。

139ページの4項都市計画費でございますが、11億7,453万9,000円で対前年度比1億1,055万5,000円の10.4%の増でございます。これは、1目都市計画総務費の津波避難タワーに伴う積算工事監督支援業務委託料を計上いたしましたことや、2目土地地区画整理事業費において、浜田地区計画決定図書作成業務委託料を計上したこと。また、3目街路事業費につきまして、榛南幹線整備事業費、東名川尻幹線整備事業費の増加を見込むほか、都市防災総合推進事業の富士見幹線整備事業費が増額していることなどが、主な増額要因となっているものでございます。

147ページの5項住宅費でございますが、882万2,000円で対前年度比535万8,000円、37.8%の減でございます。これは、平成24年度に予定した町営住宅長寿命化計画策定が終了したことからの減額となるものでございます。

149ページは、9款消防費でございますが、消防費は5億5,677万7,000円と、対前年度比でいきますと2億5,434万2,000円、31.4%の減でございます。これは、3目消防施設費におきまして、消防団、消防ポンプ車の購入費が減額となっていることと、5目災害対策費において、津波避難タワー用地の取得費及び附帯工事費以外は、平成24年度事業に予算計上することとしたことなどが減額の要因となっているものでございます。

157ページをごらんいただきたいと思いますが、10款教育費でございます。教育費につきましては、5億7,333万5,000円と、対前年度比1,235万1,000円、2.1%の減でございます。1項教育総務費でございますが、1億4,295万9,000円で対前年度比725万4,000円、4.8%の減でございます。これは、2目事務局費において、平成24年度に措置した教師用の教科書及び指導書購入が減額となっていることなどが主な要因となっております。また、3目教育諸費の教育振興事業費において、県で人事配置を行わなくなった小・中学校の支援員の賃金が増額となっているほか、平成26年度から開設予定の通級指導教室開設準備経費が新規に計上されているものなどが、増加要因としては中に含まれております。

164ページから173ページの2項小学校費でございますが、8,118万円で対前年度比588万6,000円、6.8%の減でございます。

173ページの3項中学校費につきましては、4,429万6,000円で対前年度比722万1,000円、14%の減でございます。これにつきましては、学校管理において、平成24年度に予定した中学校の音楽室への空調設備の設置工事、また、ルール変更に伴うバスケットコートライン工事などが終了したことによって減額となっているものでございます。

177ページの4項社会教育費でございますが、1億5,349万9,000円で対前年度比820万円、5.6%の増でございます。

次に、189ページから194ページにかけまして、5項保健体育費でございますが、1億5,140万1,000円で対前年度比19万円、0.1%の減という状況でございます。

また、194ページから195ページにかけましては、11款災害復旧費でございますが、前年度同様4,000円を計上するものでございます。

196ページからの12款公債費でございますが、8億6,564万2,000円と、対前年度比で2,352万9,000円、2.6%の減でございます。これは、1項1目元金でございますが、2,572万3,000円減の7億3,071万4,000円となること。また、2目利子が219万4,000円増の1億3,492万7,000円となると。両方合わせますと2.6%の減ということになっております。

197ページにつきましては、13款諸支出金が計上されておりますが63万1,000円と、対前年度比3万5,000円、5.9%の増でございます。これは、2項基金費における利子収入等の積み立てを見込んだものでございます。

199ページをごらんいただきますと、14款予備費でございますが、予備費につきましては2,000万円と、前年度と同額を計上させていただいております。

以上、ただいまの内容が、平成25年度の当初予算歳入歳出それぞれ96億8,900万円と定めさせていただく内容でございます。

また、本議案の参考資料といたしまして、参考資料ナンバー16もお手元にお届けさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、企画課の2件の議案でございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは、第7号議案、第21号議案、第22号議案、第28号議案、第29号議案の5議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、第7号議案 吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の13ページから15ページ、参考資料ナンバー5の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第171条の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項技術管理者の資格要件が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件が環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で定める資格とされましたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、条例中第15条を第16条とし、第15条に町が設置する一般廃棄物最終処分場の技術管理者の資格を加え、附則によりこの条例の施行日を平成25年4月1日とする改正でございます。

次に、第21号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の199ページ、別冊の平成24年度吉田町国民健康保険事業補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ863万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,914万2,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

1款国民健康保険税は236万2,000円の増額でございます。一般被保険者保険税の現年度分は、収入等定額からの見込みにより736万2,000円の減額、滞納繰越分は実績から1,097万2,000円の増額、退職被保険者保険税では現年度分が156万3,000円の減額、滞納繰越分が31

万5,000円の増額でございます。

5 ページ、6 ページをごらんください。

3 款国庫支出金は6,324万5,000円の減額でございます。国庫負担金では、療養給付費等負担金が本年度から交付率が変更になったことなどにより、5,598万5,000円の減額、高額医療費共同事業負担金が193万4,000円の減額、特定健康診査等負担金が11万8,000円の増額、また国庫補助金では財政調整交付金が507万4,000円の減額、出産育児一時金補助金は補助対象が平成24年3月までの出産で終了となったため、37万円の減額でございます。

4 款療養給付費等交付金は、退職者医療交付金で交付決定により2,010万1,000円の増額でございます。

7 ページ、8 ページをごらんください。

5 款前期高齢者交付金は、交付決定により2,500万8,000円の増額でございます。

6 款県支出金は778万2,000円の増額でございます。県負担金は高額医療費共同事業負担金が193万4,000円の減額、特定健康診査等負担金が11万8,000円の増額、県補助金では財政調整交付金の交付見込みにより959万8,000円の増額でございます。

7 款共同事業交付金は966万円の増額で、高額医療費共同事業交付金が479万6,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金が1,445万6,000円の増額で、いずれも交付額の確定によるものでございます。

9 ページ、10ページをごらんください。

8 款財産収入は、基金利子で実績から10万5,000円の減額。

9 款繰入金は1,803万9,000円の減額でございます。国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金は2,280万円の減額、一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金のうち、低所得者に対する保険税軽減分を82万8,000円、保険者支援分を4万1,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金を563万円の増額でございます。

10ページ、11ページをごらんください。

11款諸収入は783万9,000円の増額でございます。一般被保険者第三者納付金を365万3,000円、退職被保険者第三者納付金を379万5,000円など、実績による増額でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

12ページから14ページをごらんください。

2 款保険給付費は1,798万7,000円の増額でございます。療養諸費のうち療養給付費では、

退職被保険者等療養給付費を609万7,000円の増額、高額療養費では一般被保険者高額療養費を1,091万3,000円、退職被保険者等高額療養費を72万7,000円の増額でございます。相殺諸費は25万円の増額で、いずれも本年度の実績から見込んだものでございます。

14ページから17ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は771万2,000円の減額。

4款前期高齢者支援金等は38万円の減額。

5款老人保健拠出金は、医療費拠出金を2,000円の増額、事務費拠出金を2,000円の減額で、いずれも納付額の決定によるものでございます。

18ページ、19ページをごらんください。

6款介護納付金は、納付金額の確定により423万円の増額

7款共同事業拠出金は2,402万5,000円の減額で、拠出金額の確定により高額療養費拠出金773万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,629万2,000円の減額でございます。

20ページをごらんください。

8款保健事業費は60万円の減額でございます。特定健康診査等事業費では、事業がほぼ終了したことから200万円を減額し、保健事業費では、人間ドッグ委託料を受診者の増加により140万円の増額でございます。

9款基金積立金は166万3,000円の増額でございます。

10款諸支出金では、一般被保険者保険税還付金を20万円の増額でございます。

以上が、平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第22号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の200ページと、別冊の平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,808万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,022万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、保険料の本算定に基づき、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことなどによるものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は1,498万6,000円の減額でございます。現年度分の特別徴収保険料を1,256万6,000円、普通徴収保険料を242万円減額するものでございます。

3 款繰入金は、保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金で310万3,000円の減額でございます。

3 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は1,808万9,000円の減額でございます。後期高齢者保険料と一般会計からの低所得世帯の均等割額減額分及び社会保険被扶養者の均等割額減額分である保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

以上が、平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第28号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

議案書の219ページから222ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町土地取得事業特別会計の次に、吉田町国民健康保険事業特別会計がございますのでごらんください。

最初に、議案書の220ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,619万9,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと8,540万4,000円、3.3%の増でございます。

第2条では、地方自治法第235条3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の221ページ、222ページ、予算に関する説明書の3ページからごらんください。

歳入から御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税は7億396万6,000円で、前年度と比較いたしますと1,401万8,000円、2.0%の減でございます。一般被保険者分といたしまして6億2,527万9,000円、退職被保険者分といたしまして7,868万7,000円でございます。なお、保険税の算定は、歳出総額から、歳入のうち国や県の支出金、療養給付費等の交付金、一般会計繰入金等を差し引いた残額を必要額として計上しており、従来と変わりはありません。

5 ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は10万円で、前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金は5億4,026万1,000円で、前年度と比較いたしますと495万1,000円、0.9%の増でございます。国庫負担金は療養給付費等負担金4億7,498万1,000円、高額医療費共同事業負担金1,290万9,000円、特定健康診査等負担金377万3,000円でございます。国庫補助金は財政調整交付金4,859万8,000円でございます。

7 ページをごらんください。

4 款療養給付費等交付金は1億8,853万2,000円で、前年度と比較いたしまして549万6,000円、3.0%の増でございます。この交付金は、退職者の療養給付費等のうち保険税で賄うことのできない部分を、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5 款前期高齢者交付金は5億9,857万3,000円で、前年度と比較いたしますと3,203万8,000円、5.7%の増となっております。この制度は、国保被用者保険の65歳から74歳の偏差による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整するもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

8 ページをごらんください。

6 款県支出金は1億5,516万4,000円で、前年度と比較いたしまして4,399万4,000円、39.6%の増でございます。県負担金は国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業負担金1,290万9,000円、特定健康診査等負担金377万3,000円、県補助金は財政調整交付金1億3,848万2,000円でございます。

9 ページをごらんください。

7 款共同事業交付金は2億8,830万6,000円で、前年度と比較いたしますと6,865万8,000円、31.3%の増となっております。高額医療費共同事業負担金は4,261万7,000円で、1件80万円以上の高額の医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整し、国及び県は拠出金の一部を負担するものでございます。

また、保険財政共同安定化事業交付金は2億4,568万9,000円でございます。この事業は、

市町村国保間の保険料の平準化を図るため、1件30万円超の医療費につきまして、市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整するもので、平成18年度から実施されておりますが、平成24年4月に公布されました国民健康保険法の改正により、対象医療費を平成27年度から現行の30万円から1円以上の全ての医療費に拡大することとされております。

この改正に伴い、静岡県におきましては、平成25年度に10万円超に拡大し、段階的な対応を図ることになっております。このため、関係する予算である歳入の共同事業交付金や、県支出金、歳出の共同事業拠出金などの増加が大きくなっております。

8款財産収入は、前年度と同額の15万円でございます。

10ページをごらんください。

9款繰入金は1億6,883万3,000円で、前年度と比較いたしますと5,735万円、25.4%の減でございます。基金繰入金は国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金で1億円、一般会計繰入金は、保険基盤安定事業繰入金のうち低所得者に対する保険税軽減分が3,398万7,000円、保険者支援分が1,048万1,000円、職員給与費等繰入金が1,132万5,000円、出産育児一時金等繰入金1,204万円、財政安定化支援事業繰入金100万円でございます。

11ページの10款繰越金は1,000万1,000円で、前年度と同額でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

11款諸収入は、延滞金や預金利子、雑入では第三者納付金と返戻金、前期高齢者療養費で、第三者納付金を実績から200万円とし、合計で231万3,000円、241.2%の増でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

14ページからごらんください。

1款総務費は1,241万5,000円、前年度と比較いたしまして89万8,000円、6.7%の減でございます。総務管理費694万5,000円、徴税費512万3,000円、運営協議会費は34万7,000円でございます。減額の主な要因は、一般管理費や賦課徴収費の電算委託料の減でございます。

16ページから21ページをごらんください。

2款保険給付費は17億1,710万2,000円で、前年度に比較いたしますと2,469万3,000円、1.5%の増となっており、歳出全体の大半を占めております。

主な支出といたしましては、療養諸費のうち療養給付費では、一般被保険者療養給付費13億8,937万2,000円、退職被保険者等療養給付費1億4,484万円、療養費では一般被保険者療



養費1,498万8,000円、退職被保険者等療養費132万円、審査支払手数料390万4,000円でございます。高額療養費では、一般被保険者高額療養費1億2,890万4,000円、退職被保険者等高額療養費1,310万4,000円でございます。出産育児諸費のうち、出産育児一時金は1,806万円、相殺諸費は185万円でございます。

22ページをごらんください。

3款後期高齢者支援金等は3億9,316万円で、前年度に比較いたしまして402万6,000円、1.0%の増でございます。後期高齢者支援金等が3億9,316万円、関係事務費拠出金が2万8,000円でございます。後期高齢者の療養の給付等に要する費用の約4割は、国保や被用者保険などの現役世代が加入する保険者から、社会保険診療報酬支払基金が徴収する後期高齢者支援金が充てられております。

23ページをごらんください。

4款前期高齢者納付金等は49万1,000円、前年度に比較いたしまして29万9,000円、37.8%の減でございます。前期高齢者納付金46万3,000円、事務費拠出金2万8,000円でございます。

24ページをごらんください。

5款老人保健拠出金は1万7,000円で、前年度と比較いたしまして3,000円、15.0%の減でございます。

6款介護納付金は1億7,960万4,000円で、前年度と比較いたしまして1,255万2,000円、7.5%の増でございます。介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象とし、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

25ページから26ページをごらんください。

7款共同事業拠出金は3億1,373万円で、前年度に比較いたしまして4,502万円、16.8%の増でございます。高額医療拠出金が5,164万円、保険財政共同安定化事業拠出金が2億6,208万8,000円、その他共同事業拠出金2,000円でございます。歳入で御説明いたしましたとおり、保険財政共同安定化事業の対象医療費が30万円超から10万円超に拡大されたことが、増額の主な要因でございます。

27ページ、28ページをごらんください。

8款保健事業費は2,781万円で、前年度に比較して36万2,000円、1.3%の増となっております。特定健康診査等事業費1,914万3,000円、保健事業費866万7,000円でございます。糖尿病等の生活習慣病の予防のため実施する特定健康診査や特定保健指導、人間ドック委託料などでございます。

29ページをごらんください。

9款基金積立金は、国民健康保険給付費等支払準備基金へ財産収入の基金利子を積み立てるもので、前年度と同額の15万円でございます。

10款公債費は一時借入金償還利子で、前年度と同額の6万3,000円でございます。

30ページ、31ページをごらんください。

11款諸支出金は165万7,000円で、前年度と比較いたしまして4万9,000円、2.9%の減となっております。これは、保険税還付金と償還金でございます。

32ページをごらんください。

12款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が、平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、第29号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の223ページから226ページと、別冊の吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の次にあります、吉田町後期高齢者医療事業特別会計をごらんください。

最初に、議案書の224ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,319万6,000円と定めるものがございます。前年度と比較いたしますと915万円、4.1%の減となっております。

それでは、議案書の225ページ、226ページ、予算に関する説明書の2ページからごらんください。

歳入から御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は1億7,807万7,000円で、前年度と比較いたしますと763万8,000円、4.1%の減でございます。保険料は加入者の皆様方から、医療給付費などの費用の約1割を負担していただいているもので、後期高齢者医療広域連合が個人単位で賦課し、市町が徴収しております。

2款使用料及び手数料は2万1,000円で、前年度と同額でございます。

3ページをごらんください。

3款繰入金金は3,459万1,000円で、前年度と比較いたしますと151万2,000円、4.2%の減でございます。これは、保険基盤安定制度に係る低所得世帯の均等割額減額分と、社会保険等

の被扶養者の均等割額減額分で、一般会計から繰り入れるものでございます。

4 款繰越金は1,000円で、前年度と同額でございます。

4 ページ、5 ページをごらんください。

5 款諸収入は50万6,000円で、前年度と同額でございます。これは、延滞金や加算金、過料や資格の喪失に伴う保険料の還付金収入などでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

6 ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金は、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億1,266万8,000円で、前年度と比較いたしますと915万円、4.1%の減でございます。これは、町で徴収いたしました後期高齢者医療保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を、広域連合に納付するものでございます。

7 ページをごらんください。

2 款諸支出金は50万2,000円、前年度と同額でございます。これは、主に資格の喪失に伴う過年度分の保険料還付金でございます。

3 款予備費は2万6,000円で、前年度と同額でございます。

以上が、平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から、第1回議会定例会に提出をしております5議案の説明でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。

再開は13時とします。

休憩 午後 零時 0 1 分

再開 午後 零時 5 7 分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、社会福祉課長、大石修司君。

社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第10号議案についてお認めをいただこうとするものでございます。

それでは、第10号議案 吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の22ページから23ページと、参考資料ナンバー8の新旧対照表をあわせてごらんください。

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための法律、関係法律の整備に関する法律によりまして、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことで、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例中、同法を引用している条文について、条例を改めようとするものでございます。

具体的には、同条例第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に題名を改め、第3条第1項第1号及び第5号は、引用条項の「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「第77条第1項第1号及び第4号」を「第77条第1項第3号及び第9号」に号のずれを改め、第4条第1項第2号は、引用条項の「第5条第17項第1号」を「第5条第17項」に改めるとともに、同号中「及び同項第2号」以下を削除して、文言の整理をしようとするものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日からであります。

以上が、第10号議案 吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明であります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、健康づくり課長、水野辰明君。

健康づくり課長、水野辰明君。

〔健康づくり課長 水野辰明君登壇〕

○健康づくり課長（水野辰明君） 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程をいたしました第13号議案と第35号議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第13号議案 吉田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案の173ページ及び174ページをごらんください。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する第26条の規定により、吉田町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため、法律の施行に合わせて吉田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定をお認めいただくものでございます。

参考資料ナンバー11の1ページをごらんいただきたいと思います。

内閣府の作成いたしました新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要を示した資料でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、平成24年5月11日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとされ、国民の大部分が現在免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延しかつ病状が重篤になる恐れがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼす恐れのあることに鑑み、新型インフルエンザ等に関する対策の強化を図り、発生時において国民の生命及び健康を保護し並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的としております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、体制整備として、国・地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及。指定公共機関、これは医療やインフラを支える電気、ガス、通信、輸送などの公共機関及び公益的事業を営む法人で、政令で定めるものですが、その指定・業務計画の作成を行うこと。それから、基本的人権を尊重する権利の制限に関する規定。新型インフルエンザ等の発生時における特定接種の実施、海外発生時の水際での的確な実施等を定めておるものがございます。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められたとき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われます。その発生の際の措置といたしまして、外出自粛要請、興行場催物等の制限などの要請・指示。住民に対する予防接種の実施。医療提供体制の確保。緊急物資の運送の要請・指示。特定物資の売り渡しの要請・収用。埋葬・火葬の特例。生活関連物資等の価格の安定。行政上の申請期限の延長等。それから政府関係金融機関等による融資を行うこととされております。

資料の2ページであります。市町村対策本部は、法律の中で新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられると設置をしまして、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどると規定されまして、主に住民に対する予防接種を行うこととなっております。

資料の3ページでございますが、国・地方公共団体等の責務に関する規定で、地方公共団体の責務としまして、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、みずからその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において、関係機関が実施する対策を総合的に推進することと規定をしております。

資料の4ページをごらんください。

国及び地方公共団体は、行動計画を作成・公表することが規定されております。市町村の行動計画に規定する主な事項としまして、対策の総合的な推進に関する事項。市町村が実施する措置に関する事項としまして、項目としまして、新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供。住民に対する予防接種の実施。その他の新型インフルエンザ等の蔓延防止に関する措置。それから、生活環境の保全。その他の住民の地域経済の安定に関する措置などがございます。

この行動計画につきましては、政府行動計画が本年6月を目標に作成される予定でございます。これに基づきまして、県の行動計画が作成され、市町村の行動計画はさらに、この県の行動計画に基づき順次作成をすることとなっております。

提出議案書に戻っていただきまして、173ページ、174ページをごらんいただきたいと思います。

吉田町新型インフルエンザ等対策本部条例の内容でございますが、第1条において、条例の趣旨としまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する第26条の規定に基づきまして、吉田町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることとしまして、第2条は、組織の規定で、法律の第35条の規定によりまして町長が本部長となりますが、吉田町新型インフルエンザ等対策本部の事務の統括を本部長が行い、副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代理すること。それから、本部員としまして、本部長の任命した職員が事務に従事することということを規定しております。

第3条は、会議の規定で、本部長が新型インフルエンザ対策等本部における情報交換と連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて対策本部の会議を招集することとしました。2項で、町の職員以外の者を会議に出席させたとき意見を求めることができることを定めております。

第4条では、社会状況に応じまして、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができることを規定しております。

第5条は、委任の規定で、条例に定めるもののほか新型インフルエンザ等対策本部に関し

て必要な事項は、本部長が定めるものとしております。

附則は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日が、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日としておりまして、時期が明確でないことから、条例の公布の日又は法施行の日のいずれか遅い日から条例を施行することとするものでございます。

次に、第35号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について御説明を申し上げます。

提出議案の241ページと242ページ、それから、参考資料ナンバーの21をごらんください。

本議案は、経費の支弁方法につきまして、組合規約第14条第2項の規定によりまして、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すこととなっております。現行の負担割合は、平成21年度に見直しを行い、これに基づき平成22年度から24年度までの3年間適用しまして、この24年度が最終年度となっておりますことから、別表の利用率割算定基準の年度を改め、経過規定を附則で定めるものであります。

変更の内容でございますが、経費の支弁方法につきまして規定をしております第14条の関係の別表中、利用率割の「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、附則で施行期日を平成25年4月1日とし、経過規定としまして、前3年の平均利用率で算定する利用率割及び基本割によりまして、関係市町の平成25年度以降の負担割合は、牧之原市が67.885%、吉田町が32.115%となりますが、負担割合の格差を平準化させるために、年度ごとに漸増漸減方式により負担調整を行い、平成25年度の負担割合につきまして、牧之原市を68.445%、吉田町を31.555%、平成26年度の負担割合につきまして、牧之原市を68.165%、吉田町を31.835%とするものでございます。

以上が、第13号議案、第35号議案の説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長、山村丈太郎君。

高齢者支援課長、山村丈太郎君。

〔高齢者支援課長 山村丈太郎君登壇〕

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

平成25年第1回議会定例会に上程いたしました第9号議案、第11号議案、第12号議案、第23号議案、第30号議案の5件について御説明いたします。

初めに、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

提出議案の20ページ、21ページと、参考資料ナンバー7をごらんください。

基礎自治体への権限移譲と、条例制定権の拡大を目的として、平成23年法律第105号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について、町の条例で定めることとされました。これにより、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定をしようとするものでございます。

具体的には、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については、介護保険法の規定を上限とする29人以下とし、平成23年厚生労働省令第127号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による基準の区分に従い、サービス事業者の指定に伴う申請者の資格は、厚生労働省の規定どおり法人であるものとするため、条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、目次関係としまして、目次中「第1章 介護保険（第1条）」を「第1章 介護保険（第1条）第1章の2 事業者（第1条の2）」に改め、第1章の次に、「第1章の2 事業者」という1章を加えるものとし、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第1条の2関係）として、介護保険法第78条の2第1項の市町村の条例で定める数は29人以下とし、介護保険法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の市町村の条例で定める者は法人としたこと。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行することとしたものでございます。

続きまして、第11号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

提出議案の24ページから126ページと、参考資料のナンバー9をごらんください。

平成23年法律第37号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び平成23年法律第72号、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律等により介護保険法の改正が行われ、これまで、厚生労働省令で定められていた事業所及び施設の基準のうち、地域密着型サービスの基準について町の条例で定めることとされました。これにより、吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

平成23年厚生労働省令第127号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備に関する省令によります基準の区分に従い、従うべき基準及び標準とされるものについては、厚生労働省と同内容の基準を定めることとされており、地方自治体が十分参酌して結果であれ



ば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準のうち、4項目について厚生労働省令を参酌した上で、同省令と多少異なる独自基準を定め、その他の参酌すべき基準は、厚生労働省令と同内容の基準を定める条例を制定することをお認めいただくとするものでございます。

制定内容のうち、厚生労働省令を参酌した上で、同省令と異なる独自基準を定める4項目についてでございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員につきましては、第153号第1項におきまして、低所得者の入所等のため最大1室4床までの多床室の整備を可能とする基準とすることとし、非常災害対策につきましては、第77条第2項、第103条第3項、第172条第2項から第5項等において、入所者・利用者の安全・安心の確保のため、省令基準に上乘せした災害種別に応じた計画の策定、地域との連携、従業員の防災教育、物資の備蓄という努力規定を設けることとし、記録の整備につきましては、第43条第2項、第59条第2項、第80条第2項、第108条第2項、第128条第2項、第149条第2項、第178条第2項、第203条第2項において、介護報酬の返還要求の消滅時効に合わせ、記録の保存を5年とすることとし、暴力団の排除につきましては、第4条におきまして吉田町暴力団排除条例制定の趣旨に基づき、独自基準として定めることとするものでございます。

なお、附則1では、本条例を平成25年4月1日から施行すること。附則2から附則6で、それぞれの経過措置を定めようとするものでございます。

続きまして、第12号議案 吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

提出議案の127ページから172ページと、参考資料ナンバー10をごらんください。

第11号議案と同様に、平成23年法律第37号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び平成23年法律第72号、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等により介護保険法の改正が行われ、これまで、厚生労働省令で定められていた事業所及び施設の基準のうち、地域密着型サービスの基準について町の条例で定めることとされました。

これにより、吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

平成23年厚生労働省令第127号、地域の自主性及び自立性を高めるために改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による基準の区分に従い、従うべき基準及び標準とされるものにつきましては、厚生労働省と同内容の基準を定めることとされておりまして、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準のうち、3項目について厚生労働省令を参酌した上で、同省令と異なる独自基準を定め、その他の参

酌すべき基準は、厚生労働省令と同内容の基準を定める条例を制定することをお認めいただくとするものでございます。

制定内容のうち、厚生労働省令を参酌した上で、同省令と異なる独自基準を定める3項目についてでございますが、非常災害対策につきましては、第31条第2項、第60条第3項等において、入所者・利用者の安全・安心の確保のため、省令基準に上乘せした災害種別に応じた計画の策定、地域との連携、従業員の防災教育という努力規定を設けることとし、記録の整備については、第41条第2項、第65条第2項、第86条第2項において、介護報酬の返還要求の消滅時効に合わせ、記録の保存を5年とすることとし、暴力団の排除については、第4条において、吉田町暴力団排除条例制定の趣旨に基づき、独自基準として定めることとするものでございます。

なお、附則1では、本条例を平成25年4月1日から施行すること。附則2から附則5で、それぞれの経過措置を定めようとするものでございます。

次に、第23号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

提出議案の201ページ及び別冊の補正予算書（第2号）及び補正予算（第2号）に関する説明書をごらんください。

補正予算書（第2号）の1ページでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,599万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,257万6,000円とし、第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとするをお認めいただくこととするものでございます。

今回の補正は、歳入の保険料、歳出の総務費、保険給付費、地域支援事業費の実績値を鑑み、それぞれの見込み額により歳入歳出それぞれの予算額との増減を補正するものでございます。

説明書の2ページから3ページとなります。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1項第1号被保険者の保険料でございますして、3,006万円を増額し3億5,170万2,000円とするもので、見込み額が当初予算を上回ることから増額を行うものでございます。

3款国庫支出金は1,303万7,000円を減額し3億3,410万2,000円とするもので、給付費の法定負担割合分を、見込みにより減額するものでございます。内訳としまして、1項介護給付費国庫負担金では1,035万2,000円、2項国庫補助金では268万5,000円を減額するものでござ

います。2項補助金の減額のうち主なものは、財政調整交付金の202万1,000円の減額でございます。

3ページ、4ページとなります。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金1,100万円を減額し4億3,616万6,000円とするもので、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として、2号被保険者の法定負担割合分を見込みにより減額するものでございます。

4ページ、5ページとなります。

5款県支出金につきましても、給付費の法定負担割合分99万4,000円を減額し2億3,655万円とするもので、うち1項県負担金は、介護給付費県負担金の66万1,000円、2項県補助金は、地域支援事業補助金33万3,000円の減額をするものでございます。

5ページ、6ページとなります。

7款繰入金は2,102万2,000円を減額し2億3,035万9,000円とするもので、うち1項一般会計繰入金として456万4,000円を介護給付費及び地域支援事業繰入金の法定負担割合分を見込みにより減額し、また、2項基金繰入金につきましては、保険料及び補助金等で賄えることから1,700万円減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款総務費は21万円を増額し3,563万8,000円とするもので、1項総務管理費を21万円、実績及び見込みにより増額するものでございます。

8ページから10ページとなります。

2款保険給付費は3,384万円を減額し14億3,341万8,000円とするもので、1項介護給付費が3,850万7,000円の減額、2項高額介護サービス等諸費が127万9,000円の増額、3項その他諸費で審査支払手数料が4万1,000円の増額、4項特定入所者介護サービス等費について334万7,000円の増額で、それぞれの介護サービス給付費等を、それぞれの実績見込みにより補正するものでございます。

11ページであります。

3款基金積立金は2,035万9,000円を増額し4,051万2,000円とするもので、保険料の積算見直しや、介護給付費の実績見込み等による増額でございます。

11ページから13ページになります。

4款地域支援事業費は272万2,000円を減額し4,537万3,000円とするもので、1項介護予防事業費を155万5,000円、2項包括的支援任意事業費につきまして116万7,000円を、実績及び

見込みによりそれぞれ減額を行うものでございます。

続きまして、第30号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

提出議案の227ページから230ページ及び別冊の平成25年度予算に関する説明書、吉田町後期高齢者医療事業特別会計の次になります、吉田町介護保険事業特別会計をごらんください。

提出議案の228ページになります。

平成25年度吉田町介護保険事業特別会計の予算につきまして、第1条第1項は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億1,630万1,000円とし、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとする。また、第2条としまして、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によります歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすることをお認めいただくとするものでございます。

予算説明書の1ページをお願いします。

平成24年度の当初予算と比較しまして、総額で1億1,510万5,000円、率にして7.2%の増となっております。平成24年度の予算は、平成23年度に策定されました第5期吉田町介護保険事業計画の推計算定により、計画初年度分として計上されたものでありまして、平成25年度予算は、同計画の2年度分として算定されたものでございます。

2ページをお願いします。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1号被保険者保険料で3億5,804万3,000円でございます。前年度対比11.3%の増でございます。平成24年度から平成26年度の3年間の計画であります第5期介護保険事業計画の平成25年度分として算定されたものでございます。

2款使用料及び手数料1万9,000円は督促手数料で、前年度と同額でございます。

3ページから4ページになります。

3款国庫支出金3億6,862万8,000円でございます。前年度対比6.7%の増でございます。内訳としまして、1項国庫負担金2億9,496万円、国庫補助金7,366万8,000円でございます。増額の要因としましては、介護給付費等の歳出に係るそれぞれの負担割合に応じて計上した結果でございます。

4ページから5ページになります。

4 款支払基金交付金 4 億7,849 万円でございます。前年度対比7.3%の増でございます。要因としましては、介護給付費等の歳出に係る負担割合に応じて計上した結果でございます。

5 ページから 6 ページをお願いします。

5 款県支出金 2 億4,138 万4,000 円でございます。前年度対比で2.3%の増となります。内訳は、1 項県負担金 2 億3,349 万2,000 円、2 項県補助金789 万2,000 円でありまして、増額の要因としましては、負担金及び補助金とも介護給付費等の歳出に係る負担割合に応じて計上した結果でございます。

7 ページをお願いします。

6 款財産収入 2 万円は、介護給付費準備基金利子でございます。前年度対比33.3%の増で、介護給付費準備基金の推計残高から算定した利子でございます。

7 ページから 8 ページになります。

7 款繰入金 2 億6,382 万3,000 円でございます。前年度対比では4.9%の増となります。内訳であります。1 項一般会計繰入金 2 億4,665 万7,000 円、2 項基金繰入金1,716 万6,000 円でございます。増額の要因としましては、介護給付費地域支援事業の法定負担分及び事務費の繰入金と介護給付費準備基金からの繰入金が増額されたことからでございます。

9 ページをお願いいたします。

8 款繰越金100 万円は、前年度繰越金でございます。前年度と同額でございます。

9 ページから11ページになります。

9 款諸収入489 万4,000 円は、第三者納付金や返納金、雑入の地域支援事業の利用料、預金利子等でございます。前年度は地域支援事業の利用料を委託費と相殺しておりましたが、歳入歳出の明確化のため雑入として478 万7,000 円を計上したことによる増額でございます。

次に、歳出を申し上げます。

12 ページから14ページになります。

1 款総務費3,319 万円でございます。前年度対比で4.0%の減となります。内訳は、1 項総務管理費547 万1,000 円、2 項徴収費154 万9,000 円、3 項介護認定審査会費2,595 万5,000 円、4 項趣旨普及費 3 万3,000 円、5 項介護保険運営協議会費18 万2,000 円でございます。減額の主な要因としましては、3 項介護認定審査会費の認定審査事務負担金が減額されたことからでございます。

15 ページから17ページをお願いいたします。

2 款保険給付費16億2,600万1,000円でございます。前年度対比で7.2%の増でございます。内訳としましては、1 項介護給付費15億4,450万5,000円、2 項高額介護サービス等諸費1,976万1,000円、3 項その他諸費113万3,000円、4 項特定入所者介護サービス等諸費6,060万2,000円でございます。増額の主な要因としましては、1 項介護給付費が介護サービス計画の推計により1億650万5,000円の増額になっていることからでございます。

18ページをお願いします。

3 款基金積立金2万円でございます。基金として積み立てる剰余金でございます。歳入6 款財産収入、介護給付費準備基金と同金額の計上でございます。5,000円の増額となっております。

18ページから21ページでございます。

4 款地域支援事業費5,585万7,000円でございます。前年度対比16.1%の増でございます。内訳としましては、1 項介護予防事業費2,549万2,000円、2 項包括的支援事業費任意事業費3,036万5,000円でございます。増額の主な要因は、歳入の9 款で御説明いたしました。委託料につきまして、利用料と相殺しないで計上したための増額でございます。

21ページ、22ページとなります。

5 款につきましては、前年度予算では5 款公債費一時借入金利子としておりまして、1,000円の計上をしておりましたが、無利子で県準備基金から一時借り入れができますことから、公債費の計上を取りやめ、款を繰り上げまして、5 款諸支出金としたものでございます。23万3,000円で過誤納不還付金及び繰出金でございます。前年度対比3.3%の減でございます。1 項償還金及び還付加算金10万8,000円でございます。償還金を現状に合わせ8,000円減額といたしました。2 項繰出金12万5,000円は、前年度と同額でございます。

23ページでございます。

6 款予備費も同様に7 款から繰り上げを行いました。100万円で前年度と同額でございます。

以上、高齢者支援課から議案5 件の御説明を申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、都市建設課長、八木三千博君。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課からは、本議会定例会に上程いたしました第4号議案、第8号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第33号議案、第34号議案、第36号議案、そして第37号議案の10議案について御説明いたします。

最初に、第4号議案 吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書の3ページから5ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、以下地域主権改革一括法と言わせていただきます。この法律が公布され、それに伴い都市公園法の改正が平成24年4月1日に施行されたことにより、吉田町都市公園条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正の内容を申し上げます。

改正後の都市公園法では、地域の自主性及び自立性を高めるための都市公園を設置する自治体が技術的基準等を定めることが必要になりました。これを受け当町では、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例で規定する一部改正を行うものでございます。

それでは、一部改正の詳細について御説明申し上げます。

第1条の2関係といたしまして、都市公園の敷地面積の基準を都市公園法施行令第1条の2の基準を参酌し、町の区域内に設置する都市公園の町民1人当たりの敷地面積の基準を10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の敷地面積の基準を5平方メートル以上といたしました。

また、町が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準といたしまして、都市公園法施行令第2条の基準を参酌し、街区公園については、街区内に居住する者が容易に利用できるような公園を配置するものとし、敷地面積0.25ヘクタールを標準として定めました。近隣公園については、近隣に居住する者が容易に利用できるような公園を配置するものとし、敷地面積2ヘクタールを標準として定めました。地区公園については、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるよう公園を配置するものとし、敷地面積4ヘクタールを標準として定めました。総合公園、運動公園、広域公園については、広域に居住する者が容易に利用することができるよう公園を配置するものとし、敷地面積は設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できるような面積にすることを定めました。

その他、緩衝緑地等については、設置目的に応じて都市公園が十分に発揮できるように公園を配置するとともに、それに応じた敷地面積を定めることを吉田町都市公園条例第1条の2に規定したものでございます。

次に、第1条の3関係としましては、都市計画法第4条の基準を参酌し、都市公園内に公園施設として設けられる建築物の総計について、当該公園の敷地面積に対して2%とするこ

とを定めました。ただし、動物園を設ける場合や、その他政令で定める特別な場合については、都市計画法施行令第6条第1項第1号に規定する休息施設、運動施設、備蓄倉庫等の建築面積は、当該公園の敷地面積の10%までは建築できることといたしました。

都市計画法施行令第6条第1項第2号に規定する国宝・重要文化財等の建築面積は、当該公園の敷地面積の20%までは建築できることとしました。

都市計画法施行令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場・屋根付屋外劇場は、建築面積は、当該公園の敷地面積の10%までは建築できることといたしました。

都市計画法施行令第6条第1項第4号に規定する仮設公園施設の建築面積は、当該公園の敷地面積の2%までは建築できることといたしました。

以上のことを、吉田町都市公園条例第1条の3に規定したものでございます。

本条例の一部改正の施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、第4号議案 吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

次に、第8号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書の16ページから19ページ及び参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

町営住宅は、公営住宅法に基づいて建設された住宅で、住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃で住まいを提供することを目的としております。公営住宅等の入居収入基準について、これまで公営住宅法及び関係法令により、全国一律の基準が設けられていましたが、前議案と同様に、地域主権改革一括法が公布され、これまで地方に対し法律によって義務づけられていた事項がなくなり、それぞれの地域で条例等の制定によりみずから決定し実施することが必要となったことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、第5条第1項、第2項、第8条第4項及び別表第1関係といたしまして、「老人等」を「高齢者等」に改めるとともに、規定方法を整理いたしました。「老人等」の表記であります。政令から「老人」の記載が削除されたことと、他の条例に「老人」の表記がなく、「高齢者」という表記をしていることにより、文言を整理したものでございます。また、「高齢者等」の条例の規定方法でございますが、第5条第1項及び同条第2項に規定したものを文言を整理しながら、第1項及び別表第1にまとめたものでございます。

第5条第1項、第3項及び別表第2関係といたしましては、裁量階層の対象世帯及び入居収入基準を条例に規定いたしました。公営住宅において、本来入居する基準の範囲にある世



帯を本来階層、高齢者世帯や障害者世帯など、特に住居の安定を図る必要がある世帯を裁量階層と、それぞれ定めております。そして、それらの本来階層と裁量階層の世帯が入居するために満たさなくてはならない年間収入から給与所得控除等を行った上で、月額換算した政令月収の上限が入居収入基準となります。これらの入居収入基準及び裁量階層の対象は、今まで法律等によって定められておりましたが、このたび法令改正により、入居収入基準は政令で定める額を参酌し、事業主体が条例で定めることになりました。また、裁量階層の対象は、特に居住の安定を図る必要がある世帯を条例で制定するものでございます。

なお、別表第2につきましては、1の項から4の項までが裁量階層について、5の項が本来階層について、それぞれ対象世帯と政令月額の上限を定めたものであります。

これまでの入居収入基準等で、一定の低所得者及び高齢者等の住宅確保がなされているため、今回条例で定める基準は、国の参酌基準を参照した上で、法令等の改正前と同様の内容を規定し、現状の要件を維持したものとなっております。

第5条第3項から第5項まででございますが、第5条第2項を削除したことに伴い、条項の繰り上げ及び文言、当該条項の整理等を行ったものであります。

第6条第1項関係でございますが、高齢者等の入居者資格要件が第5条と同じ規定になるよう条文を加えたものでございます。

第6条第2項関係でございますが、第5条第1項第3号イの規定内容を、別表2に規定したことに伴い、当該条項を改正後の条項に合わせたものでございます。

附則としまして、条例の施行日を平成25年4月1日とするものでございます。

なお、本条例の施行に合わせて、入居者の資格に係る障害の程度を定めた吉田町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則も制定し、施行する予定でございます。

以上が、第8号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

次に、第14号議案 吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の175ページから183ページ及び参考資料ナンバー12をごらんいただきたいと思っております。

平成23年8月30日に地域主権改革一括法が公布され、これに伴い、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法の改正が行われ、平成24年4月1日に施行されたことにより、吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定を新たに行うものでございます。

主な条例制定の内容を申し上げます。

改正後の高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律では、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることが必要になりました。そのため、今回の改正を受け当町では、吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定を新たに行うものでございます。

次に、条例制定の詳細について、御説明申し上げます。

第1条関係といたしまして、町が管理する都市公園において、公園管理者は特定公園施設の新設、増設、又は改築を行うとき、町が定めた基準に適合されなければならないことを第1条に規定したものでございます。

第2条関係といたしましては、災害等において一時的に使用する都市公園施設を都市公園内に設置する場合には、この条例によらないことができることを第2条に規定したものでございます。

第3条関係といたしましては、不特定多数の者の利用や、主に高齢者・障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合については、そのうち1つ以上は基準に適合するものとし、出入口の基準、通路の基準、階段の基準、傾斜路の基準を設け、高齢者や障害者等が転落する恐れがある場所の基準については、柵と点状ブロックや、線状ブロック等を床面に敷設するとともに、高齢者や障害者等の転落を防止するための設備を設けることを第3条に規定したものでございます。

第4条関係といたしましては、高齢者・障害者等が利用する屋根付場を設ける場合については、そのうち1つ以上は基準に適合するものとし、出入口の基準、屋根付広場の広さの基準を第4条に規定したものでございます。

第5条関係といたしましては、高齢者・障害者等が利用する休憩所を設ける場合については、そのうち1つ以上は基準に適合するものとし、出入口の基準、カウンターを設ける場合の基準、休憩所の広さの基準を第5条に規定したものでございます。

第6条関係といたしましては、高齢者・障害者等が利用する屋外劇場を設ける場合については、基準に適合するものとし、出入口の基準、出入口と車いす用観覧スペース及び同条第4号の便所との間の通路の基準、車いす用観覧スペースの数の基準、不特定多数の者の利用や主に高齢者・障害者等が利用する便所を設ける場合の基準、車いす用観覧スペースの基準、屋外音楽堂の基準を第6条に規定したものでございます。

第7条関係といたしましては、高齢者・障害者等が利用する駐車場を設ける場合については、全駐車場台数が200以下の場合、駐車台数に50分の1を掛けた数以上の車椅子利用者が利用する駐車施設を設け、全駐車場台数が200を超える場合は、駐車台数に100分の1を掛け2を足した数以上の車椅子利用者が利用できる駐車施設を設けることを第7条に規定したも

のでございます。

第8条関係といたしましては、高齢者・障害者等が利用する便所を設ける場合については、基準に適合するものとし、床の表面は滑りにくくするものとする、男子用小便器を設ける場合は、1つ以上床置き式小便器、壁掛け式小便器、その他これに類する小便器を設けること、手すりを設けることを第8条に規定したものでございます。

第9条関係といたしましては、第8条第2項第1号の便房が設けられた便所の基準については基準に適合するものとし、出入り口の基準、戸を設ける場合の基準、便房の基準を第9条に規定したものでございます。

第10条関係といたしましては、高齢者・障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所の準用基準について第10条に規定したものでございます。

第11条関係といたしまして、多くの者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する水飲み場を設ける場合については、1つ以上は高齢者・障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする、ことを第11条に規定したものでございます。

第12条関係といたしましては、多くの者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する掲示板を設ける場合については、基準に適合するものとし、高齢者・障害者等の円滑な利用に適した構造であること、掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであることを第12条に規定したものでございます。

第13条関係といたしまして、特定公園施設の配置を表示した標識の基準について、そのうち1つ以上は、園路及び広場の出入り口付近に設けなければならないことを標識の基準として第13条に規定したものでございます。

本条例の制定の施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、第14号議案 吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についての説明でございました。

次に、第15号議案 吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案書の184ページから186ページ及び参考資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

平成23年5月2日及び8月30日に、地域主権改革一括法が公布され、これに伴い、道路法及び高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法の改正が行われ、平成24年4月1日に施行されたことにより、吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定を新たに行うものでございます。

主な条例制定の内容を申し上げます。

改正後の道路法及び高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法では、これまで国が一律に定めていた道路の構造の基準及び標識の基準並びに新設道路等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることが必要になりました。そのため、今回の改正を受け当町では、町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定を新たに行うものでございます。

次に、条例制定の詳細について御説明申し上げます。

第1条関係といたしまして、道路法並びに高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、町が管理する町道の構造の技術的基準等を定めることを第1条に規定したものでございます。

次に、第2条関係といたしまして、道路法第30条第3項に規定する幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差または接続、待避所、横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設、各号に掲げるもののほか町道の構造の技術的基準を規則で定めることを第2条に規定したものでございます。

規則においては、町の独自基準といたしましては、歩道の縦断勾配を5%以下、横断勾配を1%以下とし、歩道又は自転車道の舗装は、雨水を地下に浸透させることができる構造とすることを定めました。これは、静岡県と同じ基準でございます。

次に、第3条関係といたしましては、法第45条第3項に規定する町道に設ける道路標識のうち、内閣政令、国土交通省令で定めるものの寸法について、規則で定めることを第3条に規定したものでございます。

規則においては、静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の別表の規定を準用し、町においても静岡県の基準である道路標識のローマ字の大きさを65%にする基準を適用します。

次に、第4条関係といたしまして、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について、規則で定めることを第4条として規定したものでございます。

本条例の制定の施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、第15号議案 吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての説明でございます。

次に、第16号議案 吉田町が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案書の187ページから188ページ及び参考資料ナンバー14をごらんいただきたいと思ひます。

平成23年5月2日に、地方主権改革一括法が公布され、これに伴い河川法の改正が行われ、平成24年4月1日に施行されたことにより、吉田町が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定を新たに行うものでございます。

主な条例制定の内容を申し上げます。

改正後の河川法では、これまで国が一律に定めていた河川管理施設等の構造の技術的基準等を条例で定めることが必要になりました。そのため、今回の改正を受け当町では、吉田町が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定を、新たに行うものでございます。

次に、条例制定の詳細について御説明申し上げます。

まず、第1条関係といたしまして、河川法において、河川管理施設等の構造の基準に基づき、工作物の新設等の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、その他の主要なものの構造について、河川管理上引き落とされる技術基準を定めることを第1条に規定したものでございます。

次に、第2条関係といたしまして、堤防、床止め、堰、水門及び樋門、揚水機場・排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、その他河川管理施設等の構造について必要な事項の構造の技術的基準を規則で定めることを第2条に規定したものでございます。

規則においては、河川管理施設等構造令の規定に準用することをうたい、町の独自基準は設けておりません。

また、本条例の規定の施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上が、第16号議案 吉田町が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての説明でございます。

次に、第17号議案 吉田町営住宅等整備基準に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の189ページから192ページ及び参考資料ナンバー15をごらんいただきたいと思ひます。

公営住宅等の整備基準については、今までの議案と同様に、公営住宅法及び関係法令により全国一律の基準が設けられていましたが、地方主権改革一括法の制定に伴う法律の改正により、整備基準については、地方自治体がそれぞれの地域に応じて基準を条例で定めること

となり、今回条例を新たに制定するものでございます。

制定内容は、第1条は、対処法令及び条例で定める内容の概要について定めました。

第2条は、整備の際には、健全な地域形成に資するよう考慮することと定めました。

第3条は、整備の際には、良好な住居環境を確保するように考慮することを定めました。

第4条は、建設及び維持管理に要する費用の縮減について配慮することと定めました。

第5条は、敷地の位置選定に係る基準を定めました。

第6条は、敷地の安全及び衛生を確保するために、必要な措置を講じることと定めました。

第7条は、住棟等の配置に係る基準を定めました。

第8条は、住居の性能等に係る基準を定めました。

第9条は、住戸の面積及び設備等に係る基準を定めました。

第10条は、住戸内の利便性及び安全性の確保に関する措置について定めるとともに、特に高齢者等に対する措置することといたしました。

第11条は、共用部分について、高齢者の移動の利便性及び安全性の確保に関する措置を定めました。

第12条は、町営住宅等に必要な附帯施設について定めるとともに、衛生、利便等及び良好な居住環境の確保を考慮することと定めました。

第13条は、児童遊園の位置及び規模等について定めました。

第14条は、集会所の位置及び規模等について定めました。

第15条は、広場及び緑地の位置及び規模等について定めました。

第16条は、敷地内通路の配置等について定めました。

最後に、附則としまして、条例の施行日を平成25年4月1日とし、現に存する町営住宅等については、この条例の規定にかかわらず従前の例によることとするものでございます。

なお、本条例の施行に合わせて、条例第8条、第9条、第10条及び第11条に関する基準を定めた吉田町営住宅等整備基準に関する条例施行規則も新たに制定し施行する予定でございます。

以上が、第17号議案 吉田町営住宅等整備基準に関する条例の制定についての説明でござ

います。

次に、第33号議案 都市公園の区域の決定について御説明いたします。

議案書の236ページから238ページ及び参考資料ナンバー19をごらんいただきたいと思います。

町の広範囲が、津波による浸水想定区域に含まれる可能性が高い状況であり、住吉、川尻の市街地付近は、壊滅に近い状態が想定されることから、町では、町民の生命、財産を保全することや、町に所在する企業の生産活動を維持していくためにも、津波防災まちづくりが喫緊の課題となっております。浸水被害がないと思われる地域の果たす役割は高く、北区地域に災害時に拠点施設として防災公園を整備していくため、今回公園の区域決定を行うものであります。

午前中の町長の提出議案の説明の中で、区域の面積を民有地の合計である1万3,969.68平方メートルと説明をいたしました。これに、区域内にある官地の道水路等を含めると、全体面積は1万5,404平方メートルとなります。こちらのほうの地目は、田、池沼、宅地であります。

参考資料ナンバー19をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうは、位置図になっております。位置につきましては、都市計画道路富士見幹線予定地の北側と、静岡御前崎自転車道路の南側に囲まれた場所となっております。

本議案は、都市公園法第33条第1項及び第33条第5項に該当するため、このたび議会の議決をいただくこととするものでございます。

以上が、第33号議案 都市公園の区域の決定についての説明でございます。

次に、第34号議案 北区防災公園事業用地の取得について御説明いたします。

議案書の239ページから240ページ及び参考資料ナンバー20をごらんいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号に基づき、議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定めている不動産の取得について、予定価格で1,500万円以上、面積で5,000平方メートル以上のものと規定されていますことから、このたび議会の議決をいただくこととするものでございます。

具体的には、北区防災公園整備事業用地取得者一覧をごらんいただきたいと思います。

土地の所有者は、石間幸江氏ほか5名です。土地の所在地は、吉田町神戸560番地2ほか9筆となっております。土地の面積は、5,854平方メートルとなります。土地の全体の金額ですけれども、7,814万3,000円となります。

次の資料は、位置図となります。裏面には、公図の写しとなりますが、色塗りされた箇所が今回の対象となります。

以上が、第34号議案 北区防災公園事業用地の取得の説明でございます。

次に、第36号議案 町道の路線廃止について御説明申し上げます。

議案書の243ページから244ページ及び参考資料ナンバー22をごらんいただきたいと思ます。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするものです。今回廃止する路線については、3路線でございます。

最初に、大幡川幹線の一部供用開始により、一旦廃止しようとする2路線であります。路線名は、大幡川幹線、延長が930メートル、幅員が16メートルから17メートル。そして、大幡川尻2号線、延長が3,360.2メートル、幅員が4.8から14.4メートルでございます。大幡川幹線につきましては、川尻横手橋南において、大幡川幹線道路工事に伴い、大幡川尻2号線との交差点が改良されるため一旦廃止し、起点をずらして再認定するものでございます。大幡川尻2号線については、大幡川幹線と同様に、川尻横手橋南の大幡川幹線との交差点が改良されるため一旦廃止し、再認定をするものでございます。

次に、路線名は下川原2号線、219.1メートル、幅員が1.8から2.8でございます。下川原2号線につきましては、開発行為により改良されたため一旦廃止し、再認定するものでございます。

以上が、第36号議案 町道の路線廃止についての説明でございます。

次に、第37号議案 町道の路線認定について御説明いたします。

議案書の245ページから246ページ及び参考資料ナンバー23をごらんいただきたいと思ます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものです。

今回認定する路線については、大幡川幹線の道路改良工事に伴う路線2路線と、開発行為により一旦廃止し、路線を変更して再認定する2路線及び開発行為により新設された道路3路線の合計7路線でございます。

最初に、大幡川幹線ですが、一部供用開始により再認定する路線です。大幡川幹線の道路改良工事に伴い、大幡川尻2号線との交差点が改良されたため、大幡川尻2号線と重複する箇所を除き、起点をずらして再認定するものです。

次に、大幡川尻2号線ですが、こちらも大幡川幹線の道路改良工事に伴い、大幡川幹線と重複する箇所に変更し再認定するものであります。



次に、開発行為により路線が変更した下川原2号線です。開発行為により路線が拡幅され新しい道路となりましたが、延長は開発行為の区域内に削減して再認定を行うものです。また、開発行為により路線が変更した下川原9号線ですが、もともとは下川原2号線として利用していた路線です。これは、下川原2号線の認定し直した残りの路線を、下川原9号線として認定し直すものでございます。

次に、下川原10号線、下川原11号線、下川原12号線の3路線ですが、これらの路線は、開発行為により新たな道路として認定するものです。これらの路線は、生活道路として利用することになります。

以上が、第37号議案 町道の路線認定についての説明でございます。

なお、第33号議案、第34号議案の北区防災公園の関係については、ともに先に町長からも説明がありましたが、速やかに事業執行を行う必要があることから、早期議決をお願いするものでございます。

以上、10議案について、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第5号議案、第6号議案、第24号議案、第31号議案の4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第5号議案 吉田町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の6ページから8ページ及び参考資料ナンバー3を、あわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴い下水道法第28条が改正され、これまでは、政令で定めることとされていた都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める基準を参酌して町の条例で定めることとされました。これを受けまして、吉田町における都市下水路の構造の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を新たに規定するため、吉田町都市下水路条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、条例第1条文中に「並びに施設の構造の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準等」を加えるものでございます。

第2条では、用語の意義を、第1号は下水、第2号は都市下水路、第3号は排水施設について定めるものでございます。

次に、第2条の次に、第2条の2、第2条の3、第2条の4を新たに加えるものでございます。第2条の2では、都市下水路の排水施設の構造の技術上の基準を、第1号から第10号まで定めるものでございます。第2条の3では、都市下水路について適用しないものを、第1号及び第2号で定めるものでございます。第2条の4では、都市下水路の維持管理の技術上の基準として、しゅんせつを1年に1回以上行うことと定めるものでございます。

なお、附則におきまして、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、第5号議案についての説明でございます。

次に、第6号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の9ページから12ページ及び参考資料ナンバー4を、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本議案は、第5号議案と同様、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴いまして、下水道法第7条及び第21条が改正され、これまでは政令で定めることとされていた公共下水道の構造の技術上の基準等及び終末処理場の維持管理につきましては、政令で定める基準を参酌して、町の条例で定めることとされました。これを受けまして、吉田町における排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準等及び終末処理場の維持管理につきまして新たに規定するため、吉田町下水道条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、条例第1条文中に「並びに施設等の構造の技術上の基準及び維持管理の基準等」を加えるものでございます。

第2条では、用語の意義としまして、第2号に排水施設、第3号に処理施設を新たに加え、従前の第2号から第6号につきましては、2号ずつ繰り下げるものでございます。

次に、第1章の次に、新たに第1章の2、排水施設等の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理を設けるものでございます。第1章の2には、第2条の2から第2条の6まで構成されるものとなっております。第2条の2では、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を、第1号から第5号まで定めるものでございます。第2条の3では、前条で定めるもののほか、ほかの排水施設の構造の技術上の基準を、第1号から第5号まで定める

ものでございます。第2条の4では、第2条の2に定めるもののほかの処理施設の構造の技術上の基準を、第1号及び第2号において定めるものでございます。第2条の5では、公共下水道について適用しないものを、第1号及び第2号で定めるものでございます。第2条の6では、終末処理場の維持管理として、第1号から第5号まで定めるものでございます。

なお、附則におきまして、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、第6号議案についての説明でございます。

第24号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算（第2号）並びに補正予算（第2号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

補正予算（第2号）、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,596万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,732万9,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページに掲げてございます第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費を設定することにつきまして、お認めいただくこととさせていただきます。内容につきましては、2ページの第2表、繰越明許費に掲げてございますが、1款1項公共下水道事業費、公共管渠建設費の4,240万円の繰越明許費を設定することにつきまして、お認めいただくこととさせていただきます。繰り越しをお認めいただく事業費とその財源につきましては、公共管渠建設費の工事請負費で、補助金に係る予算額4,240万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と起債及び一般財源でございます。

第3条は、地方債の補正でございます。これは、3ページに掲げてございます公共下水道事業に充当する起債限度額を1億8,570万円に減額をお認めいただくこととさせていただきます。

今回の補正につきましては、決算見込み額による歳出、公共下水道事業費と公債費の減額、それに伴います歳入の繰入金と諸収入及び町債の減額をお願いするものでございます。

1ページの第1表、歳入歳出予算並びに補正予算（第2号）に関する説明書の2ページから4ページの歳入予算事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

説明につきましては、説明書の2ページから5ページの歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

説明書の2ページ、歳入でございます。

4款1項繰入金は、1目一般会計繰入金6億306万2,000円を1,087万5,000円減額し5億9,218万7,000円とするもので、歳出、1款1項公共下水道事業費の1目管渠建設費、町単管渠建設費と4目浄化センター建設費、町単浄化センター建設費の減額に伴い、一般会計繰入金を1,087万5,000円減額するものでございます。

6款3項雑入は、1目雑入1,149万7,000円を798万9,000円減額し350万8,000円とするもので、歳出、1款1項公共下水道事業費の1目管渠建設費、町単管渠建設費と、2款1項公債費、1目元金の減額に伴い、雑入を798万9,000円減額するものでございます。

7款1項町債は、1目下水道事業債2億280万円を1,710万円減額し1億8,570万円とするもので、歳出の1款1項公共下水道事業の1目管渠建設費、町単管渠建設費の減額に伴い、管渠建設費の起債分を1,710万円減額するものでございます。

次に、4ページ、歳出でございます。

1款1項公共下水道事業費5億2,117万9,000円を3,316万4,000円減額し4億8,801万5,000円とするものでございます。これは、1目管渠建設費3億1,788万5,000円を2,318万9,000円減額し2億9,469万6,000円とするもので、町単管渠建設費、15節工事請負費、町単下水道管渠整備工事費2,318万9,000円を減額し6,765万4,000円にするもので、補助路線に付随して施工する予定の事業費減により減額するものでございます。

4目浄化センター建設費8,070万6,000円を997万5,000円減額し7,073万1,000円とするもので、町単浄化センター建設費、13節委託料997万5,000円を減額し3,913万1,000円にするもので、長寿命計画策定業務委託料契約差金を減額するものでございます。

2款1項公債費5億1,111万4,000円を280万円減額し、5億831万4,000円とするものでございます。これは、1目元金3億2,570万3,000円を減額し3億2,290万3,000円とするもので、都市建設課補償工事の不用により、繰上償還280万円減額し、3億2,290万3,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,732万9,000円とするものでございます。

続きまして、第31号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

提出議案の231ページから234ページ並びに別冊の平成25年度一般会計及び特別会計に関する説明書、参考資料のナンバー17をごらんいただきたいと思います。

初めに、提出議案のページをごらんいただきたいと思います。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,922万2,000円とし、第2

項では、款項の区分及び区分ごとの金額は、233ページに掲げました第1表、歳入歳出予算でございます。この総額は、前年度と比べ3,654万円、3.6%の増額でございます。

第2条は、234ページに掲げました第2表、地方債のとおり、起債限度額を1億9,720万円、利率を6%以内とする地方債を起すことをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

それでは、233ページの第1表、歳入歳出予算につきまして御説明いたします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金から、7款1項町債までの歳入合計10億5,922万2,000円でございます。

歳出でございますが、1款1項公共事業費から、3款1項予備費までの歳出合計10億5,922万2,000円でございます。

別冊の吉田町公共下水道事業会計予算に関する説明書、事項別明細書によって、御説明をさせていただきます。

説明書の2ページ、歳入からごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、受益者負担金でございます。予算額ですが、793万7,000円、前年度比407万3,000円、33.9%の減額でございます。これは、前年度環境整備され供用開始された土地に賦課するもので、前年度環境整備工事が榛南幹線の路線工事のため、宅地の隣接が少ないため、収入の大幅な減額によるものでございます。

2款使用料及び手数料は、予算額が7,814万6,000円、前年度比355万6,000円、4.8%の増額でございます。これは、1項使用料、予算額7,812万8,000円、前年度比357万1,000円、4.8%の増額。2項手数料、予算額1万8,000円、前年度比1万5,000円の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、予算額1億2,860万円、前年度比2,380万円、22.7%の増額。地震対策事業の管渠と浄化センターの耐震補強事業による事業費の増と、浄化センター長寿命化計画策定事業費による増でございます。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金としまして、予算額が6億3,611万3,000円、前年度比2,713万4,000円、4.5%の増でございます。

5款1項繰越金は、予算額800万円、前年度同額でございます。

6款諸収入は、予算額322万6,000円、前年度比827万7,000円、72%の減額でございます。これは、1項延滞金加算金及び過料、予算額5,000円は同額。2項預金利子は、予算額1万3,000円で前年度比1万2,000円の増額。3項雑入は、予算額320万8,000円は、消費税還付金320万円が主なもので、前年度比で言いますと828万9,000円の減額でございます。これは、

前年度に都市建設課工事による下水道施設移転補償金798万9,000円を計上していたためでございます。

7款1項町債は、予算額が1億9,720万円、前年度比560万円、2.8%の減額でございます。内訳としまして、管渠建設費に1億6,200万円、浄化センター建設費に3,520万円でございます。

以上、歳入合計は10億5,922万2,000円でございます。

次に、歳出でございます。

7ページからごらんください。

1款1項公共下水道事業費は、予算額5億3,692万円、前年度比2,635万2,000円、5.2%の増額でございます。これは、1目管渠建設費、予算額が3億3,588万5,000円、前年度比600万円、1.8%の増額でございます。内訳としまして、6名分の職員人件費4,350万9,000円、公共管渠建設費1億9,420万円で、住吉新田町内会地内の管渠の実施設計料としまして180万円。参考資料ナンバー17の2に掲げてございます、1番から3番の管渠整備1億7,240万円と、4番、5番の地震対策工事で2,000万円でございます。町単管渠建設費は9,286万9,000円で、受益者負担金の前納報償が205万9,000円。13節管渠実施設計委託料は、供用開始されていない住吉幹線への実施設計料としまして380万円。物件補償工事設計委託料は、下水道工事に伴う上水道管の移設3路線の設計委託料としまして484万5,000円、15節につきましては、補助路線に付随して施工する工事で、参考資料ナンバー17の右に掲げてございます管渠整備工事7,150万円と、地震対策工事費の200万円でございます。17節施設用地につきましては、稲荷神社西側町道東山15号線下水道工事に伴います、マンホールポンプシステム用地14万4,000円、町単排水設備公共ます建設費としまして530万7,000円で、公共ますの設置手数料と公共ますの材料費が主なものでございます。

2目管渠維持管理費は701万5,000円、前年度よりも45万1,000円、6.9%の増額でございます。町内に4カ所あるマンホール内ポンプの電気使用料144万円、保守点検委託料99万8,000円と、下水道台帳作成委託料としまして391万3,000円が主なものでございます。

3目浄化センター維持管理費は、予算額が1億1,362万8,000円、前年度比821万5,000円、7.8%の増額でございます。これは、職員人件費1名分で749万7,000円と、浄化センター維持管理費1億613万1,000円で、内訳としまして、報償費8,000円は、浄化センター見学時のエコライフ体験講師謝礼金、それから電気使用料としまして1,296万円で、予算の大部分に当たる13節委託料8件、8,480万7,000円で、前年度比増額の要因としましては、浄化センター管理委託料が、平成19年度下水道施設維持管理費積算要領に基づきまして、5年間の長期契約を結んでおりましたが、本年度から新たな契約を結ぶため、平成24年度積算要領により予算措置したため、約580万円の増。並びに汚泥処理棟の耐震補強工事に伴いまして、汚泥運搬車の出入り口が、今までのように10トン車で運搬ができないため、工事中の運搬につきましては、7トン車で運搬するため、約410万円の増をお願いするためでございます。

4目浄化センター建設費は、予算額としまして8,039万2,000円、前年度比1,168万6,000円、17%の増額でございます。これは、公共浄化センター建設費の6,300万円で、13節委託料、吉田浄化センターの長寿命化計画策定業務委託料としまして1,500万円と、15節工事請負費、浄化センター汚泥処理棟の耐震補強工事として4,800万円でございます。町単浄化センター建設費1,739万2,000円は、補助対象外の委託料、工事請負費でございます。

次に、2款1項公債費は、予算額としまして5億2,130万2,000円、前年度比1,018万8,000円、2%の増額でございます。1目元金は、予算額が3億4,341万6,000円、前年度比1,771万3,000円、5.4%の増額。2目利子は、予算額1億7,788万6,000円、前年度比752万5,000円、4.1%の減額でございます。これは、年次償還に基づくものが主なものでございまして、利子につきましては、一時借入金償還利子を計上してございます。

3款1項予備費は、予算額100万円、前年度同額でございます。

なお、平成21年度から5年間事業の地震対策下水道事業につきましては、本年度が最終年度となります。

以上、歳出合計が10億5,922万2,000円でございます。

これで、平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、八木利幸君。

水道課長、八木利幸君。

〔水道課長 八木利幸君登壇〕

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

それでは、第1回議会定例会へ上程いたしました第18号議案、第25号議案、第32号議案の3議案について御説明申し上げます。

初めに、第18号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の193ページから196ページをごらんください。

本議案は、平成23年8月26日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、これにより水道法の一部が改正され、この平成24年4月1日に施行された水道法の改正では、地方公共団体における条例の制定を伴うものであり、経過措置として、施行後1年以内に基準を定めることとされていることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

制定内容でございますが、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づきまして、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものでございます。

本条例の本文は4条からなり、第1条では、本条例の趣旨について、第2条では、布設工事監督者を配置する工事について、第3条では、布設工事監督者の資格について、第4条では、水道技術管理者の資格について定めたものでございます。

附則で、施行期日を平成25年4月1日と定めております。

続きまして、第25号議案 平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の平成24年度吉田町水道事業会計補正予算書（第2号）をごらんください。

なお、本書は、損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画については、消費税込みの金額で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページ、第2条の収益的収入及び支出の、収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益は、既決予定額から143万円減額し5億4,662万1,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業収益は、197万6,000円減額し5億4,076万7,000円にするもので、その内容は、給水収益は過年度の実績及び本年度第5期までの実績等を考慮、試算いたしまして35万1,000円減額し、受託工事収益は給水工事収益が見込めないため144万9,000円の減額、そして、その他営業収益の手数料17万6,000円の減額によるものでございます。

第2項の営業外収益は、54万6,000円増額の585万4,000円にするもので、その内容は、受取利息及び配当金が2万9,000円減額し、雑収益のその他雑収益が57万5,000円の増額によるものでございます。

次に、収益的支出の第1款水道事業費用は、既決予定額に1,822万4,000円増額し5億2,710万5,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業費用は、964万9,000円増額し4億1,999万8,000円にしようとするもので、その内容は、原水浄水及び配水費の人件費委託料、手数料等の減少により350万6,000円の減額、業務費の通信運搬費の減少により40万円の減額、総係費の賃借料の減少により14万4,000円の減額、減価償却費の再積算により639万4,000円の増額、資産減耗費の再積算により730万5,000円の増額によるものでございます。



第2項の営業外費用は、雑支出と消費税が増加したため857万5,000円増額し1億510万7,000円にしようとするものでございます。この結果、本予算による予定純利益は1,444万円を見込んでおります。

次に、2ページ、第3条の資本的収入は、既決予定額に214万1,000円増額し6,567万1,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債につきましては、補正はございません。

第2項の他会計出資金は、消火栓設置工事実績と第5水源自家発電施設設置工事実績により115万8,000円減額。

第3項のその他資本的収入は、工事負担金が牧之原市等の改良工事に伴い増加する一方、加入分担金が当初の見込みよりも減少しましたが、329万9,000円の増額となり、その他資本的収入全体で2,026万1,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、既決予定額から4,294万5,000円減額し3億6,418万5,000円にしようとするものでございます。

第1項の建設改良費につきましては、委託料が事業の見直しや入札結果により3,072万9,000円減額、工事請負費につきましては、年度内に発生した他課関係関連工事との調整による一部工事の見送りや入札結果などにより1,217万5,000円の減額になり、また、車両購入費につきましては、実績により4万1,000円の減額とし、建設改良費全体では4,294万5,000円減額し2億6,777万円とするものでございます。

なお、第2項の企業債償還金につきましては、補正はございません。

この結果、資本的支出額に不足する額2億9,851万4,000円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,168万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億8,682万6,000円で補填させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、17ページから26ページに、平成24年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第32号議案 平成25年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成25年度吉田町水道事業会計予算書と、参考資料ナンバー18をごらんください。

なお、補正予算の説明でも申し上げましたように、本書は、損益計算書、貸借対照表は、消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、給与費明細書、執行計画につきましては、消費税込みの金額で計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページ、第3条の収益的収入及び支出の、収入につきまして御説明申し上げます。

ます。

第1款水道事業収益の予定額は5億4,784万6,000円で、前年度対比99.96%、20万5,000円の減額でございます。

第1項の営業収益は5億4,265万2,000円で、前年度対比99.98%、9万1,000円の減額となります。その主な内容につきましては、給水収益につきましては、有収水量の大幅な増加が見込まれない状況であるため、5億3,930万8,000円の予定額とさせていただきました。受託工事収益につきましては、給水工事収益等が見込まれないため、前年度同額の160万円とさせていただき、その他営業収益につきましては、手数料を4万8,000円減額し、消火栓維持管理料は前年度同額の132万円で、その他営業収益全体では174万4,000円の予定額とさせていただきました。

第2項の営業外収益につきましては、受取利息及び配当金を7,000円増額し18万7,000円。雑収益につきましては、下水道事業への資料提供等の減少に伴い12万1,000円減額の500万7,000円。消費税還付金につきましては、今年度は見込んでおりません。営業外収益全体では11万4,000円減額の519万4,000円の予定額とさせていただきました。

次に、収益的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の予定額は5億1,508万4,000円で、前年度対比101.9%、947万7,000円の増額でございます。

第1項の営業費用は4億1,743万9,000円で、前年度対比102.5%の1,036万4,000円の増額となり、その主な内容は、原水浄水及び配水給水費では、委託料及び手数料の減少はあるものの、水道施設の修繕費及び動力費の増額により583万7,000円増額の1億3,262万2,000円とさせていただきました。受託工事費では、前年度同額の366万円とさせていただきました。業務費は、人件費等39万8,000円減額の4,211万2,000円、総係費は5,000円減額の2,314万7,000円、減価償却費は2億1,397万1,000円、資産減耗費は180万円、その他営業費用は小型貨物自動車の買いかえに伴う重量税、代行料等1,000円増額の12万7,000円とさせていただきました。

第2項の営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費が183万3,000円の減額の7,005万9,000円、繰延勘定償却が344万円増額の1,878万9,000円、雑支出が189万1,000円増額の514万7,000円とさせていただき、消費税が438万5,000円減額の165万円、営業外費用全体では9,564万5,000円で、前年度対比99.1%の88万7,000円減額とさせていただきました。

予備費につきましては、前年度同額の200万円とさせていただきました。

この結果、本予算における予定純利益は1,613万円と見込まれます。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出の、収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の予定額は1億5,530万8,000円で、前年度対比244.5%、9,177万8,000円の増額でございます。

その内容は、第1項の企業債において、配水管布設工事6本の借り入れを予定し、前年度対比316.9%の1億3,120万円。第2項の他会計出資金は、消火栓の設置により130万円。第3項のその他資本的収入につきましては、工事負担金では793万6,000円増額の1,648万8,000円。加入分担金では209万円減額の632万円とし、その他資本的収入全体では584万6,000円増額の2,280万8,000円とさせていただきます。

次に、資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的支出の予定額は、5億2,928万6,000円で前年度対比130%の1億2,215万6,000円の増額でございます。

第1項の建設改良費は、4億1,596万1,000円で前年度対比133.9%の1億524万6,000円の増額となり、その内容は、建設改良費としまして、第9水源築造工事測量設計業務委託など、業務委託料が1,610万7,000円増額。材料費につきましては、前年度と同額。工事請負費は、道路改良事業関連の工事等の増加により6,409万9,000円の増額。固定資産購入費としまして、新水源用地の土地購入費等2,504万円の増額によるものでございます。

第2項の企業債償還金は1億1,332万5,000円で前年対比117.5%の1,691万円の増額とさせていただきます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億7,397万8,000円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,153万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,244万3,000円で補填させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、32ページから41ページに、平成25年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございます。

以上、水道課から3議案についての説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 担当課長からの説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま上程されました第9号議案、第20号議案から第23号議案まで、第26号議案から第30号議案までの10議案については、会議規則第37条の規定により、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第9号議案、第20号議案から第23号議案まで、第26号議案から第30号議案までの10議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。本会期中に審査をお願いします。

お諮りします。

ただいま上程されました第6号議案、第24号議案、第25号議案、第31号議案、第32号議案、第36号議案、第37号議案の7議案については、会議規則第37条の規定により、産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第6号議案、第24号議案、第25号議案、第31号議案、第32号議案、第36号議案、第37号議案の7議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。本会期中に審査をお願いします。

なお、第19号議案、第33号議案、第34号議案の3議案については、6日、本会議6日目に、第3号議案から第5号議案まで、第7号議案、第8号議案、第10号議案から第18号議案まで、第35号議案の15議案については、22日、本会議最終日で審議を行います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

このあと、総務文教常任委員会を開催いたします。終了後、産業建設常任委員会を開催し

ます。議員の皆さんは、一度議員控室にお集まりください。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時58分

開議 午後 1時28分

○議長（八木 栄君） 午前中の全員協議会に引き続き、本会議に御出席いただき、ありがとうございます。

本日は定例会4日目でございます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明

○議長（八木 栄君） 日程第1、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成25年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての1件でございます。

本議案は、議会の皆様の御同意が得られず、平成24年4月1日から欠員となっております前黒田教育長の後任の吉田町教育委員会の委員につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

平成24年4月1日から教育長の不在の状態が続き、私としましても一刻も早くこの状態を解消しようと、昨年9月12日に議員各位との懇談会を開催させていただきました。この懇談会で議員各位から教育委員に求める御意見、考え方を御教示いただきました。早速、法的要件はもちろんのこと議員各位の御意見、考え方にかなう後任人事の人選に取りかかりました。しかしながら、どの不同意という事実と不同意の合理的説明というのがないこともあり、受け取られる側も議会の対応ぶりに尻込みをされるほど、正直候補者の選考は難航に次ぐものでございました。

しかしながら、教育長が不在という状態は、議員にとりまして、また、町の教育行政にとりましても一刻も早く解消する必要がありましたことから、静岡県教育委員会にも、教育長不在においても格段の御配慮をいただけるようお願いを申し上げますとともに、議員各位の御意見にかなない、安心して町の教育行政を託せる方の人選を粘り強く行ってまいりました。

そして今回、教育委員会の委員としてふさわしい方であると判断いたしました現吉田中学校長の浅井啓言氏を任命したいと思ひ、ぜひとも町の義務教育における教育行政を教育委員会委員として引っ張って行ってほしい旨を懇願し、ようやく快諾を得たところでございます。

浅井氏は、教育行政に精通していることはもちろんのこと、地域に人望もあり、また、義務教育としての第一線で学校の経営、そして現場における諸問題に対応されており、義務教育の現場を一番知っている方であると思ひます。今後の町の教育行政に道筋をつけるためにも、早期にというお願いから追加議案として上程をさせていただいた次第でございます。議員各位におかれましては、町の利益、町民の利益という共通の目的のもと、大所高所に立って御審議をいただき、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、本議案は今後の町の教育行政の道筋をつけ、町民の皆様安心していただけるよう早期の議決をお願いしたいと思っておりますので、御理解、御支援をお願いいたします。議案の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

今回、追加上程いたします第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきまして御説明申し上げます。

追加議案書の1ページ及び参考資料ナンバー24をごらんください。

本議案は、現在1名欠員となっております教育委員会の委員に、現吉田町立吉田中学校校長の浅井啓言氏を吉田町教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

浅井氏の住所につきましては、吉田町片岡2039番地、氏名は浅井啓言、生年月日は昭和30年6月27日、現在57歳でございます。

浅井氏の主な経歴を申し上げますと、浅井氏は昭和54年4月に清水市立第二中学校の教諭として赴任され、以来、御前崎中学校、静岡大学教育学部附属島田中学校、榛原中学校などで教壇に立たれ、平成16年4月から3年間は静岡県教育委員会中部教育事務所管理主事として御活躍された後、吉田町立自彊小学校校長、牧之原市立相良中学校校長を経て、平成24年4月から吉田中学校校長として御活躍されておまして、義務教育である小学校、中学校の校長をそれぞれ御経験されております。

浅井氏は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関しまして高い識見を有し、地域からの人望も厚く、そして何より町の教育行政の主である義務教育の現場を一番よく知っている方でございます。教育委員会の委員として町の教育行政を担っていただけるものと確信しております。

なお、あくまでも今回の議会の御同意が前提となりますが、教育委員への任命は平成25年4月1日以降に行う予定でございます。一刻も早く今後の町の教育行政の道筋をつけまして、町民の皆様が安心していただけるためにも早期の議決をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、以上が第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 以上で説明が終わりました。

この第38号議案については、明後日6日、本会議6日目で審議を行います。



◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

この後、全員協議会を開きますので、議員の皆さんと当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 1時37分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会6日目でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第19号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから第19号議案についての質疑を行います。

この質疑は、歳出を款ごとに区分けして行います。

なお、歳入については、あわせて行うこととします。

初めに、1款議会費及び2款総務費について質疑を許します。

質疑はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書のほうの21ページで、男女共同参画推進費についてお伺いしま

す。

30万円減ということになっておりますけれども、残りが39万1,000円は使うということなんですけれども、ことしやれたこと、やれなかったことは何でしょうか、30万減の原因。何をやめて、それはなぜやめることになったかということをお伺いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） この30万円の減でございますが、講師謝礼金の減でございます。

これは議員の皆様方に御出席いただきましたが、女性フェスティバルの当初予算の中では有償の講師を見込んで予算をつくったわけですが、女性団体連絡協議会の企画立案の中で講師を選定した中で、郷さんを講師としてお迎えすることにしたということで、その講師謝礼が安価で終わってしまったというところで、別に達成できていないものはございません。その事業仕立ての差ということでございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費及び4款衛生費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 39ページの護岸工事が6,800万円増額ということになっておりますけれども、これはこの追加補正で完成というのはいつごろの予定になっておりますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） ただいまの39ページ、護岸工事。すみません、もう一度6,800万。これは国の補正によるものでして、前倒しといいますか、ただいま23年から継続しております6号岸壁、そちらのほうは当然これから不安定な状態と考えておりますので、それをできるだけ早目にやっていきたいということで、それにつきましては、予定でいきますと、当然この補正のほうを審議しまして承認いただきまして、3月末に水産庁のほうに申請をいたしまして、実施計画を4月に立てまして、一応6月上旬に契約を考えております。それで、工期のほうは大体1月くらいで終わる予定で考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） そうすると、これで完成するというふうに理解すればいいですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） この分につきましては、一応70メートルを考えております。25年ですね、全体が70メートル完成して、まだ残りが50メートル弱残ります。それをまた、26年ということで計画は考えております。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

商工費の40ページ、商工費の観光振興費の中で総額150万、特別旅費という形で92万9,000円減額補正されているわけですが、当初見込んだ事業に対してこのような形になったんですけれども、これは行く回数が減ったということで、もともと当初見込んでいた事業があると思うんですけれども、その事業の再確認として御説明と、減額になった理由をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） ただいまの観光振興費の件でございますが、こちらにつきましては静岡県浙江省産業観光展、こちらのほうの式典と、あと出展、そちらへ予定しておりましたものが11月7、8ということで当初予定されておったわけですが、これが12月の末に基地のことのさまざまな世情情勢の関係で延びまして、当初市町が参加する予定でございました観光と産業の関係で、これが全て市町は参加せず、県と民間団体で参加したものですから不用になりましたので参加しないということになって、その関係で補助金のほうも減額ということで、一部パンフレットのみ作成いたしました。こちらのほうは43万8,000円ですか、観光パンフレットをつくりましたので、これを除きまして残りの旅費等の車の借り上げとか、そういったものについては減額ということで作成になりました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 浙江省との交流ということで、今般の中国との関係で大きく変化したというので補助金のほうもカットということで、入のほうで説明いただいておりますが、今御説明がありました観光パンフレットですけれども、中国語、対中の関係のパンフレットだと想定されるんですけれども、その辺について今後どういった形で使っていくのか。当初予算としてそれは実施して使うと思われるものですから、どのようにお考えなのか御説明いただけますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 作成いたしました観光パンフレットの件ですけれども、最近も台湾等から旅行会社等が中部管内に訪れておりますので、そういったとき等に積極的にPRのために使っていくように考えております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 先ほどの産業課長の水産基盤整備事業の中で、護岸工事6,800万。それで産業課長のちょっと言い間違いだったと思うんですが、残事業の50メートルについて26年度ということで申し上げましたけれども、今回の6,800万円については、前倒しということではなくて追加で行っておりますので、25年度には残事業分計上させていただいているということで、25年度の当初予算にも計上されているということでお含みいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 佐藤議員、よろしいでしょうか。

○7番（佐藤正司君） はい。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） それでは質疑なしと認めます。

次に、8款土木費について質疑を許します。

質疑はございませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

41ページの道路維持費の13道路路面調査委託料ということなんですけれども、この道路路面調査というのはどのようなものが対象になってやるのでしょうか。町道ということで全般をやるのか、道路幅によって何か規制があるのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、舗装の調査を行う事業となりますけれども、こちらの道路のほうは町道の1級、2級路線、延長でいいますと合計で55.5キロメートル、こちらのほうを実施いたします。

以上です。

○1番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の42ページ、下片岡山通り歩道工事に関してです。

国の補正になじまないということで今回取りやめということになっておりますが、行政評価には、当該路線は、総合体育館から川尻方向に向かい焼津榛原線までの間であるが、歩道の傷みが激しいため、歩行者、特に通学路であるため児童・生徒に危険を及ぼす可能性が高い、この歩道改良工事を行い、歩行者の安全を確保するように努める、道路拡幅を含めた歩道改良工事の検討を行うという判断理由で見直しの上で実施と。また、25年から27年度の実施計画にも25年度実施というふうになっておりますが、この事業がなぜこういう危険性が高いと考えながら取りやめになるのかというところを説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 全員協議会の中で話をさせていただきましたが、下片岡山通り線については、都市防災の事業としては国庫補助に位置づけるのですが、その事業にはそぐわないという結論をいただいていると。今、実施計画の話が出ましたが、その辺については単費なり、ほかの事業をもって進めていくよということだと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 25年度にも計画が出ていない。ですから、いつやる予定なんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、先ほど防災課長のほうからお話がありましたように、都市防災、こちらの事業の採択がされなかったということで、本来それを使って25年度やる予定でいましたので、それができなくなったということで、25年度につきましては予算計上も間に合わないということもありますけれども、25年度に何かいい補助事業があるかどうか、そういうものを模索しながら26年度に向けてやっていきたいと、そういうふうを考えております。それこそ26年度の話ですので、確定はできませんけれども、そういうふうにやっていきたいということでもあります。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

説明書の46ページです。

このたびTOUKAI-O促進事業費が80万6,000円マイナスになっています。わが家の専門家診断事業も45万のマイナスになっています。その下の既存住宅耐震診断促進事業補助金、これもマイナスになっています。今、東海地震とかいろいろと騒がれている中で、これだけ下がってきている。住民の人たちの意識をどのように上げるかということが足りないと思っているんですけれども、その中で現在やっている試みているもの、実際行っているものを説明をいただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、議員さんのお話ではちょっとPR不足ではないかというところがうかがえました。

町としましても、PRについては広報等を利用してPRをしているつもりでございますけれども、やはり相手があつての話でありまして、お金もかかるということもありますので、実績でいって今回減額をすることなんですけれども、現在の状況等も建築士会さんをお願いして、いろいろ動いていただいているという実績はあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われました建築士会の話が出ました。

私も所属してまして、実は建築士会の人たちも毎年集まりながら地震に備えての準備を

しています。その中で、その組織をうまく利用していただいて、もっと積極的に使っていただくとか、そういう形で一時県の職員の方と一緒に自宅訪問して、不足している部分を訪問して実行したことがいろいろありました。ああいう形で有効な部分は実際に見受けられると思うんです。他の市町村では結構やっています。その辺でこれからそういう方策が都市建設課の意気込みとしてどのように考えているか、ちょっとその方向性のお考えをお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、過去にもそういうことで事業をやっております。

こちらのその事業というのは、やはり有効な手法だと思っておりますので、言い切れない部分はありますけれども、同じようなことを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これから僕たちが一番心配をしているのは、倒壊に対しての心配です。建築士会の連中もみんな準備はしていますので、ぜひその辺で、これから今まで建築士会の人たちとか関係者の人たちも同時に一緒にやっていくということはなかなかなかったんですけれども、これからそういう状況がもっと生まれてくる必要があると思うんですね。だから、積極的に使っていただく、そういうものを計画するような予定はありませんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 同じような答えになってしまって申しわけないですけれども、過去にあったような事業をまた振りかえた中で検討していきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

45ページの都市計画総務費の中の都市計画審議会委員報酬が25万2,000円という形で減額補正されているわけでございます。昨年度もそうだったんですが、今年度においても都市計画審議会のほうは開催されていないような覚えがあるわけですけれども、町のほうは津波防災町づくりという形で新たな方向性を出してやっているわけで、この都市計画の中身と兼ね合いとして開催しなかった理由というのはどのようなお考えなのかお示してください。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、案件がなかったとい



うことで開催をしておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうすると、どのような案件があれば開催するのか。この都市計画審議会の意味合いというものが、うちなんか必要ななかったというような今御答弁だと思うんですけども、どのような案件があった場合は開いていくのかということを再度確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、市町が定める都市計画というのがありまして、そちらのほうの決定の手続の中で都市計画審議会を開くということになっておりますので、そういうことになります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 3.11を受けて町の土地利用も含めて、そういった都市計画の流れの中で、少し今までと意味合いが変わってくると思うんですけども、3.11以降開いていないわけで、町が独自に定める都市計画という形で国・県へ提出する都市計画の策定とか、さまざまなものを変えるというときも必要だとは思いますが、今、町がどのようなことを考えているとか、これからのビジョン的なものに関しまして、せっかくそういった審議会がある以上、そういったものの意見交換とか、そういったものも積極的にやるべきではないかなと。

また、今、津波防災という形で大きくこの吉田町が変わろうとしているわけで、まさしく都市計画的な要素としては意味合いが強いんじゃないかなと考えるわけなんですけれども、そのように拡大してもやる必要はないという判断でされたということですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員さんがおっしゃっているように、やる必要はないと。今3.11以降の話の中で、その件についてやる必要がないということでやらなかったということではないですので、ちょっとそこら辺は御理解いただきたいと思いますが、単純な話で、その都市計画決定に関するような案件はなかったということだけでありました。今後の話につきましては、必要ということも考慮した中で、できることならそういうことも踏まえた中で、開催も検討していきたいと思っております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 45ページにあります大窪川の改修事業でありますけれども、これは長年継続事業として町の準用河川として重要な位置づけをして進められてきておりますけれども、ここに工事請負費の300万の減額についてはどのような理由があったのか、お聞きをいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） この大窪川改修事業の300万の減額ですけれども、これにつきましては入札差金という形になっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

47ページになりますけれども、住吉幹線の整備事業費の2,650万1,000円、これについてはかなり大きな金額なんですけれども、どのような整備をしようと、都市街路用地なんですけれども、この件について内容を教えてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、住吉幹線の整備事業費の2,650万1,000円の減額の件ですけれども、こちらの事業は街路事業という形になっております。

この事業ですけれども、榛南幹線、東名川尻幹線、中央幹線、それから今言っている住吉幹線、そちらのほうのパッケージの事業となっております。事業補助をもらうに当たって事業の要望を出すわけですけれども、その要望と内示額の差が非常に大きくて事業ができないような状況になりました。

住吉幹線につきましては、今回予定していたのは用地買収と補償を予定しておりました。用地買収と補償につきましては、ようかん切りみたいに事業費が少ないからこれだけでやめておこうということができないということもありまして、住吉幹線につきましてはこの2,600というのは全額ですけれども全額事業を廃止しました。また、それにつきましては25年度のほうはまたのせてありますけれども、その分を少なくなった分ということで、その分

をよそのパッケージの中で流用させていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

25年度に確実に入れるという確定はあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 申請のほうもこれからの話ですので不確定なところはありますけれども、町としてはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

44ページの橋梁維持費に関しまして橋梁委託費が300万、補修業務委託費が減額になっているわけでございますけれども、これに関連していると思うんですけれども、入のほうで土木費雑入で高速道路関連社会貢献協議会助成事業ということで来ているわけでございますけれども、1,000万、これの入として財源がこれになったという解釈をこの間の全協の話の中でしたわけですが、確認したいんですけれども、もう一度この流れについて、もし違った事業であるようなら、この助成事業の1,000万、東名北原東橋と西橋の改修ということであるんですけれども、この事業と関連しているわけですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですが、出のほうの44ページの調査委託料。すみません。違いました。入のほうの14ページになりますけれども、雑入の6の土木費雑入になります、1,000万。高速道路の関連社会貢献協議会というところから1,000万円入ってきます。これにつきましては東名の歩道橋、こちらの24年度2ヵ所やりましたけれども、そういう歩道橋の事業をやる地方自治体に対しまして落下物防止の改善等に関する助成事業として限度額400万円、それから剝離防止対策に関する事業の助成につきまして限度額600万円ということで、両方合わせて限度額いっぱいの1,000万円を助成していただけることになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） その説明、前回は聞いていました。多少詳しく説明していただきましてありがとうございます。

この東名歩道の北原東橋、西橋の改修と、この44ページの橋梁とは別のものということでよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 44ページの橋梁維持補修費ですけれども、調査委託料という300万円、これにつきましては先ほど討論のほうでありました取得計画になるんですけれども、こちらのほうも道路の取得計画の一部で300万円を前倒しという形で大型補正の関係で実施します。その下にあります橋梁補修業務委託料500万円の減額でございますけれども、こちらがただいま言った1,000万円の助成金の事業と一緒にっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、中日本ユニシスからの助成で今回新たなメニューとして加わったわけでございますけれども、それで1,000万入があったわけですが、トータルとして、この調査委託料が300万でありますので、5,000万のうち1,000万が入ってきて、財源振りかえ的な形でやって、この橋梁補修業務、歩道橋の補修工事が減額の500万になったというのは、今工事中であります年度内に入札して差金が出て、こっちが減額になって、入としては新たに土木費として中日本ユニシスから補助金をもらったといったことなんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） そのとおりでございます。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） ちょっとわかりやすく御説明させていただくと、今回、先ほどの1,000万につきましては、今までは、これを補助事業で今の歩道橋をやっておりましたので、その部分の単費のところについてその補助金を充てるということで、財源の振りかえです。単なる財源の振りかえが入るときにありました。今回のこの500万円の減額、44ページの減額については、その工事をトータルでちょっと細かい額は忘れましたが、初め6,000万円ぐらいかかるという予定をしておりましたけれども、いろいろ業務委託をやる段階で結果的に500万ぐらい安くなったということでございますので、これは一般の競争入札ということではないものですから、NEXCO中日本高速に委託契約をさせていただきますので、その委託の中でやりとりする段階で500万円安く済んだということでございます。先ほどの

1,000万円については入の入れかえだけだということで、こちら単に工事が当初予定したより500万安く済んだということでありますから、同じものなんですけれども、別の理由だということ御理解をいただければと思います。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本です。

46ページに土地利用対策費の中に、土地利用事業の附帯用地の買収等について551万2,000円あるわけですが、どこの場所を買うのかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） こちらのほうは川尻の平島8号線になりますけれども、こちらの用地を買い求めようとするものです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） わかりました。

そしたら、もう年度末ですので、あともうわずかなんですが、今年度中に契約等できて買収の移行になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、この用地の件につきましては繰越事業にもなっておりますので、また来年1年間かけて実施いたしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 明許繰越の中に土地利用対策ということで、平島8号線用地ということで1,467万5,000円、この中でですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） そのとおりでございます。都市防の事業につきましては、

用地買収につきましては、いろいろ細かい制約がありまして、6メートル道路を今回つくろうというふうに考えているわけですが、その6メートルのうちの2メートル分についての予算でございます。

以上です。

○2番（杉本幸正君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがでしょうか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番です。

44ページの都市防災総合推進事業東向2号線、今回道路改良事業費の設計委託料と378万円ということになっておるわけですが、2号の進捗はどう考えるかお伺いをいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、東向2号線の道路改良事業ですけれども、今回の378万円は前倒しという形になりますけれども、25年4月以降にこの前倒しの分を事業をやっていくわけですけれども、26年の完成をめどに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） この道路は区画整理のちょうど北側だと思います、予定地の。大変地域の皆さんお待ちをしていると、こういうことでございます。なるべく早く完成をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 要望ですね。

○11番（河原崎昇司君） 要望です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 9ページの町営住宅の維持管理費のうちでのこれは西の坪団地解体撤去工事ということですが、これは撤去するだけであって、団地の住宅が減るのかどうか、この辺を教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、こちらのものは西の

坪団地、住吉の保育園の横にあった団地ですけれども、こちらのほうはもともと土地が民地ということでお返しするという形で解体をしたわけですが、一戸建てが3棟ありましたけれども、こちらのほうは古くてもう危険だということもありまして、単純に撤去したということでもあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

住宅へ入られていた人は今までのかどうかなだけ。それは空き家になっていたわけですか、買い潰して、その辺はどうなのか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 3棟あったんですけれども、そのうち2棟は空き家でありました。1棟は入っておいりましたけれども、危険ですということで去年のうちから移転をお願いしていたところ、去年の3月に動いていただいたと。住吉団地のほうですけれども動いていただいたということで、空き家になって解体をしたということです。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

このたび補正で避難路整備事業という形で大きく補正がついたものと、事業取り消し、先ほど同僚議員から質問がありましたが、この事業になじまないという形で別のメニューを考えるという形で御答弁いただいております。

避難路道路でございますけれども、地域の皆様方にとりましては生活道路という形での新たな非常に関係のある道路整備だと思われるわけですが、この増額になったり新たに工事を始めるという形で、ほとんどまだ繰越明許ということで説明を聞いているわけですが、地域の方々にどのような形でお知らせしたり、関係者に対する説明等、どのような状態になっているか、また今後どのような形で行っていくか確認したいと思っております。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 地域の方にお知らせするという事ですが、現時点では説明会みたいなものは開催しておりません。

また、工事というか、工事の際に関しましては説明会のほうも開催していくというふうに

考えて、これは通常やっていますので、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

土地の用地買収も一部にはあると思われるんですけども、そういったところの話合いというのは、もちろん済まされているんですか。これからということなんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 例えば、43ページの1番頭に日の出線というのがありますけれども、こちらのほう666万9,000円補正をお願いするわけですけれども、これは前倒しの事業になります。これにつきましては、現在、もう24年度事業としても事業を実施していることでもありますので、そういうものに説明会みたいなものは既に過去に終了しております。

その下、中瀬北原1号線とかその下の西の坪大浜とか、こういうものにつきましては設計委託料が含まれております。この設計委託料の中では、例えば中瀬北原1号線につきましては、設計と用地も入っておりますので、当然設計の中でも用地測量等を行った中で確定していくわけですけれども、当然用地測量をするには、地権者の方と、あとその周辺の方にお問い合わせを立ち会っていただくとか、そういうことをやっておりますので、関係者だけと言ったら失礼ですけれども、関係者には事前にかなり前に事業説明を行うことになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。

多分地元からは要望が出て、この道を早く整備してほしいということで、各自治会を通じて要望が上がっているものを当局のほうで優先順位をつけて採択している事業だと思っておりますので、その辺のところ、情報を、今回新たにこれだけの新しい避難路も整備するわけですから、そういったものは早目に補正が通ったら周知して御協力を仰ぐような形で事業の速やかな進捗を目指してやっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございませんか。

それでは質疑なしと認めます。

次に、9款消防費について質疑を許します。

質疑はありませんか。



7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっとこの中で額が多い津波なんかは入っているんですけども、歳入の全体的なことでもちょっと。これは今までの都市防災が入っている部分があるものから、歳入の全体に関係しているもので、ちょっとお聞きします。

今回地域の元気臨時交付金というものができて、これで24年度対応に対してはこれを使ってもいいですよということで説明を受けたんですけども、今回いろいろこの緊急経済対策を使ってやられるわけですけども、行政報告のときにもらった資料、歳出の特徴というところで、この都市防災総合推進事業関連分ということで44億9,468万2,000円ついているわけですけども、これは今までの補助率で出していると思うんですけども、これを元気臨時交付金につかえるものというのはどういうものがあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 地域の元気臨時交付金でございますが、元気臨時交付金の算定の基礎となるものと充当できるものとの事業は別物だということは、行政報告会等でも申し上げたとおりでございます。今、元気臨時交付金を充当できるのは24年度の国の補正に対応して補正予算を組んだ事業の中で24年度中に契約まで至って額が確定できるもの、その事業には充当は可能だということでございますが、当町ではその事業は予定しておりません。それを除きまして、あとは25年度事業の地方債の対象事業とか、それから国の補助事業の裏負担とかということに充当をするというふうに考えております。

なお、それで充当できないようなうれしい状態になれば、基金を積み立てて26年度の地方債の対象事業に充当していくと、こういうようなことで今考えておりますので、具体的にこの事業というのは、元気交付金の実施計画をつくる段階で決定してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 決定しなければちょっとわからない部分があると思うんですけども、町として負担をなるべく軽減させるというのはいいことだと思うんですけども、大体試算というか、されていると思うんですけども、それは言える範囲でお願いします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 見通しということでございますけれども、地域の元気臨時交付金につきましては、国の補正予算に対応した事業を24年度中に補正対応する自治体ということで御説明申し上げたとおりでございますので、当町の場合は、町長からも冒頭申し上げましたが、こういう国庫補助事業の中で補正で対応したのは、こういう政令市を除けば、全国で1番目だというふうに思っております。そういうことで、かなり多くの元気臨時交付金の交

付を期待しているわけですが、何分何度も御説明をいたしましたとおり、財政力指数によって交付の額が決まっていくということになっておりますので、その調整率が全く示されないという中でございますので、見通しとしては申し上げるのは非常に難しいんですが、ただ元氣臨時交付金の算定の基礎となる中央負担額というのは試算しております、おおよそ22億4,700万程度が地方負担額としての対象だろうと。それに国の調整率が幾らかかってくるかということで、最も少ない調整率でいくと70%ということになるように示されておりますので、最低でもその程度のもはいただけるというふうには考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと今メモしなかったが、22億何がしの7掛けくらいは充当する可能性があるよということで、中日新聞で16億円ぐらいというような記事が載っていましたが、それに近いのかなと思いますので、わかりました。

○議長（八木 栄君） ほかに何かございませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 51ページになりますが、消防団施設についての整備事業費ということで1億3,400万円ということですが、これは第1分団、第2分団の詰所の建てかえということで設計だけになるわけですが、この設計の中に第1分団、第2分団、老朽化ということで建てかえをするのか、それとも第3、第4はどう考えているのか、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

詰所につきましては、設計から工事の部分まで全て工事費も計上させていただいております。この事業につきましては、津波防災町づくり事業の中に第1分団から第4分団まで計画されておりますので、とりあえずこの事業につきましては浸水区域にあります第1分団、第2分団をやっていきたいということで予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

建てかえは結構だと思いますけれども、都市防災に絡んで詰所というのは、前の詰所と特徴とか何か内容があるのかどうか、ただ今までと同じようなものを建てかえるのか、それとも防災関係のものが備品等も含めて、ある程度堅固なものになるのか、その辺についてお願

いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 一応基本的には構造がS Oで築造しまして、1階に車両等を置きまして、2階に分団の詰所、また資機材の総合的なものも2階のほうへ持っていきたいという考えをしております。細かいことにつきましてはもう設計に入っておりますので、設計士とも相談して進めていききたいと思います。基本的にはそう考えております。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） この完成時期は、今現在あるところへ建てかえるのか、それとも多少移転して建てかえるのか、その空白時間というのがあるのかどうか、その間はどのような形で活動するのか、お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 全協でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、外周問題につきましては現在の敷地が狭いということで、火事の際消防団員がとめる自動車の場所もないということです。雇用促進の南側に庁舎がございますので、そちらのほうへ計画をしております。

外周問題につきましては現在ありますけれども、先般お話ししましたように、屋台小屋等住吉区の自治会の資機材倉庫でも提出されているということもありますので、現在小藤路公園内の上側というんですか、南側といいますか、そちらのほうを検討しております。それこそ本日も、消防団と打ち合わせすることになっておりますので、その中で敷地のほうは決定していきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉永満榮君） 了解

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 津波避難タワーなんですけれども、国の補正ということで、25年度中に残りの15基建てるということになるということなんですけれども、その建設のスケジュールというののどのようなふうになっているか御説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 建設のスケジュールについてでございますけれども、まず委託のほうから説明させていただきます。

委託のほうの地質ボーリングですけれども、こちらにつきましては、地質調査については15カ所全てがもう発注済みでありまして、計5基につきましては、もう既に完成しております。残りの12カ所のうちB、C、F、J、言ってもちょっとわかりにくいと思うんですけれども、こちらの4カ所については3月15日前の工期として、もうじき完成する予定です。残りのA、D、E、G、H、M、P、R、の8カ所につきましてはの完成は3月27日となっております。

それから、委託のほうですけれども、現在発注しているものにつきましてはA、B、C、D、F、H、J、K、L、Oの10カ所が設計委託を発注しております。このうちK、L、Oにつきましては御存知のようにもう完成しておりますので、工事も出している関係でも完成はしております。残りの7カ所ですけれども、現在設計の最中でありまして、B、C、F、Jの4カ所につきましては3月15日までとなっております。A、D、Hの3カ所につきましては、3月27日という工期となっております。それから、残りの5カ所ですけれども、こちらのほうは御存じのように4号補正となっておりますので、御承認をいただきましたら速やかに発注をしていきたいと考えております。

それから、準備期間としまして積算と入札準備のほうも時間がかかる話になります。今後入札にかけるための準備としまして積算作業がありますけれども、これに約1カ月、それから積算後、こちらのほうは制限つき一般競争入札で発注したいと思っておりますけれども、こちらにつきましても準備に約1カ月がかかりますので、委託のほうが納品されてから入札までに約2カ月、空白期間みたいな準備期間が必要になっております。

それから、契約工期の話ですけれども、現在、発注していますK、L、Oについては、受注業者と詳細な打ち合わせを実施しているところでありまして、現時点においては完成が9月末になるのではないかと考えております。今後、12基のことですけれども、これら、経営のことを加味しますと、早いもので5月の中旬から来年の2月の中旬、遅いものでも7月の初旬から3月までというようなことになると思います。こうした中でもできるだけ早く完成するように縮められるところは努力していきたいと考えております。

それからですけれども、やはり5,000万円以上の案件となりますので、議会の承認のほうも必要となってきます。今後工事を発注する12基につきましては議会の承認が伴いますが、6月の議会定例会以外の時期についても工事契約を予定しておりまして、その際には臨時会をお願いすることになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今のお話でいけば、最後の最後は3月、これはやっぱり3月末日に終わるといふことが必要であるとすれば、お話の中でも期間を縮める努力をしていくというお話がありましたけれども、例えばどういふ努力があれば縮まるというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） これは住民の皆さんにもちょっと御迷惑をかける話になりますけれども、工事に関しまして、やはり残業をちょっとやらせていただければ、その分ちょっと早く縮まるとかそういうこともあると思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） それは、単純に時間は変わらず、やることは変わらず縮めるわけではないですね。日は縮まるかもしれんけれども、工事の量としては縮まらないわけで、量は時間は変わらないわけですね。期日は1日当たり増えるかもしれんけれども、期日はかかるかもしれんけれども、もっと工夫とか何かそういうことをすることによって納期を縮めるとか、そういうことはお考えはないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、工期の短縮、現在の工事契約をしておりますK、L、Oにつきましては、今、都市建設課長が申しましたように、9月末を今目標にしていると。今回のこのK、L、Oにつきましては、12月20日に契約をさせていただいてございますので、端的に言えば、約9カ月の工期が必要だと。逆に9カ月の工期で残り12基もやろうとすれば、3月に完成しようとするれば、逆算すれば7月に発注しなければ間に合わない。それを今のK、L、O3基と同じようにやれば9月、9カ月でぎりぎりになるんですけども、それを少しでも前倒しできるような部分、工期を短縮できればいいなというような趣旨の御質問だと思います。

具体的に今、工期短縮をやっている部分につきましては、今回このTLで一番時間がかかっているのが事前の準備ということで、設計の詳査という部分がございます。これは行政報告会のほうでもちょっと御説明させていただきましたが、全国初めての構造でございますので、特に上部工という橋のデッキの関係の鉄骨でつくるところ、そこが構造的にも特殊な構造であるということで、それをつくるメーカーも、単純に図面もらってすぐつくれるという話ではないということです。その関係で、今それは今回の三つの工事につきましても、3社の鉄鋼のメーカーが入っております。そういうところが今いろんな詳査をして、大体もうその製品をつくる段階に至っております。そのような関係で、今私どもとしては、そういうメーカーの協会がつくっておりますので、その協会に事前にあと12基、こう出るような部分の情報提供もしながら事前準備をもうお願いをしていこうということです。

今回この3社がとったノウハウをほかの12社にも、それを出発点をゼロからではなくて、このノウハウを活用していただければ、今、事前の準備だけでやっぱり3カ月ぐらい、図面を引くだけでその部分が大幅に短縮できるのではないかとということ、あと、こういうような工事を今後どんどん出すということをそのくいのパイルのメーカー、またはメタルのサキタ

に知らせることによって事前準備ができていくのか、その業者に対して。その生産のメーカーに対して。そういうことも進めていきながら今回の3社のとったノウハウを活用することによってその事前準備、またはその製作の中の工程が短縮できるというふうに見ています。

ただ、具体的に今の6カ月の部分が5カ月になるのか4カ月になるのか、9カ月の部分が8カ月になるのかという部分のところまで検証しておりませんが、その部分につきましては、私が陣頭指揮をとりながら各メーカー側にも事前情報、事前情報というか変な談合とかそういう意味ではないんですけれども、役場からのそういう発注をするということ、ちょっと具体的に言えば、各鉄骨の部分につきましては、大体150トンから200トンぐらいの工重がございます。これにすれば、こんな工事を今全国で出ているようなところはなくて、本来は、さっきの鉄骨メーカーからすれば、すごいいい仕事なんですけれども、それを皆さん知らないわけなんです。こんな小さい市町がそんな大きい工事を出すことを。それを知らせることによって逆に地元のゼネコンのところに鉄骨メーカーが受注合戦に来るとか、そうすれば期間も短くなるし、安価にもできるかなということもありまして、そういう部分については事前に進めていきたいというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今お話がありましたように、そのPRも含めて、しっかり短縮というのはいろいろやっていただきたいと思っておりますけれども、そのスケジュール管理というのはこれから大変になってくると思っておりますけれども、例えば行政報告会とか住民への進度の報告というのは今後お考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず、前回もちょっと行政報告会でもお話ありましたが、K、L、Oの部分が、今現在は3月15日が契約工期になっています。現場でも工期ということで3月15日ということで今表示させていただいておりますが、それが今の9月末ぐらいまで延びるというようぐらいで完成時期になってしまうということにつきましては、まず初めに地元の町内会の会長さんが集まるような場がございますので、その中でお話をさせていただきながら、その中で地元の町内会長さんが、その内容については周辺の住民にも知らせるべきだと、再度説明会をやってくれというようなお話があれば説明会をやらうと思っております。

あとの残りの12基につきましては、まだ位置的な部分につきましては、今度3月10日に避難訓練がございますが、大体想定するところを御説明させていただいておりますが、具体的な構造とか、どこに階段ができるかというのはまだ示させていただきませんので、今、業務委託を進めておりますので、ある程度絵ができた段階では、また町内会長さんと相談しながら、前回K、L、Oと同じような形で工事を発注する前に、事前に説明会はすべきではないかなと考えております。その後、また工事を発注した後に施行業者が施行計画をつくって、どこの道路を運搬路と使うとか、工事の規制方法が決まった段階で、また説明会をしていこうということを考えています。

それと、ある程度皆様方が建てる位置のところについて一番の興味があると思っておりますので、やはり役場の広報紙の4月号になるのか5月号になるのか、ちょっとまだ具体的にはございませんが、その中には位置の部分とか、あと、いつまでにできるとか、そういうような部分については町民の皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのように広報していただくということは大切だと思うんですけども、KAとか1回設計を変えましたよね、かさ上げしたというような轍を踏まないように、早目早目に住民の方に説明していただいて、住民の声をしっかり聞いていただくということをぜひやっていただきたいと思います。完成図ができてからこれどうだじゃなくて、もっと前にこういうことをつくろうとしているということで住民の意見を聞くということをぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 住民説明会をやる段階には、やっぱりある程度の図面を示さなければ、先ほど言ったように、どっちのほうからどこに階段をつくってどの位置にどういうふうにつくるかと、ある程度具体的な詳細な設計までは終わる段階ではなくて、まず一般的な一般図の段階で、高さとか幅とか広さ、どこに階段、そのレベルの分についてはお示しさせていただかないと住民の方に理解していただけないだろうとか、その段階でいろんな御意見を聞きながら、先ほど議員からの御指摘があったように、前回の轍を踏まないように、修正のないように逆に皆様方に理解していただけるような形で事前というふうな部分も踏まえて、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

消防団の52ページです。施設整備についてお伺いします。

先ほどの答弁の中で2カ所やる、それと理由は聞かせていただきました。

あと、片岡の消防団の詰所と北区の消防団の詰所、これは実際見てもらうと、耐震の診断、耐震補強は、もうミセミ診断は全然手をつけておりません。それと同時に、以前吉田町の公共建築物を平成27年度までに耐震改修を行うという形の予測なのか、そのように回答をいただいたことがあります。その中で、先ほどの流れで、これから消防団片岡北区を順次という話がありましたけれども、もう少し具体的な形での回答、考え方というのはありませんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 第3分団、第4分団につきましても先ほど言いましたように都市防災総合事業の中でも全体計画にのっておりますので、とりあえず今回は第1分団、第2分団、浸水区域のやつをやらせていただきますので、それが完了次第順次進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

先ほどの避難タワーのことなんですけれども、設計のことで住民説明会をしていきますよという話なんですけれども、これまでK、L、Oについてやったときに住民の方からいろんな御意見をいただいたと思うんです。トイレを欲しいとかなんとか、屋根をつけてほしいとかというのがあるって、あるいはK、Lに関しては道路上ということでいろんな規制もあるし、これまで特別なあれがない中でやっていて、今回基準ができた。そういう中でなかなかつくりづらいよというのがあると思うんですけれども、これからやっていくところ、民地であったり、公園であったりということになるわけですが、そういうところにつくるにしても、これまでの住民の要望というのはどれぐらい取り入れて設計にかかわっているのかというのがあるようでしたら教えていただきたいです。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 地元説明会の中ではいろんな御要望をいただきます。

今、議員のほうから話しましたように、上にトイレをつくってほしいとか屋根をと。その中で私の役場のほうでお答えしているのは、今回の避難タワーにつきましては、道路上につきましても道路法とかいろいろな法律の絡みがあると。普通の民地のほうにつきましても建築基準法とかいろいろな制約があるものですから、その範囲の中で進めさせていただきたいということで、少なくとも道路上の中では上にトイレというのはちょっと難しいですよ。屋根というのもちょっと難しいという話をさせていただいています。

今の御指摘は、その道路のところではないような民地を買収するようなところの部分につきましても、具体的に建築基準法のいろいろな制約等がございます。一つを例にしては、タワーの下を使おうとしたときには、普通の建築基準法の工作物という扱いにすると、下のほうが使えません。そうすると、建築基準という普通のものとして手続をとらなければいけない。そうなりますと、建物という扱いになりますので、下も使えるということなものですから、下が公園のようなところは建築物としての扱いをしたいというふうに考えています。その辺の考え方につきましては、行政報告会の中で一覧表の中で、これは工作物であります、建築物であります、道路法の占用でありますというようなことは御説明させていただいたと思いますので、その個々の法律的ないろいろな制約がございますので、その範囲の中で、あとは地元の要望を聞きながらやれるものはやっていきたいということを考えております。

ただ、当初設計の中でそこに全部を盛り込むというのがありますが、役場としましては、



まず初めに逃げていただく施設を早くつくらないといけないということで、まず施設をつくらせていただいて、その避難訓練をやりながら、あとはいろいろな法律の関係で、後から併設できるようなものがあるならば、具体的にいえば、上のほうのベンチのような津波用といってちょっとそこで休憩するような見晴らし台のようになるということなので、ベンチをやって、そのベンチのふたをあければ下にこういろいろな分の備品が入っていると、その部分については今回の中で言われるように、後から付加するので対応ができるというふうに考えてございますので、また今回の事前の地元説明の中での御意見も踏まえ、または避難訓練をやりながらいろいろな御意見をいただき、またふだんも使いながら意見をいただきながら法律に抵触しないような範囲の中で、法律違反にならないような範囲の中で、設備については充実させていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） ほかに。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

消防ポンプ車の件でお伺いします。平成24年の第3回議会で消防ポンプ車の取得が議決をして、その後辞退をされた。

○議長（八木 栄君） 山内議員、何ページですか。

○3番（山内 均君） ごめんなさい。今、繰越明許の7ページの中に、消防団消防ポンプ車整備事業、その中で一度契約が進んで、それが納期の関係、いろいろな関係で辞退をされた。そして、新たに繰越明許が1,790万9,000円出ております。先ほど辞退されたときの契約の金額が1,606万5,000円なんですね。その差額というのは何で差額が出たのか、どういう形で差額が出るのかを説明ちょっといただけますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） その金額差でございますけれども、あくまで設計金額で予算計上させていただいておりますので、これを入札にかけますれば、また下がってくると思いますけれども、初めのそれにつきましては請負金額といいますか、その金額で、残っている部分につきましては、今後発注する設計金額の予算を計上させていただいております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 当然その辺の予想というのはしているわけです。

それと同時に、今非常にアベノミクスということで、世の中が景気の向上に向けて進んでいます。その中でちょっと心配されるのが、やっぱり物価ですね。物の価格の向上がかなり心配されることという懸念があるんです。その辺はどのような考え方で、そういう懸念を持っているのかどうか。そして、それをどのような考え方でいるのかどうかをちょっとお願い

します。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 積算につきましては、積算技術書に基づいて積算いたしますので、物が上がれば上がった分だけ上がるとなるとは思いますけれども、設計につきましては、現予算の中ではじかれた中で予算計上させていただいております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。

あと、今いろいろ担当の方に話を聞きますと、シャーシの問題、車の問題のなかなか入手が困難になるとか、そういう形がいろいろ聞かされました。その中で手続であるとか、事務的手続であるとか、それとその自治体に消防の本体をつくる期間であるとか、そういう期間を含めて大体どのような期間的な積算をしていますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今回消防ポンプ車につきましては、繰り越しのお願いをしているわけでございますけれども、繰り越しの予算をお認めいただけますかという形で、担当課としましては、1台目の消防ポンプ車を受注したところを通じまして、車のシャーシの関係のものを聞いたところ、3月中に発注していただければ3カ月後の6月下旬ごろにはシャーシの手配ができて、その後艤装手続、さらに三、四カ月かかるということ聞いておりますので、うまくいけば、余裕を見ても11月という形でできるのではないかと聞いておりますので、担当課としましてはお認めいただけますれば、3月中に入札をしてポンプ車の発注をやりたいということで考えております。そうすれば、年内には納車できるように考えております。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

津波避難タワー、52ページの設計委託料の関係と設計監理の関係なんですが、9月の第1号補正におきまして、当初予算は3基の避難タワーでおおむね6基という形で、全部で9基の設計の形が上がったと思われるんですけども、この資料もそうですし、同僚議員からの御質問に対しまして御答弁のほうも10基の設計をもう発注済みであるといった形になっております。設計委託料に関しましては1億2,338万3,000円かな、1号補正計上で当初が5,000万でありますので、その足し算ですよ。そのところの分で9基分だと思われるわけですけども、10基もう既に発注、1基分発注しているわけでございますけれども、その辺のところの説明をお願いしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） お手元に繰り越しの説明資料をちょっと、それで説明したいと思っています。

その中で、当初で5,000万円とそれで3基でという話をさせていただきました。9月補正、第1号補正でございますが、そのときに6基分、工事のほうを見てもらいますと、6基やるよという形でございます。それにあわせて委託のほうについても6基と。それプラス、まことに申しわけないですが、もう2基、8基になります。8基で1基当たり1,500万円という形で計上させてもらいまして、1億2,000万という形になります。それプラス338万3,000円が残っているわけですが、これについてはそこに書いてありますが、3基分の不足額という形で338万3,000円を計上させていただきました。

今回4号補正でございますが、残っている4基分ということで、これで全て当初の3基、それから9月の関係で8基、今回4基という形で、15基の委託が完了するという話になってございます。その後、今の状況でございますが、全部で委託費の関係でございますが、2億3,338万3,000円が今持っている数字でございますが、この中で先ほどちょっと話がございましたが、管理委託料ですね、工事の管理委託料でございますが、この関係につきましては1,540万円、当初3基プラス6基という形で全部で9基の工事を発注する中で、1,540万円を計上させてもらってございます。それについては御存じのとおり、工事費が12億でございますが、そのうち3基しかできなかったという話の中で、3基についてこの工事管理委託料につきましては要らなくなったという形で、9月補正で1,540万つけさせていただきましたが、今回1,540万を削らせていただくということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今の説明なんですが、9月の補正のときには設計8基とは言っていないと思うんですよ。6基ということで我々が聞いて、我々もそれを推進するために議会報告会のほうで、3足す6で9基だということで一生懸命説明したことがあるわけですけども、この8基と。

また、今御説明の中にも出てきたんですけども、設計委託でボーリングのほうも含まれているんですか。というのは、それ以降の今年度9月の補正の予算でまだ今回の補正は通っておりませんので、4号補正のほうは本日審議するわけでございますので、その中で当初は今設計していただいておりますところに、指名競争入札のほうで決まったわけでございますね。

その後、そのコンサル会社が入札後委員会の中に入って詳査、先ほど理事のほうから説明があったとおり、今回初めての設計でもありますので、そういった形でコンサルも委員会

の中に入って、安全基準をつくるという形で携わってきたわけで、あと残りの課長の説明ですと、あと8基ですか、7基じゃないのかな。3足す8だと11になりますよね。それもちょっとよくわからないですけども、随意契約の形で2回に分けて契約しているわけですが、その契約の中にはボーリング関係は入っていないで、ボーリングは入札で業者を決めているというのはオープンな形になっていますから、このボーリングと設計のお金の、早くつくるという形でやられているのは大変結構なことだと思いますけれども、委託料の中での事業費間の流用という形でやられたんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 当初の3基分については、同じ業者K、L、Oの部分でありますが、1,500万の中でボーリング調査、設計費も含まれてございます。

それから、先ほど9月補正の話をちょっとさせてもらいましたが、9月補正の中で工事のほうをちょっと見てもらいますと、6基分の工事という形で8億円という形を計上させてもらって説明させていただきました。同じく上を見てもらいますと、6基分の設計と書いてございますよね。それプラス2という形で、前倒しの2を予定しました。8掛ける1基当たり1,500万円で1億2,000万という数字になります。

最後の補正の4号補正のところを見てもらいますと、11基ということが書いてございます。当初予算で3基分、それから9月補正で6足す2は8、合計11という数字で今計上させてもらっているということです。今回4号補正という形で4基分の6,000万円を計上させていただきたいなということでございます。

以上です。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） すみません。3と、それから今現在の話ですが、11基お願いしたよということで、9月補正をさせてもらったということで話をさせてもらいました。そのうち、ボーリング調査を先行したいという話がございます、ボーリング調査を先にやらないと設計が今後組んでいくのに時間がかかってしまうということで、11基の設計プラスボーリングということで考えておりましたが、1基削らしてもらって10基の設計、その1基部分についてボーリング調査を15基全てやっ飛ばさうということで組み替えをしまして、今発注をしているということでございます。申しわけないです。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そちらのほうで実際の進行状況において組み替えをされたということであったものですから、できましたら、そういったことも事前に御説明いただいて、こういった最終的な審議の場で明らかにするのではなくて、そういう組み替えをしながら一日も

早く早期着工するために現課としてはやっているということを説明いただければわかりやすいと思います。ですから、最初の説明を聞くと、9基、今回の補正を受けると10基、実際は11基だったんだという、非常にわかりづらいことでもありますので、お願いしたいと思います。

随意契約なんですけれども、そういった形で急がれている契約だと思うんですけれども、当初、入札の関係で6月27日、当初予算で行いました設計委託に対しまして入札を行いました、それ以降9月補正でただいま8基分ですね、3基が通っていますので、プラス8基分の設計委託料が通ったわけでございますけれども、そんなに急がれている設計なのに、随意契約を行った日が契約日は12月26日、12月ですよ。9月で12月26日。残りのこのときはこれを4基、これもちよっとよくわからないんですけれども、随意契約が4と3で7しかないものですから、それで10基になるんですね。3足す7で10基なのでいいんですけれども、最初の4基につきましては12月26日ですね。残りの3基なんですけれども、先月の2月12日なんですよ。

今、同僚議員からも25年度内の建設という形で今回急いでいるということです。政変もあっていろいろあったかもしれませんが、なぜ一緒に、そういった先ほど理事からも御答弁いただいたように、一刻も早くやるという形で今回の計画を推進していることの中で、基本となるこの設計の委託が12月に一緒にやらなかった、もっと早くできなかったのか。なぜ分割して12月と2月で行ったのかというのが、今までの御答弁を聞きながらこれを見ますと腑に落ちないというんですか、ちよっとよくわからないものですから、その辺について御説明いただきたいと思います。

この12月から2月、2カ月間というのは先ほど理事から御答弁いただいたように、設計書ができてから9カ月という貴重な2カ月だと思うんですよ。この2カ月おくれたことによって、あと3基がおくれるというようになりますと、今回の補正をいただくに当たっても、年度内執行ということで話をいただいている以上、非常に問題が出る可能性もあると思われるものですから、なぜこんな形でなってしまったかという御説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、議員の中から12月に一緒に7基を業務を出せば、もっと確実に早くできたのではないかと、何で一緒にできなかったかということだと思います。

実は、この設計を出すためには場所を決めなければいけないんです。初めの4基を出した12月の段階については、ある程度町有地なり、道路上でいきますと、榛原幹線のところの上を使ったりとか、いろいろなことで大体4カ所はめどが立ちました、12月段階で。残った3基については、これは用地買収をお願いしなければできないだろうということで、ずっと年末から地元の町内会長さんを初め自治会長さん、あとは地元の方にいろいろなお知恵をもらいながら候補地を出していただいて、その中でその地主さんに大体承諾を得ないと地質調査もできませんし設計も書けないということで、その辺で用地買収は必要なところを当たる段

階でちょっと2カ月ぐらいのタイムラグができてしまったということです。

設計を出す段階で、先ほど申しましたように、場所をまず決めなければいけないというのが一番の前提がありますので、ただ単に1,000人用のタワーをつくってくれという設計に出すんじゃなくて、この位置にということ、現地の測量も要りますし、地質調査だけは先行をして、逆に承諾が得られれば、逆にもうすぐに、地質はそんなに10メートル、20メートル変わっても大きく変わらないということで地質は先行はできたんですけれども、設計の部分につきましては、その場所を特定するのにちょっと時間がかかったというところでタイムラグがあったということで、実際はそういうところがございますので、できればもう少し早く前倒しすればよかったということがございますが、結果的には地元から、またはその地権者さんとのいろいろな関係があったということで遅れたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 非常にわかりやすい御答弁で了解しました。

今回のその設計の中で、仕様が先ほど理事からも御答弁いただいたんですけれども、兼用物と占有物、工作物、建築物という形でなってくるわけでございますけれども、そうしますと、設計の単価というんですか、これは担当課にお聞きして確認しましたところ、県の橋梁、橋を基準にした設計単価に基づいて、今回の随意契約を2,990万と3,900万という形で3タワーと4タワーの形の積算をされて随意契約という形で、指名競争入札であれば、価格的なものに関しましては市場の入札という形で落ち着くところであるんですけれども、随意契約となりますと、県の橋梁に基づく基本単価に基づいての契約金額を決めるということになりますと、やはりこの制度というんですか、ましてや最初入札して捉えたところが安全基準委員会の中に入られたから、そういったノウハウを持っているから、その業者さんにもうお願いするしかないという形の理由も十分わかります。わかるからこそ、この随意契約の金額というものは公正な金額でなければならないと考えるわけですが、単純に割ると、金額的に似たような数字になってしまうんですよ、1,000ちょっとぐらいで、結果を見ますと。

設計するものが建築基準法もクリアしなければならないものもあるよという御答弁もいただきました。1カ所Jですか、そこは建築物という形になっておりますので、それは1棟1棟みんな違うと思うんですよ。それのところの説明をいただければ、この随意契約の中身がわかるものですから、ざらで結構ですので、どんな形でこの随契決められて、こんな形であるという説明をいただきたいなと思っております。

これがまた繰越明許という形になりますし、また今後プラス5基に関しましてもその業者さんをお願いするわけでありますので、普通に考えますと、ある程度、最初は産みの苦労があると思うんですけれども、次のものに関しましては、3基以外の12基に対しましては、それ相応のコストが軽減が図られるのではないかなと思われるんですけれども、今回7基プラスやられた設計で見ますと、最初の金額と余り変わっていないものですから、それのところ

を明らかに本日もしたいと思いますので、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、議員さんがおっしゃるように委員会を経験しているということで熟知している業者に単独で随契でお願いしているわけなんですけれども、議員さんがおっしゃるように、入札と違って、そこらに加味できるんじゃないかという話なんですけれども、実際落札率、議員さんおっしゃるように金額を奇数で割ってしまうと同じような数字になるよということですが、落札率というものに関しましては、かなり差が出ております。当然安くなっております。指名競争や制限つき一般競争入札とは違うという中で、町のほうとしましても、随意契約につきましては、予定価格の算出の段階において考慮をさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） ちょっと説明の補足というような形になるかもしれません。

まず、設計はタワー1基についてみんな同じ単価ではなくて、先ほど私ちょっと申し上げた場所によっても、道路上ですと交通の影響があると。あと規模も大きければ大きいとか、いろいろな要素がございます。あと、地盤が悪いと、基礎がある。基礎があるものとなないもの、今回の場合はみんな同じような形で基礎がありますけれども、そういうようないろいろな条件によって単価が決まってくるということで、タワーで同じような規模の同じタワーでも、いろいろな地域の地形とか、いろいろな条件で単価が違うというのはちょっと御承知おきをいただきたいと思います。

今回の部分につきましても、K、L、Oの3基につきましては先ほど議員が言われたように、制限付きの一般競争で業者を決めさせていただきました。そのほかの3基、初めにつきましては4基、引き続き3基をやった分については随意契約でございますが、その予定価格をつくる段階につきましても、それは随契だということを加味した上で予定価格にもなってございます。

あと、落札率を見ていただければ、当初の一般競争でやった場合につきましては97%、後の部分につきましては92%なり93%ということで、予定価格も随契だということをしているということで下げはございますが、ましてや業者自体も落札率としても、その辺下がってきているということで、お互いにこの随契をすることによって、期間的にも短縮もできるし経費的にも短縮ができる。我々とも積算もそうっておりますし、業者としてもそういうことで応札をしてきているということでございます。

ただ単純に1基当たりの単価で割ってしまうと、似たようなというのはあるかもしれませんが、ちょっと個別には今回御説明できませんが、いろいろな条件によってその設計単価と

いう部分も、単純にこうやる分じゃなくて、長さとかいろんな交通条件とかいろいろな部分の要素がございますので、その辺をちょっとそんな要素があるということで一律ではないということだけは御理解いただければと思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 成果品が出た時点で、このタワーについてはこれぐらいのことがかかったんですよという形で明示していただければ非常にわかりやすくなると思いますので、できましたら、そういった形の御配慮をお願いしたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今言われた、でき上がった時点でそれにどれぐらいの経費がかかったのかということですよ、1基当たりの。それにつきましては、情報開示の範囲の中でどこまでできるかちょっとわかりませんが、その辺の中のほうで開示できる範囲ではお示ししたいと思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑のほうはいかがですか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 50ページの消防救急広域化事業ということで151万3,000円ということで減になっていますが、当初予算というんですか、379万円ということで40%ほどここ減になっているんですが、この消防救急広域化というのは、今現在旧榛原町と吉田町が消防組合でやっているんですが、静岡の市の消防署と一緒にやるよということは行政報告で聞いているわけです。それをここを12%かなり大きく比率的には減になっているわけですが、この辺の負担金が減っているわけですが、この辺は何か多分実績に応じてこういう形になっているとは思いますが、進捗状況です、運営協議会の負担金が減ったというのは回数が減って何か支障があるとか、そういうことではなくてスケジュールどおり進んでいるという考えでよろしいかどうか、その辺進捗状況もあわせてお願いしたい。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

50ページの消防救急広域化の運営協議会負担金につきましては、この減額につきましては、当初協議会負担金の財源としまして、市町村振興協会の助成金を各市町で申請することとしておりましたけれども、事務の効率化を図るために、運営協議会で一括申請することとしたため減額となっております。あと、二つ目、三つ目のデジタル無線の整備実施設計業務の負担金とシステム基本設計業務負担金につきましては、入札差金による減額ということで減額させていただきます。



また、現在の消防救急広域化の取り組みと今後の予定につきましては、現状につきましては、今、消防組織法の規定に伴いまして、広域化後の消防の円滑な運営に必要な事項を内容とする広域消防運営計画を策定するための協議を重ねているところでございます。現時点では、この計画に登載予定の五十数項目のおよそ9割の項目につきましては、大方の整理がついているような状況でございます。

また、今後の予定につきましては、平成28年4月の新体制移行に向けて引き続き残りの項目についての協議を行っていくほか、事務事業のすり合わせなどの準備作業を順次進めていく予定ということで、今現在進めているところでございます。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（八木 栄君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10款教育費及び13款諸支出金について質疑を許します。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

56ページ、住吉小学校維持管理費の件でお聞きいたします。

調査業務委託費が1,859万5,000円で計上されています。かなりいい金額で、多分この金額というのは耐震の準備をするための調査の費用です。過去に耐震の別の工事をやっています。そのときにこの地域の地盤の当然調査はやっていることでありましょし、補強計画図、それとか補強調査とか断面調査とか、そういうのはやってあると思うんですね。そうすると、それらを当然データとしては、特に地盤調査であるとか、そういうものはもうデータとして

使えます。その中でそれらを考慮していったときに、その必要経費としては、もう少し合理的な数字が出るじゃないかと思っているんですけども、その辺のデータと、それを供用するものがあるということで大変認識をしておりますので、その金額的な、これからどう考えていくかというのをちょっと回答をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございますけれども、ただいまの件につきましては今議員がおっしゃるとおりで、事前にやった調査についてはデータは当然ございます。それから、その上でのこれからの設計の契約金額の予算金額になるわけでございますけれども、これにつきましては、まだどこまでの調査とか地盤とか、そういうものにはデータはあるんですけども、校舎の中のコンクリの強度であるとか、特にフェンスをつけた関係上、屋上の関係の強度というんですか、そういう形もこれから考えていかなければいかんじゃないかということを含めまして、この金額の調査、それからもちろん設計をお願いするという予算でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 活用するデータに関しては、そういう形でできるだけ合理的な方法をお願いしたいと思ひます。

それと、その次の、続けていいですか。

○議長（八木 栄君） はい。

○3番（山内 均君） 15番の施設補修費、耐震改修の金額になると思ひます。当然この建物に関しては避難ビルになっておりますので、特にかなり強烈な補強をすると思ひます。その中で屋上の床版が以前は90キロ平方メートルニュートンでございますが、平方キロメートル当たりのやつが出ていたんですけども、今回避難タワーと同じように、そこに人が乗って、そしてそこが大勢の人が乗ったときに当然考えられる計算としては340キロですか、その計算を考慮しての耐震の補強が入っていると思うんですけども、その辺の確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの件でございますけれども、当然そういうことで、もちろんこの調査も設計も専門屋さん、1級建築士さんが組んでいただけるものと、我々が業者さんを選定するに当たっては、そういうもちろん1級建築士さんをお願いするつもりでおるんですけども、当然その中には今議員がおっしゃられるようなことも含まれるような資料をそういう形で設計を組ませるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） この建物には先ほども言った避難ビルになっていると同時に、小学生がたくさんあそこで学習をするわけですね。それと、いずれにしても子供たちを守ることが最優先であると同時に、今、実は東海地震が騒がれています。そして、三連動が騒がれています。その東海地震が引き合いになって瞬間的に三連動が起こる可能性もありますので、ぜひ床版であるとか、その子供たちがそこで学習する小学校とか、それがもう最優先でやっていただきたい。そして、当然その耐震のリストを見ると、まだ幾つかは残っているわけですが、その辺も大至急やっていただくと同時に、小学校とか学校とか、そういうものに関しては1Aの基準までやっていくことが必要なことなんだと思いますけれども、その辺の考え方をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの御質問でございますけれども、当然今までのデータと申しますか、結果を踏まえまして、それと今の現状に合わせまして、今議員がおっしゃるように静岡県基準をクリアできるように補強をしていきたいと考えておりますので、以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひ今の回答のとおりをお願いいたします。

それと同時に学校を、これからの施設も平成27年の耐震の、先ほど言った県も進めている約束事がありますので、ぜひその辺の27年度、すぐにできるうちに取りかかっていくのかどうか、それもまたちょっと回答をお願いします。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 当然27年のこの関係で今上げてありますけれども、27年のその情報、または補助金であるとか、そういうものを活用しながら、できる限りのことをやっていきたいというふうに計画をしておりますけれども、今、住吉が予算は24年度で工事は25年度中ということで計画をしております。またほかにも若干の学校の耐震が劣るところがあるものですから、それにつきましても財政当局と今後話をさせていただきまして、率のいいイワタで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひ最優先の形で、できるだけいい形でやっていただきたいと思えます。これはお願いです。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございますか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですのでこれで質疑を終結します。

最後に全体を通しての質疑を許します。

全体を通しての質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 公債費の町債のことについてお伺いします。

都市防災推進事業で起債した場合は2年据え置き10年償還ということでしたけれども、今回の地域の元気だとどういう計画で返済ということになるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 御質問にありましたとおり、当初の都市防災の制度でいきますと、10年で起債を終わらなければいけないということでございましたので、それによってシミュレーションをしておりましたが、24年の補正予算から補正予算債に変わりましたので、10年の起債というのは延びまして20年ということになります。それと、25年度の当初予算も連動して公債費を見ていく必要がございますので、25年度については、今度は特別の都市防災用の起債というものは予定せずに、通常ある公共事業等債などを充てた中で起債計画をつくってございます。そうした中で、現在補正予算債についても非常に流動的なところがございまして、明確なものは出せないわけです。

それと、地域の元気臨時交付金につきましても、いただけるというルールは示されておりますけれども、幾らいつもらえるかということについてはまだ国から示されていないものですから、その地域臨時元気交付金等を全く考えないで、今のルールの中で起債を行っていた場合にどうなるかというシミュレーションはできております。それでいきますと、元利償還のピークを迎える時期というのは30年度になると思っております。元利合わせまして12億2,500万程度の元利償還額になるのではないかと考えております。

それと、起債残高のピークを迎えますのは、現在の予定でいきますと、平成27年度になるのではないかと。あくまでも普通会計上だけでございますが、平成27年度に129億円程度になるというふうに思っております。ただ、この中には元気臨時交付金を反映しておりませんので、25年度にも予算書に上げましたとおり、起債を見込むという計算をしております。ただ、元気臨時交付金が決まった時点で交付金を充当できるものについては充当して、起債額を抑制していくというやり方をさせていただきたいと思っておりますので、そうすれば、まだまだ起債額というのは減ってくると。これが最も多い状態のシミュレーションだというふうに思っております。

また、実質公債費比率につきましても、見込んでいる起債というのは交付税措置があるも

のがほとんどでございますし、また地域の元気臨時交付金が入るということを想定すれば、現在15%台にあるわけでございますが、上がったとしても14%台から15%、今の状態を超えるというような悪化するような状態には全くないかと。かえって改善される方向に率としては改善されるというような試算をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 6ページと10ページにありますが入りのほうですけれども補助金関係でちょっと伺いたいと思います。

6ページの民生費の国庫補助金について、地域生活支援事業費、これは障害者や障害児、あるいはその他の老人関係につきましても支援事業がどのように行われていくかということだと思っておりますけれども、今回の減額の281万9,000円については、予定していたものが消化できなかったのか、あるいは減額した理由をちょっと伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、歳出におけます地域支援事業に合わせた形、3款1項5目7事業に充当するものでございまして、この事業の中で事業費が今回の補正の中では県の内示額に伴いまして今回減額させてもらうということでございますが、事業そのものが当初よりも減ってきたということでございます。これにつきましては、国庫と県費と合わせた形で事業を行っていますので、その影響によりまして今回減額をさせていただくものでございます。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 事業の減少というけれども、どういう事業が影響しているという、それはないですか。例えば、障害者あるいは非常時の送り迎えとか相談事業とか、そういう事業が全体的に幾つもあると思っておりますけれども、200万というちょっと額も大きいものですから、それぞれの事業をそれぞれずつ減らされているのか、主に何か事業を減少されているのか、これはツマリイの関係の事業でいいのか、その辺も含めて。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） こちらにつきましては先ほど言いましたように、3款1項5目の中の7事業、地域先進事業でございます。

こちらの中身としましては訪問入浴サービスとか相談事業、地域活動支援センター事業、

移動支援事業、日中一時支援事業、これは全て委託事業でございます。それから、あと残りにつきましては扶助費の関係がございますが、主にこの関係ですと、今言いました委託事業の若干の減ということで今回減額をさせてもらうものでございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 今委託事業ということでありまして、何を委託されていたのか、その内容はわかりますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 訪問入浴サービス、それから相談支援事業、それから地域活動支援センター事業、それから移動支援事業、それから日中一時支援事業。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） それをやって、あるいはその障害者等に影響はなかったということで理解してよろしいですか。委託事業が減らされて。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 影響があったというよりも実績が少なくなったものですから、それによって件数が減っているということで御理解ください。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

それでは、その次の8ページにあります。これも入のほうでございますけれども、教育費の国庫補助金の中で3の理科教育整備等補助金であります、136万4,000円について、これは文科省関係のほうから入ってくるんですけれども、小学校あるいは中学校、高校も含めて理科の備品等の、あるいは数学の整備というような必要なもので2分の1の補助金ということで理解をしたんですが、この補助金で当町は何を整備するのか教えていただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの御質問でございますけれども、入のほうは今議員がおっしゃるとおり、国庫の理科備品の2分の1の国庫補助金でございます。

出のほうの関係でございますけれども、予算説明書のほうの56ページから（2）備品のほうに金額的に最初の今回予算に計上させてもらったのが中学校まで入れてございますけれども、内訳といたしましては、住吉小学校としては、大きいものにつきましては、顕微鏡であるとか照明灯であるとか磁石とか、そういうもろもろで合計で60万7,740円の予算を上げさ

せていただいております。それから、中央小に限っていきますと、カラー磁石セット等々で10品目、今回の補正には49万1,820円上げさせていただいております。それから、自彊小学校でございますけれども、5品目がございまして、49万6,440円を計上させてもらっております。それから、中学校でございますけれども、7品目を上げさせていただいて157万4,685円という形で中学校はなっております。それを合計足していただいた額の2分の1という国庫金だというふうに御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

小学校、中学校、各品目いろいろありますけれども、小さな理科館との関係で、そちらにあるものと共用するような形のものがあるかないか。中学校で今までなかったものなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） それこそ学校を主に考えておるんですけれども、理科館とも今後小学校についても中学校についても、併用というか貸し借りができるようなもの、ただ教材備品なものですから、数の限りがございまして、同じ日、数、学校で借りても買っても、今度は逆に理科館のほうで個数が少なくて使えないとか、そういう関係があるんですけれども、方向性としてしまえば両方で使えるようなそういうものも、今の教材の何ていうんですか、教育課程の中で組み立てられています。それに沿って購入をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 吉永です。

理科館のほうもやはり学校でこういうものを買ってくれるのは非常にいいことなんですけれども、教科のほうで大概のものを理科がこれから発展してくると、理科好きな子は実際理科館も利用するんですけれども、そういった理科館への影響というものはこれからどう考えているか、そういう備品等を入れて学校で授業の中で先生方がやられている中でも、じゃ、理科館へ行かなくたってここでやれるじゃないかというような理解になるわけなんですけれども、その辺のところどう考えているか。

○議長（八木 栄君） 吉永議員、補正予算に関することなものでちょっと理科館はここに関係ないものですから。

○8番（吉永満榮君） 中身のことでありますから。

○議長（八木 栄君） 中身なもので関係ないものでね。すみませんけれども。

学校の教材のことなものですから。

○8番（吉永満栄君） 学校の教材と理科館の教材と同じようなものだからということで聞いているんですけれども、私は。

○議長（八木 栄君） それについて今答弁したと思いますけれども。

○8番（吉永満栄君） 品目でそれはわかりますけれども、今後どう思うかということで。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今回この補正で上げさせていただいているものにつきましては、共通するというものはありません。全て学校が今後教材の関係の中で必要とするもので、特に今回に限っては理科館との整合性は図っておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 藤田でございます。

今回の補正で、繰越明許が総額で59億9,791万8,000円という形で、年度内執行が難しいために繰り越しされるわけがございますけれども、それに伴いまして津波防災でいきますと、都市防災の関係で、国の補助金が21億3,800万円、それに対します町債は22億2,500万円、それに補填する意味で一般財源として1億3,108万2,000円ですね。

当初、都市防災関係の一般財源としましては1億1,975万5,000円だったわけがございますけれども、今回の補正を受けて、一般財源が2億4,431万5,000円という形になるわけです。繰越明許という形でありますので、国庫補助金、町債はまだ既決していませんので、架空のもので繰り越しはできますけれども、一般財源はお金そのものを、お金に名前はないものですから自由なんですけれども、その枠としては繰り越ししなければならないという形で資金運用上必要なものが次へ行くわけがございます。ですから、当初に比べてこの関連でも約1億円増えるわけで、繰越明許の59億9,700万円のうちのどのぐらいの金額が一般財源として見越して繰り越しするのか、その点について確認したいと思いますが、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今回の繰越明許を設定させていただくもの全てに対してですが、一般財源の合計額繰越額ですが、2億494万1,410円を予定させていただきたいという計上をさせていただいております。



以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほど同僚議員からも出まして、町債の25年度以降のシミュレーション等々のお話は伺ったわけでございますけれども、一般財源がそれだけ25年度に繰り越すわけございまして、それ以外にも工事費等々で一応工事契約した暁には、1億円以上の場合、1億円以下の場合、1億円以上が4億、3億という形で、以上と以下がちょっと今あやふやなんですけど、前払い金という形で資金需要があるという形がございます。

一般財源といいますと、普通の町税等々が自主財源として見込まれているわけですが、調定等々があって、その入ってくる時期が年度当初に入ってくるわけではございませんので、その資金繰りのものをどのような形でやっていくかというのが非常に大きなお金を繰り越すに当たりまして心配されるわけなんですけれども、補正に関しまして、当初は当初でまたあれなんですけれども、補正に関しまして、資金繰りのものがどのようなイメージでいるかといったところを、この大きな事業を繰り越すに当たって、この事業が年度内に執行していくわけでございますから、それに伴いまして一般財源のほうも相当なお金が必要になっていくんじゃないかなと今思われるものですから、その資金繰りのお考えをお示ししていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今、資金繰りということが出ましたけれども、資金繰りといいますよりも、繰越明許費を設定する上で、例えば繰越明許の一番上にあります心身障害者施設等負担金事業とか、これは一般財源をもう既に交付決定をされていて、本来は24年度にすることを予定していたものでございますので、それを25年度の一般財源で修復するというものではないということから、全て繰り越しをさせていただくという考え方をとったものもあると。

それから、国庫補助事業で行う場合には、多くのものが5割は国庫補助金が入るわけです。その裏負担を100%の町債がきくというふうにルール上はなっているんですが、ただ起債の金額の区切り方というのは10万円単位なものですから、端数ぴったりを起債対象にするということではできません。したがって、内輪で内輪で借りていくというやり方をしますと、どうしても一般財源を加算した形じゃないと繰越明許費の事業そのものを設定できないという事情がございます。そういう端数、それから起債対象にも国庫補助事業の対象にもならないという、例えば継ぎ足し単独のような単費と一緒にやっっていかなければいけないような事業内容を含んでいるものについては、やはり町費をそこに充当する形で繰り越しをしていかないと、全体の事業が構成できないということになりますので、そういう万やむを得ない一般財源だけを措置したものが、先ほど申し上げた金額になります。この金額というのは、24年度の収入を繰り越すわけでございますので、本来繰越額に回っていくようなものが、もう用途が決められて一般的な繰越金ではなくて、特定財源として、もう用途が固まった形で繰り越しをするという繰り越しの形が変わるというだけでございますので、資金繰りについて

もそれだけ特定されたものを予定しながら資金繰りを行うと、こういうようなやり方になっていくわけでございます。これによってどう影響していくかというのは、全体の事業運営の中では余り影響はないというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ですから、その一般財源につきましては、その金額そのままやるということでもありますから、予算上関係ないということで、それ以外にあります出のほうの…。わかりました。ちょっと頭が混乱してすみません。ですから、もう既決したお金であるから来年度以降問題ないということによろしいんですね。了解しました。

あと、すみれ保育園、先ほど少し飛んじやったものですからあれなんですけれども、9月、早期議決で今設計等々の形で行ったわけなんですけれども、ある程度、もう進んでいて、今回すみれ保育園のほうも繰越額が約年度内執行が1号補正、4号補正トータルをした中の年度内執行が2億3,000万円、それで繰り越しが2億3,300万円という形になっているんですけども、繰越全体だけで100%までいかななくても、ある程度進んでいる部分があると思われるものですから、これは町民の抱えている方々にとりましても、新しいすばらしい事業でありますので、早期につくっていただくような形で今進められておと思うんですけども、設計とかが相当大きな金額で繰り越しされているわけでありまして、ほとんど終わっていて、最後までいっていないから繰り越すという認識でよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 繰り越しにつきましては、今話しがあった委託料、工事請負、それから公有財産購入費ということで3口ございまして、委託料につきましてはほぼこの3月ででき上がる予定ですが、ただ事務手続上がちょっと完了していないということがございまして繰り越しをお願いするものでございます。工事請負につきましては、今回補正をのせていただいた分でございますので、造成費と本体工事が一部入っております。したがって、これについては年度内にできないということで、これは造成へも含めまして25年に行わせていただきたいということでございます。それから、財産購入費につきましては、これもほとんど終わっているわけですが、一部農地転用の関係でこの許可がおりませんと、農地の分残金が払えませんので、この分について繰り越しをお願いするというものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、当初予定したような形で進捗しているが、一部残っているために繰り越す

という形で、このすみれ保育園の改築事業全体が今回の繰り越しによって全体がおくれるということはないですね。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） あくまで25年度の完成を目指しております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質問ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第33号議案 都市公園の区域の決定についてを議題としま

す。

これから第33号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 反対討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第34号議案 北区防災公園事業用地の取得についてを議題とします。

これから第34号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

参考資料をいただきましたこの白い部分ですね。取得の公図を写したものの、その白い部分のこの内容、ちょっとどんな状況であるのかを教えてくださいたいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、白いところについては平成25年度において用地取得を考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今考えておりますという話だったですけれども、確実にできるという、いろいろな問題というのは別にはないわけですよ。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの確実にできるかという話ですけれども、相手があることですので、確実にという言葉はちょっと難しいかと思っておりますけれども、現在のところ事前にお伺いしているところでは反対はないので、いけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 北区に住んでいる者としては、できるだけ早くしっかりとしたものをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。要望として。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の防災公園でございますけれども、都市公園、認可した中での防災機能を持った公園という形になっていると思います。この面積によって防災公園の種類というのが分けられると思うんですが、今回の北区の防災公園につきましては、避難地要素が非常に大きいと思われるものですから、広域避難場所としての防災公園という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、広域避難地ということがちょっとわからないんですけれども、北区の防災公園の位置づけとしましては、現在は近隣公園

という形で位置づけをしたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 防災公園等の整備手法及び都市計画上の条件という形で、平成16年にあります都市整備部町づくり課の資料によりますと、防災公園とは、大震災時における都市の防災性を強化し、国民の生命、財産を守るため、避難地、避難路等として機能する都市公園とされるという形で出されているわけなんですけれども、面積によって防災都市機能を有する都市公園、広域避難地の機能を有する都市公園、一時避難地の機能を有する都市公園、避難路の機能を有する都市公園等々あるわけなんですけれども、この北区の場合はどういった形で御定義されるのかを確認したいと思うんですが、近隣公園という形で。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 北区の公園につきましては、今測量も完全に終わっているわけではないので、約1.7ヘクタールということで実施しているわけなんですけれども、1.7ヘクタールの面積でありますと、大規模とか、そういうものにはちょっと当てはまらないじゃないかなというふうに考えますけれども。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、1.7ということだと、面積1ヘクタール以上は一時避難地の機能を有する都市公園という定義がされているものですから、それになるんじゃないですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 申しわけありません。そのとおりです。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 先ほども広域避難地という話がありました。

うちのほうで今、広域避難地指定しているところは小学校、もしくは吉田、吉田高校、広域避難地として今指定しております。そういった中で今回つくる北区の公園について広域避難地として設定できるかということだと思いますので、その辺につきましては、また25年度当初予算があるわけですが、今後質疑があればあるわけですが、その中で地域防災計画の見直しをちょっと入れております。そういった中で広域避難地の部分についても今後見直し

をしていかなければならないと考えていますので、その中で北区の公園について今1.7ヘクタールという数字、面積がありましたので、それを広域避難地として指定するかというのはまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 反対討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから第38号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 反対討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

散会 午前11時41分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第14日目でございます。

8番吉永議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により通告を受け、質問を許可しております。また、同条3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤正司です。

さきに通告してある子育て支援施策について質問します。

少子化が進む中、子育て支援策は重要な課題です。保育園の整備や子育て支援センター、子育て支援の相談や要保護児童の見守り支援、学童保育の実施、子供の医療の無料化など町が進めていますが、さらに施策の充実を求め、以下3点について質問します。

1点目、平成26年度からすみれ保育園開園後に病後児を受け入れ、病気回復期の子供を保育する働く親を支援すると町長が施政方針で述べました。具体的な計画はどのようなものかお聞きします。

2点目、町は平成24年度から働く母親の要望に応じて、ゼロ歳児保育の月齢を1カ月早めて10カ月目からにしました。今後、実態に見合う月齢からの保育の実現をどう進める計画かをお聞きします。

3点目、子供の医療費について、当町は県に先駆けて平成18年度から未就学児の完全無料化、平成19年度から小学校6年生まで、平成20年度からは中学生までを完全無料にし、一部負担金もなしとし、先進的な取り組みを進めてきました。こうした取り組みが昨年10月から小・中学生まで県の負担の対象とするという県の施策推進につながったものと思います。町は小・中学生の負担が減る分を高校卒業までの医療費無料に広げる考えはないか、以上を質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 子育て支援施策について、まず1点目の平成26年度からすみれ保育園開園後に病後児を受け入れし、病気回復期の子供を保育する働く親を支援すると町長が施政方針を述べたが、具体的な計画はどのようなものかにつきましてお答えをいたします。

すみれ保育園建設につきましては、昨年度から保育士によるプロジェクトチームをつくり、

新しい保育園に必要な機能は何かを検討してまいりました。そして多様な保育需要の中でも、働く親の負担軽減を図るために検討を行い、病気回復期の児童をお預かりする病後児保育を実施することといたしました。

これは、感染性の病気以外、発熱など病気で休んでいた児童が回復期に入り体力が回復するまでの期間、家庭での保育にかわり、保育園で個別に保育を行うもので、保護者の負担を軽減し、安心して早期に仕事への復帰ができるよう支援をしていくものでございます。

対象は、就学前の児童で保育時間は午前9時から午後4時までとし、お預かりする際に申請書とあわせて病気回復期である医師の意見等を添えていただき、万が一ほかの子供への感染を確認した上で保育を行ってまいりたいと考えております。

そして、お預かりする児童のために養護児室としての専用の保育室を設け、定員を2人までとし、室内は静養するためのベットを配置し、同じ室内に病後児専用のトイレ、汚物処理用の器具、手洗い盤、薬品庫、遊びのスペース等を備えるとともに、園内の児童との接触を避け、衛生面に配置した病後児室といたします。職員につきましては、病後児の看護を担当する看護師等を配置し、児童が安心して過ごせる環境を整えてまいりたいと考えております。

次、2点目の町は平成24年度から働く母親の要望に応え、ゼロ歳児保育の月齢を1カ月早めて10カ月からにしました。今後実態に見合う月齢からの保育の実現をどう進める計画かにつきましてお答えをいたします。

近年、共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い、町では延長保育や一時保育、土曜保育、日曜保育など保育需要に合わせた保育サービスを行っております。また、働く母親の育児休暇明けの支援といたしましては、1歳に満たないゼロ歳児の保育を行い、11カ月につきましては、すみれ保育園を除いたさくら保育園、さゆり保育園、わかば保育園で行い、平成23年度からはさゆり保育園において月齢児である10カ月児の保育を行っております。月齢児保育につきましては、広報などで募集のお知らせを行い、多くの皆様が利用していただけるよう周知をしてまいりましたが、入所人数は平成23年度が7人、平成24年度が1人、そして平成25年度につきましても1人が入所を予定しております。

このように、近年の保育需要から見ますと、10カ月児の入所人数が当初に比べ減少傾向にあります。その理由といたしましては、企業や事業所におきまして子育て支援への理解がなされ、育児休業制度が定着してきたことが考えられます。国の次世代育成支援対策推進法では、国及び地方公共団体の次世代育成支援対策に対する責務はもちろんのこと、事業所の責務も定められており、雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、その他の労働者の職業生活と家庭生活とを両立を図れるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより、みずから次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国または地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないとされております。

そのようなことから、企業や事業所におきまして働く母親の出産や育児のために育児休暇を延長するなどして子育て支援のための雇用環境の整備を行い、事業主としての責務が図ら

れているものと理解をいれるものとしております。

また、平成21年度に実施いたしました吉田町次世代育成支援に関するニーズ調査では、就労希望について調査をいたしました。が、「現在就労をしていない」と答えた母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に希望する」が30.8%、「1年より先で子供がある程度大きくなったら就労したい」が62.5%で、若い母親の就労への関心が高いことがうかがえます。

この結果を受けまして、町といたしましても、保護者の多様なニーズに応じていくために、新たなすみれ保育園におきまして、月齢児の受け入れ態勢を整えていくとともに、平成25年度に予定しております子育てのための実態調査を通して、新たな保護者のニーズを把握しながら、誰もが利用しやすいサービスの提供を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の子供の医療費につきまして当町は県に先駆けて中学校卒業まで無料、一部負担金もなしで先進的な取り組みを進めてきました。こうした取り組みが昨年10月より中学生まで県の助成の対象とするという県の施策推進につながったものと思います。町としては、さらに医療費無料対象を高校卒業まで広げる考えはないかにつきましてお答えします。

当町は、第4次吉田町総合計画後期基本計画の健康福祉の重点化の方向として、「子供を産みやすく育てやすい環境整備」を掲げ、特に15歳未満の子供がいる家庭の支援体制の充実を図るため、その一環として、不妊治療費助成や予防接種の推進を初め、生まれてから中学を卒業するまでの子供の保護者に対して、保険診療にかかる医療費及び入院における食事療養費を無料とすることにより、適切な医療を受けやすくし、疾病の予防及び慢性化を防ぐとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりました。

とりわけ子供の医療費の助成につきましては、免疫力や体力が十分でない年代の子供に対しまして疾病の早期発見と早期治療を進め、疾病の重症化を防ぐとともに、保護者の経済的負担を軽減するための助成拡大を県や他市町に先駆けて行ってきたところでございます。

具体的には、平成16年度に医療費助成対象年齢を3歳から未就学児までに拡大し、平成18年度には対象となる子供の保険診療費に係る自己負担金及び入院における食事療養費の無料化を導入いたしました。また、対象年齢を平成19年度には小学生までに、平成20年度には中学生までに引き上げ、さらに議員も御承知のとおり、昨年10月からは対象年齢の子供すべてに受給者証を交付し、現物給付化を開始したところでございます。

また、計画的に乳児期からの定期予防接種を実施することにより、子供の健康を維持していることに加えて、国が平成22年11月に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を導入したことを受け、当町でも準備を進め、年明けの平成23年2月1日から、行政措置による予防接種として乳幼児期に実施するヒブワクチン及び小児用肺炎球菌予防ワクチン接種と、中学1年から高校1年に該当する女子に対して実施する子宮頸がん予防ワクチン接種を無料で実施することにより、さらなる疾病予防に努めているところでございます。

当町における医療費の助成割合を見ますと、平成22年度に町の歳出のうち衛生費に係る医療費の占める割合が6.2%であったのに対し、平成23年度には6.9%と増加し、平成24年度におきましても制度改正により増加が見込まれております。

議員からのご質問の医療費無料対象を高校卒業まで拡大することについてでございますが、現在、県下では保険診療に係る医療費につきまして西伊豆町、御殿場市、沼津市の三つの市町が助成をしております。西伊豆町は現物給付により自己負担分も含めて助成し、御殿場市は現物給付による助成はしておりますが、通院に際し、月最大4回まで、1回につき500円の自己負担金を差し引いた医療費の助成となっております。また、沼津市は、入院にのみ1日につき500円の自己負担金を差し引いた額を償還払いにより助成をしております。

当町におきましては、義務教育修了年齢までの子供を持つすべての保護者を医療費の助成対象とし、保険診療に係る医療費の自己負担分及び入院に係る食事療養費を全額助成をしておりますが、今後とも公平・公正を旨とし、現制度を継続助成する考えであり、自己選択により、さまざまな状況が想定される高校生に該当する年代まで、医療費助成を拡大する考えはございません。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、再質問いたします。

1点目の病後児保育についてです。

この保育園に入所している子たちというのは、小さい子ですので病気は、これはつきものだと思います。その都度、病気したら親が何とかしているのが現状です。それは当然だと思いますので、そういう中で、やはり全国的にこの制度が、国の制度で病後児制度というのがだんだん広まってきています。近隣でも市、焼津、藤枝、島田はやっています。牧之原とか吉田とか川根はまだやっていません。そういう中で吉田町が26年度からやるというのは進歩だと思います。

先ほど大体聞きましたけれども、看護師を配置して定員を2人までということのようですね。けれども、これというのは有料になるんですか、お金はどのような形になりますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、現在他市においては有料あるいは無料というところがございます。したがって、当町は今現在検討中でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先ほど専用の部屋で定員は2人ということの答弁ですけれども、実際、これ運営していく段階ではいろいろ大変な問題というのが出てくると思うんですけれども、やはりどうしても親が面倒見るといのは、そうなるかなと私も予想しているんですけれども、どうしても会社休めない。親と同居していれば、近くにいれば親に見てもらおうというようなことでみんな乗り切っているんですよ、今現在。そういう中で、どうしても身近に親がいなくてということになれば夫婦2人でどちらかが休むか、それができなければこういったところに頼るということになっていくと思うんですけれども、聞いてみると、他市でも大変なようで、利用もそんなに多くないのかなということも聞いています。町としてはどのくらいを見込んで年間何人ぐらいかなと予測して計画するんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 今、議員のほうからもあったように、他市においてもあまり例が数件ということにあわせて、町長からの答弁もございましたように、一応定員2人として年間でもやはり数件かなというように思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ、これ、そういう病後児を、病気回復期の子供の保育する場をつくるということですので、ぜひ十分な検討をしていただきたいと思います。これ本当に運営していくのも大変だし、やはり親とか周りの支援がなければ済まないことだと思いますので、その辺の計画は十分立てていただきたいと思います。

2点目のほうで再質問させていただきます。

ちょっと数字の確認をさせてください。さっき言った答弁の中で23年が7人、24年が1人、25年が1人といった中身、もう1回ちょっと。それは、何がその人数なんでしたっけ。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 月齢、今現在10カ月児を預かっている人数でございます。25年度はあくまで予定でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先にちょっと近隣の状況というのは調べてあると思うんですけれども、ちょっとそこを、じゃ言っていただいているんですか。焼津、藤枝、島田、牧之原、本川根です。そこは何か月かでやっているか、役場知っていますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 当町に係ることでございませぬので、うちのほうは把握していますが、ちょっと発言は控えさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 別に公にしてもいいことだと思うんで、私のほうから言いますけれども、吉田町は9カ月からになりましたね、今年度から。藤枝は6カ月から預かっています。それから、焼津は首が座ったころからということで4カ月くらいでも相談によっては預かるよということですが、基本的には6カ月、それから牧之原は10カ月です。吉田と一緒にでした。まあ吉田より1カ月遅いですね。島田も焼津と一緒に6カ月から預かっています。その個人に、いろいろ状況によりますので、それは相談に乗っていれば4カ月でも預かりますよという対応のようです。それから川根本町も同じです。やはり6カ月から預かっています。そういう面からいくと、吉田町はちょっと遅いというふうに私は判断しています。

それで、現状について、それでは吉田町の担当課のほうでは、先ほど数字言いましたけれども、これは保育園で預かった人なんだけれども、要望としてあると思うし、そういう人たちはどうしているか現状わかっていますか、知っていますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、うちの月齢児は、10カ月ということで、23年度は確かに7人ということで、24年度もこれからはますと10人程度あるのではないかと予想していたわけですが、実際は1人と。25年度においても10月の申し込みの時点では希望者が1人ということでございますので、育児休業制度が浸透しているということかなというふうに思っていますが、実際問題、他市において6カ月とかあるいは4カ月というお話でございますが、現で私どものところにはそういう低年齢児で要望というのは余り聞こえてきておりません。

町としてどうかというお話になりますと、町には四つの公立保育園ございますが、民間の保育園もございます。この民間においてはこれ6カ月児からお預かりしている状況でございますので、特段今のところそういった要望というのはないというように考えております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先ほどの答弁のように育児休業制度がすごく広まっていて、1年、2年とれる会社が増えているのは事実だと思うし、本当にそれは子育てする保護者にとってはありがたいことだと思うんですけども、それがどのくらい、どの程度か、要はそれが取れない会社、取ろうとすると、やめてくれと言われるとか、または自営業で子供を連れて仕事をしているというのが現実にあると思うんですよ。やはりそこを解消していくためには、預かる月齢を今9カ月だけでも、これを早くするという、せめて6カ月までに下げていくということは、たしか町長が選挙前の公約にも書いてありますよね、そういうふうに。

ちょっと読みますね、広報よしだに載ってました。2010年の11月号です。これは、選挙前です。その次の4月が選挙ですから。公約と思っていいと思うんですけども、そのこのところだけちょっと読みますと、「受け入れを開始する乳児の月齢については改正しなけれ

ばならない状況です。改善の方向としては、現在の生後11カ月の受け入れ開始時期を法律で定められた8週間の産後休暇明けでの受け入れに向け、月齢の段階的な引き下げを図りたいと考えています」と書かれています。私はそれでこの24年度から1カ月早まってよかったなと、これからもっと進むのかなと思っているんですけども、その計画がちょっと見えない。どうするんですかということを引きょうは聞きたいわけです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そのような対象の子供さんに対しては、基本的には実態に合わせてやっていくというのが一番大事なことだと私は思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ここに産後休暇明けからというのが理想だと思うんですけども、なかなかそこまでは大変だと思うので、でも、少なくとも首が座ってからぐらいはほかの町では相談しながら実情に合わせてやっていますよということですし、先ほど私、質問した答えで答弁していないと思うんですけども、実態、実情、例えばこういうのを私聞いているんですよ。吉田町も9カ月から見てくれる、牧之原も10カ月からだということで、実際もっと早くから預けたいんですよ、親は。吉田町でそうした人はどうしているか。まあちょっと役場のほうで紹介しているんですか、担当課のほうでこういったところがありますよと。ちょっとそこは聞いてみたいと思うんだけど、実際に牧之原のそういう預かる保育園では、そこに預けているんですよ、10カ月未満の子は。吉田町見てくれないから、入れてくれないから。だから、そういう実態があるんですよ。そこをやはり今町長言いましたけれども、いろいろ育休とか何か制度は広がっているけれども、実際に困る人はいるということで、一つちょっとこれは、平成22年の8月の住民意識調査です。これは総合計画をつくるときに調査したことなんですけれども、無記名で皆さんいろんな意見書かれています。それ読ましていただきましたけれども、その中に1点だけ、これ名前がないからちょっと信憑性というかそこはちょっと考慮していただいても、あのとこの調査の中にこういう文章があります。「離乳完了前の子供が入園できる保育施設をつくってほしい。保育園がないので、近々町外へ転出せざるを得ない」という文章が載っていました。

吉田町の保育行政について評価する文章もたくさんありましたけれども、私はこういう人もいて、この方が町外へ出たかどうかわかりませんが、実態はそういうことだと私は思うんです。だから早く今の9カ月を計画的に6カ月から預かれるような体制をぜひ吉田町の保育園つくってもらいたいと思うんですけども、そこはどうでしょう。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 町長もお話したように、実態に合わせたというお話でございます。

これ、先ほどから言っていますように、現在の希望者といいますか、いる方が非常に少な



いという中で、答弁の中にもございました25年度に調査を行います。そこでもこういった保育については履行可能ということでございます。

すみれ保育園につきましては、今度月齢児の部屋を設けます。したがって受け皿としてはできています。後はニーズに応える形で対応していくつもりでございますので、決して月齢を下げないということを申し上げているのではありません。実態があればそれに対応していくという考えでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、実態調査ということを行いましたけれども、これはどこをどういう対象にして実態調査されるのでしょうか。実態調査というけれども、どういう調査の仕方をされるんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これはアンケート的なものでございます。今度やります子供の関係の調査でございます。その中に盛り込んだ形でいろいろありますが、住民の中から選んで調査をしてもらいたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、どうやってやるのかわからないんですけども、抽出してやる、子供をこれから産む方々に対してやるわけですね。今保育園に通っている子たちにやったって、それならそれで必要なのかもしれないけれど、そこら辺のちょっと対象がよくわからないんですけども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは25年度の調査でございますので、今、もちろんこのところも含めて今後検討していきたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ調査のための調査にならないように、実態がよく把握できるような調査の仕方をぜひやっていただきたいと思います。

私としては、前向きに考えているというのはわかるんですけども、もう少し具体的に計画を、例えば6カ月から預かるんだと。ほかの町ではやっているし、そういう要望もあるはずですよ。だから、それは結果としてゼロかもしれませんが、預けるのは。でも、体制がなければ、はなから10カ月、9カ月で切ってしまうと受け付けなければ出てくるわけじゃないですか。そこはぜひ6カ月ぐらいから預かる、6カ月から預かるというような計画を立てて、

そのような体制をぜひこの吉田町でとっていただきたいと思いますので、そこはぜひそういう計画でやっていただきたいと思います。

次に、3点目、子供の医療費について。

結論からいえば、公正・公平を図るために高校生までの医療費の無料化は今はやらないというはっきりした答弁でわかりやすいと思います。

私はなぜこれやるべきかということなんだけれども、まず中学生まで医療費がかからなかったというのは、子育て中の身としては本当にありがたいとか、子供の医療費補助があり、感謝をとてもしているとか評価もあります。反面、そこまでやる必要ないんじゃないのという賛否両論あって吉田町はやってきたと思うんです。私は子育て支援、少子化対策として大いにやるべきだと思って、きょうは高校生までやったらどうだということを言っているんですけども、なぜこう言ったのかというのは、予算、決算書を見ると、先ほど答弁ありましたけれども、吉田町は平成18年度から未就学児を完全無料化しています。これは一部負担金なしです。昔は500円、年4回までやっていたんですけども、それは完全に取れませんよということで無料にしました。それから、それを小学校6年生までに広げたのが19年度です。それからその次の年、20年度から中学生までを完全無料にしましたよね。これはそのために町の財政、町の負担分が増えたということは数字として載っています。それで、21、22、23年度経過してきた予算、決算を見ると、これ23年度の県の負担が2,500万です、予算で。決算でいうと、2,400万県から負担してもらって1億1,000万合計医療費かかったわけですけども、そのうちの2,400万が県負担だったと思うんです。これが、去年の10月から小・中学生も県が負担しますよと言って、これ入院、通院、市、町の財政力によって違いますけれども、負担してくれるようになったわけです。これ単純に23年度と25年度比較すると、県の負担が2,500万から3,300万に増えています。これは、県の制度が変わったために増えたということですね。ということは、単純に計算すると、その分町の負担が減ったということだと私は思うんですよ、ですよ、これは。いろいろもろもろ計算の仕方はあると思うんですけども、これは事実ですよ。そこはちょっと確認したいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、水野辰明君。

○健康づくり課長（水野辰明君） ただいまの議員のご質問ですが、町の負担分、一般財源分に着目をして申し上げますと、24年度につきましては、まだ予算ベースでお答えをしますが、23年度、24年度の比較すると、805万7,736円と、この増額となるということでございます。補助金は確かに増えておりますが、一般財源のほうも増えているという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 今、ごめん、ちょっと確認するけれども、23年度に比較して24年度は医療費が増えたということですね。それは、年度によって医者にかかった人の数も変わってくると思うんですけども、私の聞いているのは、負担が増えたんじゃないんですかと聞いているんです、県の負担が。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、水野辰明君。

○健康づくり課長（水野辰明君） 県の補助金以外の町の一般財源のことをおっしゃって…。

○7番（佐藤正司君） 違います、違います。県負担です、県負担。

○健康づくり課長（水野辰明君） 県の負担、県の補助金の…。

○7番（佐藤正司君） そうです。

○健康づくり課長（水野辰明君） 先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、23年度の決算につきましては2,401万8,000円。それから、24年度の予算では3,041万1,000円増額をしております、それから25年度につきましても、予算であります3,381万7,000円というようなことで増額をするという予定でございます。よろしいですか。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと質問を変えます。

この24年度はまだ見込みなもので決算が出ないんだけど、小・中学生の24年度予算的には5,200万と。4,000万から5,295万4,000円という数字が入っていますよね、予算上では。決算終わっていないから、これが結果どうなるかわかりません。これ見込みはどうなんですか、小・中だけでも。見込み、24年度の見込み。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、水野辰明君。

○健康づくり課長（水野辰明君） まだ年度途中でございますので、未額のあれはちょっと出ておりませんが、予算より現在100万円くらい少ない。全体、総額でのことを見込んでおります。それから、23年度の決算では小・中学生全体で4,098万5,120円というような金額になっております。それで、小・中学生の割合につきましては、23年度の決算を分析する中では大体3分の1、3対1、中学生が1、小学生が3、それくらいの比率であるというような分析になっております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それは、金額で3対1というように理解すればいいですか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、水野辰明君。

○健康づくり課長（水野辰明君） 扶助費の金額での内容でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 例えば23年度決算見ても4,098万5,000円の金額で3対1ということで

いくと、小学生が3,000万で中学生が1,000万というふうに大体そのぐらいということですね、はいわかりました。

それで、そこまで大体わかっていることであれば、私は、この中学生で約年間1,000万ぐらいの医療費であろうということだと思うんで、それが高校生まで3年間となると、これは予想でしかないんですけども、3年3年だと大体同じぐらいかなと勝手に予想します。ということは1,000万ぐらいです。これは勝手な予想ですので、実際はわかりません。

ということであれば、今まで23年度までは、小・中に対する町が負担していた分が県が一定額補助率変わるかもしれないけれども、補助してくれる額が、県が負担してくれる額があるわけだから、町としてはその分が負担が軽くなると私は思うわけですよ。

だから、その分を高校卒業までの3年生までの分として、それで全額は出ないと思いますけれども、それにプラスアルファすれば、そういうことも可能だと思います。

実際、町は小・中とも県内では先進を、子育て支援、少子化対策としてやってきていたわけですから、今聞くと、御殿場、沼津、西伊豆はそういうふうにはやっていますということですので、私は吉田町の財政力であれば、ぜひそういう応援はしてもいいと思うんですけども、もう一度町長、先ほどはだめと言いましたけれどもどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは議員がこれまでの議会で何度も質問している国保の問題と基本的には同じな国保の問題ですね、国保。国保に対して一般財源を投入する場合、課税の公平・公正性が損なわれる、それと同じことですよね。

行政が一番気をつけなければならないのは、公平・公正という観点が一番町住民からも求められますし、その点についてはやはり厳格に考えなければならないと思うんです。

そうした場合に、議員がおっしゃるお金の問題ではなくて、県が支援してくれるから、県が出してくれるからそのお金が浮いたからどうのこうのではなくて、問題は、高校生というのは自己選択制で高校生になる方もおりますし、高校生にならない方もおられると。そうした場合に、高校生になる方だけをいわば支援するということは、公平・公正の観点から見ると、いささか問題があるということを申し上げているわけで、それについてぜひとも御理解賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 公正・公平というのはわかります。ただ、そういうこと言ったら中学生までやっていたというのは、そこはどういうふうに思えばいいんですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 中学生まで医療費を無料ということについて、高校生と違ってどうかということ。

1点目は、中学生は義務教育です。先ほど来言っているように、我が町は財政力がないから、町長先ほど来答えているように、財政力がないからやらないと言っているのではなくて、高校生になる方あるいは働く方あるいは専門学校に行かれる方、これをどういうふうに扱えばいいのかということについて町長は公平・公正の観点から判断をしておっしゃっている。それで、もう一つ言えば、まさに義務教育までは、これ医療費ですけれども教育費も無償と。これ健保ですよ。ですから、うちのほうは義務教育までという判断をしたと。それに対して佐藤議員が高校生までやるべきというのは、どういう論点からやられるのかお聞かせをいただきたいというふうな思いがします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私が高校生までというのは、今、少子化で子供の数が少なくなっている。この町長の福祉社会の建設ということで、第4次のことで、先ほども言いましたけれども、産みやすく育てやすい環境の整備ということです。そういう面ではちょうど中学までは義務教育で高校は選択だということはそうだと思うんですけれども、ただ、今、高校生、大学生と育てていくのは、経済的にやはり大変だと思うんですよ、その年代、働きながら高校、大学にやるというのは。そういう面では子育て支援、少子化対策ということでは、私はやってもいいということで要望しているわけです。そういう要望です。

そここのところは、この医療費の無料化についてはいろいろなご意見もありますし、私はやるべきだと思ってきょう質問しているんです。そここのところは今、町長は公平・公正の立場からやらない、やれないよということの答弁ですけれども、ぜひその辺も住民意識調査なり何かしていただいて、そこは私のとったアンケートの中では高校生までやってほしいよというような希望もあります。だから、そこはきょうはそう言いましたけれども、ただ財政力では大丈夫だよみたいな、大丈夫だよとは言わないけれども、ただ県が肩がわりしてくれているわけですから、軽減されていることは確かだと思うんで、町の負担が減っているのも確かですよ、これ、そこは。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私が先ほど財政力について言っていないというのは、町長が先ほどの答弁の中で財政力がないからやらないなんていうことは一言も言っていません。町長が言っているのは、我が町は義務教育の中学生まではきちっと医療費を無料にします、高校生以上について、高校生でない方もいらっしゃいます。どういう対象というふうに考えているのか、高校生だけというのか意見がはっきりしません、少なくとも財政力ではなくて、財政力以外の理由で当面はやらないと。検討はするかもしれませんが、やらないと答えているわけですから、そういった意味で、うちが財政力が豊かであるとか豊かでないとかそういった

問題ではないんですよ。子育て支援が必要であれば、財政力が弱くても強くてもやるべきことはやる。これは当たり前のことですよね。その上で公平・公正、制度の趣旨としてどういうふうを考えるのか。先ほど来議員は、県から負担金が出ているんでしょうと。県の負担金は中学生までの医療費無料に対して負担をしているのであって、高校生まで無償にしろということで負担をしているのではない。ですから、高校生までもし負担をするのであれば、負担と受益の関係をきちっと整理をして、その上で検討していけばいいのではないのでしょうか。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私の表現が高校生の卒業までとなっていますがけれども、当然中学卒業して社会人になる方とか結婚される方は当然その対象には私はならないということです。

それから、財政力云々というのも、そこは理解します。ただ、全体的な子供を育てていくに当たって、中学からいろいろ進路分かれますから、それはそれぞれだと思えますけれども、ただ少なくとも高校へ上がる方については私は医療費を補助するということはやってもいいかなと思って言っているんで、それは今の判断はそういうことですから、これ以上言ってもあれかもしれませんので、そこはぜひ検討していただきたいと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 答弁を求めますか。

○7番（佐藤正司君） はい。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、非常に忙しいものですから、そちらのほうに割く余裕、今のところございません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） きょうはそういうことで終わりますけれども、今後この要望については私も説得する、させる材料を持って提案していきたいと思えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 続きますして1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） 1番、増田でございます。

私はさきに通告いたしました通級指導教室について質問いたします。

今定例会初日の町長の施政方針にて、平成25年度において通級指導教室を実施するため、自彊小学校1階会議室の改修工事、専門チームの設置を進め、平成26年度に開設を予定していると述べられました。

特別支援学級というものは一般的にある程度知られておりますが、通級指導教室というものはどのような教育なのか余り知られておりません。通級指導教室の役割を町民の皆様にご存知いただくためにも、以下質問いたします。

一つ、通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍しているが、比較的軽度の障害がある児童・生徒に対して、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態であります。現在の当町における通級指導が必要な児童・生徒に対する対応はどのようなものですか。

二つ、平成25年度に自彊小学校の会議室の改修工事を進め、平成26年度に開設を予定しているとありますが、通級指導教室として十分な規模であるのかということです。

三つ目、専門チームとは、通級指導教室を開設するためのチームなのか、また開設後も継続して通級指導に当たるチームとして設置するのか。

以上、3点質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは1番、増田議員からの御質問にお答えします。

第4次吉田町総合計画後期基本計画におきまして、当町の学校教育における目指す状態は、一人一人の個性を伸ばす学校教育環境が充実した町でございます。

この目指す状態を達成するために、学校教育の分野では、教育委員会が中心となってさまざまな施策を展開されております。特に後期基本計画では、町の将来を担う子供たちの学力

向上に向けた教育環境の充実を環境の重点化の方向に位置づけまして、教育委員会では、子供たちが学校において効果的に集中して勉強に取り組める環境整備、全ての子供の学力向上が図れる環境の整備に取り組んでいただいております。

今回、議員からの御質問でございます通級指導教室は、その環境整備の一環として、普通学級に在籍する比較的軽度の障害をお持ちの児童・生徒を対象として、それぞれ異なる障害の程度に応じてその改善または克服を目的とする指導を行うものでございまして、平成26年度の開設を目指して教育委員会が進めている事業の一つでございます。

このため、議員からの御質問につきましては、所管する教育委員会から答弁させていただきますので、御了承をいただきたいと存じます。

なお、この通級指導教室は、町の将来を担う子供たち一人一人の個性を伸ばしながら学力向上に資することができる有効かつ効果的な手段であると思っております。

町としましても全面的に支援してまいりますので、議員におかれましても御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会の教育長職務代理の高橋でございます。私からご質問の通級指導教室についてお答えをいたします。

障害を持つ児童・生徒については、その障害の状態や発達段階、特性等に応じた指導を行うことで、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を養っていくことが重要であり、そのための一つのメニューとして通級による指導がございます。

この通級指導教室とは、普通学級に在籍する比較的軽度の言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害を持った児童・生徒に対し、1人につき週1時間から3時間程度個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに弾力的に提供する場でございます。

そのメリットとしては、児童・生徒の障害の状態に合った個別の指導が専門の教員から受けられることで、普通学級という集団の中で指導を受けるよりも、障害の状態の改善や克服につながりやすいことが上げられます。

また、その結果として普通学級における授業においても支援なく学習できるようになる、他の児童・生徒と適切にコミュニケーションをとることができるようになるなどの効果が期待できます。

次に、当町の状況を申し上げますと、3小学校を対象として本年度調査した結果、普通教室に在籍する生徒で、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害といった発達障害が見られ、通級による指導が必要と学校で判断した児童が20人程度おりました。



そのため、障害の状態では成長につれ改善が見られるといった文部科学省の調査結果も考慮し、まずは小学校へ発達障害者を対象とした通級指導教室の設置が必要であると判断し、平成26年度の開設を目指して準備を行ってきたところでございます。

それでは、1点目の御質問の通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍しているが、比較的軽度の障害がある児童・生徒に対して、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態であるが、現在の当町における通級指導が必要な児童・生徒に対する対応はどのようなものかについてお答えします。

学習指導要領では、障害のある児童などについては特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、例えば指導についての計画または家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のため、計画を個別に作成することなどにより個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととされております。

現在はこのような形態で障害を抱える児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の指導計画を作成した上で個人の状態に応じた支援に当たっております。この支援は、担任だけでなく学校全体で推進していくことで、いじめや不登校を防止する効果も期待されます。

さらに、常に教育的ニーズを把握し、それに対応した指導を行うという特別支援教育の考え方が学校全体に浸透することにより、障害の有無にかかわらず子供の確かな学力の向上や豊かな心の育成にも役立つと考えられます。

具体的な支援といたしましては、主に担任が配慮し、指導を行う形態を中心とし、教育課程の中で比較的軽度の障害を抱える児童・生徒への理解を図るため、役割を与えることや、褒めること、児童・生徒の気持ちや考えを酌み取り理解すること、学習環境の中にある児童・生徒の注意を妨げるものを取り除くことなどにより、良好な人間関係を築くことができるように取り組んでおります。

また、学習内容の理解を深めるためには、県や町で教員や支援員を配置し、チームティーチング等複数の教員による授業など指導体制を工夫することで、障害を抱える児童・生徒に対し寄り添った指導を実施しており、現在の体制の中でのできる限りの支援を行っております。

次に、2点目の御質問の平成25年度に自彊小学校の会議室の改修工事を進め、平成26年度に開設を予定しているとしているが、通級指導教室として十分な規模なのかについてお答えします。

通級教室による指導を行う教室環境の整備については、今回指導の対象とする情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性の障害のそれぞれの障害種別に合った指導に適する必要があります。これは、自閉症であれば、外部からの音や視覚的な刺激を遮断する必要があり、また学習障害や注意欠陥多動性障害であれば、児童が落ち着き、安心して快適に過ごせるように教室内の色調、照明、他教室からの音等に配慮することが必要となります。

また、指導は個別指導とグループ指導を組み合わせる行うことが多いため、個別指導の場とグループ指導の場の双方を確保しておく必要があります。

今回予定しております自彊小学校の工事の内容は、校舎南館1階の会議室118.5平方メートルを間仕切りし、約16平方メートル程度の指導室2室と約80平方メートルのプレイルームに分け、個別指導とグループ指導の双方を行う場を整備することとしておりまして、教室の規模としては十分なものと考えております。

次に、3点目の専門家チームとは、通級指導教室を開設するためのチームなのか、開設後も継続して通級指導に当たるチームとして設置するのかについてお答えします。

通級指導教室を開設するに当たりましては、平成24年7月に通級指導教室開設準備委員会を立ち上げ、平成26年度の開設を目標に、これまでに設置校の選定や教育環境の整備、指導内容について協議を行ってまいりました。その協議の中では専門家チームを設置するものとし、そのチームは医師、学識経験者、巡回指導員、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーターなどで構成する予定でございます。

このチームの活動内容は、学校からの申し出に応じて実際に学校を訪ね、児童・生徒の姿を委員みずからが観察した上で、支援が必要な児童・生徒の障害の状態を把握し、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的見地から意見の提示及び助言をしていただくものでございます。また、あわせて学校の支援体制についての指導及び助言もしていただく予定であり、より現場に近い組織として設置するものでございます。

なお、この専門家チームは特別支援学級や通級指導教室を含め、支援を必要とする全ての児童・生徒に対して今後も継続的に活動を行うものでございます。

最後に、通級指導教室の開設だけでなく、障害を持つ児童・生徒の支援につきましては、児童・生徒とその保護者、関係機関のみならず、町民の皆様の御理解が不可欠となりますので、議員におかれましても御理解、御協力を賜りたく存じます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 増田です。

御答弁ありがとうございました。

今回の通級指導教室というのは小学生を対象にということでお話をいただきましたが、実際のところ中学生でも継続してやっていかないと、うまくないんでないかというのを聞いておるわけですが、小学生だけで今回はやるということで、今後中学生までということとは全く考えてはいないんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今回の御質問でございますけれども、今回26年度に開設を予定しているのは先ほど申しましたように小学生、小学校から開設をしていくという形であって、将来のことはちょっと今の小学生の開設を見まして、状況に応じては、今議員がおっしゃるような中学生のほうまでという考えになるかもしれませんが、現段階では小学校というふうに考えて開設していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そうしますと、今現在、先ほどの答弁の中では小学生はある程度調べているということで、町内の小学校で20名ほど対象に当たるのではないかとということであったんですけども、中学生の段階では、これまでそのような指導が行われていなくて、現状もその把握というのはしておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの御質問でございますけれど、全体的には調査はしております。ただ、子供小さいというか、低学年、要するに小学生にそういう状況から入っていくほうが中学生、要するに大きく成長していくに従って、今御指摘にあるような障害の程度が若干改善されていくというデータが出ておまして、中学生の中でも今の今の状況の生徒というものは、小学生ほどではありませんけれども、おるといふふうに結果が出ております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 26年度から開校というか開設されるわけですが、指導に当たる先生、教師は非常に専門的なことも必要であるかなと思います。自閉症であったり弱視であったりとか、本当に子供によっていろんなパターンがあると思うんです。その中で一律でこうやることはまずできないと思うんです。そういう中で教師というのは、何名ほどというか確実に確保と言ったら失礼なんですけれど、準備できるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 開設は26年度の4月を開設予定としておりますが、25年度に時間的制限はございますけれども、県のほうからお1人、この1年間を通しましてその教育課程とかその準備に当たる専門の先生が、時間的制限はございますけれども、県のほうから入ってきていただくという予定になっております。

これはもうほぼ確実でございます、この1年をかけまして専門家チームとともに町内を回りまして、みずからの目で見て肌で触れていただいて、その先生方を中心に自彊小学校において通級指導の教室をやっていくと。当面は1人おられれば、1人に対して週1時間から3時間程度の授業というか指導なものですから、今の状況を見ますと、26年度当初は1人おられれば、中心がですね、もちろん学校全体では協力はさせていただきますけれども、中心になる先生は1人というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） すると、その1名の先生が、ほかの先生にもある程度指導されて、いろいろ対応されていくということで、そうすると、町内3校ありますよね、3校それぞれの学校から教員を派遣というか育てるといふか、そういうことも考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 町の教育委員会といたしましては、そのような形を、将来的に県から派遣された先生を中心にやっていただきたいというような考えでおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 他の市町で既にこのような通級指導教室というのは行われておるわけですが、そのところでいろいろな問題といふか何か出ているというのは調べたところありまして、特に保護者の方が通級の時間に、今回、自彊小学校1校なんで他の住吉小学校、中央小学校からその対象の子供を送り迎えしなければいけないということがあるそうなんです。学校側で送り迎えをしていただければ、その時間の保護者の時間の制約がなくなって、非常に便利といふか、先ほど佐藤議員の質問にもありましたけれども、就労している親御さん、父兄がその時間をとられなくてもいいといふようなことがあるようなんですけれども、これから我が町はやっていくということで、その辺の対応といふか、これはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） この通級指導教室に通うためにはどうするかということですが、基本的には保護者さんがその時間に合わせてできると、自彊小のほうへその時間にあつて、またそれが終わり次第、その子供さんを乗せて元の学校に帰ると。まあ自彊小さんの子供は問題はないんですけれども、中央小と住吉小の児童に関しては保護者さんに送ってもらえるようなら送ってもらうといふふうになっておりまして、なっておるといふよりしていただくという予定ではおつて、今その親御さんが送る時間が云々というお話が出たんですけれども、そういうことも若干想像がつくんですけれども、今の現段階では親御さんに

送迎をしていただくということをお願いするというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうすると、昼間というか授業が朝から午後までであるとして、何時間目から何時間目までがそちらに移りますよとかということになるのか、放課後やるようになるのか、それによって時間、保護者に対して、非常に負担がかかってくると思うんですけども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） あくまでも、この通級指導教室というのは普通学級におられる児童さんが対象なものですから、この間を抜けてもこちらの学校で勉強していた時間のカウントに入ります。そういうことからいきますと、今言ったように朝とかお昼とか午後とか放課後とかということとは考えずに、一つの普通教室のカリキュラムの中においてこの 1 人の対象になっている通級学校へ通っているお子さんの面には別にこちらで組んで、その時間に合わせて通級の指導を行っていただくというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうすると、これからのことなんで、いろいろ検討していただきたいんですけども、例えば保護者の中で代表して誰かさんがその学校まで順番で送り迎えをしましょうよというような、そういうような形をとるということもできると思うんですよ。そのようなことも今後考えていただいて、なるだけ保護者のほうに負担がかからないような形というのをとっていただきたいんです。というのは、保護者の中でなかなか対応ができない保護者というのもこれから出てくると思うんです。そうしたときに、もしかしたらうちの子は通級の必要があるかもしれないけれども、それが親のそういうシステムの中で送り迎えができないから我慢してしまうというのはおかしいんですけども、その申請をしないで普通に行ってしまう。その結果、大きくなって障害が解消されなくて非常に残念な結果が出る。そうなってしまうと、これ非常にもったいない話なので、ぜひそうしたことも、これからやることなので、考慮をしていただいてやっていただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） あくまでも原則は原則でございます、こういう場所で今議員が言われることについて明確にお答えできないということは御承知願いたいと思っておりますけれども、もちろん運用の中で、まず保護者さんが同意をしていただくということが最条件になるものですから、そういう件に関しましても将来にわたって運用の中で、子供さん

のために何が一番いいかと。送り迎えを中心の今のお話でございますけれども、そういうことも含めまして、試行錯誤して当たっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 保護者の対応についてなんですけれども、現在も実際あると思うんですけども、身体的な軽い障害、難聴であるとかちょっと吃音であるとかというのは、見た目というのか、ある程度理解できますよね、パッと見て。「あ、この子ちょっと…かな」という。でも、その学習障害、LDであるとか、注意欠陥多動性障害、ADHD、それに関してはなかなかこう理解されない面があると思うんですよ。

普通に授業をやっている中で急に騒ぎ出してしまうとか、でも勉強させたら物すごいできる子だと。そういう子がすごい、いるそうなんです。そういう児童に対して保護者、親は、ちょっとおかしいなと一番身近にいるので思うかもしれないんですよ。でも、その親の親、祖父母の方なんか余計この田舎と言ったら失礼なんですけれども、田舎だと、世間体とかそういうのを非常に気にして、うちの孫はそういう子ではない、大丈夫、ちょっとおくらせているかもしれないけれど大丈夫だ、そういうことでなかなか認めなくておくらせてしまうというのがすごくある、これまでもあったようなんです。そういうことに対して相談というか、そういういった対応というのは、現在されているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 現場の先生方がまず保護者さんには子供さんの様子をお伝えするというのがまず第一になっておりまして、町のほうでございましたら相談員を週3回、3日でございますけど、しておりまして、それに違うコーディネーターさんとかそういう者とも連携も図っておりまして、特にそういう問題があったり、特に子供さんより親御さん、または祖父母さんのほうへも、それを含めたのも、今回設置されようとしております専門家チームの方々にお願いをして、特にその子供さんより問題によってはご父兄さん、または祖父母さんのほうにすごくそういう抵抗がある方がいるのが現状でございますので、そういう方も含めまして1年間かけまして常に前々の形で指導をしてお願いをしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） わかりました。本当、そういう相談というか、昨年あたりちょっと自分が受けたんですよ、そういう相談を。子供が、親はわかっているんですけども、おじいちゃん、おばあちゃんがなかなか認めてくれない。でも、その子は今ないわけですよ、町

内にそういったものが。ではどうしたらいいのみたいなのがあったんで、今回こういうことが発表されて、26年度から始まりますよみたいなことは一応お伝えしたんですけども、では今どうすればいいのというのがあるんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） その点に関しましては、それこそ25年度から専門家チームが発足するものですから、今現時点で一番早いものは役場のほう、教育委員会のほうへ、相談士さんのほうへまず今のものを相談されて、それからこれからの選定をやっていくというような段階が一番いいのではないかと。議員におかれましても、もしその方にそういうご指導をしていただければ、その旨児童、または父兄にとって一番いい状態というんですか、そういうことはみんな話しながら26年度の正規の開設に向けまして準備をしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 26年、26年ということでおっしゃられているんですけども、なるだけ早くしていただきたいと思います。そうした中で通級指導という言葉もそうなんですけれども、このシステムですね、なかなか一般的に知られていないというのが現実だと思います。今後、町としてこういうものをやるんですよということで、それに当たってはこういう人が、こういう子が、児童が対象になりますよというような明確なガイドラインというか、そういったものは今後つくって公表していくということはやっていただけるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今のところ、今ガイドブックまでをつくって、教師側のほうの通級指導に対してのガイドブックについては県のほうとか、そういうものである程度出てはおりますけれども、もしつくるのであれば、その文の中をQ&Aみたいなものを抜粋したものぐらいしかできないと思うんですけども、町として今考えている段階では必要があればその都度、その中のあるいは常に用意はしてございますものですから、学校として全員にばらまくということではなくて、必要に応じてその都度その都度広報というんですか説明をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 先ほどの答弁の中で、通常のクラスの中で授業を受けながら、そのときだけ抜けて通級教室に行く。一般の子供、一般というか、それ以外の子供は普通に学習をしていく。そこでまた差がついてしまうということも懸念されます。また、「何だ、あの子急に抜けてしまって、どっか行っているな」、そういう中でいじめであるとか、そういったものも出てくるのではないかとということがありますが、それに対する対応というのは今の

時点でのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） それこそ25年度の1年間を駆けまして、この準備段階を駆けまして校長先生を初め各教員に通級教室とは何ぞやという形の、学校の中で教員に説明、それから教員が担任をしている生徒のほうへ説明という形、それで保護者さんにとりましては、この通級の保護者会であるとか、そういう場を設けたときに担任のほうから説明という形をとるように今この25年度の段階ではその準備を兼ねて、26年度に、それこそ議員のように26年、26年とちょっと言い過ぎになりますけれども、その準備段階、全ての者をこの25年度に26年度にはスムーズに入っていけるように試行及び準備を町でやっていきたいと。今言われることにつきましては、学校の教師を中心に皆さんに知らせるという形をとっていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） あくまでも、この通級教室に通うという子供、児童というのが障害を、軽い障害であるにしても障害を持っている——持っているというのは失礼な言い方で、障害のある児童ということで認識しているんですけれども、そういった児童たちが今回の町長の答弁によりますと、学力向上のためにというのが一つはあるようで、学力向上ではなくて、その障害を和らげて自立生活をさせるための教室と私は思うんですけれども、その学力向上、学力向上と言うと、また格差というか出てきてしまうと思うんですけれども、そのこのところの認識というのはちょっと違うのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 学力向上ということにつきましてでございますけれども、先ほどの説明でもさせていただいたように、通級指導教室におきましては個別指導の指導室と、それからプレイルームと呼びまして全体の皆さん、その障害によっていろいろの軽い障害をお持ちの方がいるものから、そこで遊ばせるという言い方は悪いんですけれども、コミュニケーションをとらせる。これが一つの障害のほうのだと思います。

個別指導におきましても、その子に合った学力の向上をさせるような指導、例えば国語であるとか算数であるとか、そういうことですね。そういうものも各教育課程の中に入っておりますので、これは専門の先生方がその子を見て、この子にはどういう教育、またはどういう学力、過程が大事かというようなことで教育課程をとっていくと、そういうふうになっておりますので、あくまでも人間性もそうなんですけれども、学力向上という町長が言った学力向上というのはそういうことだということ考えていただきたいと思います。

以上でございます。



○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 了解しました。

もう一つ質問させていただきますけれども、では通級指導教室というのは1年生から6年生までであるわけで、では入学当時からもそちらのほうにというのと、途中から行くのか。あと、1年から6年まで、どの時点で向上が見られたというのか、行かなくていいようになるのかとか、そういった期間の設定であるとか、そういったものはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 期間の設定ということでございますけれど、一応原則としては1児童について1年間、まず1年です。最初3年を見ております。それで、親との承諾が必要なものですから、1年ごとの承諾になります。最高3年ぐらい様子を見ていたというのが一つでございます。

それと時期でございますけれども、あくまでも年度初めということが原則でございます。途中で今言ったように、急にありますよね、そういうこともあるものですから、今後におきましてはそういうことも踏まえて、今はもう原則の話しかできませんけれども、その運用の中でやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 年度初めというのはわかるんですけれども、ただ1年生からやるのか何年生からというような、そういった規定は特にないということによろしいですか。3年間といっても、1年生から3年生、逆に4、5、6年生とかという、そういったあれはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） それはございません。あくまでも、例えば1年生の4月からとか3年生の4月からというのが、そういう考えで考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうしますと、1年更新というとは何か変なあれなんだけれども、1年ごと、その生徒と保護者と話し合いをして、ではもうちょっと続けましょうかということで最高3年までやりますよ。その後はどうなるんでしょう。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 一応3年をめぐりにして、一応先ほど言ったのは、その3年ということで、例えば4年生から始めて3年といいますと4、5、6でちょうどいっぱいになりますよね。そういう個表をつくって、今度は確かに中学へ行くときに、その個人的な個表が中学校のほうへ参ります。そこでそういう先ほど言ったように、将来的にはそういう形になる。そこもその状況を見た26年度から始めて、その将来的なものをまたいろいろ試行錯誤しながらつくっていかねばいかんと、そういうふうに思っております。

ただ、教師の問題とか、そういう問題があるものですから、専門的な知識があるものから、本当に我々があの手この手でこうやっていくというのを想像しているようにうまくいくかわかりませんが、あくまでもそういう形で始めるというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 本当にこの通級指導教室は、私待っていたと言ったらおかしいんですけども、実は自分の妹が非常に子供のころ、弱くて、多少ちょっと障害があったりして、そのときは小学生でちょっといじめがありました、その時代はこういったあれがなかったので、親も非常に苦勞したようで、最終的にはもう中学校はこの吉中ではなくて私学の学校へやらせて、こうなったという現実があるんです。その中で、今本当にそういう親御さんで心配しているというか後々またいじめがあったりというのをすごい心配している子が非常に現実ありますので、ぜひ26年からという、もちろんそこを目指すのはいいんですけども、なるだけ前倒しでできる状態でやっていってもらいたいなど最後に要望して質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 引き続き、一般質問を行います。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は、行政評価結果とその生かし方についてと題して質問いたします。

吉田町では、本年度から吉田町町づくりステップアップ行政評価を活用し、計画と行政評価と予算との連動を始めました。私は町の行財政改革を進める点及び町民の皆さんに行政に関心を持っていただく点で高く評価しております。本日は、その行政評価及びその後の対応について、よりよいものにならないかとの観点から質問させていただきたいというふうを考えております。

3月1日に行われました本定例会の町長の施政方針において、平成25年度の予算は「平成23年度における実施計画事業ごとの決算をもとに、全事業の行政評価を行い、各事業の方向性を定め、それを踏まえて平成25年度から平成27年度までの新たな実施計画を作成した上で、それらの内容を基礎条件として平成25年度予算を編成するようにして、でき上がった最初の予算であります」と述べています。その結果、行政評価報告書は吉田町のホームページに掲載され、町民も容易に閲覧することができるようになり、情報公開の点からも一歩進んだシステムになっています。この行政評価結果には、各事業を今後どのように進めるかについて5段階で評価を伝えています。

実施計画事業の目的や手法を変えずに継続する場合は現状のまま継続、実施計画事業の目的や手法を見直して実施する場合は見直しの上で実施、そのほか休止、廃止、終了があります。今回記載されている事業は293事業でありまして、3分の2の195事業が現状のまま継続、18.8%に当たります55事業が見直しの上で実施になっています。この評価は各担当課が記載して行われております。13の担当課のうち10件以上、行政評価を行った、我々見れる中において10件以上行政評価を行った7担当課のうち、見直しの上で実施と評価した事業の確率は45%と最も高かった企画課と現状のまま実施と評価した事業が87.5%もあった社会福祉課の事業を題材として、その行政評価の生かし方について質問いたします。

1、住民参画推進事業であります。

表記の事業の平成25年度以降の方向性は、見直しの上で実施です。その判断理由には、町民、事業者、行政の協働により住民参画型の町づくりを推進し、常に新しい振興施策を模索していく。住民の声が施策に反映される仕組みとして、モニター抽出を実施すると記載されています。

上記に関して具体的にどのように進めていくのでしょうか。計画上、達成はいつと予定されているのでしょうかという質問です。

2番目といたしまして、保育園管理運営事業に関しまして表記事業の平成25年度以降の方向性は、現状のまま継続です。その判断理由として、保護者就労支援をするために保育時間の検討を行い、きめ細やかな保育を図ると記載されています。

上記に関して具体的にどのように進めていくのでしょうか。計画上、達成はいつの予定でしょうか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 行政評価結果とその生かし方についてにお答えいたします。

当町における行政評価システム構築に向けての取り組みといたしましては、平成17年3月29日に総務省が決定をしました地方公共団体における行政改革を推進するための新たな指針を受けまして、平成18年度から予算事業を細分化した個別の事務事業を単位として、目的、内容、予算を設定する予算要求書附表の作成に着手をいたしました。平成20年度は予算化されている事業と人件費で行っている事業の業務量を可視化した業務量算定表及び業務リストアップシートを作成し、平成21年度には事務事業評価シートによる行政評価を試行的に実施をいたしました。平成21年度に試行しましたシステムにつきましては、多くの学者などが支持する一般的な理論に基づく事務事業評価の手法であり、理論的にはすぐれた結果を得ることができるシステムであると感じておりましたが、実際に実務として事務を進めてみましたところ、評価シートの項目が細かいこと、評価項目に客観性を持たせることが難しく、作成者の主観による記載内容の偏りが生じやすいこと、膨大な資料作成を要することから、職員の事務負担が過大となること、また総合計画との関連づけが難しいことなど、数々の問題点が浮かび上がり、当町の実情に照らし合わせて実効性を考えましたとき、そのまま実用することは困難であると判断をいたしました。

このため、継続性と実効性を特に重視をしながら、さらに検討を重ね、可能な限りの省力化を目指し、多用途に活用できる町独自の行政評価システムを開発するための取り組みに着手し、試行錯誤を重ねながら改革の方向性を目指すようにしてまいりました。

こうした取り組みの中で平成22年度におきましては、総合計画と行政評価と予算との連動を実現するために、実施計画の目的とその目的を達成するための手段である予算事業との体系化を進めました。そして、平成23年度には構築を目指す当町の行政評価システムにPDCAサイクルの考え方を取り入れ、具現化するための吉田町町づくりステップアップシートを考案し、試行的に実施計画事業ごとに翌年度の方向性を書きあらわすまでの事務を実際に行い、その上で実施計画を作成することといたしました。

この試行を通じて吉田町町づくりステップアップシートは、おおむねイメージしている行政評価システムに活用できるとの感触を得ることができましたことから、平成24年度におきまして初めて本格的に行政評価を実施するようにしたものでございます。

これまでも、折に触れて御説明申し上げましたが、当町独自の行政評価システムはP D C Aの四つのシートで構成する吉田町町づくりステップアップシートを活用し、実施計画事業ごとの行政評価を通して、総合計画と予算とを連動させるものでございますが、それぞれのシートに役割について申し上げますと、まずプランのシートであるPにつきましては、事業の目的、手段、総合計画上の位置づけ、事業展開の方向性などを記載するものでございます。

次に、ドゥのシートであるDのシートでございますが、前年度における事業の実績を包括的に掲載するもので、実施計画事業を構成している予算事業の決算額や実績を掲載するものとなっております。このDシートにつきましては、決算審査資料や決算の附属資料となる主要な施策と成果に関する説明書とさせていただくものとし、平成23年度決算から議会資料としても活用をさせてとていただいております。

そして、行政評価かなめとなるチェックのシートのCにつきましては、評価を行うとともに、今後の方向性を導き出すためのものでございまして、先ほど申し上げましたPDのシートにより事業の計画や目的、前年度の実績を把握した上で実施計画単位で有効性、効率性、妥当性の三つの視点で評価し、事業の今後の方向性を定める重要な部分を構成をしております。

最後に、アクションのシートのAにつきましては、次年度以降3年間の実施計画でございまして、評価をもとに次年度以降の事業展開の方向性を定めていくものでございます。

このように、当町が独自に開発いたしました行政評価システムは、この吉田町町づくりステップアップシートをツールとして行政評価を行うとともに、必然的にP D C Aサイクルが達成されるというイメージ通りに仕上げることができました。

そして、Cのシートにつきましては、内部チェックに時間をかけ、その後、吉田町行財政構造改革推進本部会議において審議し、内容を固めたものでございますが、その結果、評価した293事業の方向性として195事業が「現状のまま継続」、55事業が「見直しの上実施」、40事業が「休止」、1事業が「廃止」、2事業が「終了」となったものでございます。

また、このCのシートにある方向性に沿いまして実施計画となるAのシートを作成し、その内容を吉田町行財政構造改革推進本部会議において審議して決定しておりますので、各実施計画事業の行政評価内容、今後の方向性及び次年度以降の実施計画の全体につきまして、今まで以上に詳細な内容を組織全体で共有することができるようになったという新たな効果も生み出されております。

広く皆様にこの取り組みをお知らせするとともに、今後の事業展開を理解していただくことができるようにするため、吉田町町づくりステップアップシートのうち実施計画事業の今

後の方向性など、主要な部分を抜粋して掲載した行政評価結果報告書を作成し、公表するようにしたものでございます。なお、Aのシートの実施計画につきましても、これまでと同様の様式の計画書に編集した上で公表をさせていただいたところでございます。

こうした一連の取り組みを「吉田町ステップアップ行政評価」と命名し、今年度に初めて行政評価と実施計画の内容を基礎的な条件としながら総合計画と行政評価と予算とを連動させる中で予算編成を行ったものでございます。

当町の行政評価はまだ緒についたばかりであり、今後このシステムの運用を通して、さらに精度を高め、当町の行政運営の基盤となるシステムに定着させるようにしなければならぬと考えております。

以上のような当町の行政運営についての考え方をご説明させていただいた上で、議員ご質問の1つ目、住民参画事業の表記事業の平成25年度以降の方向性は、見直しの上で実施です。その判断理由として、町民、事業者、行政の協働により住民参画型の町づくりを推進し、常に新しい振興施策を模索していく。住民の声が施策に反映される仕組みとしてモニター抽出を実施すると記載されています。

上記に関して具体的にどのように進めていくのでしょうか、計画上達成はいつの予定でしょうかについてお答えをいたします。

行政評価の対象とした平成23年度の住民参画推進事業の取り組みでございますが、主な取り組みが二つございます。

まず一つ目でございますが、当町が抱えている地域課題に対して官民協働により取り組むことで課題解決を図るとともに、住民参画町づくりを強力に推し進めることを目的に、国の新しい公共の場づくりのためのモデル事業にエントリーいたしました。新しい公共とは、これまで官が独占してまいりました領域を公に開いたり、官が実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、特定非営利活動法人、企業等がともに支え合う仕組みや体制が構築されているものを言いますが、当町が新しい公共の手法を取り入れて対処したい地域課題とは、災害時における情報収集及び情報発信でございます。

新しい公共の場づくりのためのモデル事業においては、大井川流域 s m i l e ネットの事業名を冠して、N P O 法人しずかちゃんと町が事業実施主体として共同申請し、その後ふじのくに N P O 活動基金運営委員会に対し事業企画のプレゼンテーションを行い、審査を受けた結果、採択をされましたことから事業を実施する運びとなりました。

採択後は、新しい公共の核となる組織、大井川流域 s m i l e ネットを N P O 法人しずかちゃん、株式会社 F M 島田、ハイナン農業協同組合、吉田町商工会、吉田町観光協会、静岡うなぎ漁業協同組合、南駿河湾漁業協同組合、吉田町煮干組合、自治会、島田市、吉田町と、まさに官民さまざまな属性の団体等の協力のもとに立ち上げることができました。新しい公共を担う団体を立ち上げることができたことは、当町における住民参画推進事業の目的達成

に向けて大いに成果が上がったものにとらえております。

二つ目は、町政に対する女性の意見収集をするための仕組みづくりでございます。

これは私のマニフェストに掲げております取り組みでございますが、これからの町づくりにおきましては、生活者の視点、特に女性の視点が大変重要でありますことから、女性の生活目線を持って町づくりに対する御意見をいただく場として「井戸端会議」と称したものを設置しようとする取り組みでございます。

当町には、吉田町女性団体連絡協議会が組織をされており、当組織には自治会の女性部、保険協力委員、更生保護女性会、健康づくり食生活推進協議会、赤十字奉仕団、母子寡婦福祉会、JAハイナン女性部、商工会女性部、南駿河湾漁業協同組合女性部、消費者グループなど、町内の女性が主として活動されているさまざまな分野の団体が加入をしております。

かねてから、私は折に触れまして女性団体連絡協議会の皆様と意見交換を行ってまいりましたが、もっと多くの忌憚のない女性の御意見をいただくため、女性団体連絡協議会に対して井戸端会議の構想を披瀝し、現在調整を行っているところでございます。

このように、ただいまご紹介申し上げました二つの取り組みが、当町における住民参画型の町づくりに大いに寄与していただけるものでございまして、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、町づくりにおける住民参加の形や手法はさまざまございまして、教育委員会や委員会、ワークショップのように特定の方々に集まって御議論いただくもののほか、タウンミーティングのように不特定多数の方に集まっていただき御意見を拝聴するもの、さらにアンケートやパブリックコメントなどの手法もございます。これらの手法は、施策及び事業の性質により使い分ける必要がございます。

現在の行政運営におきまして、住民、事業者、行政の協働による住民参加型の町づくりは、ある意味におきまして達成されているといっても過言ではございませんが、近年の急激な社会情勢の変化や住民ニーズの多様化を鑑みれば、現状の住民参加手法で満足すべきものではないと考えております。

そのため、より効果的な手法を見出しながら、常に新しい振興施策を模索していく努力を続けてまいり所存でございます。この考えのもと、さらに住民参加を促す取り組みとして町政モニター制度の活用を検討に入っております。

具体的に、この町政モニター制度をどのように進めていくかと申し上げますと、この町政モニターを活用した意見収集では、サイレントマジョリティの声を拾い上げることに力点を置き、収集した意見がおおむね住民の意見を代表していると捉えられる精度となるような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

この仕組みづくりをなぜ重視するかという点でございますが、委員会、協議会、ワークシ

ヨップなどの手法による意見収集では、時として発言力の強い方や、声の大きい方に結論が左右されることが往々にしてございます。また、少人数による運営の場合が多く、集まった方の性別、年齢、職業などの個人の属性の偏りが議論の方向性の固定化につながる場合もございます。行政運営に住民の御意見を反映させようとする場合には、できる限り多くの御意見を承り、住民の平均的な意向をしんしゃくできるようにすることが大変重要でございますので、町政モニター制度の実施に当たりましては、この点に留意し、制度設計を行ってまいりたいと考えております。町政モニター制度につきましては、平成25年度から制度設計に取りかかり、可能な限り早期に制度を完成させて、町のあらゆる計画策定などにこの制度を活用できるよう、最大限努力を行ってまいり所存でございますが、大変難しい課題でもありますので、達成時期につきましてはこの場で明確な答弁は控えさせていただきます。

次に、御質問の二つ目の保育園管理運営事業の表記事業の平成25年度以降の方向性は現状のまま継続です。

その判断理由として、保護者就労支援をするために保育時間の検討を行い、きめ細やかな保育を図ると記載されております。上記に関して具体的にどのように進めていくのでしょうか。計画上達成はいつの予定でしょうかにつきましてお答えいたします。

現在、子供たちの子供たちを取り巻く環境は変化し、共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い、子供たちの保育需要も変化しております。

このような環境が変化している状況下におきましても、子供の幸せを第一に考え、子育て支援を推進していかなければなりません。このため町では、こうした保育需要の多様化に応えるため、土曜保育や日曜保育、受託時間外保育など、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを実施しております。

それぞれの保育サービス実績でございますが、土曜保育の利用者は、平成22年度が947人、平成23年度が862人、平成24年度の2月までで592人が利用をされております。また日曜保育の利用者は平成22年度は4人、平成23年度は28人で、平成24年度は、今のところ利用者はない状況でございます。このうち、平成23年度に日曜保育利用者が多い要因としては、夏の電力需要対策により保護者の休日が平日に振りかえられた影響で、例年と比べて多くの児童をお預かりしたのでございます。このように、必要な方は必要なときに土曜保育及び日曜保育を御利用いただいているものと理解しておりますので、今後とも継続してまいりたいと考えております。

一方、保育園での保育時間は、午前8時15分から午後4時15分が基本的な受託時間としてお預かりしておりますが、保護者の就労時間の関係で、その時間を超えて受託する場合は、朝は7時30分から8時15分、そして午後は4時15分から6時30分まで延長してお預かりをさせていただきます。基本受託時間を超えての利用実績は、早朝の時間帯が全体の6%、夕方の時間帯が24.1%、両方の時間帯利用が20.5%で、受託時間外保育を利用されております。



基本受託時間外の保育時間につきましては、保育所入所申込書と一緒に添付していただいております保護者の勤務証明書により、保護者の就労状況や時間帯で就労されているかを確認しながら、毎年、基本受託時間外の時間帯を検討しているところですが、現段階では現状の受託時間外の時間を変更する必要がない状況でございます。

しかしながら、受託時間外の時間設定につきましては保護者の就労時間の変化に伴い、ニーズ等も変わってくるのが予想されますことから、保育士の配置等も踏まえながら今後も引き続き実態に即した時間の設定を検討してまいりたいと考えております。

今回、議員の御質問でございます計画上、達成はいつということでしょうかにつきましては、方向性は現状のまま継続とさせていただいておりますことから、保育園の管理運営につきましては、保育サービスの低下を招かないよう、それぞれ四つの保育園運営を常に注視するとともに、加えて保護者にかわり、子育て支援をお手伝いする保育士の資質向上を目指し、保育を行ってまいりたいと考えております。

また、新たなすみれ保育園には、今までの保育園にはない機能を備えてまいりますので、働く親の子育て支援のさらなる充実が図られ、総合計画後期基本計画の子育て支援事業の目指す状態であります「みんなで子育てができ、子供たちが健やかに育つ町」に寄与するよう、今後も引き続き保育サービス、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 答弁ありがとうございました。前回に比べて随分質問の時間を与えていただきましてありがとうございます。

まず最初に、全体というか行政評価という点で質問をさせていただきたいというふうに考えます。

今回初めてということで、何回か内部でチェックされたということですがけれども、想像ですけれども、最初は出てきたのはどちらかというと評価の25年度以降に関しては現状のままが多くて、いろいろ議論するその中において3分の2ぐらいまで減らしたのではないかなというふうに思っていますけれども、そういう内部チェックの中で御苦労された点というのはどういう点で御苦労されたか、ちょっと紹介していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 行政評価の中で評価項目を実施計画事業と、こういうことにいたしましたことから、事業の中には多くの項目を含んでいるというものもございまして、その多くの項目の中のどこにポイントを合わせて評価をしていくかというところが、担当サイドでも非常に検討を要するところがございまして、その中で評価結果といたしまして「現状の

まま継続」、「見直しの上実施」というようなところで、見直しの場合には、目的や手法が変わる場合と単に数量等が変わるとか、対象物は変わらないのに数量だけ変わって実施しようというところについては「現状のまま継続」というようなところで一定のルールをつくって評価を行ったわけですが、多くの内容を含むものを対象としているというところは最も評価の難しいところというところであったと感じています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 多くの項目を、結果を一つにまとめるということだと思えますけれども、その中で各課によって考え方というのが、評価結果を見てもちょっとそれぞれ違うのではないかと思うところがあるんですけれども、そこを統一化しようというところに関して御苦労されたところはございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） この行政シート評価の作成につきましては、担当サイドが基本的なものをつくりまして、それを最終的には行財政構造改革推進本部まで持ち上げるということで、そこで全体の調整を図っていったわけですが、やはりこの評価方法が初年度でございますので、それで今まで平成18年からいろんな手法を使いながらやってきておりますので、担当サイドも非常に今回のシステムを理解するまではかなり苦労をしております。それで、最初につくり上げたのが一般的な事務事業評価ですので、本当に細かい事務事業をずっと積み上げて、1000事業ぐらいに細分化をしてやるような方法をとっておりましたので、単純評価としてはそのほうがやりやすいわけです。ところが、それでは、もうほとんど1年のかなりの分をその事務のために費やしてしまうということがございまして、最終的に実施計画事業に絞り込んだわけですが、その中で評価項目が変わってきたことにまず対応していただくためのその評価の仕方というのをかなりそこで協議をする苦労があったということは確かでございます。

したがって、それをつくって持ち上げていって、行財政構造改革推進本部においても一定のルールをつくった中で協議をして全体を見渡したわけですが、やはり初年度においてそのルールの、まだもう少し細分化しなければいけないかなというところもございまして、そこでの制度というのがどうであったかというところは、まだまだ検討の余地がございまして、そうした一定の目線で全体を見渡していくというところが、そこに行きつくまでの苦労というのはかなりございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういうふうにして行われたPDCAサイクルを回すということにおいてその行政評価というのはCに当たる。それを次のステップとしてAで実施計画に結びつけているということなんですけれども、ではそのプランがPDCA、サイクルですから回し

ていくわけですね。Aの反映される先はどこになるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） アクションは実施計画でございますので、その実施計画の直接的な反映先というのは予算編成でございます。それは予算も一つの手段でございますので、手段を達成するためのものがございますので、Pの総合計画の目的達成のために動いていくものだ、という認識でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 以前の行政報告でもお伺いしたんですが、Pは固定であるということになるとPDCAサイクル、サイクルじゃないですよ、一周して終わり、一周して終わり。Pを変えることがこのPDCAサイクルの一番重要なことではないか。そうすると、考え方ちょっと変えたほうがいい。総合計画は総合計画としてあるけれども、このチェック、アクションというものを次の事業、来年度の事業の計画そのものに生かしていくというような形に変えていけばPDCAサイクルが回るようになるのではないかなというふうに思っているんですが、その辺に関しては、今ちょっとPが浮いているような気がして、今どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今御指摘のありましたところは、我々も非常に苦心しているところでございます。それで、実施をするに当たりまして、かなり大きな判断をしなければいけなかったところでもございまして、ただそのPというものをどういうものを使っていくかというところについては、やはり総合計画自体が基本構想、議会の議決を現在のところはいただいているところの中での基本構想でございますので、その基本構想をもとにした総合計画、基本計画までのものについては、そこでもって目的というのは動かせるべきものではないだろうと。その目的に沿うべく、後は実施計画とか予算というのはあくまでも手段でございますので、その手段に目的を持たせることがちょっと違うのではないかとことを考えまして、一般的な事務事業評価の中のPDCAサイクルというのは、その手段に目的を持たせてしまっているところではちょっと私ども違和感がございまして、このシステムを採用したわけでございますが、確かに直接的にその手段をどうやって変えていくかという目的のようなものは、もう少し細かく設定すべきであろうかというところは実感としては思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この後期計画、27年度までですね。そこは大きな目的として掲げてい

るわけです。P D C AサイクルのPに関して言えば、その目的に対していかに達成させることができるか。25年度はこれをやる、26年度はこれをやる、27年度にはこれを達成させるんだというその年度ごとの目標、それをPとしてやっていけばP D C Aサイクルが回っていく。それで、最終的には目的である総合計画のあるべき姿とか数値目標に達していくというようなやり方ができるのじゃないかなというふうに思うのですが、その点に関してはどういうふうにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） その考え方もしかりだとは思っております。そのP D C Aサイクルにするための私どものシートの、四つのシートで完成させようという発想から出ておりますので、その四つのシートの中で考えていくと、今のままではかなり難しいものがあるというふうに感じております。

町長の答弁の中でも申し上げておりましたが、当町の行政評価は町について分かれておるということで申し上げておりますので、現在の評価システムというのががちがちにもう固まって完成されているものではないというふうに思っておりますので、そうしたところについての目的はいざ知らず、目標の設定についてはさらに検討を重ねる必要があるというふうには感じております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ことし最初ですので、これからいろいろ改良できると思うので、考えていただければと、そこは思っております。

続きまして、質問の2番目に上げました保育園の管理運営のほうに入っていきたいと思えます。

今現在、保護者の要望とか意見というのに対して、町はどのような流れで対応しているというのは教えていただけますでしょうか。保護者から幼稚園の先生にこうしてほしいというような意見、要望が出たと。そこはどのような流れで町は対応、決定していくのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 多くは各保育園のほうに沿うようにしてまいります。一部はトウカンに組むものもございます。それを検討させてもらうという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう要望とか意見とかを決定するのは、個々にやるのも大変なん

ですが、例えばこういう意見であれば保護者会というのがある。それで先生がいる。それで長があるとしたら、それがお互いに議論し合う場というのはあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 保護者会についても要望があれば園長を含めて開催することもございます。実際過去においてもこれございますし、そういう中で御意見を伺うことはやぶさかではございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 評価のほうについて先にお伺いしますけれども、今回行政評価を行うときに、そこに記載されていますように、現状のまま継続の場合は実施計画事業の目的や手法を変えずに継続する場合ということになっております。目的というのは基本的に変わらないのではないかと思います、手法を変えないという、この手法というのはどういうことだというふうに考えてこれは記載されたものなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは基本的には23年度の実績を踏まえ、かつ24年度の途中経過を見た上での判断でございます。23年度においては560人の定員に対しまして546人入所がありまして97.5%、さらに23年度は新たに10カ月の月齢児を設けたということもございまして、一定の成果が上がっているということで、これも町としては前に進んでいると、この状況が継続するものであれば、今のところ特別要望等もございませんので、この辺を踏まえた中でやっていくのがよろしいのではないかとということで現状のままという判断をしたという状況でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということは、手法というのはさておき、結果がそんなに不満足なものでもないでこのままやってみようという結論を出しましたということですね。

その中の判断理由に、現状のままというのに対して保護者就労支援をするために保育時間の検討を行うと。そしてきめ細やかな保育を図ると。まだまだ検討していきますよと言っているわけですね。そうすると、やはりやり方を変えるということではないかなと捉えたわけですが、結論が現状のままでもっと見直していくというのと、ちょっと矛盾するような気がするんですが、そこに関してはどういうお考えなんでしょう。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 保育時間の見直し、検討といいますのは、答弁もありましたが、これは毎年行っています。そういう中で、現時点では特別、始まりが7時半、それから終わりが6時半ということで延長保育をやっていますけれども、これについて特別な要望が

ございませんので、そういうのを踏まえた中で、今後も検討はいたします。検討をするのは継続化しますが、大幅に変更しようというものではございませんので、あくまで継続という判断をした状況です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうしたら、現状のままというのの判断理由は今何ができているか、このまま行けば目標は達成できるんだ、だから現状でいいんだというような表現になるべきで、保育時間を検討するなんていうのはちょっとここ書くべきことではないのではないかと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これについては、御意見もございしますが、今でも先ほど言いましたように、こういったことについての検討を行っていますので、あえて新たにこの検討を入れるというわけではございませんので、今後継続してこういったものを検討するという趣旨のものでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと別な観点で行きます。

現在の事業の目的は、第4次吉田町総合計画にのっとり5年後、つまり平成27年度の姿はサービス提供施設や支援体制の充実を図ることにより、保育が必要な子供それぞれに合った保育、子育てサービスを提供されていますと、その状態になることです。数値目標として、町づくりに関する住民の意見、平成22年度が保育サービスが充実していると思う割合が平成22年度は30.3%、それを平成27年度に46%に引き上げるというのが後期計画の数値目標なんです。この46%というのはどこから出てきた数字なんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これは過去の実績等を踏まえた中で目標とした数字でございますので、この46%が段階的に27年度においては46%になるという設定をしてあります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと説明よくわかりませんが、今のままで46%が達成できると。だから現状のままでいいと。その辺の感覚がつかめないですね、今の判断理由の中では。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これあくまで27年度が最終年度というふうになります。ですから、途中経過が今、無理ということになしに、サービスはあくまで適用していきます。そ

ういう中で検討しながらよりいいものがあればそれに向けていくと。実際問題、今度すみれ保育園ができます。そこにおいては、月齢児についても十分な対応ができるように考えていますし、ですから、そういったものを踏まえた中で目標に向かっていくと。あくまで25年度に対しては現状のままで行きますけれども、決して目標が達成できないから見直しをかけるというものではございません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 目的はここにあるわけです。現状がどこにあるか、要するに認識があるかどうかということです。もうこのままで、これ達成できるんだと、このままやっても。今ここにあって22年度とほぼ、22年度を継続して行って30.3%に近い値を示して行って27年度突然46%になるとは思えないわけです。それが、一步一步進んでいますという実感がおありなのか、要するに目標は達成できるんですねというそこなんですけれども、今のままの計画で。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 現在、この保育園を選択して、吉田の保育園を選択する方が非常に増えているのは事実でございます、転入生についても。そういう中で25年度にはアンケート調査も行います。そういうのを踏まえた中で改善すべきことは改善していくというのは十分っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これに関して最後の質問しますけれども、まずここ、あるいは要望も含めてでありますけれども、やはりその保護者の意見、先生は先生で意見があると思います。保護者の意見、それは就労状況をよくしたいという保護者の考え方があると思う。先生は先生でやはり勤務環境を整えたいという思いがある。それぞれそこでぶつかり合うこともあるのではないかなど。就労時間を長くしてほしいというような希望もあると聞いていますので。そうしたときに町、保護者そして職員方が議論していただいて、それをしっかり町が聞いた上である程度の落としどころを決めていくとか、そういう場というのを、意見をしっかり聞くという場というのを、保護者だけではなくて先生の意見も含めて、そういう場をつくっていただければ、より幼稚園、保育園での環境というのがよくなるのではないかなというふうに考えていますが、そこに関しては御意見はございますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 現在も保育園とのそういった話し合いは設けております。議員がおっしゃるのは、各近隣の市と状況が違うということではないかと思っておりますけれども、1点として吉田町の場合は町域圏狭いということもありまして、通勤時間については非常に短いではないかという判断をしています。その地域が広い場合については若干状況が変わってきますが、うちの場合は狭いというのがある、その辺は現在6時半のお迎えでも対応で

きるというような考えを持っております。恐らく市によって、あるいは町によって状況が変わりますけれど、全ての市や町が同じような歩調をとるとするのはちょっと難しいと思います。うちの町で言うならば、例えばみなし保育等についても、ほかの市、町に比べたら期間が短くて十分対応をさせてもらっていますので、そういったほかの町よりいい面あるいは日曜保育についても同様でございますので、その辺を御理解をいただきたいと思います。

以上。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 吉田町も狭いと言いますが、勤めに行くのは焼津だの牧之原だの島田とかいろいろなところに行かれているわけで、吉田町の人には吉田町で働いているだけではないので、そこはちょっと違うという思いはありますけれども、その質問は終わります。

次に、住民参画のほうに入ります。

私、23年12月に住民参画に関して一般質問を行いまして、そのときにもモニターというのは考えていきますよというお話があって、23年度の評価において、またモニター制度を考えていきますと。それで、今の時点でもまたモニター制度をやっていきますということをおっしゃっているわけです。

評価は見直しますと言っているわけです。要するに当初からモニター制度ということは考えていきたい。そのときのお答えは「考えているけれど難しい」という御返事いただいた覚えがありまして、それに関して今、納期は明言できないけれども、やっていきますよというお答えがありましたけれども、具体的にどういう進め方をされようとしているんでしょうか、これを達成するために。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） モニター制度については、今お話があったとおりでございます、かねてから住民参画を図るための手段の中心には据えたいということで取り組みを行おうとしているものでございますけれども、実施計画の中に出てくる数字につきましても今積み上げておりますのはアンケートが主体となるような事業費でございますが、サイレントマジョリティーの意見をどうやって酌み上げていくかというところを中心に据えますので、そうやっていった場合に、やはりアンケートが主体にならざるを得ないかなと、こういうことで思っています、そのアンケートの行先を、常に不特定多数の意見ということで収集すべきものなのか、ある程度固定化したモニターを中心として固定的な意見も拾いながら、もっと不特定多数の意見も取り入れた中で集約していくかどうか、そうしたところのやり方をどうしていくか、こういうところでございます。

今、総合計画27年までは現状の計画で行きますけれども、それ以降の計画についてどうするかと。計画、私が把握しているのは、この中部地域の中の日本の中部地域ですが、その中



の自治体の一つだけは計画要らないということで策定しないということをもう決めた自治体もあるやに聞いておりますけれども、ちょっとそれはいかがなものかなというふうに思っておりますし、何らかの計画がある中で目標をちゃんとはっきりしていくべきだと思っておりますし、その次の計画に生かせるようなところで完成形ではないにしても、そうした手法はこれまでもアンケート調査等行って積み上げているわけですが、さらにその中に今考えているようなモニター制度も落とし込んで動かせればいいかなというところで思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今そのお話が出たんで、ちょっと外れるかもしれないですが、社会福祉課でも話しましたが現状はどうなのか、先ほどの22年度が30.3が27年度46に持っていく。現状がどうなのかということもしっかり把握できるようなアンケートにそこはしていただきたいなと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 先ほど社会福祉課長からちょっと明確な答弁がなかったんですが、先ほど言われましたのは、あくまでも主観指標の部分なんです。客観指標でなくて主観指標でどのように感じていらっしゃるかというところをアンケートで拾って、その保育サービスの満足度はどうなんだというところで30.2でしたかね、たしか、いうところの現状はしっかりと把握してそれも公表をさせていただけると。それを46%ぐらいに上げていくということをやった27年度まで目標にしたわけですが、その間のプロセスがはっきりしていないんじゃないかということだと思うんですが、確かに今の計画づくりそのものがそういうプロセスを見えない形にして公表していると、こういうことがありますので、そこは一つの課題だというふうにとらえています。今の現状の把握というのはそういう形でやってきたわけですが、そこにモニターという要素をどう入れ込んでいくかということだと考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 一応それ数値目標として上げているわけですから、上げた以上はやはりやっていただきたいというふうに考えます。

それで、もう時間もないので、以前一般質問やったときに、町民の意見を聞いて、今の計画に沿って住民の方々がさらに計画を練り上げて実践していくというオーソドックスな手法に対して住民が全て一定の方向に向かって、自分たちで企画段階から実践までになっていく。例として自治会が自分たちの地域の課題というものを自分たちで解決していく。行政は側面から支援していくというようなやり方もあるというような発言がありまして、こういうことも考えていきたいというご意見があったんですが、そこに関してはどのように今現在お考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） そうした手法を一日も早く取り入れたいという気持ちは今も変わっておりません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） もうここはいいわけですが、行政評価を実施して、町民に対して公開していたことに関しては物すごく私高く評価しています。これをさらにレベルの高いものにして、町民の皆さんが行政に対して関心を持っていただくと。そうすると、やはり町民から出てくる意見というのはやはりレベルの高い意見が出てくると思うんです。そうすることによって御意見がしっかりもうレベルアップ図れると思うので、よろしく願いいたします。

以上。

○議長（八木 栄君） 以上で4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 零時59分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ会議を再開します。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 引き続き、一般質問を行います。

3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

きょうは2013年3月14日です。2年前の3月11日に東日本大震災が起きました。瞬時に脳裏で感じたことは、何で東北なの、何でここではないのかということでした。そして、その後想像を絶する津波の映像を見せつけられました。

吉田町では、平成24年3月吉田町定例会において、町長の行政報告にある津波防災まちづくり年がスタートし、現在では、津波避難タワー、避難路の整備、防災公園の整備などの津波防災対策が進んでいます。命を守る津波避難タワー3基の契約が済み、津波災害から住民を守るための施策が実行されております。町民の皆様の安全を考えれば、15基の早期の完成が待たれます。私も応援しております。

一方、あのときから2年が経過しましたが、被災地では復興が思うように進んでいない現実があります。地理的な条件や克服しなければならない困難な課題も多いのであろうと思います。しかし、我々はそこから学ばなければならないものがたくさんあると思っています。災害は必ず起きる。そしてそのためには何が必要であるかとの認識を新たに取り組んでいかなければなりませんし、取り組んでいただかなければなりません。

また、平成25年第1回定例会、町長の施政方針において触れられていた沿岸部に存在する町として、防災、減災、地域成長モデル総合特区を目指す構想において、万が一被災し、仮設住宅を設置しなければならないような事態が発生した場合に、仮設住宅の設置場所を容易に確保でき、かつ設置した仮設住宅等に居住される皆様の生活が困らないように物資の供給が円滑に行われる仕組みをつくりながら、地域活性化の促進を達成しようとするものであると述べています。

安全に安心して送ることのできる生活の拠点は、できるだけ早く確実に確立しなければなりません。そのためには仮設住宅をどこに求めていくのかをあらかじめ検討しておき、できるだけ早く生活の場を確立する必要があると思います。

定義の中に、仮設住宅とは、地震や水害、山崩れなどの自然災害などにより居住する住民がみずからの資金では居住する住居がなく、みずからの資金では住宅を得ることができない者に対して行政が対応する仮設住宅と定義しています。

そこで、質問をします。

仮設住宅に対する理念、構想を練っていると思いますが、どのように考えておりますか。

現在吉田町では新たに北区防災公園やすみれ保育園隣接などの応急仮設住宅、仮設団地確保の準備を進めています。町の資料によりますと、平成24年度版吉田町統計要覧には、住吉地区3,620世帯、川尻地区2,128世帯、片岡下地区852世帯があります。津波ハザードマップにより想定される万一の被害想定はどれくらいであり、避難住宅はどのくらい必要であると考えておりますか。

次に、防災公園の整備も進んでいます。具体的には被災地区と避難地区を決定をしておく

ことが、早期仮設住宅設置と早期避難が可能になると思います。そして、連携を強化するための施策が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

仮設住宅と住環境というのは、非常に重要なテーマであります。そこで仮設住宅の具体的な事例をお聞きします。

建坪6坪の計画される面積で計画されるものは、6畳一間と風呂、トイレと2畳のキッチンくらいの広さしかとれません。仮設住宅の基本的な期間は2年と聞いておりますが、これは定められているのでしょうか。

以上を質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 津波避難後における仮設住宅の構想のやり方についての御質問のうち、まず1点目の仮設住宅に対する理念、構想を練っていると思いますが、どのように考えていますかについてお答えいたします。

応急仮設住宅は、災害救助法第2条及び第23条第1項の規定に基づき、被災者に提供する住宅で災害時に住家が全壊、全焼、流失し、居住する住家がないもの等で、みずからの資力では住家を得ることができない人に対して供用されることが原則とされております。

応急仮設住宅の建設は、原則として静岡県知事がみずからの責任において行うこととなっておりますが、知事が必要と認めた場合には市、町長に委任できることとなっております。

また、応急仮設住宅の建設予定地の用地確保につきましては、災害救助法に基づき町が行うことになっておりまして、災害時では、町が用意した用地に県が応急仮設住宅を建設するという役割分担がなされております。この件に関しまして、町は応急仮設住宅の建設が可能な敷地の確保を目的に、静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領により、応急仮設住宅建設可能敷地戸別台帳を作成し、平成21年3月に静岡県に提出しているところでございます。

しかしその後、東日本大震災が発災し、町は平成23年11月に1,000年に一度の大津波を想定した吉田町津波ハザードマップを作成いたしました。その結果、町の8.6平方キロメートルが津波による浸水区域に含まれる状況となり、応急仮設住宅建設用地として町内7カ所、戸数合計で234戸を計画しているもののうち、住吉地区1カ所、川尻地区1カ所、片岡地区1カ所の合計3カ所、戸数合計で112戸が浸水想定区域に含まれることが判明いたしました。

しかしながら、現時点で必要となります応急仮設住宅数は、県の第3次被害想定により算出されているものであり、津波による被害を想定したものではありません。現在策定中の県

の第4次被害想定では、地震、津波による被害の拡大が予想もされるところですが、本年6月に発表予定であるため、現時点では県が算出する必要な応急仮設住宅数は不明であります。

このため、町ではまず先行して用地選定を行うこととし、すみれ保育園防災用地に44戸、北区防災公園に60戸の配置計画を予定し、さらに大井神社前に建設するコミュニティ広場につきましても応急仮設住宅の建設予定地とするような取り組みを行いながら、必要な建設用地を確保していく考えでございます。

今後は、県の第4次被害想定を参考に、必要な応急仮設住宅戸数が建設できるよう、用地の確保に努力してまいります。

次、2点目の町の資料によりますと、平成24年度版吉田町統計要覧によると、住吉地区3,620世帯、川尻地区2,128世帯、片岡下地区852世帯あります。津波ハザードマップより想定される万一を被災想定はどのくらいであり、住宅はどのくらい必要であると考えておりますかについてお答えします。

県の第3次被害想定において、当町に必要とされる仮設住宅戸数は326戸となっており、構想では津波での家屋の倒壊、流失につきましては想定されておりませんので、現時点において必要とされる仮設住宅の戸数の算出につきましては困難な状況でございます。先ほども申し上げましたとおり、本年6月に地震・津波による被害が予測される県の第4次被害想定が発表されますので、それに基づく当町の被害を迅速に想定した上で、引き続き応急仮設住宅建設用地の確保に最大限努力をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の防災公園等の整備も進んでいます。具体的に被災地区と避難地区を決定しておくことが早期仮設住宅設置と早期避難が可能になると思います。そして各地区間の連携を強化するための施策が必要であると思いますがいかがでしょうかについてお答えします。

議員からの御質問のとおり、事前に避難地区を決定することは、仮設住宅設置や早期避難に結びつく可能性は大きいと思われませんが、町の裁量で行うことは可能で、最優先すべきことは、応急仮設住宅建設用地の確保でございます。1点目、2点目で申し上げましたとおり、第4次被害想定が発表されるまでは、当町における被害の詳細について想定することは困難と思われることから、有事の際に県が一日でも早く、また一戸でも多く応急仮設住宅を建設できるよう体制の整備を図りながら、県の第4次被害想定の内容が明らかになり次第、具体的な対策を講じてまいります。

次に、4点目の仮設住宅と住環境というのは非常に重要なテーマだと思うのですが、仮設住宅の具体的な事例でお聞きします。建坪6坪の面積で計画されるものは6畳一間と風呂、トイレと2畳のキッチンぐらいの広さしかとれませんけどどのように考えますか。あわせて仮設住宅の基本的な期間は2年と聞いておりますが、これは定められているものかどうかについてお答えします。

静岡県では、平成21年3月に静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領を作成しており、町で

は、その配置計画策定要領に基づいて配置計画を作成しております。この県の要領では、建設予定地を選定方針、配置計画の策定方針などがマニュアル化されておりますので、町もそれらに従いまして適切な建設予定地の選定と供給可能戸数計算を、この要領を参考に配置計画を作成しております。

災害救助法の応急仮設住宅では、1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準としておりますが、静岡県の配置計画の策定方式の中では、計画住戸の属性と割合について述べられており、形式として6型1DKは単身用、9型2DKは小家族用で2人から3人、12型3Kは大家族用で4人以上の3タイプとして一つの団地に混在させる計画や、一つの団地における住戸タイプの占める割合は9型は2分の1程度とし、6型、12型は各4分の1程度が望ましいこと、団地を構成する一つの棟では、原則として最大で6戸までとするなど一定の基準が示されております。

また2年の期間につきましては、災害救助法において、原則、応急仮設住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第4項に規定する期限までとすることとされており、最長2年となっております。この期間につきましては、著しく異常かつ激甚な非常災害を対象とする特定非常災害の被害者等の権利利益等の保全を図るための特別措置に関する法律第7条の政令指定を受けることにより、さらに1年ごとに延長可能とされております。

応急仮設住宅は、迅速に建設し、避難所の被災者を早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき住宅であり、安全性に係る建築基準等が一部緩和されている点からも、長期の利用は不適當であると考えます。応急仮設住宅の役割は、被災後一時的に避難生活していく上では大変重要であると考えますが、町が第一義的に行わなければならないことは、まずは応急仮設住宅が必要とならないような施策を事前に講ずべきであると考えております。その上で町としましては仮に有事が起こった際を想定し、県による応急仮設住宅建設がスムーズに行えるように用地の確保を優先的に行い、さらにはその先のいち早い復興への取り組みが可能となる土台づくりに向けた迅速かつ着実な施策の展開を図ってまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

今一つ目の質問の中で、いろいろ説明をしていただいた仮設住宅、長期は不適當であるということを含めまして一番最初ちょっと質問させていただきました仮設住宅というのはどういうふうにあるべきか、例えば今の考え方が仮設住宅をつくって、もちろん貸与するほうですよね、現実的には避難した後に仮設住宅に、すぐ重要な役割を担っていると思うんですけども、町長の考えるその仮設住宅はこうあるべきだという理念とかそういうものはあるでしょうか、あるなら教えていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員は私の答弁を聞かなかったのですか。お話したと思いますが。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今町長から返事がありましたけれども、僕は理念としては、地震や津波などの自然災害に遭ってしまった人が安全に安心して居住でき、健康で健全な生活を送ることができる住まいであるべきだと思っております、短期であっても思っております。

特に高齢者や弱者のものでなければならぬと考えますけれども、町長の考えは。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃる意味は、全ての要望を備えたような住宅というものは応急ではないと思います。要は避難所の生活からできる限り早めに仮設住宅に移っていただいて、できる限り早めにそこから出ていただけるというような施策ですね、あらゆる意味において。そこで本当に今議員のおっしゃられたような、まさに快適な生活ができるようなものであれば、それはちょっとなかなか難しい部分になってくるのではないかとこんなふうに思います。

法律にも書いてございますけれども、一応災害救助法で29.7、県では三つのタイプがございますけれども、その中でもハシオトにつきましては応急という観点から知事がさまざまなことができるようになっておりますので、その中において買うものは買うんでしょうけれども、まさに快適に生活というその快適さというものがふだんの生活の快適さとはちょっと意味合いが違っていると思っておりますので、その辺のことをよく御理解いただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 大体わかりました。

実際に南相馬市で仮設住宅に住んでいる人たちの思いをさまざまにちょっと実際のところ述べさせていただきたいと思っておりますけれども、仮設住宅というのは、やはり少なくとも健康的な生活は送れなければならぬとは考えております。

次、必要な住宅の戸数、いろいろな御意見見ますと、被災した建物の状況によるほとんどのものがそれにかかっております。そうしますと、実際に今これから仮設住宅をどのくらい欲しいとか、どれだけ要るかというのが、至急要求されるわけなんですよね、数字というものが。そうすると、被災状況を把握する、全壊、半壊。そうして、それによって仮設住宅の戸数を厚生省とかいろんな文献見てもそういう、それによって判断して決めて直ちに着工をしている。しかも着工は20日以内、そういうような条文があります。そうすると、その話の中でその被災した建物、流失した建物、その被害の把握、それはどのような形で吉田町

では確定をしようとしているのか、その辺はわかりましたら。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの質問でございますけれども、災害救助法の中では静岡県が主になってやるんですけれども、市長さんと一緒になって災害の規模、そこらを把握するということになっておりますので、当然町もその被害状況を把握していくような形になります。手法としましてですけれども、職員が状況を把握するだけでは人的なものが足りませんので、やはりボランティアみたいな方とか、そういう方をお願いするというのも一つの手法でありますけれども、ただ2年前の3・11以前の状況と以降の状況が全く異なっております。以前の話であれば、地震動による倒壊した家屋の状況を把握すればよかったですと、そういうふうな考えでございました。2年前の3・11以降につきましては、それプラス津波というもので流失とか倒壊するとか、そういうものも把握しなければならないということになりました。全く状況が変わってしまったということがありまして、現在ではもちろん県と町が主体となって状況を把握するわけなんですけれども、その方法についてはまた今後検討していかなければならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今言われた回答の中で、以前は地震動、そしてその次は津波、ただ3月11日のあの時点から物事の価値観、判断しなければならぬ判断材料、判断基準というのは180度回転したわけなんです。その中で今言われた津波が後に来ます、だからこれはあの津波の映像を見て、今言ったその認識の中で津波のほうは先に来るとおもいます。その辺はどんな感じを持ちますか、どう思いますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 申しわけありません、津波が先に来るといのは何と比べて先に来るとい。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 地震動です。今の説明ですと、地震動の後に、いずれ地震動でなかったけれども津波が、町長の回答にも津波に関しては制度上なかったと。ところが3月11日のあの地震から全く反対基準、変えられたと思えますね。そういうときに、やはり津波に対しての危険性、もちろん避難だの全部そのために、それを想定してやっているわけですから、やはりその中で地震、津波。津波のほうが大きいと思うんですけれども、いかがですかと。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員も御存じのように、吉田



町では全国に先駆けてハザードマップというものを作成しております。その作成のハザードマップの中でも1万7,000という数字もありまして、津波による被害のほう莫大な数字になるというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） しつこいことを言って申しわけありません。やはりその辺の考え方を変えていただけたほうが、これからの考え方の基準になってくるんですね。そうして吉田町に地域防災計画というのがあります。その中の応急救助事務早見表、この中に仮設住宅供与、福祉仮設住宅とかいろいろのがあります。その中に先ほど言った災害発生日から20日以内に着工するという事なんですね。そうすると、地震があつて、それを把握をして、被害を確定して3週間で、物すごい至難の業だと思ふんですけども、その中でやはりやらなければならない。吉田町では、当然把握をする体制をこれからつくっていかなければならないと思いますけれども、この町に都市計画課を中心とした応急危険度判定士とかそういう建築士の組織があります。その災害を受けた建物の危険度を判定し継続的な使用が可能か不可能かを判定する、そういう組織の。それは現在も都市計画課とともに稼働していますけれども、そのあたりのそういうもののどういうふうな形であるいは任してくれるか、そういう考えというのは持っていますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、やはり先ほどもちょっとお話したように、2年前の地震以前と以後で全く考え方が変わってしまいました。

今まで応急危険度判定士につきましては、主な目的としては2次災害を防ぐということで少し傾いたうちとか、倒れているうちとか見た目全く無傷のうちとか、それが本当に安全なのかという判断をしていただく、そういうことが主な目的で今まではいましたけれども、2年前の地震によりまして、その考え方がそれでいいのかというところが今あるわけです。というのも、やはり2次災害を防ぐという目的の中でこの建物が安全か安全でないかという判断をするわけですが、津波にさらわれた、さらわれたというか流失してしまったようなとか完全に壊れているようなお宅、そういうものに関しては、見るからにもう安全でない、危険な建物だというような判明するわけです。傾いてしまっているとか、もうばらばらになってしまっているとか、住める状態でないというのは見てわかるわけですね。それを今までは応急危険度判定士が災害直後に現場に入らせていただいて安全確認をするという使命の中で動いていただくものが、どこからやればいいのかというところが今非常に検討していかなければならないというところだと考えております。

津波で流されたうちはもう見ない、それではなくて津波浸水地域以外、津波が来なかったところのうちだけ判定していただくと。そこら辺のところはまた今後の検討課題となりますので、ぜひ町としましても建築士会の方々と踏まえた中で、話し合いの中で方向づけのほうを決めていきたいなど、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、津波に流された、ではこの全壊、それは誰が見てもわかります。その中で全壊と半壊の境目があるわけですよね。そうすると、そういうものは全壊であるのか半壊であるのか、これが危険であるのかというのは、建築士が大勢いますので、その人たちでトウユウチの家を持っている人たちがいますので、そういう部分では恐らく経験のある人でないとする意味でないとわからないと思うんですよ。見た目はそういう経験のある人たちがこの町にも大勢いますので、ぜひそういうものを動かしてもらおう。現在都市計画課でやっている応急危険度判定のそういうものをぜひ生かして使っていただきたいということなんです。その辺でこれから都市計画課と何かができるとは思いますが、その辺で都市計画課としての思い、考え方がそれがもしあれば。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 大変ありがたいお言葉ありがとうございます。

町としまして、本当に有事の際にはどのような状態になってしまうのかということも本当にわかっているつもりでいてもわからないような状況であると思います。そういう中でいち早く建築士会の方たちが動いていただくことにより、安全な生活が送れる方々というのが出てくると思います。一般的には公共施設をまず最初にやっていただいて、それから一般住宅というふうに言われていますけれども、一日でも早く、1時間でも早く応急危険度判定士の方に判定していただいて、町民の安全・安心に努めていただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。ぜひ前を向いた検討で使ってください。

それから3番目に聞いた防災公園等の整備も進んでいますというところに、具体的に実際に時系列的な進めがあって仮設ができた。それからその仮設に入るようなときを考えたときに、今現在先ほど言われた北区の公園であるとか大井神社の前の予定されている公園、一番理想的、そういうのはやはりその地域のその場所にどの地域の人たちがあらかじめ入りますよという想定をしておくこと、そういうのが一番早い入居、早期の避難とか、そういうものができると思うんです。同時にその避難のときに知り合っている人たち、よく知り合いの人たちが同時にそういう困難な状況の中で仮設に入っていきることがやはり一番安心して生活ができると思うんですけれども、そのときに仮に被災地区と避難地区が決まっていて、コミュニティを守る方法、守ることが大事だと思いますし、コミュニティを守る、それが避難生活の中に安心できるものがそういう地域をあらかじめ決めておいて、そこに移っていく、それが一番いいと思うんですよ。実際には、現実的には東北で起きている中で、東北で今起きているのは抽せんをしたことによって、調べましたところ、プレハブでもって避難仮設住宅

に抽せんで入って、そのときに高齢者とかその人たちを優先的に入れることによって、やはりそこに孤立した、年寄り、高齢者の方の孤立であるとかコミュニティの崩壊であるとか、そういうのが現実的な問題として問題視されているんですね。

そういうときに、これからそういうものをつくって模索をしていくというような考え方はぜひありましたら教えていただきたいと。もっとありますでしょうか、これから持とうといたしますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 私のほうを見られてご質問していますので、私のほうで答えさせていただきます。

まず先ほど町長が答弁させていただいたように、仮設住宅という部分につきましては、県のほうが建設をすると。その建設する前の用地確保が町の役割だということで、今は一つでも一日でも早くこの仮設住宅建てられるということの一番の問題は用地確保だと。この3・11の事例を見ても用地確保に大分時間がかかったというところがございますので、そういう意味で今、用地確保に現時点では力を傾注しているというところがございます。

今のお話は地域の一日も早い復興住宅のそういうような仮設の建設だと地域のコミュニティということがあるから、できれば集団的というような形で、初めからその場所を決めてあったらいいかということがございますが、私どももそのとおりだと思います。ただ、今のところは、先ほど御答弁させていただいた北区の公園のところ、あと、すみれ保育園のところ、新たに今コミュニティセンターのところ、いろいろとございますが、まず量の確保について今のところは第一義的に進めさせていただきたいと。今議員のおっしゃったようなコミュニティの部分につきましても、今後県のほうで第4次想定6月に出てくるということで、被害想定、その部分は今のある3次想定は地震だけでございますので、今度津波まで入れれば被災の、被災者というより被災家屋のほうで大分増えてくるだろうということも想定されてきますので、それに基づく今度仮設住宅用地の確保というところにも力を入れていかなければいけないということがございますので、その辺の県の想定が出た段階で今の議員の言われたコミュニティの確保というの、観点も入れながら、今後の仮設住宅用地の確保のほうに力を入れていきたいと思っています。

あと、3次想定で、先ほど答弁の中で県のほうの想定で326戸計画しているということがございます。実はその3次想定の中で、大破するところが1,657棟大破してという想定の中で仮設住宅の必要数は326戸ということがございますので、もう入れない、戻れない、大破して家があって、その分をそのまま全部仮設住宅をつくるというまでの確保が必要かどうかという部分も、今後県の6月に出す4次想定の中で明らかになってくると思いますので、その規模とか、今この位置の建設予定地も含めて、それをその想定をもとに迅速に計画をつくっていききたい、用地確保に向ける計画をつくっていききたいというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

今聞いていると、県のほうで出なかった場合には、出るまでは何もわからないということなんだよね。ただ、地震は本当にあした来ると思うんですよ。そのときの備えというのがあらゆるものを考える中でやっておかなければならんというのは重要ですので、その辺のことはまた何かありましたら。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） おっしゃっている意味はわかりますが、先ほどの県の4次想定が出たとしても、県の4次想定で、どのくらい被害があって、その際にはどのくらいの応急仮設住宅が必要かという計算をするだけですから、実際に万が一あってはいけないことですが、あったとしたら、先ほど理事が1,600のうち300とかと言いましたけれども、私どもは被害に遭って応急仮設住宅が必要であれば、県と掛け合い、必要戸数を絶対準備しますよ、これは。ただ、今やるべきことは、政策の順序としては、今そんな仮設住宅が何戸だというような議論をするよりは、被害をなるべく最小に、あるいは被害を減らすような対策を先にするのが先ではないでしょうか。今、一生懸命県の4次想定に基づいて仮設住宅の用地を確保するよりは、タワーを先につくり、あるいは津波が来たときには、なるべく住宅の被害が少なくなるように、あるいは山内議員の得意な倒壊対策、地震対策、各家が地震・耐震対策をすることによって地震の被害を減らす、そういったところに政策の緊急性があるというふうに私は考えております。

〔拍手する者あり〕

○議長（八木 栄君） 拍手はしないでください。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

今副町長が言われたことは全く自分と同じ考え、思いです。

ただし、やはりその思いの中で、そこでとまってしまっただけは、僕の思い、考え方の中ではとめることはできないですよ。やはりそういうものが来るということはある程度想定していかないと、確かに理論的にはまさにそのとおりだと思いますけれども、そういうものを想定していくことが防災の意識、これから意識を高めようということで、防災意識の高揚、それがこれからはますます必要となってくるんですけれども、そういう意味を含めて、将来起こり得るものを考えていくことは、やはり非常に重要なことであるだろうし、それと同時に、現在東日本、東北で起きているようなものが、そういうものがいろいろ想定されます。そういうものを想定をしていくということが、そうして、前もっているいろんな人がいろんなことを考えて、そして思いを込めた施策を練っていくことが必要なことと思うんですけれども、そのあたりは副町長さん、どういうふうな形でお考えになりますか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私が答えるのは僭越かもしれませんが、また町長、後で答弁あるかと思いますが、私は、ですから、先ほど来町長答弁あるいは理事の答弁の中で申し上げていますように、そういった応急仮設住宅の設置といったことについては県の4次想定が6月に出ると言われていますから、私どもが今持っている地域防災計画は、その被害想定、県の4次被害想定をもとに、被害想定が出なければ、地域防災計画つくれないんですね、これは。仮設住宅の数も被害がどれだけあるかわからなければ。これを想定して地域防災計画をつくっていくわけですから、その応急仮設住宅については、その6月の被害想定を待ってやりましょうと。今喫緊にやるべきことは、今町長が進めている津波避難タワーを最初に、あるいは防災公園もそうです。すみれ保育園もそうです。当然タワーに逃げるために、逃げるというか避難するためには避難路も必要でございます。そういったものを最初にやる。その段階というふうに考えておりました、今後当然県4次想定が出れば、4次想定に基づいた地域防災計画をつくり、その計画の実行に全力を挙げることが町の使命というふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかります。それはもちろんそうです。それは誰が考えてもやはりそうでしょうね。しつこいようですけども、今言った被害想定は、東北で起きた地震での被害想定の記事を見ていると、ほとんどの物件がやはり実際に起きて、そこの実際の被害の現状に対して今、仮設住宅をつくっているわけですね。そうすると今、副町長が言われたちょっとずつ対策があるんですけども、そういう部分でやるのかなという心配をしながら仮設住宅。もちろん、避難タワーとか防災公園であるとかわかってきまして非常にありがたいと思っていますし、あれが大事だということはよくわかります。この中で質問の最初に言われた15基ができるだけ早くできていただきたいし、それとあれだけ頑丈なものが、しっかりしたものができて絶対に安全だというのは非常にわかります。その部分は応援いたしますので、間違いなくつくっていただきたいと思うんですね。

そうは言っても、やはり被害想定、吉田町の防災計画の中では、こういうふうな数が出ていますから、その辺でもうちちょっと先まで考える必要というのがあるんじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど来私申し上げているのは、別に応急仮設住宅の議論をすることが必要でないというふうに申し上げているつもり全くなくて、これはいろんな災害があったときに、この県の4次想定のおりの津波が来たり地震が来たりすることは、多分全く同じ想定のもとに来るのであれば、だれも苦労は要らないといえますか、そのとおりの計画をつくっておけばいいのであって、いろんな形の災害、あるいは想定を超えるサプライズ、想定を超える想定外とよく言いますけれど、余り想定外という言葉はどうかと思いますが、そういったことがよくあることなんですけれども、そのときには、やはり応急仮設住宅はその

災害の規模に応じて、あるいは災害応急仮設住宅を必要とする人は、そのいろんな災害のタイプによっていろいろ全く想定しておいても意味はないとは言いませんけれども、それは想定のための想定であって、実際起きたときに我々はその応急仮設必要戸数の必要な応急仮設住宅をつくれるような準備といいますか、前に備えをしておくということについて別に否定しているわけではありませんので、我々に応急仮設住宅確保という責務がある以上は、公園をつくる时候にも保育園をつくる时候にも、なるべくそういった補助を使って、仮設住宅の用地、ふだんは町民の皆様自由に使っていて、もし災害が起きたら、そういったことに使えるような用地をきちっとなるべくたくさん確保していくということで対策をとっているつもりであります。山内議員、御意見があったらぜひ教えていただいて、どのようにすべきかを教えていただければ、それについて検討することはやぶさかではございません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、副町長が言われたことに関しては、僕も一生懸命いろんなことを考えております。また場所を変えてぜひやらせていただきたいという決意いただければと思います。

あと先ほど言われた6坪に単身、9坪に2人から3人、12坪に4人以上、そういうスペース、広さを述べられたんですけども、先日、ちょっとこの6坪とか、6坪のスペースが本当にどういうスペースなのか、なかなか。そして、そのときにそういう仮設ができたとして、そこに運よく入ったとして、その人たちに2年、3年本当に住んだときに、健康的に生活ができるのかということに疑問を持っております。まあちょっと聞いた中で、恐らく6坪というのは県とかつかった、これを考えた人たちもわかっていると思うんですね。そしてその中にそれもちょうと大きくするか、例えばもうちょっと大きなものをつくるか、そういうのが情報として少し入ったんですけども、町のほうではそういうものという情報は入っていませんか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 仮設住宅の適用につきましては、静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領というものがあまして、これに基づいて設置するような形になります。

要領のとおり実施していく、町としましては、町としますというか実際は県が発注することになるんですけども、この要領に基づいて発注するしかないということでおまして、今議員がおっしゃったようなこの要領を変えるというのか、そこら辺のことについてはまだちょっと聞いておりません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） いろいろ議論させていただきました。

その中で、これから実際に9月の7、8と行ってきた、南相馬へ行ってきたということ

さっき言いました。そのときの仮設住宅に訪問させていただいて、そしてそこに集まった人たちの声が強烈な声があったんですね。それは、「避難者も人間だ」ということだったんです。いや、笑っていますけれども、本当にそういう言葉があったんですね。そういうふう考えたときに、この仮設住宅の住環境というテーマは僕はこれからいろいろ続けて議論していこうと思っはいるんですけれども、実際にそういうものを聞いて、そうしたときにやはり支度をすればいいよ。それも重要なことなんですね。でもやはりもっと大事なことは、人間として大事なことはあるのではないかという、そういう思いのもとに、この仮設住宅というもののテーマを取り上げさせていただいたんですが、その中でいわゆる「避難者も人間だ」という言葉を聞いて何か感じるものがあれば、お答えいただければ。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今まで副町長も何度も、また課長も答えておりますけれども、当然仮設住宅の問題については考えていかなければなりません。考えております。

しかしながら、私が最後に申し上げたことをもう一度思い起こしていただきたい。第一義的に行わなければならないことは、まずは応急仮設住宅必要とならないような施策を事前に講ずるべきである。私は何度も津波避難タワーは津波防災町づくりの入り口つくって出口は違いますよとちゃんと言っております。それについて当然のことながらすさまじい勢いで、これまで以上にやらなければならないと。議会でもそれについてバックアップしていただきたいと、こんなふうに思っております。

議員がこの前東北に行ってきたんですか。行きました。普代村に行ってください。普代村に、岩手県の普代村に。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ぜひ行きたいと思っておりますし、これから続けて行くつもりでございます。そしてその中に仮設住宅と住環境というもののテーマを、あそこにあるものそっくりこちらへ持ってきて、そこに何が必要かということを実際に考えていきたいと思っております。普代村覚えておきます、行ってきます。

〔「国会じゃないぞ、ここは」との声あり〕

○議長（八木 栄君） 傍聴人の方、しゃべらないで。黙って聞いてください。

○3番（山内 均君） これは吉田町でどうするか。どうしたらいいかということは今、吉田町の町会議員として問題を聞いておりますので、今言われた方の回答に関してはあくまでもしっかりと受けとめて、そしてこれからしっかりと次のステップへ向けて考えていくつもりでありますので、ぜひ覚えておきたいと思っております。

あとは、津波避難タワーとかそういうこれから私たちは今やっていることをもちろん応援しますので、賛成をしたのは応援なんですから、それは絶対必要なこととももちろん感じての

応援ですので、それはできるだけ早くできることを望んでおります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 続きまして12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

さきに通告いたしました防災減災・地域成長モデル総合特区に指定された、町が提案した都市部のリノベーションモデルとはについて町長にお伺いいたします。

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区、ちなみによくマスコミ等出ているのは内陸のフロンティアを開く取り組みでございますが、本年の2月15日に内閣府総合特区推進本部により総合特区指定の決定を受けました。

その総合特区の構想は、南海トラフの巨大地震等の有事に備えた先導的な地域づくりモデルの形成を目指し、三つの戦略を県内11地域において推進して、有事と平時の機能をあわせ持つ災害に強い魅力ある地域を創出するものでございます。

町は、県や関係市町とともに、昨年12月17日でございますけれども、中閣府の総合特別区域評価・調査検討会によるヒアリングに臨み、戦略の一つ都市部のリノベーションのモデルとして津波防災町づくりによる沿岸部の災害に強い地域づくりを目標に、事業概要と求める規制の特例措置等の提案を行ったと伺っております。

市町によりますと、今後については国と地方の協議、スケジュール、想定ではございますけれども、優先提案の協議を行い、6月末に総合特区計画の認定と伺っております。その中で、特に地域活性化総合特別区域の第3次指定に伴う留保条件として、内陸部と沿岸部の関係、内陸、沿岸部の空洞化に留意するなどを付されたと伺っております。沿岸部に所在する市町の提案は、総合特区計画において重要な取り組みと考えます。

そこで、町が今回提案されました地域活性化総合特別区域における都市部のリノベーションモデル内容について、以下町長にお伺いいたします。



1、避難場所となる防災公園や企業移転の受け皿の整備を図るための提案内容は。

2、企業が拠出する公共空地や、企業移転跡地を有事に避難場所となる緑地として再生するための提案内容は。

3、具体的に検討されている事業計画と実施内容は。

4、認定までの今後の取り組みについて。

5、吉田町総合特区推進協議会の体制は。

以上についてご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 防災・減災地域成長モデル総合特区に指定された、町が提案した都市部のリノベーションモデルとはの質問にお答えする前に、まず総合特区における当町の取り組みを御説明申し上げます。

当町が、ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区において掲げている地域づくりの目標は、津波防災町づくりによる沿岸域の災害に強い地域づくりでございます。

これは1000年に一度の大津波に対する備えとして「命を守る対策」、「財産を守る対策」、「被災時の生活支援対策」の三本柱を充実、強化することにより、沿岸域に位置する地域において持続的発展を可能とする津波災害に強い町づくりのモデルを構築するというものでございます。

沿岸域に位置する当町にとりましては、同一行政区域内の津波浸水想定区域外において、避難場所及び沿岸に位置する企業の移転の受け皿となる場所を確保すること、また避難生活における生活物資の供給拠点を確保することが、災害時における住民の安全・安心を確保するための喫緊の課題であります。

このため、当町は、この喫緊の課題への対応として、防災減災・地域成長モデル総合特区の指定申請において二つの事業を提案いたしました。

一つ目は、物資供給拠点確保事業でございます。

本事業は、津波浸水想定区域外で交通の利便性の高い東名吉田インターチェンジ周辺において、有事の際に沿岸域等で被災した住民の受け皿を確保すると同時に、住民の生活を支える生活物資を滞りなく供給するための商業施設の誘致を行い、誘致した企業と有事における

物資供給に関する協定を行うことにより、津波災害の軽減と有事の際の防災拠点機能の確保を図るものでございます。

2つ目は、企業活動維持支援事業でございます。

本事業は、津波浸水想定区域内から想定区域外に移転する企業の受け皿となる土地を確保し、区域内で生活する従業員等の生活環境を維持するため、町内における企業活動を継続するとともに、新規立地に伴い、用地を取得する際に一定割合の面積、環境施設、緑地を拠出してもらうことで応急仮設住宅の建設用地となる公共空地を創出し、有事における防災拠点機能を確保するものでございます。

この二つの事業を効果的、効率的に推進するため、規制の特例措置や、財政上、金融上及び税制上の支援措置を活用し、有事における防災拠点機能と物資供給機能をあわせ持った先導的なモデルの創出を目指すものであります。

それでは、1点目、避難場所となる防災公園や企業移転の受け皿の整備を図るための提案内容についてお答えします。

津波浸水想定区域外となる当町の北部地域は、避難場所や津波浸水想定区域内にある企業の移転の受け皿として期待される地域であります。北部地域は土地利用上、農用地区域の設定により、まとまった一団の土地を確保することが難しい状況となっております。

そこで、この問題を解決する手段として、このたびの総合特区では、災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定などを締結した企業、または津波ハザードマップに基づく津波浸水想定区域内の企業の移転に関する受け皿としての土地であれば、農用地区域の除外を可能とし、企業等が立地できるよう規制緩和を求めています。この規制緩和をお認めいただければ、当町における移転用地の確保が格段に促進される可能性がございます。

また、避難場所、応急仮設住宅用地の創出を図るため、新規立地に伴い、用地を取得する際に一定割合の面積、環境施設、緑地を町に寄附していただける企業につきましては、税制上、財政上及び金融上の支援措置を受けられるよう求めています。

ここで特筆すべき点を申し上げますと、本来、工場立地法の適用を受ける特定工場の新規立地に際しては、敷地面積に対して緑地を20%以上の割合で確保し、一体敷地として管理していかなければなりません。その場合、企業は生産性のない土地を持たなければならない、固定資産税や緑地の維持管理費など継続してコストがかかるわけですが、当町の事業においては、緑地を町に寄附することが条件であるため、企業からすると、先に述べたコストが節減でき、さらに各種支援措置を受けられることができる仕立てとなっております。これらのインセンティブが作用することによって、事業の進捗が図られるものと考えております。

次に、2点目の企業が拠出する公共空地や企業移転跡地を有事に避難場所となる緑地として再生するための提案内容についてお答えします。

まず、お断り申し上げますが、御質問の内容のうち、企業移転跡地を有事に避難場所となる緑地として再生するための提案内容についてはでございますが、県の提唱する内陸のフロンティアを開く取り組みにおいては、企業や工場の移転跡地について、緑地や農業生産施設への転換を指定することとしております。しかしながら当町におきましては、企業移転跡地や緑地や農業生産施設の転換は、沿岸部の空洞化につながりかねないため、県が描く事業提案と同様の取り組みは予定しなかったものでございます。また、企業が拠出する公共空地につきましては、1点目の御質問でお答えしましたとおり、企業へのインセンティブとして税制上、財政上及び金融上の支援措置を受けられるよう求めています。

次に、3点目の具体的に検討されている事業区域と実施内容についてはお答えしますが、これからお答えする事業区域及び実施内容につきましては、あくまでも今現在の想定として内閣府と協議しているものでございます。この事業区域及び実施内容につきましては、今後行われる国と地方の協議においてブラッシュアップされ、変更が生じる可能性がございますので、詳細な箇所の特定は控えさせていただきたいと存じます。

それでは、まず物資供給拠点確保事業でございますが、本事業は、東名吉田インターチェンジ及び北区防災公園周辺においての事業展開を考えており、実施内容といたしましては、北区防災公園整備、緊急輸送路の整備、商業施設の誘致、避難地、物資供給協定等の締結などでございます。

次に、企業活動維持支援事業でございますが、本事業では、生産工場などの移転が主となると想定しておりますので、現在の町の土地利用、用途地域の連担性を考慮し、川尻地内の大井川沿いにある工業専用地域と連続する用地の事業展開を考えております。実施内容としましては、企業誘致を図る中で、応急仮設住宅建設用地となる公共空地を確保するものでございます。

次に、4点目の認定までの今後の取り組みについてはお答えします。

まず、総合特区制度では、総合特区の指定を受けた地域については、推進方針を策定し、国と地方で政策課題と解決の方向性を共有するようにすることを求められます。その後、総合特区ごとに地域からの規制、制度改革等の提案を踏まえ、関係省庁とともに対応を協議する国と地方の協議会が設置され、この協議会の中で、地域の実情と規制、制度改革の必要性について説明を行い、関係省庁から規制の趣旨や背景、規制緩和により懸念される事項、現行制度による支援措置について説明されることとなります。その上で、総合特区対象地域における規制の特例措置等や地域のニーズを実現するための代替措置、新たな支援措置などが協議されることとなります。国と地方の協議会の結論が出た後に、その結論を踏まえ、政府において規制の特例措置、支援措置が制度化されることとなります。その後は制度化された規制の特例措置等の活用を行うため、地域協議会が特例措置、支援措置を活用する事業等を記載した総合特区計画を作成し、国の認定を受けることとなります。この認定を受けて初めて規制の特例措置を活用した事業の実施が可能となるものでございます。つまり、この総合特区計画の認定を受けなければ、規制の特例措置等を活用することができず、現行法の中で

事業を実施していかなければならなくなり、こうした事態を招いた場合は、当町の提案している事業につきましては、実施が困難なものとなります。

そのため、国と地方の協議会において、当町の地域ニーズや規制、制度改革の必要性を十分御理解いただくため、吉田町総合特区推進協議会を立ち上げ、関係者と議論を重ね、当町の提案内容の熟度を上げてまいりたいと考えております。

次に、5点目の吉田町総合特区推進協議会の体制はについてお答えします。

吉田町総合特区推進協議会につきましては、総合特区の法定設置協議会である地域協議会の下部組織に位置づけられるもので、総合特区推進方針に掲げる目標の実現を図るため、総合特区計画に基づく総合特区事業の実施や、総合特区推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とした協議会となります。

現段階においては、具体的な協議会の体制は固まっておりませんが、事業の趣旨、性質などを考慮し、当町の事業を強力に推進していくことができる体制及び構成員を結集して事業に臨みたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、総合特区制度におきましては、指定を受けても国と地方の協議会を経て総合特区計画が認定されなければ、規制緩和や各種支援措置を活用することができないものでございますので、企業誘致を進める中でより具体的な提案に基づく協議を重ねることができるように努力してまいります。

津波防災町づくりによる災害に強い地域づくりを実現するためには、防災減災・地域成長モデル総合特区に掲げる事業を進めることは大いに意義のあることとございますので、認定を受けることができますよう国・県と緊密に連携を図りながら、これから設置いたします吉田町総合特区推進協議会において協議を重ね、計画の熟度を上げてまいります。議員の皆様におかれましても御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。再質問を行いたいと思います。

今、町長のほうから国との折衝で、指定は受けたけれども認定はまだだということですね。これから6月に向けて、スケジュールによりますと、綿密なる調整を図っていただきまして、これはすばらしい構想でもありますし、提案でもありますので、推進していただきたいなと思います。

しかしながら、この提案の中にも従来の懸案事項が非常に含まれているということで、十分なる情報を町民の皆様方にお知らせしたほうがいいと考えまして、私は今回一般質問でこのような内容について行ったわけでございます。

冒頭、この地域の提案という形で、先導的モデルという形での物資供給過程の整備と企業の維持確保と企業誘致を図るといふ、この二本柱で行うという形でなっているわけですが、3・11以前におきましてはインフラ、空と高速道路と豊富な水ということで企業進出が旺盛で、町の財源を非常に確保する形での法人町民税、固定資産税、減価償却等々潤沢なるものがあったわけですが、3・11を受けて、町長が日ごろ発信されているように、町にとりまして企業をいかにして守るかということは、町の財政の運営を図る上で非常に大切なことだと私も考えております。

今回、特区申請を行うきっかけというんですか、そうなんですけれども、この計画というのは、長い間吉田町にとりまして農振法との絡みで懸案な事項であったのではないかなと思います。交通インフラは進めている、水もある、潤沢な労働力確保はできる、東京、名古屋の真ん中であるということと、新たに静岡空港もできまして非常にいいんですけれども、吉田町農業振興地域整備計画にあるように、農地からの除外というのは規制が従来あったと思うんですけれども、一応理解していますけれども、私が言うよりも、担当のほうで言ったと思うんですけれども、普通、農業振興地域からの農用地の転用といいますと、こういった条件があるんですか、御答弁いただけますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） ただいま農業振興地域の関係で御質問をいただきましたが、農業振興地域で整備計画がございまして、県知事からの指定を受けた市町村が10年間を見通しまして農用地区を定めまして、町の基本計画マスタープランから成り立っているものもございしますが、それこそ今、国営大井川によりまして、大井川用水の受益者となっております地域がございまして、吉田町のその地域におきまして、国営大井川の基盤整備事業ですとか用水の改修事業、そういったものが全て完了して、その時点から8年間という規制がございまして、まず、26年までその事業がございまして、その後一応8年ということで、今開示条件が出ているわけなんですけれども、農業用地区には集団的に存在する農用地10ヘクタール以上のものですとか、農業用排水路の新設または変更、区画整理の農用地の造成等の施行に係る地域内にある見通しということで規制がございまして、それを除外するに当たっては、吉田町のたしか5年ですね、5年ごとに行われております定期変更によるか、あとは随時変更ということで除外のできる土地があるわけなんですけれども、農地を守ることが現状でありますので、厳しい規制というふうになっております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

冒頭、今の規制の厳しさ、関東農政局が担当になると思われるんですけれども、この農地からの除外ということに対しましては日本というか農業施策の一環から非常に厳しい。それを突破するための今回の都市部の地域成長モデルの総合特区の申請であるということで、相応な交渉が想定されるわけですが、これは静岡県全体でやっていますので、

吉田町以外のことに関してはあれなんですけれども、そうした交渉の中で地域指定を受けたというのは大きな一歩だと思われるんですけれども、事例的に今回の総合特区モデルは第3次でありますよね。第1次、第2次という形で指定、認定された地域があるわけなんですけれども、このよううちのような町の提案というものの採択状況というのはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 総合特区につきましては今始まったことではなくて、今年度につきまして第3次になったわけですが、第3次においてもたしか全体で10件出ていたと思いますが、そのうち5件の採択ということでございまして、全てが採択されているわけではございません。その中で今、県内では浜松地域にあるものづくり特区とか、東のほうで進めている特区がありまして、これが三つ目ということで県内ではなっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） すいません、聞き方が悪くて申しわけなかったですけれども、先ほどの町長からの答弁でいきますと、懸案ですよね。吉田東名インターチェンジの周辺が、どこ見ても開発されている中で農用地等々の絡みで東名川尻の沿道及び東名インター周辺。今回、先ほど御答弁いただきましたけれども、町内の企業が拡大したいということで町のほうに提案があったんだけど、そのときには農振法の関係で転用はできないということで九州のほうに進出したということは、過去の歴史から見ると、そういったことのあるような懸案の土地ですね。町にとって唯一これから吉田町の発展、もちろん防災拠点としても必要なことでありますけれども、そういった意味からも非常に貴重な財産を今回この内陸のフロンティアの総合特区によっていろんな規制から除外する、またインセンティブを与えることによって突破しようというような提案だと思うんですけれども、その辺の土地利用の規制の緩和とか利用の転換とか、農地の除外というのも、この総合特区の規制の中で、1次、2次の中でそういった採択されたものはあるかということなんですけれども、具体的に。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 総合特区全体に関しまして全容は把握はしておりませんが、先ほど申し上げました浜松のものづくり特区につきましては農振農用地を対象としたものでございまして、総合特区としての認定は受けております。規制緩和を受ける中で農振法というのは非常に大きな規制でございまして、その農振法の除外を有利に進めるような提案というのはかなり多く出ております。

また今回、私どもも中に入りました総合特区の中でも、農地を転用していきたいというふうに具体的に上げているところもかなり多くございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 東北の被災地等々においては、復興のためにそういったことをやられているところもあると思われるんですけども、そこでこういったものを今までの企業進出とか誘致に関しまして、町がこのような形で主体的に取り組んだという事例というのは、吉田町の企業進出ですね、一団の土地を用意して企業進出を求めるとか、そういったような構想になってくるのか、それとも民間の方々がその一団の土地をまとめたときに、そういった構想であれば町としてはインセンティブを与えてやりますからどうぞやってくださいという形でやっていくのか、主体的なところが少しまだ具体的になっていないものですから、よくわからないんですけども、今、町が考えているこのイノベーションモデル、イノベーションということはリフォームではないということで、ちょっとネットで調べたら、付加価値を、新たな創造をつくり込むということで、吉田町に限られたところを新たに養生して、直すのではなくて、今あるものをより一層付加価値をつけるような形での企画であるよという意味合いであると思われるんですけども、この計画を推敲して、これから具体的に提案していくとは思われるんですけども、その主体なところというのは町が引っ張ってくるということでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 当町の企業誘致の経過を少し申し上げますと、今大きな敷地を持って大井川沿いに集まっている企業の多くにつきましては、町が誘致を行いまして、用地の開発についてはさまざまな手法を使っておりますが、県の御協力も得ながら、特定の企業を対象にした造成事業を取り入れながら町で主導していったというものが多いわけですが、今までもあらかじめ用地を公でつくりまして、それに対して企業誘致をしたという経験は持っておりません。その中で今回の町であらかじめ造成をして、そこへ企業誘致をするという手法はとろうとは思っておりませんで、企業が進出をされるという具体的な御希望をいただいて、そのいただいたときに農振法等の除外がスムーズにいくとか、それから税制的な優遇を受けられるとか、その開発を行うために可能なインセンティブを用意しておこうと、こういうところまでの提案でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

そうしますと、町としましては、吉田町ある程度津波浸水域外の地域にはなると思われるんですけども、そういった地域で新たにそういったことを検討されている方がいた場合には、こういったメニューがありますよという形でメニューを用意するんですか。

私はこれから国との認可に向けて提案していくというには、より具体的な場所でこの企業、この地主さんもオーケーです、こういった企業が来ます、この企業が来ることによって、さまざまな防災的な都市部のイノベーションとしての機能を有する形になりますので許可してくださいというような意味合いだと思ったんですけども、そうではないということですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） まさにおっしゃるような状態が今、望まれている国との協議に必要なことでございます。

今、当町で最も苦戦しておりますのが、この提案の中に具体性が乏しいというより、ないともいうところがございます、実際にこの提案を受けて開発するところがあるのかというところを日々求められております。

この地域推進協議会を設置していくことになるわけですが、その地域推進協議会にも具体的な事案を持ってその進出企業の開発のためにどういう規制緩和を求めていけばいいのかとか、具体的なメニューをそこで練り上げてまして、それを内閣府に持ち上げていくというスタンスであれば非常に通りやすいわけでございますが、それが目下のところ、手持ちがない現状でございますので、今後の予定、架空の予定になるわけでございますが、それをもって今、内閣府と協議を進めているということでございますので、非常に苦戦していることは事実でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

具体的なことは100%決めなければ、やはり口外できないと思いますので、その辺どの辺のところまでというのはきょうはあれですけども、ある程度目星がなければこういうこともできないと思いますので、期待をしておりますけれども、でも今回第3次で指定を受けたということで、それというものは今、この計画、第3次の認定というのは6月ですね、予定は。地方と国との協議において具体的なものを提案していくということで決まるんですけども、一度指定されたものは、今後すぐには認可を受けなくても、ある程度のスパンでこういったメニューがありますよということで誘致活動をして、そういった条件に合うようなものに話がまとまってくれば、この6月以降も認定のことができるということになれば、非常にある程度、内陸のフロンティア構想につきましては吉田町以外にも10の地域がエントリーして、川勝知事のお話ですと、県内全域をこれでやっていきたいというようなお話も聞こえてくるわけございまして、そうなってくると、今回だけでなく、これから少しある程度長い期間でのそういった特区の提案というのは受け入れられるのかなと思っているんですけども、その辺のところ、指定を受けた後の認定までの期間というのはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。



○企画課長（塚本昭二君） この総合特区の認定を受けたことによりまして、一応の国との協議が今後も継続されて具体的な提案内容を予定することができたという段階でございます。それがまずスタートになるわけですが、そのスタートに着いた後に、そのさまざまな提案の中から早目に実現をしていかなければいけないものというものをその中から抽出をされまして、それで春協議と秋協議という年間2回の内閣府との協議がありますが、6月というのが春協議になっております。その春協議にもテーマとして出されるものはもう決まっております。当町から提案しているもの、単独でも春協議に回そうということでもう出ているものがございまして、先ほど産業課長答えましたが、農業答申を行ってから8年、その答申してから8年経過した後でなければ農用地から外すことはできないというようなお話がございましたが、その8年を経過していない中でも農地転用ができるような、そういう規制緩和を図ってほしいという具体的な提案を吉田町単独で出しております。

それから、吉田町も入って、ほかの市、町もかなり多く追随しておりますが、一般的な農転の除外の緩和、これを求めることも行っております。この二つとも春協議に回っております。

また、工場立地法の緑地の取り扱いについての規制緩和についても吉田町単独で出しておりますが、これも春協議に回ったということで、当町の関係では、それに土地利用の規制緩和を含めまして4本が春協議に回っております。それ以外の税制上の優遇措置等々については秋協議に回されているということで、春協議で具体性がなければ、どんどん秋協議に回されますし、その後だんだんおくれてくるということになってまいります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今、企画課長からも言われました農業振興地域整備に関する法律第10条第3項第2号等々、整備に係る法律の関係で確かに春に出るとということでインターネット上に載ってまして、吉田町という形で大きく出ておりますし、優先提案の中にも入っておりますので、これというのは、そうしますと具体的なものがなくても、工業用水の関係の除外といいますと、今から26年で8年といいますと34年ですので、その間除外ができないといいますと、本当にいろいろなさまざまなものが懸案かかってくると思われるんですけども、ある程度のそういった具体的なものを示せば可能であるということの要件なんですか。それともこのときには具体的なものを示す、先ほど苦労されているという話がありましたけれども、具体的なものがなくても出せるということによろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 規制緩和を求める提案としては既に出しておりますし、具体的に話し合いの場には、テーブルにはのっているという状態ですが、内閣府がそれを認めるかど

うかという段階になりますと、具体的なものがないと、なかなか難しいということになるろうかと思っています。

先ほども申し上げましたけれども、内閣府からは具体的にこれを適用するとどういうふうに使えるんですかということが質問として出てきておりますので、その具体性をとにかく出してもらいたいということでは言われております。

この総合特区の認定期間ですが、5年という中で進めますので、少なくとも5年間の中で具体性があるのであれば、その時点で内閣府に持ち上げることは可能だというふうに考えています。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） わかりました。内閣府に対しましてはそういった形でプッシュをして、また今後ともやっていっていただきたいと思っておりますし、早期のあれをしていただきたいと思うんですけれども、今回、平成25年度当初予算におきまして、この内陸フロンティアのそういった具体的なものを決めるという形で予算が計上されているわけでございます。企画費内に内陸区フロンティア区域計画策定業務委託料が350万円、商工業振興費内に企業立地振興費として総額2,069万7,000円でありますけれども、測量調査委託料として2,000万円が計上されていると。連合審査会の中でこの2,000万円の使いかたにつきまして、具体的な場所は未定であるけれども、そういった案件が出た場合には率先してできるような形で予算措置という形で、これ以上にもっとかかるようであれば補正されるかどうかはちょっと執行権かかりますので私言えませんけれども、いろいろ考えられているのかなと思っておりますけれども、具体的に、そうしますと、これで企画立案という形でありますけれども、そういう開発のコンサル会社的なところでこういった特区のこともあるんだけれどもということで、開発の誘致を含めた形でそういったものをお願いするのか、ちょっとこの計画策定業務の委託の内容がよくわからないものですから、教えていただけますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） その委託料については今お話がありましたとおり、目的としては二つあるわけございまして、350万につきましては物資供給拠点のその周辺のまず計画を具体的につくっていくまでの絵が必要であろうということで、企業誘致を図るためにも必要となりますし、内閣府との協議を進めていく中でもそれは必要であるというふうに思っております。

また、その物資供給拠点につきましては、北区防災公園ができ上がり、それから富士見幹線も現在整備を進めておりますし、実際に公でやる事業としては進んでまいりますので、それに民間の力をどうやって乗せていくかという取り組みをしていくわけございまして、具体的にその場所についてはそれを構想できる計画を持っていなければいけないという意味での予算措置でございます。

それから、企業誘致、浸水区域からの、それから新規立地に対しての工場誘致につきましては、具体的な案件を見出した中で進めていくものではございますが、その前でもやはりどれだけの企業誘致するための工場用地の規模を確保できるかとかいう、そういう可能性としての調査は進めなければいけないというふうに思っております。

測量等につきましては、地主さんとの合意もなければできないことでもありますので、その前段階までのものはコンサルに委託しながらでも作成していきたいというような内容で予算は計上させていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） よくわかりました。そういった形で、やはり民間のそういった開発になれているところに企画をしてもらって、地主さんもいらっしゃいますので、ここに土地利用の図もありますけれども、正確かどうかわかりませんが、ここら辺とかこの辺ですね、水色が農地なんですけれども、吉田田んぼはちょっとあれですけれども、それ以外にも割とまとまったものがあるんですけれども、これはあくまでも他人の土地なものですからあれですけれども、そういったことであれば企業の開発、可能であるという形で、それ相応の企画をされて推挙をされていくといったことでこうなると思っています。

その農地転用に関してはそうですけれども、防災拠点の物資とかそういったものをやるという形になってくると、これは吉田町の都市計画マスタープラン、平成21年2月であります、こちらのほうにも農業用用地としてある、今見せましたところの近くでありますけれども、都市的土地利用検討地という形で町として土地利用の形での懸案として色分けされて、この計画の中に出されているわけで、ここの地域に関しましては、もう本当に昔からいろんな話があったり消えたりしている中で、農振法等々の関係でなかなか開発ができないというところだと思います。また、今回北区防災公園もそうですけれども、この富士見幹線に関しましては町長が一番最初に立候補されたときに町内全域歩いていろんなお考えを聞いたということを知っているわけですが、その中でも北区のほう、皆さんから富士見幹線の早期開通と公園整備という形で話を聞いているということは間接ではありますけれども聞いております。

今回、都市防災の関係で大きな形の前倒しという形で富士見幹線の整備で、それに隣接するような形での防災公園、その周りには用途として開発ができそうなところも今存在しているわけで、一団の土地があるように思っておりますけれども、そういったところをうまくこの内陸フロンティア構想で企業誘致していただいて、インセンティブとってもらって進めるということは非常に大切な施策だと思います。

そういった意味からも、やはりそういったことは水面下でやることと、ある程度住民の皆さんの防災拠点としての物資の拠点という形での防災基地としての機能を有するのに、町長の施政方針の中にあるように、仮設で住んだけれども、物資がなければ困るといったことで、

設置した仮設住宅等に居住されている皆様の生活が困らないように、物資供給が円滑に行われる仕組みをつくると。なおかつ地域の活性化という形で、平時においては地域の活性化、緊急時においては物資の拠点という形で、本当に的を射た施策ではないかなと思います。

そういったことで、より具体的なことのイメージを少しずつ明らかにしていただきながら、懸案であります東名インター周辺、東名川尻道路の側道域及び富士見幹線の近くの整備と、それと高島グラウンドより東側のオカモトさんとフルミさんとの間の地域ですね、そういったところの開発をこの内陸フロンティアを開く構想の力をかりて突破していただきたいなと思います。

本当に非常にさまざまな折衝の中、具体的なことということで非常に難しいとは思われるわけでございますけれども、今ある吉田町の財源をより強固なものにさせていただくためにも、ここは満身の力を振るっていただきまして、優秀なる企業を誘致していただきながら、この内陸のフロンティアの構想として、やはり沿岸部の提案というのは少ないというのが国からも言われているものですから、そこをやはり突破口に、ぜひとも推進して、いいお話になるように今年度予算300幾らと2,000万ありますけれども、それが具体化するようなことの補正であるならばばんばん賛成していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

内陸フロンティアに関しましては、企業さんとか民間の地主さんとか、さまざまな関係がございますので、具体的なことを言うのもちょっと差し控えましたので、確認の意味での今回の質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時47分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会22日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は13名全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第1、委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 委員会活動報告をします。

総務文教常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

調査案件は、町と自主防災会との連携についてを調査しました。

調査の目的は、町と自主防災会との関係を強めるため、吉田町における自主防災会はどうあるべきか、そのために町はどのような働きかけをすればよいかを調査するとしました。

調査の経過は、平成24年5月23日に第1回委員会を開催し、平成25年3月13日まで21回の委員会を開きました。内容は、委員会と19の自主防災会、4自治会役員と意見交換を4会場で開催し、委員会視察は三重県御浜町、熊野市、大紀町へ行き、他市町の状況を調査しました。その後、担当課に説明を求め、最終まとめを行いました。

調査の結果及び意見は、1、自主防災会に役割が徹底されていない点、2、自主防災会に防災専門指導員が少ない点、3、防災訓練がマンネリ化している点、4、町・自主防災会・住民の連携による防災意識の向上が不足している点の結果を出し、町の対応を聞きました。

詳しくはお手元に配付してあります委員会調査報告書にありますので、ごらんください。

自主防災会との懇談会による調査結果と、総務文教常任委員会視察研修報告書の事前質問結果をごらんください。

結論として、町は自主防災組織の育成、自発的な防災活動の促進、防災思想の普及に努めることになっているが、我が町において自主防災会が活発に活動を展開されている状況とは言えない。

担当課は、自主防災会の現状を把握した上で、計画的に事業を展開することを図られたい。

町と自主防災会との連携については、重要事項であるため、議会として今後も継続して注視していくとまとめました。

そして、議長に報告書を提出し、所管事務調査を終わりました。

以上です。

○議長（八木 栄君） 委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これで委員長の報告は終了しました。

報告済みといたします。

委員長御苦労さまでした。

○議長（八木 栄君） 次に、産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会の所管事務調査の活動報告をいたします。

調査事項として、都市整備と産業振興に関する調査。

調査の目的として、町の産業振興の停滞要因を根本から見つめ直すことを目的に、都市整備のおくれと、関連性に着目し調査してまいりました。

調査の経過につきましては、平成23年6月9日から平成25年3月19日まで、委員会を21回開催し、産業振興と都市整備事業について所管事務調査を行ってきました。

その中で、まず産業構造の実態を把握するため、平成23年8月から11月にかけて産業4団体から、現場における生の声をお聞きするために産業懇談会を開催してまいりました。

また、平成24年4月27日には、食による町おこしの成果がはっきり見られる富士宮市さんに視察研修を実施しました。

我が町には、ウナギ、シラス、レタスといった特産品がある。これらを全国的に幅広く広報し、イメージアップをする必要がある。我が町のシンボルとなるものを町民に知っていただくことにより、民間活力を引き出し、また行政との協働とともに、全国的に吉田町をPRすることで、産業の活性化、産業の振興の一助となると考える。どのような形で産業と結びつけるか、意識づけるかが課題である。

行政が取り組むべきことは、不断に町の資源や人を発掘し、それらを有機的につなぎ合わせる。また、産業振興は産業課だけで行うのではなく、縦横断的に若手職員が知恵を出して魅力のある吉田町を創出したり、他課との連携、例えばプロジェクトチームを編成し、密にすることにより、民間活力を高め、仕組みづくりを産業振興に努めてほしい。

交流人口を増やすためには、吉田町の観光イベント等を手がけ、広くPRをすることが必要である。また、イベント広場として小山城周辺整備も欠かせないことは言うまでもない。小山城周辺は当町の観光拠点となり、産業振興の起爆剤となれることを期待し、まとめいたします。

なお、詳細については、お手元に配付させていただきました報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、当委員会の所管事務調査、都市整備と産業振興に関する調査は終了といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これで委員長の報告を終了しました。

報告済みといたします。

委員長御苦労さまでした。

---

### ◎第35号議案訂正の件

○議長（八木 栄君） 日程第2、第35号議案訂正の件を議題といたします。

町長から第35号議案訂正の理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 平成25年第1回吉田町議会定例会に上程いたしました議案のうち、訂正をお願いすべき事案が生じました。事件の訂正請求をさせていただきましたので、その概要につきまして御説明申し上げます。

今回、議案の訂正をお願いいたします議案は、第35号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、榛原総合病院組合管理者の、牧之原市長から平成25年1月18日付榛組病第204号により、榛原総合病院組合規約の一部を変更するについて、今議会定例会において議会の同意をお願いしたいとの依頼を受けまして、本年3月1日に第35号議案として上程をさせていただいたところでございますが、このたび榛原総合病院組合管理者から、平成25年3月8日付榛組病第265号により同組合規約の議案に係る訂正の依頼がありましたので、今回議案の訂正要求をさせていただきました。

訂正の内容でございますが、同組合規約第3条第4号中に「障害者自立支援法」が規定されているわけでございますが、同法は平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が変更されますことから、現在第35号議案として



上程しております榛原総合病院組合の規約の一部を変更する規約の議案に、新たに法律名称を変更する改正文を追加しようとするものでございます。

追加訂正します改正文は、第3条第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるでございませ

以上が、第35号議案に係る議案の訂正請求の概要でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） お諮りします。

ただいま議題となっております第35号議案訂正の件を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第35号議案訂正の件を許可することに決定しました。

この第35号議案については、後刻審議をお願いします。

---

#### ◎議案第9号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第9号議案から日程第12、第30号議案まで総務文教常任委員会へ付託し、会議規則第73条の規定により委員会審査報告書が提出されましたので、会議規則第35条及び第38条の規定によりこの10議案を一括議題といたします。

初めに、この10議案について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 平成25年3月1日に開会されました吉田町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託されました10件の議案審議について委員長報告をいたします。

第26号議案 平成25年度吉田町一般会計予算について、3月8日、11日に出席議員13名で連合審査を行いました。

審査は、担当課長から一般会計予算に関する説明書により、歳入の1款から順次説明を受け、説明が終わったところで質疑を行い、引き続き、歳出の1款から順次説明後、質疑を行いました。また、両日とも議場におきまして、産業建設常任委員会と連合で審査を行いましたので、審査の過程における詳細の説明及び質疑詳細については省略して、質疑の一部の要旨を報告いたします。

歳入について。

1款から20款について。

委員。町税の滞納対策について、25年度はどのような対策を考えているか。

当局。滞納対策は、臨時職員を雇用し、収納体制を整え、早期の債権管理ということで預金、生命保険等財産調査を徹底して滞納処分の強化を行い、収納率向上に努めていく。

委員。個人町民税が24年度から特別徴収が義務化になったが、徴収率が上がっていると思うが、定期監査を見ても前年と余り変わらないようだが、25年度はどのような対策か。

当局。普通徴収は年4回だが、特別徴収は毎月ごとに年12回行う。3月分の徴収が4月10日に終わるので、そこでは徴収率は上がると見ている。25年度は収納率が0.5%上がると見て、予算を計上している。特別徴収になっても納めない会社もあるので、そこへは臨時職員が電話をかけ説明し理解をしてもらうようにしている。

委員。地方譲与税は減額になり、自動車取得税交付金は増額になっている、その理由は。

当局。地方譲与税と自動車取得税交付金は当町が単独で出しているものではない。試算に当たり、県から基礎データが来るもので、それに当てはめたもので、当町が独自に見込むというものではない。

歳出について。

1款議会費、2款総務費、1項について。

委員。防犯対策費の安全施設点検調査業務委託料は、既存のものだけでなく、新たに設置するための調査はしないのか。

当局。既存の防犯灯やカーブミラーなどの腐食などの調査をするもので、新たに設置するための調査ではない。

委員。総合計画策定業務委託料の住民調査は、総合計画の中間評価的な調査か。また、いつごろ調査し、結果を行政評価に生かせないか。

当局。後期基本計画は推進中で、その後に策定すべき方向性を定めるための住民意識調査で、時期については決めていない。総合計画については、自治法の中で基本構想の策定義務はなくなっている。次の計画をどうしていくかは今後議会とも相談しながら考えていく。調査の主目的は、次期の計画をどうするかに置いている。行政評価に生かせるかは、研究の対象にする。

2款総務費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について。

委員。自動交付機が導入されるようだが、どのようなものが利用できるのか。また、利用日と利用時間は決まっているのか。

当局。交付できる証明書は、印鑑証明、住民票の謄本、抄本、現在の戸籍の謄本、抄本、現在の戸籍の附表の謄本、抄本を予定している。利用日は12月29日から1月3日と、月に一度点検日があるので、その日を除いた日は利用できるようにする。利用時間は現段階では8時15分から21時までを考えているが、時間については検討していく。

委員。一般職の給与について。国からは地方公務員の7.8%の給与削減要求が出されている。7月に判断されるのか、町の考えは。

当局。この問題は微妙な問題で、政府と6団体を含めて今後ボールの投げ合いが始まると思うので、その辺の状況を見ながら考えていく。

委員。資金繰りについて、補正予算が可決し、繰越明許が大きい中、公債費が増えている。一時借入れも5億円から10億円に増えている中で、今後予定されている大きな事業が始まると、前払金などが必要になるのではないか。今後の資金繰りのシミュレーションはどのように考えているか。

当局。資金繰りについては、十分認識している。特に25年度は津波避難タワーの建設やすみれ保育園の建設など、資金需要の大きなものがあるので、4月以降の資金繰りについては十分検討している。歳入がいつ入り、支出がいつ出るかなど、全般に資金計画に目を配り、足りない場合は有利な金融機関から一時借入れし、余っている資金があれば繰りかえて一時的に使うなどして事業に影響のないようにしていきたい。

3款民生費について。

委員。児童虐待防止事業費の中で虐待の現状は。

当局。89件あり、通報は近所の方から電話などで連絡があり調査して対処した。

委員。虐待には精神的なものや身体的なものがあるが内容と対策は。また、相談員が町にしているのか。

当局。虐待については、要保護対策協議会で、幼児・学童を見ている。一番多いのがネグ

レスト、育児放棄です。対策は要対協で相談したり、児童相談所と中部健康福祉センター、町の保健センター、幼稚園、保育園と協議している。相談員は福祉課に臨時職員が1人いて、他に民生主任児童員が3人いて対応している。

委員。すみれ保育園建設事業は大きな事業だが、土地利用開発行為や農転申請の進捗状況は。

当局。開発行為の関係は2月に上げていて現在予備審、農転については今月の農業委員会で上がってくる予定。4月20日過ぎには許可がおりてくると予想している。

委員。隣地の方や地域の方への説明はどうか。

当局。隣地の方へは説明は1回は行ったが、近々開催したいと思っている。

委員。放課後児童クラブの指導員を増やす理由は。また、指導員の研修は。

当局。児童クラブの中で気になる子が多くなっている。県の補助金を使って指導員を増員する。県の研修もあり、そのほか講師を呼んで研修を24年度は年4回行っている。25年度も同様に計画している。

4 款衛生費について。

委員。昨年5月ごろ、北区の湯日谷川で魚が浮いたことがあった。職員が来て、魚を持ち帰る対応をしたが、その後の情報公開など、するべきではないか。

当局。通報があればすぐ現場へ行くなど対応している。魚が浮いた件は、魚を分析したが既に水が流れたり、魚の量も少なかったため検出できなかった。今後も早い対応で、取り組んでいく。

委員。環境調査の中に、花粉や黄砂、PM2.5などを入れられないか。

当局。PM2.5については、県のほうで常時観測している。緊急事態があれば、県から注意報が出るので、町も同報無線などで知らせるよう検討していく。

委員。がん検診委託料が減額になっているが、複数同時検診できるようになるからか。25年度のがん検診の受診者の伸びは期待できないのか。

当局。がん検診はそれぞれ実績をシビアに計算した。複合健診、総合健診で受診率の向上を図っていく。25年度は利用者の個人負担分を直接支払いに、残りを負担する方法に委託方法を変えた。そのために減額になっている。受診率は伸びると想定している。

委員。子供医療費が昨年より当初予算で200万減額になっているが、理由は。昨年10月から小・中学生が償還払いから受給証での現物給付になったが、受診者数は増えていないか。

当局。償還払いから現物給付に切りかえたので、増額になると考えている。制度上、償還払いは1年分を請求できるがためしていると大きな額になる。そこを勘案しているが、未就学児の入院、通院、小・中学生の入院、通院を積算して、今年度並みにはならないと判断した。10月からの現物給付の数字は2カ月間で70万円増えている。

委員。受験期の子供に対してや、医療費軽減のため、インフルエンザ対策の補助は検討されたか。

当局。現状では考えていない。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について。

委員。産業振興事業補助金が創設され、最大100万円の補助金を交付するが、高付加価値や新技術の導入など、創意工夫の判定の基準はどのようなものか。

当局。新たな開発や、地域資源を生かした商品の研究開発、サービスを提供する事業、地域ブランドの育成、促進を図る事業、イベントの交流事業で産業振興に寄与する事業などが対象事業で、審査会をつくり、提案書に基づいて審査する方向で考えている。

委員。審査会で判定するというが、その基準はどのようなものか。

当局。基準として補助団体は商工会、農業協同組合など産業振興する任意団体やNPO法人を予定している。補助対象事業は、地域資源を生かした商品の研究開発、地域ブランド化による育成の促進を図るものなどが内容に含まれているものに対して、要綱をつくり対応する予定でいる。

委員。要綱はできているか。また、申請は何回できるのか。

当局。要綱は今作成中です。また、申請は1回だけです。

委員。企業立地振興費の測量調査委託料が2,000万円組まれている。内陸のフロンティア関連だと思うが、場所と箇所はどうか。

当局。場所は富士フィルム北側の農地になっている部分で、その一帯で企業移転のできる用地と位置づけして企業移転または新規立地してもらうなど、内陸のフロンティアの構想をつくっていく。まだ、エリアとして大きくくりしているだけなので、これから内閣府と県と地元と調整を進めていくために予算措置をした。

委員。予算は見込みで取ったのか。沿岸にある企業が移転する計画はあるのか。

当局。具体的な事案はまだ出てきていない。総合特区等の内閣府との協議を進める中では、具体的な取り組みが認定の鍵になる。町としてどういう役割を果たすかが大きな要素になる。町としては、取り組みの中で可能性調査をやり、具体的な裏づけを持って内閣府に話をしていく段階での予算措置です。

8 款土木費、11 款災害復旧費について。

委員。都市計画総務費の積算工事監督支援業務委託費2,148万3,000円と、建設資材価格特別調査業務委託費244万5,000円あるが、避難タワー関連だと思うが、これが必要な理由は。

当局。避難タワーの12基を25年度中に完成させるために早く発注したいので、委託をお願いするもので、積算工事監督支援業務は職員が積算も監督も行うが、その支援をお願いする。建設資材価格特別調査業務は、今回のタワーは特殊なもので、価格を調査しなければならないので支援をお願いし、6月ぐらいには発注していきたいので、コンサルを1人派遣してもらおう。役場で業務をしてもらい、現場での支援も想定している。

委員。支援は12基全部か、建築の3基分か。

当局。3基の分は建築の資格を持った人しかできないので、別です。K、L、Oを含めて残り12基の分の補助をしてもらいます。

委員。建築の3基分は別に委託するのか。役場に建築士はいないので委託するのか。

当局。別に予算を組んでいる。9 款の設計管理委託料840万円を組んでいる。役場には建築士の資格を持っている者はいない。

委員。土木費の職員人件費が昨年7,003万8,000円、25年度8,919万3,000円と増額されている。時間外勤務手当も当初において倍以上に増額されているが、津波防災の工事を年度内に遂行するためか。

当局。昨年度の職員数は7名分でしたが、今年度は10人分で予算を組んでいる。25年度に津波避難タワーを12基建設させるために、時間外勤務等を考慮して算定している。

9 款消防費について。

委員。災害対策費の防災意識向上事業費が昨年の18万5,000円から、25年度383万円と大幅に増加した。来年度は被災地視察研修、地域防災指導養成講座を実施するなど、ソフト事業に力を入れていくが、今後吉田町が目指す姿はどのようなものか。

当局。等しく町民が防災意識を共有して、治にいて乱を忘れずとの精神は日々の日常生活の中で生かしていく姿が望ましいと考えている。

委員。視察研修や養成講座を受ける人はどちらかというと防災意識の高い人だと思われる。本来目指すものは、防災意識の低いと思われる人に対してで、どのようにして防災意識を上げる考えか。

当局。順序があり、基本的には地域において中心の方々が被災地を見て、さまざまな事象を見て、災害の怖さを現実の上に持っていただき、地域に持ち帰っていただき、少しずつ周辺に伝播していくことが望ましい。最終的には一般の方に時間をかけ、さまざまな仕掛け

をしていく。風化させないように繰り返し、繰り返し行っていく。

委員。地域防災計画はどのように進めるのか。

当局。平成16年に地域防災計画を定め、今まで一部改正を行ってきたが、今回県が第4次の想定が出されるので、それに向けて町も防災計画の見直しを考えている。25年度に津波防災計画も含めて進める計画です。

委員。消防の広域化が平成28年4月から運用される計画だが、町としての課題、考え方は。

当局。現状は59項目のうち9割方は済んでいる。残りの部分、市町の経費の負担のルールなど検討している。総合情報システム整備費用などの、細かい部分が残っている。広域化することで36人の人員が生み出されるが、配置が決まっていない。28年4月に向けての詰めの段階です。

10款教育費について。

委員。教育振興事業費の臨時職員賃金が前年比200万円増になり、教員補助員賃金も約500万円増えているが、その狙いは何か。

当局。県で教員の廃止事業があり、特別支援事業と小学校低学年支援、理科支援を町が持たなくてはならなくなった予算です。

委員。教職員の人件費は県が見てくれていたが、それを町が見るといふことか。

当局。その認識のとおりです。

委員。町としての特色はどのように考えているか。

当局。県の方針を目指しつつ、吉田町の特色をあらわしたような教育をやっていかなければならない。時代に合ったものを出していきたい。

委員。町独自の人的配置をどのように考えているか。自彊小学校の施策は。

当局。自彊小学校で新たな試みで、通級教室を開始するために、25年度中に準備し、26年度4月開設を目指している。先生は県から配置してもらおう。週5時間派遣され、準備してもらおう。

委員。予算書の地方債残高の24年度末現在見込み額があるが、補正第4号が含まれていて、実際には借りなくて済むのか。

当局。平成24年度末現在見込み額の合計額は、補正の全ては見込まれていないが、ある程度は見込んでいる。

委員。平成25年度末現在見込み額は狂ってくるのか。

当局。平成25年度末現在見込み額は予算上組んであるが、決算で大きく変わる要素を持っている。今後入ってくる収入が借りなくて済むものもこの中から落としていくと、今の範囲より内輪におさまっていく見込みを立てている。

以上が連合審査会質疑の一部の報告です。

次に、3月13日に総務文教常任委員会を開催し、付託されました10議案の審議を行いました。出席委員は7名全員です。

日程第1、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第20号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第21号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、審議に入りました。

委員。保険給付費は平成18年度に比べて療養諸費が1.23倍、高額療養費が1.96倍と伸びが高いが、町はどのように考えているか。

当局。高額の治療を受けている方が増えている状況です。

委員。保険給付費が増加していくのは、見ているしかないのか。

当局。特定健診や特定保健指導などを行い、医療費の抑制を図っていく。

委員。滞納繰越分は、徴収の方法をどのように取り組んでいるか。

当局。滞納繰越分は、国保だけではなく全体的に取り組んでいる。個々の実態調査、財産状況、所得状況、預金状況を確認し、今年度も預金の差し押さえ、生命保険、不動産の差し押さえ、給与の差し押さえなどを行っている。調査して分納などの相談を行っているが、どうしても納めない方は執行停止も判断していきたい。

委員。基金は繰入金が減額になり、積立金が増額になっている。残高は約2億円になるようだが、保険税の見直しするとき、基金は4億円ぐらいを目指すと聞いていたが、半分になっ



ているが、担当課はどのように考えているか。

当局。基金は今年度末に約2億円になり、25年度も1億円繰り入れる予算を組んでいる。基金は毎年減っている状況になっている。医療費の状況を見て保険税の改定も考えていく。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4、第22号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第23号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、審議に入りました。

委員。第5期吉田町介護保険計画の初年度だが、保険給付費と地域支援事業費が減額になるが説明を。

当局。介護サービスの減額の大きな要因は3つあり、1、居宅介護サービス給付費が3,200万円減額、これは在宅介護が減額になった。介護予防健康維持など、効果があらわれた。2、地域密着型サービスにはひまわりのデイサービスを4月から開所予定だったがおくれた。現状は1日12人を想定していたが、満員になっていないので減額した。3、施設介護サービスは増額になった。施設入所者が増えたがトータルで減額になった。

委員。女性がお達者度1位だが、他市町に比べて町の介護保険事業にあらわれているのか。

当局。他市町に比べれば高齢者は元気であり、お達者度の男性は低いですが、今後いかにお達者度を上げていくか、考えていく。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第26号議案 平成25年度吉田町一般会計予算について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑は8日、11日にしておりますので、討論を求めましたが、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第27号議案 平成25年度吉田町土地取得事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員

異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第28号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

委員。審査支払手数料レセプトが減額で件数が減っているのに、療養給付費が増えているが、高額な医療にシフトしているとの認識か。

当局。24年度のレセプトは件数が減っているので、25年度は減らした。医療費は1人当たりの医療の高度化などで年々上がっている。

委員。町の特定健診受診率は40%を超えているが、特定健康診査委託料は増額になっている。町民の皆さんが健康に注意されているという認識でいいか。

当局。特定健診の受診率は上げるようにしている。それに加えて、特定保健指導など個別に対応している。

委員。国民健康保険の保険税の収納率はどのくらいで見ているか。また、収納率を上げるための対策については。

当局。現年度分の収納率を89.74%と見ている。収納率向上のために効果があるのは、口座振替なので進めていく。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第29号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

委員。保険税の軽減措置の継続はどのように進めていくのか。

当局。25年度の軽減措置について、国は24年度の補正予算で前倒しし、基金に積み立てていくので、継続して軽減措置は続く。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第30号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計予算について議題とし、審議に入りました。

委員。地域支援事業費の運動器の機能向上事業が前年より532万円増額で、1,212万円となっているが、どういう施策を考えているか。

当局。従来のパワーリハビリテーション教室150万8,000円と単体操939万2,000円、これ

は毎週月、火、水曜日の午前、午後に実施している。新しい事業として、骨々貯筋体操が112万4,000円の予算を組んだ。

委員。講座の回数を増やしたことで、新しい事業を増やしたということか。

当局。はつらつは5会場を6会場に増やし、新しく骨々貯筋体操を始めたこと、簡身体操を1日増やした。

委員。1次予防は昨年の決算のとき出席した方は効果があり、好評と言われたが、回数を増やしたり、新たなことを始めるのは要望があつてのことか。

当局。要望もあります。今回新規に始めるものは、直接住民から上がってきたものを検討し、他の市町を見に行き、効果があると判断してやったものです。

委員。介護保険審査会事業費が大幅な減額になっているが理由は。

当局。認定は榛原総合病院、一般会計で介護認定と障害者の認定を行っている。認定の審議は平成24年4月から6カ月が12カ月に改正されたことに伴い、認定件数が200件減ったことと、審査会の開催が年間135回が125回に10回減った。回数が減ったことでの減額と、事業としては24年度にパソコンシステムを購入した分が147万5,000円あつたため、ことしは減額になった。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

以上で総務文教常任委員会に付託された10議案の審議の報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。委員長、御苦労さまでした。

日程第3、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第20号議案 平成24年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第21号議案 平成24年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第22号議案 平成24年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第23号議案 平成24年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第26号議案 平成25年度吉田町一般会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第27号議案 平成25年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第28号議案 平成25年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第29号議案 平成25年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第30号議案 平成25年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第6号～議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 次に、日程第13、第6号議案から日程第19、第37号議案まで産業建設



常任委員会へ付託し、会議規則第73条の規定により委員会審査報告書が提出されましたので、会議規則第35条及び第38条の規定によりこの7議案を一括議題といたします。

初めに、この7議案について、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会に付託されました7件の議案審議について御報告を申し上げます。

平成25年3月19日午後1時30分より、役場4階第二会議室におきまして、委員7名と、当局から町長、副町長、理事を初め、所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

第6号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第24号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第25号議案 平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第31号議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第32号議案 平成25年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。中央分離帯がある道路での給水管の布設は片側だけ行っているのか。両側に行う考

えは。

当局。今後両側歩道を入れていくよう考えていきます。

委員。東名川尻幹線で、片側しか入っていないところがあるが、両側にする考えは。

当局。現在検討中ですが、今後につきましてはやる方向で考えていきます。

委員。石綿管布設工事について。石綿管は汚水のリスクや地震が来たとき破裂するとかといったリスクをしょっている。できるだけ早く解消するとか、あとは契約の中で分散していく不合理性が出ている。これらの予定の中で早く終わればよいが、なかなか進まない理由は。

当局。平成25年度で62メートル実施し、25年度末には残りが約530メートルになります。担当課では計画的に予定もしてありますが、残りの部分につきましては、少し難しい事情のところもあり、金額のほうもかかり、また、県の工事等が入ってきて、それによる資金繰りのほうの考え方もあり、若干ずれていく場合があります。基本的には大至急実施していきたいと考えています。

委員。榛南幹線配水管布設工事第1工区、第2工区を行う予定になっているが、川尻の浜田の関係での配水管の布設は今回はなかった。先日、島田土木が来て説明していただくには、26年3月に榛南幹線を開通させるということだが、このような状況の中で、配水管の布設は大丈夫なのか。

当局。平成25年度の榛南幹線等につきましては、県のほうから内容等を聞いておりますので、それに沿った計画でおくれのないよう配水管を布設していきたいと考えております。

委員。昨年の小山城まつりのとき、小山城のトイレが流れない出来事があったが、水圧に問題があるのか。

当局。圧力は問題はないと考えております。

委員。3月12日の夜、150号線沿いのところで水圧がないということを聞いたが、その理由は。

当局。漏水による圧力不足です。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第36号議案 町道の路線廃止についてを議題とし、審議に入りました。

質疑、討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第37号議案 町道の路線認定についてを議題とし、審議に入りました。

委員。下川原2号線、10号線、11号線、12号線は開発行為によって道路を町が町道として管理すると思うが、寄附行為ということか。

当局。開発行為で新たに設ける道路で、都市計画法第29条により申請が行われている道路であります。都市計画法第39条、第40条におきまして、開発行為によって生まれた公共施設の土地は、その町に帰属されるということになっております。

委員。開発行為による道路は、水道管や消防栓の設置は大丈夫か。

当局。申請どおり設置されていないと、開発行為の検査ができないという形になります。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託されました7件の議案審議を終了いたしました。

以上報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。委員長、御苦労さまでした。

日程第13、第6号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、第24号議案 平成24年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、第25号議案 平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、第31議案 平成25年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、第32号議案 平成25年度吉田町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、第36号議案 町道の路線廃止について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、第37号議案 町道の路線認定について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第20、第3号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第21、第4号議案 吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第22、第5号議案 吉田町都市下水路条例の一部を改正する条例



の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第23、第7号議案 吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第24、第8号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第25、第10号議案 吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第26、第11号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） この条例、町が異なる基準を定めるという4項目ありますが、その中の一つに、非常災害対策ということで、訓練とか、施設に対してそういうことを求める町が独自で決めたものがありますが、町がこの辺で訓練とか、災害対策にして施設に求めるものとか、かわりですね、どのようになっていくのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

ただいまの質問でございますが、条例に国の省令に上乘せして、非常災害対策というものを上乘せ基準として条例制定をお願いしてございます。

これにつきましては、静岡県の上乗せ基準をそのまま町のほうに準用させていただいたものでございます。かわり合いにつきましては、訓練等を行う場合の視察、それから研修等の状況、また年間計画等を提出していただきまして、必要な指導、また防災課、また関係課と連携いたしまして必要な指導、助言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

議案書の37ページの第22条の3のところにあります、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域というのがあるんですけども、密着サービスということで多分この非常に限られた地域の中でやるという意味だと思んですけども、この実施地域以外の地域というのはどのようなことを想定されているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

地域密着型ですが、定義としましては、生活圏内という定義がございます。市町というものではございません。ですので、広い市町になりますと、幾つかを区域に区切りまして指定地域として町が指定いたします。当町の場合は非常に町が狭いものですから、一つの区域として指定しておりますが、今後例えばの話ですけれども、住吉が資料1地区として、それ以外を別の地区としてという、地域間というものがございまして、うちの町ではあり得ないんですけども、交通費、余分にかかった分は請求できたりということで、例えば川根本町のように離れたところはある程度地域を指定しないと、交通費だけで赤字になってしまうという形で、当町はとりあえずはございませんけれども、そういったこともあり得るということで、今のところは町内全域を1地域としておりますが、今後どうなるかわかりませんので、その辺は国のほうのこれは準拠でございます。そのまま使っております。

以上でございます。

○1 番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4 番、平野 積君。

○4 番（平野 積君） 先ほどもありましたけれども、町が異なる基準を定める4項目のうち、最初の指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員に関して、98ページ第153条でありますけれども、多床室を設ける場合、プライバシーの保護等の措置を講じる場合とあるが、プライバシーの保護等の措置とはどのような措置のことを言っているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

プライバシーといっても、壁というものではございません。病室をちょっと想像していただくとわかるんですけども、個人が最低でもカーテンで隔離できるということをプライバシーで現在捉えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 病室ならば短期で出ていくということもあるんですが、しばらくはそこで暮らすということを考えていった場合、カーテンだけで本当にプライバシーというのが守れるのかどうかというところは、考えた上でカーテンということを決めたのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 完全に隔離するとなるとユニット型、個室型になります。そうした場合、かなり金額が上乘せされるということで、あくまでも多床室は経済的理由で多床室でしか入れない方もいらっしゃると思いますので、個室に比べれば当然プライバシーには落ちるわけですけれども、それはやむを得ないというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういたしますと、67ページ87条の2、小規模多機能型居宅介護に関しては、2人までになっています。先ほどの老人福祉室のほうは4人で、こちらは2人までというのは何か意味があるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） こちらのほうにつきましては、国のほうの基準をそのままでございます。小規模多機能型の場合、それこそ人員が少ないとか、非常に小規模な施設でやっております、2名くらいが妥当であるということで2名というのをそのままチェックしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 先ほどもありましたけれども、災害対策に関してなんですけれども、これちょっと作文の問題なんです、小規模多機能型居宅介護に関する第103条の2、173ページですが、ここには前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域との連携に努めなければならないと記載しております。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する第172条の2には、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域で実施する防災訓練に参加する等、地域住民の参加が得られるよう地域との連携に努めなければならないと、地域の参加を促す策の具体例を記載しています。

第103条のほうは省令そのままだと思いますし、先ほどのお話では172条は県のそのままだということなんですが、町としてこれを制定するとすれば、やっぱり文言というのは統一したほうがいいのかというふうに考えますが、そこはこのまま載せたというのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 施設によってそういったものを変えてあります。というのも、常時宿泊しますいわゆる特養等では24時間ずっといるわけですがけれども、それとデイ、または訪問介護とか、いろんなのがあるわけですがけれども、それによって災害に対する備えというのは各々違ってくると思います。そういった形で各施設に合ったものというものを提案しまして、書いてございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後はちょっとお願いになるかもしれませんが、定期巡回随時対応型訪問看護や夜間対応型訪問介護には非常災害対策に関する記載がございません。現在、吉田町に該当する業者がないということではございますけれども、今後のことを考えれば、今とは申しませんが、条文に入れておいたほうがよいのではないかなと私は思っております。対象者のお宅に訪問している際に、災害が発生した場合、そのときはどうするのかということ、そういう可能性はあると思うので、そういうのは今後将来的にはつけ加えておいたほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 定期巡回とか夜間対応の訪問介護、これは主に議員さんおっしゃるようにヘルパーがお宅なり、各施設なり行くというような介護サービスでございます。そうした場合に、非常に個々の対応、また時間的なものでそういった災害に対する個々の対応が非常に難しいというのは認識しております。

ただ、もちろんそういった災害に対しての心構え、また地域との連携、家庭との連携等も重要でございます。今後はまたそういったもの、研修や地域との連携等をまた条例のほうで考えて反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

同僚議員からも出ていますが、本町の基準の中で努力規定を設けるということではございますけれども、本町の基準の中で避難訓練、救出訓練、その他必要な訓練を行わなければならないとか、計画を作成しなければならないということであつたわけでありまして、町が指定しますこの施設になるわけでありまして、町が指定している施設でございますので、現状その辺のところはどのように管理されているか、計画は提出してあるのか、訓練についての状況について、どのように把握しているかについて確認したいと思います。お願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） そもそもこの条例で規定する前は任意ですね、どんな状況かは書面で出てきておりますが、条例制定後はもちろん全ての施設で提出していただくように考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の町の基準はあくまでも県が策定した高齢者福祉施設における災害対応マニュアルを勘案してつくられたということではありますが、県のほうでマニュアルがある以上、町が指定しています地域密着型の施設につきまして、県のルールに基づいてチェックはされていなかったということですか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） この条例を策定するに当たり、他市町、それから県のほう、情報収集をしまして、他市町のほうは厚労省の省令をそのまま全くいじらずに、つまり独自基準を設けずにやっているところがほとんどだということで、県のほうは県の策定しました災害対応マニュアルをベースに県のほうへ独自基準を盛り込むという情報を得まして、災害対策を町の最重要施策と位置づけております以上、そちらのほう県の最低でも県の独自基準と同じにしなければならないということで、県のほうと連絡をとり合いまして、ほぼ同じ内容、県が2月の県議会定例会に上程いたしました同じ一括法、権限移譲の一括法と同じ内容となるようにしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 今質問ね、県に基づいて吉田町としてその避難訓練だとかそういうものに対してのチェックはしたかどうかという、町が避難訓練何かそういうものに対してのチェックを県の基準に合わせてやったかどうかということだと思ふんですけれども、12番議員、そうですね。



○12番（藤田和寿君） この以前にね。

○議長（八木 栄君） 以前に、過去においてですね。県の基準に合わせて吉田町がそういうものをチェックしたかということですが。

高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 現在のところ、チェックまではしていません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 県の防災対応マニュアルなんですけれども、今回の基準に勘案するに当たりまして、この県のマニュアルが暫定版なんですよね。暫定版ということは、県のほうでことしの夏から秋にかけて第4次想定が出てくるわけでございます。そうすると、それを受ける格好で防災マニュアル、災害対応マニュアルが暫定版じゃなくて、正式版が上がってくると思うんですよね。そうしますと、それに基づいて県のほうももちろんマニュアルを更新します、変わってきます。そうしますと、当然うちの中のこの基準というのもそれに基づいて改定するって、本日議決するこの内容につきまして、将来的に県の第4次想定が出たら、全てが変わる可能性もありますので、そういったことの対応についてはどのようにお考えなのか、その辺も勘案してもう全てその辺も織り込み済みで今回の条例の内容について書かれているか、そういうことがあったものですから、前段の今振りで二、三回質問したんですけれども、私が聞いたかったのはこの部分です。

第4次想定を県が発表された後、マニュアルも変わるだろう、正式版が出るだろうから、それに対応するこの条例について、町として勘案してつくったのか、それともそれができたらもう一度改定をするのか、それについて御答弁お願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 県のマニュアル、第4次想定で当然変われば、県のほうの条例も変わってくると、それに従って町の条例のほうも当然変えるべきところは変えていかなければならないというふうに考えます。

また、先ほどの質問ですけれども、チェックということがありましたけれども、今まで基準に定められていませんので、チェックする必要がなかったということで、チェックまではしなかったということでございます。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分です。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時39分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第27、第12号議案 吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第28、第13号議案 吉田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

この本部条例は、国が新型インフルエンザの発令をしてから対応するために、本部が困らないような格好で前もって条例をつくっていきっていく意味ではあると思われるんですけども、特に法律に基づいている対策本部ではない状況で、速やかに立ち上げるために町ではつくるといふことの確認でよろしいのでしょうか。国が出します、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発してから自動的に市町の対策本部が法に基づいて設置されるわけなんですけど、前もってこれをつくるといふことは、そうなった場合に困らないような形で準備をしていくということで、今回この本部条例を制定するといふことの理解でよろしいか確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、水野辰明君。

○健康づくり課長（水野辰明君） 今回、吉田町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する趣旨としましては、25年4月1日をもってこの新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されるということにあわせて、この時機に本部条例を制定するといふ趣旨でございます。それで、実際に本部を立ち上げるのは、先ほど議員のお話が出ましたとおり緊急事態宣言が発せられた以後には、この法律に基づいて本部を立ち上げるという内容でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 実際に、宣言が発令されてから本部をつくるに当たりまして、ここの中には本部長以下、必要な職員という形で町長が任命するような格好で書かれているわけですけども、この新型インフルエンザの非常宣言を受けて、対応する施設等があると思われるんですけども、町が考えられている対応施設、例えば非常宣言を受けて都道府県知事が感染防止のために対象施設としているのが、学校とか保育所とか社会福祉施設のほか、床面積が1,000平方メートルを超える大学等と運動施設などが挙げられているわけでございます。

そうしますと、おのずと町で考えるとすると学校とか各施設、あと保育所等が考えられるわけで、今まだこの条例でございますけれども、この本部の中に組み込まれる本部員というものに関しまして、そういった学校長とか、保育園長とか、そういった具体的なイメージ的にどのような形で想定されているか、確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、水野辰明君。

○健康づくり課長（水野辰明君） 本部の内容につきましては、これは政府のつくります行動

計画がまず策定をされた後に、静岡県の実行動計画が策定されると、それに基づきまして、市町村の実行動計画が策定されるというようなことでございますので、具体的な町の中の実行動計画につきましては、今後検討するという形になりますが、現在、平成21年に新型インフルエンザの対策本部の実際には体制をつくっておりますが、そのときに行いました体制、本部長、副本部長、それから行政職員、今町でやっております庁舎会のこちらが本部会議になりましたが、こうしたものを現在のところは想定をしておるという状況でございます。

具体的に、国等の基本方針、それから行動計画が示された後に市町村の実行動計画を策定するに当たりまして、そうした準用につきまして詳細に検討して決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第29、第14号議案 吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この条例は、新設とか増設する場合に適用するというのだというふうに考えますけれども、既設の都市公園において、この本条例の趣旨に従ってバリアフリーという考え方というのを導入して改修していくとか、修理するとかそういうことは考えていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、今までの基準ですけれども、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令というもので事業の実施をしているわけです。これは、平成18年12月18日に施行されたわけで、それ以降に町内の公園というものを新たに整備したというものはありませんので、この基準に基づいて設置されているというものは現在ありません。

そういう中で、議員の質問ですけれども、新基準に基づきまして今後整備していくかというところなんですけれども、現実の話としまして、現在のこの経済状況とかそういうところを考えるとかなり難しいと考えております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今、津波避難タワーを建てるし、経済もありますけれども、吉田町民、特に高齢者、障害者のためということを考えれば、やはりこの考えというのを進めていくべきだというふうに考えますけれども、金がないからやらないというのはちょっといかななものかと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、やはり公園でも何ていうのかな、高齢者、障害者に優しい公園、それを目指すために基準が新たなものができたわけなんですけれども、本来そういうものであるべきだと思います。

先ほども言ったように、できるものならやっていきたいんですけれども、いろいろなこと

から厳しい、難しいんじゃないか、簡単にやれるなんていうことは言えないんじゃないかと  
そういうことであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 平成18年12月からバリアフリー法が施行されて、これが町になった  
ということですが、児童公園内に津波避難タワーと設置する箇所が町有地で中に設置  
して、その下を公園等で利用するとかいったような形で、新たに建築物を指定して2カ所か  
な、例えば川尻のところとか、2階建ての下部分の供用とか、そうなった場合に、公園的な  
要素も日々出てくる可能性があるわけじゃないですか。そういったものに対するものという  
のは、避難タワー等の関連で、それをつくることによって公園的な要素を持つということの  
拡大解釈等も出てくる可能性があると思われるものですから、平時における津波避難タワー  
の認識において、こういったような高齢者、障害者等々が利用に関しまして町としてどうい  
う、あくまでもそれは非常時の施設であるからということでこれも基準には公園として中に  
つくった場合、その辺の整合性というか、その辺につきましてはどのような認識なのか確認  
したいと思っております。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、今議員さんがおっし  
ゃっていた川尻、多分〇地区の話ですけれども、〇地区につきましては、現在建築でという  
考えでありませんので、ちょっと常時上には乗れる形にはします。ただ、下には入って遊べ  
るというようなことは考えておりません。そのほかに、E地区とフジミの区画の中の話です。  
あそこのところと、あと新田にある体育センターあそこのところにつきましても建築物とい  
う形で考えておりますので、議員さんが言うようにふだん、平時には下のほうも公園として  
使えるような状態として考えております。

それにつきましても、高齢者、障害者の方たちのための今回の省令にあてはめたものにと  
いうのは特に考えておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 目的が非常時の施設ではあるんですけれども、新たにこのような形  
でバリアフリー法の権益の中で町として策定することもあるものですから、後年度において  
必要な措置を検討されることも可能なんではないでしょうか。

要するに、国からの補助を受けるような避難タワーでございますので、後年度においてさ

さまざまな町民からの要望を受けて、この基準に関する、今言った2カ所については公園として使用する可能性があるわけですね。そうなった場合、4月1日から条例をつくって施行するわけでございますので、それについての今後将来的な法律に基づいた措置を講ずることも可能なんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどちょっと言いましたように、現在公園として使われているところでもありますので、簡単に言えば原形復旧というような形になるというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 現状復旧するというのちょっとよく分からないものですからちょっと、私は新たにつくったところに、そういったことが高齢者、障害者の方々が自由に邪魔にならず移動できるような追加の工事をしてもいいんじゃないかということで質問したんですけども、それというのは可能なかということ。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） それこそ現在そういう施設を行っているような形で、例えば傾斜路をつくるとか、そういうものであれば当然可能であります。ただ、ぴったりこの基準に基づいて、これに全てクリアしたものについてつくっていくかと言ったら、そういうことじゃなくて先ほど言ったように、新築とか、そういう考えではございませんので、原形復旧というような言葉を使ってしまいましたけれども、あるもの傾斜路とかそういうものについては、そういうふうにやっていくつもりでいます。

ただ傾斜路にまた手すりをつけたりとか、そこまではちょっと考えていません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 今、12番、藤田議員の聞いていることは、公園の土地のところじゃなくて避難タワー、立ったものに対してですか、それとも、その辺お願いします。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） すみません、質問の仕方が悪いものですから、今公園として認められているところに新たにつくるから、この条例に基づいた、新たに設置した公園ではないよという認識ですね。わかりました。であるから、現状復帰ということでこの条例に基づいた措置をとらなくてもいいという見解であるということですね。了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

4番、平野 積君。



○4番（平野 積君） 今の確認ですけれども、津波避難タワーを建てる時に、障害者が車椅子で階段の下までは行くはずですね。そうすると、傾斜路はつけるというお話がありますから、そういうことの円滑に階段の下まで行くということは可能にすると、この条例には従わないけれども、しっかり障害者の方が車椅子で行けるという状況はつくるといふことはやるといふことでいいんですね。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今回の避難タワーの部分なんですけれども、説明会の中では今議員のありましたように、斜路を車椅子の方が移動がしやすいということで、斜路でそのまま上っていけるよという御要望もございました。その中で役場のほうで答えさせていただいたものは、通常有事のときでございますので、車椅子で来るといったときについては、そういう方はそこで車椅子で階段のところまで来られるかもしれませんが、そこからは若い方か何かにおぶってもらって上がったほうが時間的にも早いんじゃないかということで、今のところは斜路は計画しておりませんというお話をさせていただきました。

ただし今後、避難訓練をやった段階とか、地元の方からやはり車椅子で避難訓練やるだけ出てくるよと、やっぱりそれがあつたほうが便利だよと、それないと活用しにくいということならば、さらに追加するような部分もそれは今後検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

ということは、階段もその部分でございますので、そこまで行く経路につきましても同じく車椅子で来られなければ、階段が乗れないということでございますので、その辺については今後の利用形態を考えていきたいと、ただタワー自体は、有事のときのところでございますのでそれとその考え方と、あと平時もタワーの部分には先ほどもまた御質問ありましたように公園の部分につきましても、公園と一体的な機能を持つというような形で、上のほうにも乗られる方がいるだろうと、そういう部分については利用形態の中で考えていきたいというふうに思っています。

今回のこの条例のもとになっておりますバリアフリー法につきましても、高齢者とか障害者が移動しやすいということで、もともと高齢者でも、我が町の高齢者は皆さん元気なもので、若者より移動もしやすいと思いますが、移動に対していろんなバリアがあるということ解消しようとするのでございますので、利用者がそういうような高齢者なり、身障者の利用がないようなところでそういう設備をつくっても投資効果的には余り効果が出ないというものがございまして、利用形態等を勘案しながら検討をしていかなきゃいけないという課題は感じてございますが、今回のタワーの整備につきましても、そこまで今のところ機能を付加するということは考えていないということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ちょっと確認です。

避難タワーそのものにスロープをつけるという話は理解しています。その階段の下まで車椅子で行くというのは大前提だと思うので、そこが円滑に入れるような施設、設備、傾斜をつけるということまではやるんですねという確認です。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今回の御質問はタワーの階段の歩道のところまでということですね。ただ有事の場合は、御承知のように液状化して当町ございます。液状化しますと、大きいところでは1メートルぐらい下がるということがございますので、それを液状化しないという前提ならば、いろんな部分はあると思いますが、液状化することになれば、何を対策するかということになれば、液状化すればマンホールが上がってきたりとか、いろんなものがございまして、通常の部分につきましては、タワーに行くという分については段差がないというような、もし段差があるとしてもそこはちょっと抱えてもらうという形になるかと思えます。基本的には、タワーのところで避難訓練でタワーまで車椅子で来られる方がいるということは、そこまで車椅子で来るということでございますので、それにはそこで支障になった箇所があるというならば、その段差を解消するか、幅員を幅を広くするか、そういうことは検討していかなければいけないというふうに感じています。

○4番（平野 積君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第30、第15号議案 吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

いただいた資料、ナンバー2号議案のナンバー13の中に、一つは町道の構造の技術的基準を定める規則、この27ページには移動等円滑化のための必要な町道の構造に関する基準、同じ10号議案の中に二つある、その一つの役割とか意味をそれぞれちょっとお願いをいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、規則の中に二つのものがあるということで、その質問でございますけれども、まず今回条例を制定するに当たりましては、道路法の第30条第3項及び第45条第3項、それからもう一つの高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の第10条第1項及び第2項の規定に基づきまして、今回、町の管理する町道の構造の技術的基準について条例で定めたということでありまして、その道路法と高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のほうの参酌した法令のほうが違うものを使っているということでありまして、資料のナンバー13の1ページの規則のほうでは、これは一般の道路、こういうもの道路法に基づく道路を基準に照らし合わせてつくっているということです。

27ページのこちらの規則につきましては、先ほどから言っていますように移動等の円滑化のため、こちらのほうのものの基準を照らし合わせてつくっているものであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ちょっと話をさせていただいた中で、特定道路ということが多分後のほうの27ページの円滑化の道路ということだったですけれども、それは吉田町には今この27条に規定する特定道路というものは存在はしていないわけですね。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 特定道路とはですけれども、特定道路とは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第9項の政令で定める道路でありまして、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者の移動が、通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したのものになるということで、国土交通大臣が指定したものが特定道路というものになります。

それで、吉田町におきましては、現在はその特定道路というものはございません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） よくわかりました。

そうすると、現在吉田町これから1ページのほうの基準について、お尋ねをします。

この条例の中に道路法の第3種第5級とか、第4種第4級の道路というものが入っていないんですけれども、ちょっと調べまして道路構造条例の中に、それを特定する文言がありまして、第3第5級、これは市町村道での山地部での道路、第4条第4種の道路が市町村に関係する1日当たりの通行量が500台以下の計画道路、通行量の計画をしている道路ということです。

そうすると、吉田町にこの中で当てはまるというものはまさに今言った第4種4級の道路ということになります。そのときに、吉田町の条例を定めるときに今この表の中にその文言がうたって表としては出ていないんですね。構造条例の中には出ていますけれども、それを見ればそれでわかるよということなんですけれども、これは吉田町に関しての道路ですので、入れる必要があると思うんですけれども、その辺の見解はどうですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、議員さんのほうから1ページにというお話がありましたので、1ページを捉えてちょっとお話しさせていただきます。

この1ページの表につきましては、これは車線を定める表であります。車線を定めるに当たって、設計基準の交通量によって車線数が変わるというものであります。

先ほど、議員さんが言っているように、4種4級、3種5級これらの道路につきましては、車線数としては1車線というのは決まっておりますので、2車線以上になる道路はこういうぐあいに交通量によって決まっていますよということのをうたっているものですから、もとも

ともう1車線だと決まっているものには、ここ載せる必要がないということで、そういうことになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） そういう理由をお伺いしましたけれども、吉田町に今回の認定した道路とかありますよね。そういう道路というのは、ほとんどこの表に1車線道路がほとんど占めていますよね。その中で、町の道路の規則をつくるに当たっては、やっぱり町の道路の基準がしっかり入っていかんと思うんですよ。その辺で言ったわけですけども、その辺入れるような、この中にプラスするような気持ちというのはないですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ちょっと質問がわかりにくかったですけれども、この1ページの表の中に入れるという意味ですか。それとも、先ほど言われたようにそういう3種5級、4種4級が全然出てこないから、どこかに入れろというような意味でしょうか。要は区分を入れろというような意味でしょうか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 理由はどこでもいいんです。要するにそれが特定できるものが欲しいということです。それはそれでちょっと考えてください。

それから、その後に2ページの5、そのところにまさに今の道路が4メートルであるものとするで限定されています。そして、狭くなる部分にはやむを得なければ3メートルと、ところが実際には道路そのものが、何ていうんですかね、本当は原則論じゃないといかんと思うんですけども、要するに都市計画法の道路であるとか、基準法の道路であるとか、そういうことの整合性って不合理性が限定しちゃうと、実際には6メートル道路が吉田町は多いわけじゃないですか、そうするとその部分で、この条文に関してこれでなぜこれが4メートルに限定しちゃったかなというのがちょっと疑問なもんですから、その辺をぜひ調べてありましたら。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 最初の話ですけども、載せる気があるかないかというものですけれども、こちらのほうは一応この規則のほうはこれで網羅できているものと考えておりますので、載せるという気持ちはありません。というのも、道路の区分については政令で定めるという決まりがありますので、条例規則の中で定める必要はないというふうを考えておりますので、載せるというつもりはありません。

それから、6メートル道路が多いじゃないかという話でありますけれども、通常道路法に

定められている道路であれば、ここに今回の規則にのっとったような形の中で整備をしていきます。そうしたときには、6メートル道路というのが何種何級になるのか、ちょっとそこら辺は今わからないんですけども、6メートルの道路でも、同じ道路でも法が違ふ、都市計画法に基づいた道路等もあります。それにつきましては、当然都市計画の中でやっている話ですので、何種何級と違って、そういうものではありません。ただ、道路としては見た目は何も変わるものじゃないですので、通常に一般的に使われる道路でありますので、使用に対しては全然問題はないと思っていますけれども、ただ、4メートルだよという規定があって、なおかつ道路構造令の区分の中で、3種5級、4種4級について交通量は500以下という話の中で、多分500以下のところでも広いところがあるんじゃないかという話かなと今思っていますけれども、その話でありましたら、ちょっと道路構造令の中の解説と運用というものがあまして、そこをちょっと調べてみましたら、第3種または第4種の道路で幅員及び構成を決めるに当たっては、標準幅員を考慮して定めるものとする。ただし、地域の状況または交通の状況により、これによりがたい場合においてはこの限りでないというものがありましたので、全て4メートル、3種5級、4種4級は4メートルじゃなけりゃだめ、または3メートルじゃなければだめということはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もちろんその思いで言ったわけですね。そうすると今の中にまさに標準4メートル、それを入れておかないと不合理性が出るんじゃないですかということなんで、その辺で何かありますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいま言われたように、2ページというお話になると思いますので、2ページの話の中ではあくまでこれは4メートルとするものとするというものこちらの参酌している法のほうでも、要は道路法条例ですけども、そちらのほうでもそのような形でうたってありますので、これでいいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の件、2ページの5番のところ、3種5級または4種4級道路ということですが、これは前提としまして、1ページのところの3というところで見ただくとわかりますようには、前項に規定する道路以外の道路、3種5級及び4種4級の道路を除くということでございます。何を言いたいかということ、3種5級とか4種4級は1車線ですよということなんです。ほかのところは複数の2車線なり4車線あります。そのところの幅員は、これは車道の幅員です。道路の幅員ではありません。車道の幅員が4メートルです。その両側に路肩というものがあります。ですから、基本的には1車線でいいですよ。

交通量が少ないから、しかし車の通れるところは4メートルをとりましょうというのが今回の規定にしております。

そのほかに、路肩ということで、それを50センチとるのか、1メートルとるのかというのはまだ今後の運用になってくるということでございますので、道路の幅が全部4メートルになってしまう、あとは特別なところは3メートルになってしまうということは、車が走れるところが本来ならばそのところは外側線っていう白いラインを引くんですけれども、今白いラインも引いていないようなところもございますけれども、基本的には車道というところと、歩道、路肩分離しないといけないという基本的な原則はございますけれども、その車道というところが4メートルだということで御理解を、ですから、そのほかの路肩というところでそれを1メートルずつとれば基本的には舗装しているところは6メートルになるということになりますので、今回の規定としては、車道として車の走れるところは4メートルにしようという基準でございますので、今までの役場がやってきた今までの考え方と大きくは変わってこないということだということで御理解いただければと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 現実的に吉田の町にある道路を見てみると、4メートルというか結構そういう部分があるもんですから、先ほど考察の中でちょっと言われた標準4メートルとするという、標準という部分があればもっと運用が楽になるんじゃないかなという意識で質問をしました。理由は分かりましたので、一応これで終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

先ほど聞いたのとちょっと関連してしまうんですが、バリアフリーとの兼ね合いで、この条例を見ますと町道の構造の技術的基準等を定める条例ということで、道ばかりじゃなくて排水路とか、横断歩道橋とか、その他町道構造に関する主要な事項ということで書かれているわけで、今国交省のほうで吉田町のモデルという形で避難タワー工作物ということで新たなことになるわけでございますので、目的が津波避難タワーでございますので、十分わかっているんですけれども、こういった基準を設けるに当たって立体横断施設28ページ、参考資料ナンバー13なんかでいきますと、必要な措置をとらなきゃならないということで、なっているものですから、そこについてちょっと確認したいんですけれども、津波避難タワーというのは、この町道の構造の中に含まれると町道のところにつくりますので、含まれると思うんですが、どういった解釈ですればよろしいんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 多分、K、Lについてのお話になると思いますけれども、

K、Lについては、兼用工作物という形でやっておりますので、まさにこの28ページの立体横断施設の部分に当てはまる施設になると思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 当てはまるんですか。当てはまるとなると、ここでバリアフリー法は今までありましたけれども、私は今パブリックコメントをして、4月1日から全国に先駆けて吉田町モデルの津波避難タワーのモデルが新たな道路交通法とかいろんなものの中ですら別枠扱いにするから、このバリアフリー法には当たらないよということで、今検討委員会、理事も出席されています検討委員会のほうでどういった扱いにするかということで消防とか警察とか国交省とか県とか、いろんな方々が集まって該当しないようなことで苦労されたのかなと思ったんですけども、今の課長の判断だと立体横断施設に当てはまるとなると、今回のこの規則が当てはまりますと、傾斜路はもちろんつくらなきゃならないし、エレベーターとかそういったものも手当てしなきゃならないよということになりますと、今回これが施行してしまいますと、いろんな方がいらっしゃいますので、この施設はバリアフリーとれていないんじゃないか。いかがなものかということになったときに、我々議会としてもそれを承知で認めるわけにはいかなくなりますので、もう一度確認したいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、先ほどちょっと山内議員のときに回答しましたこととダブってしまいますけれども、今回のこの条例の制定につきましては、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定では、道路管理者は特定道路の新設または改築を行うときは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例で定める基準に適合させなければならないと規定してあります。

今言いました特定道路とはですけれども、特定道路の新設または改築とありますけれども、この特定道路とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第9項の政令で定める道路で、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われているものであって、国土交通大臣がその路線及び区域を指定したのになっております。

そういうことで、現在吉田町では特定道路というものが存在しない状態でありまして、また今後、国土交通大臣により指定されて、特定道路というものが出てくれば、そしてなおかつそこにタワーが設置するよということであれば、言われたようにエレベーターなり、傾斜路を設けていかなければなりませんけれども、現在のところでは特定道路の指定がないということで、これは該当しないというふうに考えております。

以上です。



○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、町内には特定道路がないから、そうするとそもそもこの規則もつくる必要がないということですね。特定道路がないということ。

ちょっとずれちゃう、確認なんですけれども、新たなモデルということで、全国に先駆けて津波避難タワーが工作物ということでいろんなさまざまな法律をクリアする形で策定されたものですから、私の認識としては立体横断施設ではなくて、新たな津波タワーという認識でこの中の条例の中に(11)で津波避難タワーというこの文が出れば、それはそういったものではないですよというところまで、全国に先駆けてつくる施設をつくる町が、今度新たに町道の構造に関する基準を設けるわけでありますから、そういったものを加味したもので新たなものをつくるべきではないかなといった観点の質問なんですけれども、ちょっとこれ理事にちょっと確認したいんですけれども、あくまでも立体横断施設という認識で今度の町道をまたぐ形での施設というのは、そういった認識でよろしいんですか。それとも構築物であるとか、工作物であるとか、いろんなことがあるんですけれども、特定道路ではないからその限りではないということで切られちゃいましたけれども、認識としてそこだけ確認させてください。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） まず今のところのいろんなご質問の中で、ちょっと2点ちょっと整理をしないといけないと思います。

まず一つの定理は、今回のこの条例制定に関連する規則の部分で、今28ページのところを言っておられるかと思います。ここに立体横断施設という定義がございます。ここの立体横断施設は、先ほど都市建設課長が述べましたように、特定道路の中に建てる立体横断施設に対しては、こういうような基準を設けましょうよということでございます。

先ほど、この特定道路は吉田町にはないから、横断施設が万が一あったとしてもこの規則には該当しないよというようなお話をさせていただいた。

もう一つの御質問の中で、では今つくっているタワーは立体横断施設かどうかということでございますが、今建設をしていますK、Lにつきましては、中央幹線の上につくっておるということでございます。それは、兼用工作物という扱いをさせていただいております。兼用工作物は、この立体横断施設と津波施設を両方の機能を持ったものということでございますので、部分的なところは立体横断施設のような機能がございます。あわせて、避難施設というあわせを持った機能ということでございますので、端的に言えば立体横断施設でもあるし、避難施設でもあるということでございます。

もう一つ今、榛南幹線の上にも2基建設を予定しているということで、これ県が管理するところですが、そこにもう今建設を予定しているというようなお話をさせていただいていると思いますが、その部分につきましては、避難施設ということで、県道の榛南幹線の上に

専用させていただこうと思っております。その場合は、立体横断施設ではございません。専用する津波避難施設でございます。

先ほど、議員からの御質問では立体横断施設に当たるような部分で役場でこういうような基準をつくるならば、横断施設ならばそれなりの対応をしたバリアフリーにもある程度配慮した施設をつくるべきではないかというような御質問もございました。それにつきましては、先ほど別なところでも御回答させていただきましたように、実際この施設を利用される方にバリアフリー法の趣旨のような対象になるような方が御利用されるとか、そういうような部分でしたら、そういうの配慮する必要があるということはございますが、そういう配慮が必要な路線につきましては特定道路ということの指摘になってきてございますので、今回のタワーの建設に対しては、このバリアフリー法に関する移動の円滑化に対する配慮するような構造については、今のところ検討していないということでございます。今のところ町道上で対応する今のK、Lにつきましては立体横断施設という部分には当たるということを御説明させていただきたいということでございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第31、第16号議案 吉田町が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第32、第17号議案 吉田町営住宅等整備基準に関する条

例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第33、第18号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第34、第35号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第35、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で平成25年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては、当局が提出いたしました大型補正予算、それから25年度の予算、ほかにもたくさんございましたけれども、議決をしていただきまして本当に感謝しております。

閉会の挨拶は私の最後の議員の皆様に対してそれぞれの定例会でお話し申し上げる機会でございますので、2点ほど議会の皆様をお願いしたいことがございます。

教育委員の同意について浅井氏を議決していただきました。しかしながら、議会の皆様からはうんでもなければすんでもないと、そのまま議決としていただきました。それはそれで議会の皆様の意思ですから、それはそれで私のほうから言うことはありませんけれども、はっきり申し上げて浅井氏の選任には本当に苦勞いたしました。クロダ氏の同意を求めたときに、議会のほうでは枝村議員の75歳以上の人間のボンコツ説と、それから藤田議員から在職が10年を超すと、その理由だけで他に理由はございませんでした。それがそもそも、不同意の合理的な理由なのかとまず誰もが思いません。私も当然のことながら教育委員をお願いに参りました。しかしながら、ことごとく断られました。

これ皆さんにも1回生の議員は御存じありませんけれども、前の議会において、中山三星建材の工場跡地の件で議会が監査委員に監査を求めました。そのときに、八木ノブカツ前の議員が利害を調整する権限ということで、監査報告をやりました。利害を調整する権限、監査委員に利害を調整する権限などはありません。そのときに議会で八木ノブカツ議員に利害を調整する権限ということについて説明を求めました。しかしながら、否決をされました。それと同じことが結果として監査委員をお願いしたときにことごとく断られました。はっきり申し上げて、とてもではないけれども、こんな理由でもって監査委員を引き受ける話に乗るわけにいかないと、そもそも引き受けるとか、引き受けないの段階ではなく、そもそも話には乗れないとこう言われました。皆さんが理由を求めないからです。なぜ、監査委員に利害を調整する権限を説明する、その動議を否決するのかと、そのことは皆さんは互助会じゃありませんか。要はかばったわけです。臭い物にふたをしたわけです。

そういうようなことが今回の教育委員の場合も同じようなことが起きたわけです。はっきり申し上げて、町民の皆様には教育行政の停滞を招いたことは申しわけないと思っております。しかしながら、その原因は皆様にあるじゃないですか。説明をされない。説明をされないということは、結果として私は新たな教育委員を探していかなきゃなりませんけれども、行ったときに、理由がわからない、普通の一般の人にしてみたら議会とは怖いものですよ、はっきり言って、私だっていますけれども、議会のいわゆる間はいろいろ緊張しますよ。皆様、議決権というのを持っていますから。いざという場合には否決することができますから。否決する場合は、当然説明をしていただきたい。説明をしないばかりに、教育委員の選任

がおくれ、教育行政の停滞を招いたわけですから、皆様に責任がありますよ。

だから今、皆さん議会基本条例をつくっておりますけれども、ぜひともその1項に、否決をした場合は説明をするということを入れていただきたい。結果として、町政に停滞を来します。議会の皆さんも町政の円滑な進行のためにはぜひとも否決したような場合には、その説明をしていただきたいと、その説明があれば合理的な説明があれば、当然当局は議会の意思は尊重して次の行動に移りますけれども、次の行動に移りたくても移れない状況が今回起きたわけですので、ぜひともそれについては改めて議会の皆様をお願いしたいと思っております。否決をする場合は、その合理的な説明をしていただきたい。

2点目は、たしか12月議会だと思っておりますけれども、平野議員のほうから例の避難タワーの最初は6基、がいわゆる3基でもって金額を使い果たしてしまったと、あとどうしますかと、そのときの私の答えは東京から持ってきますよ、21億3,800万持ってまいりましたよ。いわば首長の仕事というものは、問題が起きた場合、当然のことながら津波防災町づくりであれば、津波防災町づくりという理念のもとで、事業構想を描き、私の部下にさまざまな計画をつくらせ、必要なお金を算定させ、必要なお金については中央に行って調達してくる。それが仕事ですよ。トップはそれができなきゃ何の意味もありませんから。

しかしながら、議会の皆様は、皆様きょうの新聞御存じだと思いますけれども、国土交通省が昨日全国の土地の公示価格を発表しました。静岡県では恐らく沿岸だと思いますけれども、牧之原市が6.2%、吉田町6.0%、下落率のワーストワンが牧之原市で吉田町が2番目です。単純な話、吉田町の資産が減っているわけですよ、この最大の原因というものがいわば東日本を襲ったあの津波の影響です。単純な話、南海トラフであり、そういうものの影響でございます。

私は議会の皆様にかねがね申し上げていることですが、津波防災町づくりというのは、津波避難タワーの建設というものは入り口にしかすぎないと、出口は当然のことながら外周防御、すなわち吉田町でいえば大井川の堤防のかさ上げ、それから防潮堤のかさ上げ等を全てやらないことには、基本的には長期的にこの町は低落していくだろうと申し上げております。今申し上げたことは、暴風雨の中で針の穴に糸を刺すくらい難しいものです。皆さんどういふことを言っているかわかりですよ。東北ではレベルワンの防潮堤の整備が進んでおります。国も県も基本的にはレベルワンです。100年から150年のいわば津波に対して防潮堤を整備しますよと。ということは単純な話千年に一度の津波が来たときは、この町は壊滅的な打撃を受けるということです。それに抵抗するには防潮堤のかさ上げしかほかにすべはないんですよ。それをこれから私はやろうと思っております。暴風雨の中で針の穴に糸を通す、この作業です。

そのときに議会の皆様のこの津波防災町づくりに対する意思というものがほとんど出ない。単純な話、当局、私が皆様に出しますことについて、さまざまな質問をします。それはそれで結構でしょう。しかしながら、議会の皆様がこの東日本大震災以降に訪れた吉田町に降りかかってきた問題というものが、吉田町が吉田村から百二十数年たちますけれども、最大の



危機を今迎えているわけですね。それについて議会の皆様の意思が一つも出てこない。単純な話、防潮堤はレベルワンでいいのかと。大井川の堤防はかさ上げしなくてもいいのかと。それから坂口谷川に今後設けられる水門というものは、単純な話、第3次被害想定でいいのか。これから、湯日川にかかっている水門は第3次被害想定ですけども、あのままでいいのか、一切議会からはそういうふうな津波防災町づくりの根幹にかかわる問題について意思表示がない。

私は町に出かければ、町民の皆様は叱咤し、激励します。叱咤だけではなくて激励もしてくれます。ありがたいと思っています。しかし、議会の皆様から出てくるのは叱咤だけ、激励はありません。別に、町民の皆様が私に対して激励する。そういうようなことを議会の皆様には求めておりません。今申し上げたようなこと、すなわち議会が津波防災町づくりの根幹にかかわる部分について、意思を何ら示さない。議会の皆様、この津波防災町づくりをどんなふう考えているのか、非常に私は疑問に思っております。意思を示していただきたい。

しかしもう時期は過ぎましたけれども、はっきり申し上げて、これら全て自分の命にかえてもやらなきゃならないと思っています。本当に東京詣で、東京行脚というものが本当にこれから続きます。恐らく、たった一つ、やれるだけの方策があります。これどなたにも教える気はありませんけれども、これ以外にほかに方策はないというの持っています。それでもやるしかないんです。徹頭徹尾その秘策を押ししていくと。永田町の政界、それから霞が関の官界、場合によって大手町も行かなきゃなりません、経団連にも行かなきゃなりません。ありとあらゆる自分がこれまでの人生の中で培ってきたものを全て使ってやりたいと思っています。孤軍奮闘でございますけれども、私が21億3,800万持ってまいりました。この町の事務能力の限界です。はっきり申し上げて。もう本当に事務方はアップアップです。しかしながら、やらなきゃならない。だから私は事務方に対しては、叱咤激励します。やれと。町民が求めている以上、やれと。そういうふうな状況でございます。ぜひとも議会の皆様も津波防災町づくりというものをどのようにお考えになるか、根幹に触れる部分については、ぜひとも意思を示していただきたかったというのが私の気持ちでございます。いただきたかった、過去でございます。

以上でございます。

また、6月にお会いしますけれども、そのときまでどうぞお元気で。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） 本日ここに平成25年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月1日以来22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

最後に議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしません。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成25年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時45分